

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（8 月 2 5 日）（金曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 6 号 令和 4 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 7 号 公益社団法人日置市農業公社令和 4 年度決算及び令和 5 年度事業計画の報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
日程第 7 報告第 8 号 令和 4 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 1
日程第 8 報告第 9 号 令和 4 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 1
日程第 9 報告第 1 0 号 令和 4 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 1 0 承認第 5 号 専決処分（令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号））につき承認を求めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 1 1 議案第 4 5 号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について	1 2
永山市長提案理由説明	1 2
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 3
日程第 1 2 議案第 4 6 号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	1 3
永山市長提案理由説明	1 3
上総務企画部長兼総務課長	1 3
日程第 1 3 議案第 4 7 号 日置市営住宅条例等の一部改正について	1 5
永山市長提案理由説明	1 5
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 5
日程第 1 4 議案第 4 8 号 日置市立学校設置条例の一部改正について	1 6
永山市長提案理由説明	1 6

久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	16
日程第15 議案第49号 日置市火災予防条例の一部改正について	17
永山市長提案理由説明	17
福山消防本部消防長	17
日程第16 議案第50号 令和5年度日置市一般会計補正予算(第5号)	18
日程第17 議案第51号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	18
日程第18 議案第52号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	18
日程第19 議案第53号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	18
日程第20 議案第54号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	18
日程第21 議案第55号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	18
日程第22 議案第56号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	18
日程第23 議案第57号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	18
日程第24 議案第58号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算(第1号)	18
永山市長提案理由説明	19
休 憩	21
日程第25 認定第1号 令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	21
日程第26 認定第2号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	22
日程第27 認定第3号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	22
日程第28 認定第4号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	22
日程第29 認定第5号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	22
日程第30 認定第6号 令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	22
日程第31 認定第7号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	22
日程第32 認定第8号 令和4年度日置市水道事業会計決算認定について	22
日程第33 認定第9号 令和4年度日置市下水道事業会計決算認定について	22
永山市長提案理由説明	22
日程第34 請願第1号 骨髄等移植ドナー支援に関する請願	26
日程第35 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度	

政府予算に係る意見書採択の請願について	26
散 会	26

第2号(9月1日)(金曜日)

開 議	30
日程第1 一般質問	30
山口政夫君	30
永山市長	30
山口政夫君	31
上総務企画部長兼総務課長	32
山口政夫君	32
濱崎地域づくり課長	32
山口政夫君	32
濱崎地域づくり課長	33
山口政夫君	33
濱崎地域づくり課長	34
山口政夫君	34
上村企画課長	34
山口政夫君	34
濱崎地域づくり課長	35
永山市長	35
山口政夫君	35
濱崎地域づくり課長	36
山口政夫君	36
山口政夫君	37
永山市長	37
下園和己君	37
永山市長	38
下園和己君	38
入佐介護保険課長	38
下園和己君	38
入佐介護保険課長	39

	下園和己君	3 9
	永山市長	3 9
	下園和己君	3 9
休	憩	4 0
	佐多申至君	4 0
	永山市長	4 0
	奥教育長	4 0
	佐多申至君	4 1
	中鉢学校教育課長	4 1
	佐多申至君	4 1
	中鉢学校教育課長	4 1
	佐多申至君	4 1
	中鉢学校教育課長	4 1
	佐多申至君	4 1
	中鉢学校教育課長	4 2
	佐多申至君	4 2
	中鉢学校教育課長	4 2
	佐多申至君	4 2
	中鉢学校教育課長	4 2
	佐多申至君	4 2
	中鉢学校教育課長	4 2
	佐多申至君	4 2
	中鉢学校教育課長	4 2
	佐多申至君	4 3
	中鉢学校教育課長	4 3
	佐多申至君	4 3
	中鉢学校教育課長	4 3
	佐多申至君	4 3
	中鉢学校教育課長	4 3
	奥教育長	4 3
	佐多申至君	4 4
	奥教育長	4 4
	佐多申至君	4 4

永山市長	4 4
佐多申至君	4 4
中鉢学校教育課長	4 4
佐多申至君	4 4
中鉢学校教育課長	4 5
佐多申至君	4 5
中鉢学校教育課長	4 5
佐多申至君	4 5
中鉢学校教育課長	4 5
佐多申至君	4 5
中鉢学校教育課長	4 6
佐多申至君	4 6
奥教育長	4 6
永山市長	4 6
佐多申至君	4 6
奥教育長	4 7
休 憩	4 7
山口初美さん	4 7
永山市長	4 8
奥教育長	4 9
山口初美さん	4 9
宮前健康保険課長	5 0
山口初美さん	5 0
宮前健康保険課長	5 0
山口初美さん	5 0
宮前健康保険課長	5 0
山口初美さん	5 0
中鉢学校教育課長	5 1
山口初美さん	5 1
中鉢学校教育課長	5 1
山口初美さん	5 1
永山市長	5 1

山口初美さん	5 1
宮前健康保険課長	5 1
山口初美さん	5 2
宮前健康保険課長	5 2
山口初美さん	5 2
宮前健康保険課長	5 2
山口初美さん	5 2
宮前健康保険課長	5 3
山口初美さん	5 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 3
山口初美さん	5 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 3
山口初美さん	5 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 4
山口初美さん	5 4
永山市長	5 5
山口初美さん	5 5
上村企画課長	5 5
山口初美さん	5 5
上村企画課長	5 5
山口初美さん	5 5
上村企画課長	5 5
山口初美さん	5 5
上村企画課長	5 6
山口初美さん	5 6
上村企画課長	5 6
山口初美さん	5 6
上村企画課長	5 6
山口初美さん	5 6
永山市長	5 6
散 会	5 6

第3号（9月4日）（月曜日）

開 議	6 0
日程第1 一般質問	6 0
是枝みゆきさん	6 0
永山市長	6 0
奥教育長	6 2
是枝みゆきさん	6 2
東財政管財課長	6 2
是枝みゆきさん	6 2
東財政管財課長	6 2
是枝みゆきさん	6 2
東財政管財課長	6 2
是枝みゆきさん	6 3
東財政管財課長	6 3
是枝みゆきさん	6 3
東財政管財課長	6 3
是枝みゆきさん	6 3
東財政管財課長	6 3
是枝みゆきさん	6 4
松岡社会教育課長	6 4
是枝みゆきさん	6 4
松岡社会教育課長	6 4
是枝みゆきさん	6 4
東財政管財課長	6 5
是枝みゆきさん	6 5
東財政管財課長	6 5
是枝みゆきさん	6 5
松岡社会教育課長	6 5
是枝みゆきさん	6 5
松岡社会教育課長	6 6
是枝みゆきさん	6 6
奥教育長	6 6

是枝みゆきさん	6 6
奥教育長	6 6
是枝みゆきさん	6 7
松岡社会教育課長	6 7
是枝みゆきさん	6 7
松岡社会教育課長	6 7
是枝みゆきさん	6 8
松岡社会教育課長	6 8
是枝みゆきさん	6 8
松岡社会教育課長	6 8
是枝みゆきさん	6 8
奥教育長	6 8
永山市長	6 8
是枝みゆきさん	6 9
松岡社会教育課長	6 9
是枝みゆきさん	6 9
松岡社会教育課長	6 9
是枝みゆきさん	6 9
松岡社会教育課長	6 9
是枝みゆきさん	6 9
奥教育長	7 0
是枝みゆきさん	7 0
坂上福祉課長	7 0
是枝みゆきさん	7 0
坂上福祉課長	7 1
入佐介護保険課長	7 1
是枝みゆきさん	7 1
永山市長	7 1
是枝みゆきさん	7 1
坂上福祉課長	7 1
是枝みゆきさん	7 1
永山市長	7 1

休 憩	7 2
福元 悟君	7 2
永山市長	7 2
福元 悟君	7 3
濱崎地域づくり課長	7 3
福元 悟君	7 3
濱崎地域づくり課長	7 4
福元 悟君	7 4
永山市長	7 4
福元 悟君	7 4
濱崎地域づくり課長	7 5
永山市長	7 5
福元 悟君	7 5
濱崎地域づくり課長	7 5
福元 悟君	7 6
濱崎地域づくり課長	7 6
福元 悟君	7 6
濱崎地域づくり課長	7 7
福元 悟君	7 7
永山市長	7 8
福元 悟君	7 8
永山市長	7 8
福元 悟君	7 8
永山市長	7 9
福元 悟君	7 9
濱崎地域づくり課長	7 9
福元 悟君	7 9
濱崎地域づくり課長	7 9
福元 悟君	7 9
永山市長	8 0
福元 悟君	8 0
永山市長	8 0

宮前健康保険課長	8 6
重留健朗君	8 6
宮前健康保険課長	8 6
重留健朗君	8 6
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 6
重留健朗君	8 6
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 7
重留健朗君	8 7
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 7
重留健朗君	8 7
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 7
重留健朗君	8 7
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8 7
重留健朗君	8 7
田代商工観光課長	8 7
重留健朗君	8 8
田代商工観光課長	8 8
重留健朗君	8 8
田代商工観光課長	8 8
重留健朗君	8 8
田代商工観光課長	8 8
重留健朗君	8 8
田代商工観光課長	8 8
重留健朗君	8 8
田代商工観光課長	8 8
重留健朗君	8 8
田代商工観光課長	8 8
重留健朗君	8 9
田代商工観光課長	8 9
重留健朗君	8 9
田代商工観光課長	8 9
重留健朗君	8 9
田代商工観光課長	8 9
重留健朗君	8 9

	田代商工観光課長	8 9
	重留健朗君	8 9
	田代商工観光課長	8 9
	重留健朗君	9 0
	田代商工観光課長	9 0
	重留健朗君	9 0
	田代商工観光課長	9 0
	重留健朗君	9 0
	田代商工観光課長	9 0
	重留健朗君	9 0
	田代商工観光課長	9 1
	重留健朗君	9 1
休	憩	9 1
	池満 渉君	9 1
	永山市長	9 2
	池満 渉君	9 3
	永山市長	9 3
	池満 渉君	9 3
	永山市長	9 4
	池満 渉君	9 4
	上村企画課長	9 4
	池満 渉君	9 5
	上村企画課長	9 5
	池満 渉君	9 5
	永山市長	9 6
	池満 渉君	9 6
	上村企画課長	9 6
	池満 渉君	9 6
	上村企画課長	9 6
	池満 渉君	9 6
	永山市長	9 6
	池満 渉君	9 7

上村企画課長	97
池満 渉君	97
永山市長	98
池満 渉君	98
田代商工観光課長	98
池満 渉君	98
田代商工観光課長	99
池満 渉君	99
横枕東市来支所長	99
池満 渉君	99
横枕東市来支所長	99
池満 渉君	99
永山市長	99
池満 渉君	100
横枕東市来支所長	100
池満 渉君	100
永山市長	101
散 会	101

第4号（9月5日）（火曜日）

開 議	106
日程第1 一般質問	106
坂口洋之君	106
永山市長	107
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	108
坂口洋之君	108
永山市長	109
坂口洋之君	109
上村企画課長	109
坂口洋之君	109
上村企画課長	109
坂口洋之君	110

上村企画課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
上村企画課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
上村企画課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
上村企画課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
永山市長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
上村企画課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
上村企画課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
上村企画課長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
永山市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
永山市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 3
永山市長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
濱崎地域づくり課長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
濱崎地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
濱崎地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
濱崎地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 5

永山市長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
濱崎地域づくり課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
濱崎地域づくり課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
永山市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 6
永山市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 7
永山市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
永山市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
上村企画課長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
永山市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
田代商工観光課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
田代商工観光課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 9
田代商工観光課長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
永山市長	1 1 9
休 憩	1 1 9
黒田澄子さん	1 2 0
永山市長	1 2 1
奥教育長	1 2 2
黒田澄子さん	1 2 2
福山消防本部消防長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3

福山消防本部消防長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
福山消防本部消防長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
永山市長	1 2 4
黒田澄子さん	1 2 4
坂上福祉課長	1 2 4
黒田澄子さん	1 2 5
坂上福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
坂上福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
坂上福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
坂上福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
坂上福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
坂上福祉課長	1 2 6
黒田澄子さん	1 2 6
坂上福祉課長	1 2 6
黒田澄子さん	1 2 6
坂上福祉課長	1 2 6
黒田澄子さん	1 2 6
坂上福祉課長	1 2 6
黒田澄子さん	1 2 6
坂上福祉課長	1 2 7
黒田澄子さん	1 2 7
坂上福祉課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
坂上福祉課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
坂上福祉課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
坂上福祉課長	1 2 8
休 憩	1 2 9

黒田澄子さん	1 2 9
坂上福祉課長	1 2 9
黒田澄子さん	1 2 9
坂上福祉課長	1 2 9
黒田澄子さん	1 2 9
永山市長	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 0
永山市長	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 1
永山市長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 1
宮前健康保険課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 1
宮前健康保険課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 1
中鉢学校教育課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 1
永山市長	1 3 2
漆島政人君	1 3 2
永山市長	1 3 2
漆島政人君	1 3 3
濱崎地域づくり課長	1 3 3
漆島政人君	1 3 3
濱崎地域づくり課長	1 3 3
漆島政人君	1 3 3
濱崎地域づくり課長	1 3 4
漆島政人君	1 3 4
濱崎地域づくり課長	1 3 5
漆島政人君	1 3 5
濱崎地域づくり課長	1 3 5
永山市長	1 3 5
漆島政人君	1 3 6

	濱崎地域づくり課長	1 3 6
	永山市長	1 3 6
	漆島政人君	1 3 6
	濱崎地域づくり課長	1 3 7
	漆島政人君	1 3 7
	永山市長	1 3 8
	漆島政人君	1 3 8
	濱崎地域づくり課長	1 3 9
	漆島政人君	1 3 9
	濱崎地域づくり課長	1 4 0
	漆島政人君	1 4 0
	濱崎地域づくり課長	1 4 0
	漆島政人君	1 4 1
	濱崎地域づくり課長	1 4 1
	漆島政人君	1 4 1
	永山市長	1 4 2
休	憩	1 4 2
	中村清栄君	1 4 3
	永山市長	1 4 3
	中村清栄君	1 4 4
	田代商工観光課長	1 4 4
	中村清栄君	1 4 4
	田代商工観光課長	1 4 4
	中村清栄君	1 4 4
	松岡社会教育課長	1 4 5
	中村清栄君	1 4 5
	田代商工観光課長	1 4 5
	中村清栄君	1 4 5
	松岡社会教育課長	1 4 5
	中村清栄君	1 4 6
	永山市長	1 4 6
	中村清栄君	1 4 6

馬場口こども未来課長	1 4 6
中村清栄君	1 4 6
馬場口こども未来課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
馬場口こども未来課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
馬場口こども未来課長	1 4 7
中村清栄君	1 4 7
永山市長	1 4 8
中村清栄君	1 4 8
馬場口こども未来課長	1 4 8
中村清栄君	1 4 8
馬場口こども未来課長	1 4 8
中村清栄君	1 4 9
馬場口こども未来課長	1 4 9
中村清栄君	1 4 9
馬場口こども未来課長	1 4 9
中村清栄君	1 4 9
永山市長	1 4 9
散 会	1 4 9

第5号（9月29日）（金曜日）

開 議	1 5 5
永山市長	1 5 5
日程第1 議案第46号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	1 5 5
重留総務企画常任委員長報告	1 5 5
日程第2 議案第47号 日置市営住宅条例等の一部改正について	1 5 6
下園産業建設常任委員長報告	1 5 6
池満 渉君	1 5 6
下園産業建設常任委員長	1 5 6
日程第3 議案第48号 日置市立学校設置条例の一部改正について	1 5 7
富迫文教厚生常任委員長報告	1 5 7

山口初美さん	1 5 8
福田晋拓君	1 5 8
日程第 4 議案第 5 0 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算 (第 5 号)	1 5 9
日程第 5 議案第 5 1 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 9
日程第 6 議案第 5 2 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 9
日程第 7 議案第 5 3 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 9
日程第 8 議案第 5 4 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 5 9
日程第 9 議案第 5 5 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 9
日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 9
日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 5 9
日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 5 9
中村予算審査特別委員長報告	1 5 9
休 憩	1 6 4
日程第 1 3 認定第 1 号 令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	1 6 4
日程第 1 4 認定第 2 号 令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 4
日程第 1 5 認定第 3 号 令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 4
日程第 1 6 認定第 4 号 令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 5
日程第 1 7 認定第 5 号 令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 5
日程第 1 8 認定第 6 号 令和 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 5
日程第 1 9 認定第 7 号 令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 5
日程第 2 0 認定第 8 号 令和 4 年度日置市水道事業会計決算認定について	1 6 5
日程第 2 1 認定第 9 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定について	1 6 5
佐多決算審査特別委員長報告	1 6 5
山口初美さん	1 7 2
山口初美さん	1 7 3
山口初美さん	1 7 5

休 憩	1 7 5
福田晋拓君	1 7 5
下御領昭博君	1 7 6
池満 渉君	1 7 7
日程第 2 2 請願第 1 号 骨髄等移植ドナー支援に関する請願	1 7 8
富迫文教厚生常任委員長報告	1 7 8
日程第 2 3 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。）の部分	1 8 0
日程第 2 4 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。）の部分	1 8 0
富迫文教厚生常任委員長報告	1 8 0
山口初美さん	1 8 2
黒田澄子さん	1 8 3
坂口洋之君	1 8 4
是枝みゆきさん	1 8 4
山口初美さん	1 8 6
池満 渉君	1 8 6
坂口洋之君	1 8 7
日程第 2 5 議案第 5 9 号 伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結について	1 8 8
永山市長提案理由説明	1 8 8
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 8 8
日程第 2 6 議案第 6 0 号 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	1 8 9
永山市長提案理由説明	1 9 0
上総務企画部長兼総務課長	1 9 0
日程第 2 7 閉会中の継続調査の申し出について	1 9 0
日程第 2 8 所管事務調査結果報告について	1 9 1
日程第 2 9 議員派遣の件について	1 9 1

閉 会	1 9 1
永山市長	1 9 1

令和5年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
8月25日	金	本 会 議	予算・決算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
8月26日	土	休 会	
8月27日	日	休 会	
8月28日	月	休 会	
8月29日	火	休 会	
8月30日	水	休 会	
8月31日	木	休 会	
9月 1日	金	本 会 議	一般質問
9月 2日	土	休 会	
9月 3日	日	休 会	
9月 4日	月	本 会 議	一般質問
9月 5日	火	本 会 議	一般質問
9月 6日	水	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月 7日	木	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月 8日	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月 9日	土	休 会	
9月10日	日	休 会	
9月11日	月	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月12日	火	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月13日	水	委 員 会	予算・決算特別委員会分科会予備日
9月14日	木	休 会	
9月15日	金	休 会	
9月16日	土	休 会	
9月17日	日	休 会	
9月18日	月	休 会	敬老の日
9月19日	火	委 員 会	定例全員協議会
9月20日	水	委 員 会	予算・決算審査特別委員会

9月21日	木	休 会	
9月22日	金	委 員 会	議会運営委員会
9月23日	土	休 会	秋分の日
9月24日	日	休 会	
9月25日	月	休 会	
9月26日	火	休 会	
9月27日	水	休 会	
9月28日	木	休 会	
9月29日	金	本 会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 6号	令和4年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 7号	公益社団法人日置市農業公社令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告について
報告第 8号	令和4年度日置市継続費精算報告書の報告について
報告第 9号	令和4年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
報告第10号	令和4年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
承認第 5号	専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて
議案第45号	南薩地区衛生管理組合理約の変更について
議案第46号	日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議案第47号	日置市営住宅条例等の一部改正について
議案第48号	日置市立学校設置条例の一部改正について
議案第49号	日置市火災予防条例の一部改正について
議案第50号	令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）
議案第51号	令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第52号	令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第53号	令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
議案第54号	令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号	令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第56号	令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第57号	令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

- 議案第58号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結について
- 議案第60号 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 認定第1号 令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和4年度日置市水道事業会計決算認定について
- 認定第9号 令和4年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 請願第1号 骨髄等移植ドナー支援に関する請願
- 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。）の部分
- 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。）の部分

第 1 号 (8 月 2 5 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 6号 令和4年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 7号 公益社団法人日置市農業公社令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 8号 令和4年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 9号 令和4年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第10号 令和4年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	承認第 5号 専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて
日程第11	議案第45号 南薩地区衛生管理組合規約の変更について
日程第12	議案第46号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第47号 日置市営住宅条例等の一部改正について
日程第14	議案第48号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第15	議案第49号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第16	議案第50号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）
日程第17	議案第51号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第52号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第53号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第54号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第55号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第56号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第57号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第58号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25	認定第 1号 令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第 2号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第 3号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第 4号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 29 認定第 5号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 6号 令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 7号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 8号 令和4年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 33 認定第 9号 令和4年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 日程第 34 請願第 1号 骨髄等移植ドナー支援に関する請願
- 日程第 35 請願第 2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本会議（8月25日）（金曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

代表監査委員

櫻 井 健 一 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和5年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、福田晋拓君、長倉浩二君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの36日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの36日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。5月15日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

5月25日から27日にかけて、5年ぶりに文化交流友好協力関係にある韓国南原市を訪問し、春香祭視察などを行いました。また、南原市長表敬訪問を行い、今後においても文化、経済など様々な面で交流を深めていくことを確認しました。

次に、5月28日に4年ぶりに関西鹿児島吹上会が開催され、出席しました。

次に、5月30日に三協フロンテア株式会社との災害時におけるユニットハウス等の物資の供給協力に関する協定を締結しました。本協定により、災害時において仮設の水洗トイレを優先的に支援していただくことで、市民生活の早期安定や避難者等の衛生面での不安解消につながります。

次に、6月1日に日置市防災会議を開催し、防災対策について協議を行いました。

次に、6月6日から7日まで、全国市長会議に出席するとともに、県関係国会議員への要望活動を行いました。

また、7日は第3回脱炭素先行地域選定証授与式に出席し、環境大臣より脱炭素先行地域選定証の交付を受けました。

次に、7月6日に今シーズンからV3リーグに参戦するフラゴラッド鹿児島の2023新ユニフォーム発表会に出席しました。

次に、7月16日から19日にかけて、鹿児島県市長会海外視察で台湾を訪問しました。公益財団法人日本台湾交流協会、中華航空台北支店、台湾政府交通部観光局等の訪問のほか

か、台湾で高品質の商品や主に輸入食材等を中心に取り扱っているスーパーを視察しました。台湾は親日家も多く、鹿児島との歴史的のつながりも深いことから、今後も県内各市長と連携し、訪日客の誘致に取り組んでまいります。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたのでご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第6号令和4年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第7号公益社団法人日置市農業公社令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第6号令和4年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第7号公益社団法人日置市農業公社令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第6号は、令和4年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月24日に理事会が開催され、令和4年度の日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和4年度の事業報告の概況としましては、6地区で昨年度に引き続き土地造成事業に取り組み、販売促進や管理等を行いました。

農村地域工業団地に関しては、造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

ります。徳重工業団地に関しましては、令和3年度に引き続き2区画を事業用地として賃貸しており、一部土地開発公社敷地を残し、現時点における分譲全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

住宅団地に関しましては、住宅情報誌への掲載など、販売促進や保有土地の管理に努めました。

収支につきましては、収益総額3,846万493円、損失総額1,211万4,596円となり、差引き2,634万5,897円の当期純利益となりました。

次に、報告第7号は、公益社団法人日置市農業公社令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告についてであります。

去る5月31日に決算総会が開催され、日置市農業公社から令和4年度決算報告書及び令和5年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和4年度の実績につきましては、研修等事業、農地貸借あっせん等事業、農作業受委託事業を柱に計画的に事業を推進しました。

令和4年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計額で7,363万5,854円、全体支出合計額が7,529万9,855円で、次期繰越収支差額はマイナス166万4,001円となりました。

また、令和5年度事業計画につきましては、これまでと同様に研修等事業、農地貸借あっせん等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き就労準備支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上2件、報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第6号及び報告第7号の2件についての報告を終わります。

△日程第7 報告第8号令和4年度日置市継続費精算報告書の報告について

△日程第8 報告第9号令和4年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第10号令和4年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（並松安文君）

日程第7、報告第8号令和4年度日置市継続費精算報告書の報告についてから、日程第9、報告第10号令和4年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括して議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第8号は、令和4年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

令和4年度日置市継続費精算報告書の農林水産業費の農業振興地域整備計画書策定業務及び教育費の（仮称）東市来ドーム整備事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号は、令和4年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであり

ます。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対して7.8%、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して9.1%と、基準値を大きく下回っている状況であります。

次に、報告第10号は、令和4年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性は保たれているところであります。

以上3件報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第8号から報告第10号までの3件について報告を終わります。

△日程第10 承認第5号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第10、承認第5号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてを議題とし

ます。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第5号は、専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてであります。

令和5年7月の大雨による消防費及び災害復旧費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,669万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306億4,856万5,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額により、7,669万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、消防費につきまして、災害対策費で、避難所設置による職員手当等の増額により、229万5,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、農林水産施設災害復旧費で、林道、農道、水路、集落道等の施設維持修繕料等の増額、公共土木施設災害復旧費で、道路、河川、公園等の施設維持修繕料等の増額、文教施設災害復旧費で、市来鶴丸城跡地土砂流出による施設維持修繕料の増額、その他公共施設、公用施設災害復旧費で、えぐち家のり面補修による施設維持修繕料の増額により、7,440万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（令和5年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第11 議案第45号南薩地区衛生管理組合規約の変更について

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第45号南薩地区衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第45号は、南薩地区衛生管理組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、南薩地区衛生管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第45号南薩地区衛生管理組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

今回の組合規約の変更は、南薩地区衛生管理組合が共同処理するごみ処理施設（仮称）南薩地区新クリーンセンターの設置及び管理運営に関する事務に日置市を追加するものでございます。

別紙をご覧ください。

南薩地区衛生管理組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の共同処理する事務の表中、1、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関することの市の区域に日置市を追加するものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和6年9月1日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号南薩地区衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第12、議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第46号は、日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

県内旅行に係る旅行諸雑費を廃止するため、所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市職員等の県内旅行に係る旅行諸雑費の廃止と、併せて鹿児島県の旅費条例を準用する規定を廃止することに伴う条

文の整理を行うものでございます。

それでは、別紙のほうをお願いしたいと思います。

第1条の改正は、趣旨規定の条文の整理でございます。

次に、第2条の改正は、用語の定義の条文整理として、これまで県条例を準用し運用しておりました職員の赴任等旅費に係るものとしたしまして、3号で赴任の、4号で帰住の定義を新たに条例に規定し直しております。

次に、中段の第3条の改正でございます。旅費の支給に関する規定の条文整理として、準用しておりました県の条例の内容を市条例に規定し直しております。

次のページの第4条及び第5条の改正は、それぞれの旅行命令等と公務上の必要または天災等やむを得ない事情により、命令に従って旅行することができない場合に関する規定の条文の整理でございます。

次に、第6条の改正は、旅費の種類に関する規定のうち、同条第6項を除いた改正は、条文の整理として準用しておりました県の条例を市条例に規定し直すものでございます。

同条第6項の規定につきましては、県内旅行に係ります旅行諸雑費の支給を廃止するためのものでございます。

このほか、第6条第9項で移転料を規定。

次に、同条第10項で着後手当を規定。

次に、同条第11項で扶養親族移転料を規定しております。

次に、中段の第8条の規定は、旅費の計算の規定で、条文の整理でございます。

次に、第10条の規定は、先ほどと同じ旅費の計算に関する規定の改正でございます。県内旅費に係ります旅行諸雑費の廃止に伴うものでございます。

次に、第11条及び第12条の規定は、条文の整理でございます。

次に、下のほうの第19条の規定は、旅行

諸雑費に関する改正で、旅行諸雑費のうち、県内旅行に係るもの1日につき200円を廃止いたしまして、県外旅行に係るもの1日につき1,200円のみを支給とし、事務処理の合理化を図るものでございます。

次に、第28条の規定は、鹿児島県条例の準用に関する規定の廃止で、これまで市職員の赴任等に係る旅費については、県条例を包括して準用してまいりました。

運用する上で、規定が煩雑化しているということで、これを解消するために市職員の赴任等に係る移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額及び扶養親族に係る帰住旅費に関する規定以外の規定を条例に規定し直すということで、この県の条例の準用規定を削り、廃止するものでございます。

なお、基本的には、県の条例の規定を市の条例に規定し直したただけのものでございます。内容や運用等に大きな変更はございません。

次に、第27条を第28条に繰下げ。

次に、第26条の規定は、旅費の調整に関する規定の条文整理として準用しております県条例を市条例に規定し直しまして、同条を第27条とするものでございます。

次のページの第25条を第26条に繰下げ。

次に、第24条の規定は、職員が出張中または赴任中に死亡した場合の遺族の旅費に関する規定の条文整理として、準用していた県条例を市条例に規定し直しまして、同条を第25条とし、第3項で職員が赴任中に死亡した場合における遺族の帰住旅費については、引き続き県条例の規定を準用することとしております。

次に、中段の第23条の規定は、職員が出張中または赴任中に退職等となった場合の退職者等の旅費に関する規定の条文整理として、これまで準用しておりました県の条例を市の条例に規定し直しまして、同条を第24条としております。

次に、下のほうの第22条を第23条に繰り下げ。

第22条で移転料等に関する規定を加えております。移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額につきましては、引き続き県の条例を準用するとしております。

附則といたしまして、この条例中、第6条第6項、第10条及び第19条第1項の改正規定、これは旅行諸雑費に係る改正規定でございますが、令和6年4月1日から、その他の改正規定につきましては公布の日から施行するものとしております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第13、議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第47号は、日置市営住宅条例等の一部改正についてであります。

日置市営住宅、日置市一般住宅及び日置市特定公共賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族要件を緩和するため所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議案第47号の市営住宅条例等の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本市では、10月1日から日置市パートナーシップ宣誓制度を導入することとしておりますことから、今回、日置市営住宅条例の第6条、一般住宅条例の第3条、特定公共賃貸住宅条例の第6条の入居者資格について、同居親族の要件を緩和し、パートナーシップ宣誓制度に対応するように改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

改正内容といたしましては、まず日置市営住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条第1項第1号中「親族」を「親族等」に改め、「又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。」を新たに加え、同項第5号中「親族」を「親族等」に改め、さらに第11条第5項、第13条第1項及び第2項ただし書並びに第14条第3項中「親族」を「親族等」に改めるものです。

また、第41条第3項中、「年5パーセント」を「法定利率」に改めるものです。

次に、日置市一般住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

第3条第1号中「親族」を「親族等」に改め、「又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。」を加え、同条第5号中「親族」を「親族等」に改め、「（以下「暴力団員」という。）」を削るものでございます。

次に、日置市特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第

1条第4号」に改め、第6条第1号アを「所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等、又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。」に改めるものです。

また、同号以降の「親族」を「親族等」に改めるものでございます。

また、条文整理のため、第20条第2項中「のいずれか」を削り、第31条第1項第1号中「入居したとき」を「入居したことが判明したとき」に改め、第36条中「前条第1項」の次に「の規定により使用」を加え、第39条第1項中「までとする。）」まで」を「)まで」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第14 議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第48号は、日置市立学校設置条例の一部改正についてであります。

日置市立飯牟礼幼稚園及び日置市立土橋幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号及び日置市立学校設置条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

それでは、議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯でございますけれども、今回の飯牟礼幼稚園及び土橋幼稚園の廃止に当たりましては、令和3年度に日置市立幼稚園運営検討委員会を開催し、運営検討委員会により令和4年1月27日付で提言書が提出されました。その提言書中、日置市立幼稚園の方向性の項で、3園を統合し1園とすることが明記されています。

この提言を受けまして、令和4年9月20日の定例教育委員会におきまして、日置市立幼稚園の在り方に関する基本方針について審議を行い、基本方針について決定をいたしました。

この基本方針の中で、令和6年度に飯牟礼幼稚園、土橋幼稚園を廃園、東市来幼稚園に統合することを定めております。

この基本方針については、令和4年10月に幼稚園の保護者に説明会を開催し、説明をいたしております。また、入園希望の保護者に対しましても説明を行っております。

その後、令和5年7月20日開催の教育委員会定例会におきまして、飯牟礼幼稚園及び土橋幼稚園の廃止につきまして、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4項の規定に基づいて廃止が可決されております。

これまでの経緯は以上でございます。

今回の改正内容といたしましては、日置市立飯牟礼幼稚園及び日置市立土橋幼稚園を令和6年4月1日廃止することに伴い、日置市立学校設置条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市立学校設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表幼稚園の部。日置市立飯牟礼幼稚園及び日置市立土橋幼稚園の項を削るものであります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第15 議案第49号日置市火災予防条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第15、議案第49号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第49号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴

い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

議案第49号日置市火災予防条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

令和5年2月21日付で、条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正の公布があったことから、同内容を改正いたします。

別紙をお開きください。

今回の改正は、3つの条文の改正であり、1つ目が日置市火災予防条例の急速充電設備に関することで、主な改正の内容は、別紙の上段部分、第11条の2第1項各号列記以外の部分中、これまで急速充電設備は自動車または原動機付自転車と指定されていましたが、自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものに変更されました。

次に、これまで20kWを超え、200kW以下のものを急速充電設備として取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃して、今まで変電設備として取り扱っていたものを200kWを超える部分も急速充電設備として取り扱います。

そのほか、中段以下の第11条の2第1項第2号ただし書で、急速充電設備はコネクタを用いて充電する設備であること、分離型の急速充電設備にあつては充電ポストを設けること、充電ポストの取扱いに関する事項では、分離型の充電ポストは変圧機能を有していないため出火の危険性が低いことから、設備本体に規定している次の規定を適用しないことにします。筐体を不燃性の金属材料で造ること、屋外に設けるものにあつては、建築物から3m以上の距離を保つことなどが付け加えられました。

2つ目が、次のページの上段部分の第16条

第1項中、これは避雷設備の位置及び構造は、消防庁が指定する日本産業規格（産業標準化法昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）この括弧書きの中の「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える、は避雷設備に関することで条文の整理になります。

3つ目が、その下、第23条第3項を削り、の中で喫煙等の条文についてですが、多数の者が利用する施設等で消防庁が指定する場所における喫煙所の標識や図記号などについて、火災予防条例の一部を改正します。

健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は、喫煙所と表示した標識を設置しなくてもよい。禁煙、火気厳禁、喫煙所の標識と併せて図記号による標識を設ける場合は、国際標準化機構ISOまたは日本産業規格JISが定めた規格に適合するものとするという内容のものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日からとします。そのほか経過措置も規定しています。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号日置市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）

△日程第17 議案第51号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第18 議案第52号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第53号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第54号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第21 議案第55号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第22 議案第56号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第57号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第58号令和5年度

日置市下水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）から、日程第24、議案第58号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とします。

9件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第50号は、令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318億3,141万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、保育所整備に伴う経費、農道や市道、公園の維持補修費、災害復旧費などの予算措置のほか、（仮称）日置市リサイクルプラザ整備運営業務などについて、債務負担行為の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金で、個人住民税減収補填特例交付金の決定により、846万6,000円を増額計上いたしました。

地方交付税で、普通交付税の決定により6億5,910万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、保育対策総合支援事業費国庫補助金、就学前教育・保育施設整備交付金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額など、2億2,451万5,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、保育所等給食支援事業費県補助金、農業次世代人材投資事業費

県補助金、麦・大豆生産技術向上事業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額など、8,927万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、指定寄附金36万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、介護保険特別会計繰入金の増額や減債基金繰入金及び施設整備基金繰入金の減額など、2億7,153万4,000円を減額計上いたしました。

繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により4億2,042万3,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、臨時財政対策債の減額や現年補助農地農業用施設災害復旧事業債及び現年補助公共土木施設災害復旧事業債の増額など、4,920万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費につきまして、将来の公債費の償還財源を確保するための減債基金や施設整備に要する経費の財源となる施設整備基金への積立金の増額など、5億2,364万4,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、保育対策総合支援事業費や就学前教育・保育施設整備事業費の増額など、2億2,682万5,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、電力、ガス、食料品等の価格高騰に係る保健衛生総務管理費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額など、4,191万1,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、農業次世代人材投資事業費や農道等施設整備事業費の増額など、6,039万6,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の施設維持修繕

料の増に伴う繰出金の増額など、280万3,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、一般道路整備事業費や都市公園施設の修繕に伴う公園管理費の増額など、1億2,539万1,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、新規採用職員貸与品購入に伴う消耗品費や消防本部車庫新築に伴う工事請負費の増額など、1,608万9,000円を増額計上いたしました。

教育費につきまして、施設維持修繕料の増に伴う小中学校維持補修費や中央公民館総務管理費、体育施設管理運営費の増額など、437万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧費や現年補助公共土木施設災害復旧費の増額により、1億8,210万円を増額計上いたしました。

次に、議案第51号は、令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,067万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,499万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金や県支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第52号は、令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,539万8,000円とするものであります。

歳入では、雇用保険料の減額に伴う労働保険料納付金の減額などを計上いたしました。

また、歳出では総務管理費で、人材派遣業務委託経費や施設維持修繕料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第53号は、令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億175万9,000円とするものであります。

歳出では、管理事業費で施設維持修繕料の増額を計上いたしました。

次に、議案第54号は、令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第55号は、令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億870万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,843万3,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金や前年度精算に伴う国庫支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第56号は、令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,956万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、収入見込みに伴う後期高齢者医療保険料や繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金や、フレイル対策プログラムに要する健康診査費の増額を計上いたしました。

次に、議案第57号は、令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は、総額から41万4,000円を減額し、総額を10億2,378万8,000円に、支出は、総額に92万8,000円を追加し、総額を9億8,678万8,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を2億5,335万円に、支出は、総額から352万1,000円を減額し、総額を8億2,518万7,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額を計上いたしました。

次に、議案第58号は、令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を8億1,880万3,000円に、支出は、総額に192万8,000円を追加し、総額を5億7,756万5,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は、総額に11万円を追加し、総額を1億9,921万円に、支出は、総額に27万

7,000円を追加し、総額を4億1,074万1,000円とするもので、人事異動等による人件費や国費の内示に伴う委託料の増額を計上いたしました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、議案第50号から議案第58号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第50号から議案第58号までの9件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前に全員協議会で次のように互選頂いておりますので、お知らせいたします。

委員長に中村尉司君、副委員長に重留健朗君、富迫克彦君、下園和己君、以上であります。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時09分休憩

午前11時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第25 認定第1号令和4年度日

置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第 2 6 認定第 2 号令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 2 7 認定第 3 号令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 2 8 認定第 4 号令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 2 9 認定第 5 号令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 3 0 認定第 6 号令和 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 3 1 認定第 7 号令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 3 2 認定第 8 号令和 4 年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第 3 3 議案第 9 号令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第 2 5、認定第 1 号令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 3 3、認定第 9 号令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

9 件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

認定第 1 号から認定第 9 号までは、令和 4 年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果説明書及び地方自治法施行令第 1 6 6 条第 2 項に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第 1 号は、令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、令和 3 年度決算と比較して、歳入が 5.1%の減、歳出が 5.0%の減となりました。

歳入では、地方交付税や国庫支出金、繰入金などの減、歳出では、扶助費や普通建設事業費、積立金などが減となったことによるものです。

一般会計の決算収支は、歳入総額 3 0 7 億 9, 3 6 4 万 7, 0 0 0 円、歳出総額 2 9 5 億 2, 7 6 3 万 3, 0 0 0 円で、実質収支は 1 1 億 4, 1 4 2 万 3, 0 0 0 円の黒字となりました。

実質単年度収支につきまして、歳入では普通交付税や国庫支出金などが減少し、歳出では、物件費や扶助費などの経常一般財源が増加し、財政調整基金への積立金が減少したことなどにより、5, 4 1 3 万 7, 0 0 0 円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税につきまして固定資産税で償却資産が大幅に増加したことや個人住民税の増、法人市民税で一部業種における業績上昇の増などにより、2 億 4, 5 5 3 万 7, 0 0 0 円の増となりました。

地方譲与税につきまして、森林環境譲与税の増などにより、4 0 6 万 1, 0 0 0 円の増となりました。

地方交付税につきまして、普通交付税の減などにより、2億2,325万5,000円の減となりました。

国庫支出金につきまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費国庫補助金、保育所等整備交付金の減などにより、10億1,219万7,000円の減となりました。

県支出金につきまして、産地パワーアップ事業費県補助金や鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費県補助金、保育所運営費県補助金などの増により、1,851万5,000円の増となりました。

寄附金につきまして、ふるさと納税に係るウェブサイトによるPR強化や事業者等との連携による特産品の充実を図ったことなどにより、8,018万6,000円の増となりました。

繰入金につきまして、まちづくり応援基金や介護保険特別会計からの繰入金などの減により、4億5,873万6,000円の減となりました。

地方債につきまして、南薩地区新クリーンセンター建設に伴うごみ処理施設整備事業債などの増、臨時財政対策債、(仮称)東市来ドーム整備に係る社会体育施設整備事業債、土地区画整理事業債などの減により、1億3,180万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の30.7%を占める民生費が90億5,934万8,000円、次に、衛生費が14.5%を占め42億7,241万1,000円、公債費が11.1%を占め32億6,800万1,000円などとなりました。

普通会計の性質別では、前年度に対しまして義務的経費が8億7,413万1,000円の減、投資的経費が8億4,894万5,000円の減、その他の経費が1億

5,366万8,000円の増となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費につきまして常勤職員の基本給で入退職による減や令和3年度人事院給与勧告における支給調整による期末手当などの減により、3,100万2,000円の減となりました。

扶助費につきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の増、子育て世帯への臨時特別給付金事業費や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費などの減により、9億1,025万7,000円の減となりました。

公債費につきまして、合併特例事業債や臨時財政対策債などの元利償還金の増により、6,712万8,000円の増となりました。

投資的経費の内訳としまして、普通建設事業費については7億5,942万6,000円の減、災害復旧事業費につきまして8,951万9,000円の減となりました。

普通建設事業費の補助事業では、橋梁修繕事業費などの増、公営住宅建設事業費や保育所等整備事業費などの減により、4億6,264万4,000円の減となりました。

単独事業では、庁舎改修による庁舎管理費などの増、(仮称)東市来ドーム整備事業費やクリーン・リサイクルセンター運営費などの減により、2億9,678万2,000円の減となりました。

その他の経費の内訳としまして、物件費につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などの減、情報管理費に係る委託料や燃油高騰に伴う光熱水費の増などにより、1億5,605万4,000円の増となりました。

補助費等につきまして、中小企業者等支援事業費などの減、衛生処理組合負担金や水道事業会計への補助金の増などにより、10億515万9,000円の増となりました。

積立金につきまして、財政調整基金や施設

整備基金への積立金の減などにより、9億8,049万9,000円の減となりました。

繰出金につきまして、後期高齢者医療費などの増、観光振興費や介護保険事業費への繰出金の減などにより、4,043万1,000円の減となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は前年度より0.3ポイント減少し、7.7%となりました。

経常収支比率につきまして、前年度より5.9ポイント増加し、90.1%となりました。

市債残高につきまして、令和4年度末で307億6,141万6,000円で、令和3年度末と比較して7億9,251万9,000円減少しました。

実質公債費比率につきまして、公債費負担を示す指標で3か年平均で算出され、前年度と比べ0.6ポイント増加し、7.8%となりました。

今後も引き続き財政健全化計画や、第4次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額63億9,574万8,000円、歳出総額62億2,771万1,000円で、歳入歳出差引額は1億6,803万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税8億6,689万3,000円、県支出金48億3,369万2,000円、繰入金4億8,119万9,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費46億1,668万3,000円、国民健康保険事業費納付金13億8,614万4,000円などとなりました。

次に、認定第3号は、令和4年度日置市国

民宿舍業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和4年度の利用状況は、宿泊人員7,581人、休憩人員1万8,919人の合わせて2万6,500人で、前年度比宿泊3,023人増、休憩1万2,330人増の合計1万5,353人の増となりました。

決算額は、歳入歳出総額1億4,189万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入1億434万6,000円、繰入金3,755万円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億4,189万6,000円となりました。

次に、認定第4号は、令和4年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和4年度の利用状況は、宿泊人員2,163人、入浴人員1万8,333人、プール及び温泉共通人員1万3,413人、飲食利用人員ほか1万8,165人の合わせて5万2,074人で、前年度比宿泊608人増、入浴595人増、プール及び温泉共通利用人員569人減、飲食利用ほか1,931人増の合計2,565人の増となりました。

決算額は、歳入歳出総額1億1,781万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入6,486万1,000円、繰入金5,295万3,000円などとなりました。

歳出では、経営費1億1,781万4,000円となりました。

次に、認定第5号は、令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額604万1,000円、歳出総額521万5,000円で、歳入歳出差引額は82万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料285万4,000円、繰入金250万5,000円、前年度繰越金68万1,000円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で521万5,000円となりました。

次に、認定第6号は、令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額57億8,763万8,000円、歳出総額54億4,917万4,000円で、歳入歳出差引額は3億3,846万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億8,554万2,000円、国庫支出金13億9,622万9,000円、支払基金交付金14億510万1,000円、県支出金7億9,029万6,000円、繰入金8億5,059万7,000円、繰越金2億5,748万8,000円などとなりました。

歳出では、総務費4,939万8,000円、保険給付費49億8,913万円、基金積立金1億2,407万6,000円、地域支援事業費1億5,138万3,000円、諸支出金1億3,518万8,000円となりました。

次に、認定第7号は、令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額8億1,797万円、歳出総額8億1,539万9,000円で、歳入歳出差引額は257万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料5億4,019万6,000円、一般会計繰入金2億5,552万3,000円、諸収入2,001万7,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金7億7,696万円、保健事業費2,780万4,000円などとなりました。

次に、認定第8号及び認定第9号は、公営

企業会計の決算認定であります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第8号は、令和4年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年8月から令和5年1月まで水道基本料金免除を実施したことなどにより、水道料金は7,112万3,000円の減となりました。

総額では、水道事業収益9億1,793万8,000円、水道事業費用8億527万5,000円で、1億1,266万3,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額1億8,928万3,000円、支出額5億7,280万円で、差引不足額3億8,351万7,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,741万円、繰越工事資金から2,310万7,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億8,000万円、建設改良積立金から5,300万円補填しました。

次に、認定第9号は、令和4年度日置市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

下水道事業会計は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、収益的収支については、総額で下水道事業収益7億7,529万2,000円、下水道事業費用4億6,498万1,000円で、3億1,031万1,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、総額で、下水道事業資本的収入1億6,884万

3,000円、下水道事業資本的支出3億6,090万6,000円で、差引不足額1億9,206万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から526万6,000円、当年度分損益勘定留保資金から1億6,460万3,000円、引継金から2,219万4,000円補填しました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、認定第1号から認定第9号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件については、議会選出の監査委員を除く18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この決算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選頂いておりますので、お知らせします。

委員長に佐多申至君、副委員長に重留健朗君、富迫克彦君、下園和己君、以上であります。

△日程第34 請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願

△日程第35 請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年

度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（並松安文君）

日程第34、請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願及び日程第35、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願の2件を一括議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号の2件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月1日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時49分散会

第 2 号 (9 月 1 日)

本会議（9月1日）（金曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満涉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	農地整備課長	上勇人君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 松岡政仁君
監査委員事務局長 内山良弘君

会計管理者兼会計課長 奥田美穂さん
農業委員会事務局長 吉富良一君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、山口政夫君の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

皆さん、おはようございます。令和5年9月議会、一般質問トップバッターを引き当てました。

それでは、ただいまより、通告に従い、次の質問をいたします。

1問目、消防吏員及び日置市職員の状況について質問いたします。

1、平成27年度に消防庁より女性消防吏員の採用の通達が出され、9年目にして初めての女性消防吏員が現在消防学校で訓練中と聞きます。今後の仕事内容と今後の女性消防吏員の採用についてどのように考えているのか、伺います。

2項目、現在の正規の職員の総数と男女別人数及び課長職以上の男女別人数及び課長補佐及び係長職の男女の人数を伺います。

3項目、令和5年度新規採用の職員総数と男女別の人数は何人か、伺います。

4項目め、今後の職員の採用や課長職以上の管理職への女性登用をどのような基準で考えているか、伺います。

2問目、地域活性化と条例公民館及び地区自治公民館の在り方について質問します。

1項目、地区振興計画は令和5年度で終わると聞きます。終了の理由について詳細に説明を求めます。

2項目め、令和6年度からは地区自治公民館活性化事業交付金に上乗せして交付すると聞きます。そこで、交付金算定基準と財源は何の財源を割り当て、交付金と事業をいつまで続けるのか、詳細な説明を求めます。

3項目、館長、支援員、主任の年間報酬額と合計額は幾らか、伺います。

4項目、地区公民館職員体制はいつからどのように改正するのか、伺います。

5項目め、条例地区公民館設置当時のように、所管課を社会教育課へ移し、管理責任者を公募で配置し、生涯学習等の運営に取り組み、地域づくり課は自治振興係と連携を密にし、地区自治公民館、地区コミュニティ、自治会を所管し、地域活性化活動や地域課題の改善に取り組めるよう明快に役割を分けるべきと提案しますが、いかがでしょうか。

以上を申し上げ、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、質問にお答えしてまいります。

質問事項の1つ目、職員の状況についてのその1、女性消防吏員の仕事内容と今後の採用について回答します。

男性消防吏員と同様に火災、救急、救助など各種災害活動に出動させます。そのほか、通常の訓練、通信勤務、各係の所掌事務にも従事させる予定です。

女性消防吏員を採用することによって多様化するニーズに対応した住民サービスの向上や女性吏員の活躍による士気の向上など組織力の強化につながることから今後も継続的な採用が必要であると考えております。

その2、男女別の人数について回答します。

令和5年4月1日時点の正規職員は484人で、男性が355人、女性が129人となっています。

また、一般行政職の課長級以上では男性が27人、女性が4人、課長補佐級では男性が65人、女性が16人、係長級では男性が118人、女性が66人となっています。

その3、新規採用職員について回答します。
令和5年度の新規採用職員は20人で、男性8人、女性が12人となっています。

その4、基準について回答します。

職員採用については、人種、信条、性別等によって差別されない平等取扱いの原則及び受験成績等の能力の実証に基づく成績主義の原則に基づき日置市職員像を具現化できる人材を採用してまいりたいと考えています。

また、管理職の登用については、重要な意思決定の場に多様な人材が求められる中、個性と能力を十分に発揮できる職員を登用していく考えであります。

質問事項2、条例公民館及び地区自治公民館についてのその1、地区振興計画終了の理由について回答します。

合併後、校区単位でのコミュニティ形成による地域づくりを進める上で、行政が関与した仕組みとして、あらかじめ市が配分した交付額に合わせ、3年ごとに地区振興計画を策定する運用となっていました。

このような中、合併特例債の令和7年度終了により地域づくり推進基金への積立てが困難となることから基金を原資としたソフト事業交付金について昨年9月から協働のまちづくり推進委員会で検討していただいたところ
です。

委員会では5期15年が経過した地区振興計画や交付金の在り方に対してその有効性を問う意見もあり、ソフト事業として別に設けるのではなく地区自治公民館の自由裁量により住民がより自主的に活動しやすい仕組みが必要でないかなどの意見が出されました。

委員会での検討の結果、本年3月末にソフト事業交付金の廃止とこれまでどおりの計画

書は求めないとの答申が出されましたので、本市として方針を決定したところです。

その2、地区自治公民館活性化事業交付金について回答します。

上乗せの交付金については各地区ソフト事業における親睦・融和につながるイベント交流事業を基準にこれまでのソフト事業交付金の約20%を加算する予定です。

財源については従前どおり主に過疎債を充当した運用となると考えています。

地区自治公民館活性化事業交付金制度の今後については協働のまちづくり推進委員会の中でご議論いただく予定です。

その3、年間報酬合計額について回答します。

館長、支援員、主任に係る人件費については、総額9,817万円、内訳としては、館長は936万円、支援員は6,017万円、主任は2,864万円となっております。

その4、地区公民館職員体制について回答します。

地区公民館の職員体制については協働のまちづくり推進委員会で検討していただくこととしております。委員の任期である令和6年8月までに最終答申を頂いた上で市の方針を決定いたします。

新たな支援員制度の構築等については、答申後の検討や条例改正等のスケジュールを踏まえ、令和8年度からの施行を目標に考えております。

その5、所管課について回答します。

施設の所管を含め地区公民館の役割については協働のまちづくり委員会において今後さらに検討していただきたいと考えています。

以上です。

○11番（山口政夫君）

それぞれ答弁いただきましたので、2問目を続けさせていただきます。

まず、1問目の件ですが、私も、6年前、

ちょうど総務委員会で松元町の広域消防の行政視察のときに、その当時、採用されて35年になりますという課長さん、50代の女性の課長と非常に突き詰めた話をさせていただいた記憶がありまして、その当時から女性消防士の必要性をずっと思っていてまして、ちょうど4年前に女性の応募者があって採用できなかったということで非常に残念だったなというのを記憶しております。今回、消防長よりこういう優秀な女性が今消防学校で訓練中だという話を聞いて非常に安心したものですから。

それと女性消防士だけじゃなくて以前は日置市の職員も課長職は女性がお1人でした。大変ご苦労されたと思っております。現在は、1人が2人になり、2名が3名、3名から4名に増えておりますが、今後、私は、4名とか何人とかじゃなくて、一人でも増える、これも大事なことかなと思っております。

だから、女性を何人登用しなさいとかじゃなくて、先ほど採用の中で能力主義ですね。そういう業務評価の中で、男女を問わず、この子は、この人はというのがあればどんどん採用するべきではないかと思っております。

私は、今まで、社会全体が、特に鹿児島はそうですが、男性中心的な在り方の考え方だったのではないかと思っております。

今年5月、市長と南原市に議長の代理で表敬訪問をさせていただいた折に女性課長が物すごく多くて自信に満ちてはつらつと仕事をされていたのが私も印象に残っているものですから。

特に、最近、職員の皆さんが表情が非常に明るくなって生き生きと仕事をされているように私は実は感じております。そのようなことから環境づくりというのが大事だと思って今回はこういう質問をさせていただいたわけです。

そこで、男女を問わず職員がはつらつ生き

生きと仕事のできる環境づくりをこれまで以上に推進していただきたいと考えておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お答えを伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

職場の環境づくりでございますが、職員が性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮することができるように今後も健康的でやりがいを持って働ける働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○11番（山口政夫君）

今の部長の答弁のとおり、しっかりと環境づくりは推進していただきたいと思えます。

それでは、第2問目に移らせていただきます。

これは私は通告を忘れたんですが、3名の地区館の職員の報酬額の財源を、急遽ですけど、分かればお伝えください。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、館長でございますが、これは、非常勤の特別職の公務員という位置づけがございまして、委員報酬で払っております。財源は一般財源になります。

それから、支援員ですけれども、支援員は日置市としては会計年度任用職員という位置づけでございます。よって、会計年度任用職員の委員ということで報酬で払っております。財源は一般財源となりますが、国の特別交付税の対象とさせていただいているところでございます。

それから、主任については、これは活性化交付金という交付金の中に人件費相当分を我々市のほうから地区のほうにお渡ししているということになりますけれども、財源としては主に過疎債ということになります。

以上でございます。

○11番（山口政夫君）

分かりました。全体に2問目の地区公民館

制度に関しては答弁は残念と思っております。

実は令和3年9月議会で私の一般質問で5期中に制度の見直しの必要を認識しているよという答弁を頂いております。推進委員会が令和6年度9月までに答申を受けてから方針を決めますと。いろいろ申し訳ないけれども、決断を先延ばししているのではないかなと思います。

なぜかといいますと、令和4年度の第2回地区公民館長の研修会に実はこういうタイムスケジュールを添えて研修会が開かれております。このタイムスケジュールによりますと、令和5年6月議会に条例改正を含め全体像の提示をしますと。それと地区公民館へ最終案の提示やら意見聴取を行うと。

これはあくまでもスケジュール案ですから変わるとは思いますけど、在り方推進委員会が開かれてこのように提示する中で僅か半年後に中間答申で進行計画の廃止の決定が示されています。このように在り方推進委員会のスケジュールも非常に絵に描いた餅だったのかなど。要は進めるうちに協議内容がごろごろ変わって簡単に進行計画の廃止化が決まっております。

なおかつ、職員体制は8年度からを考えておりますと。そうしますと、市長の、いろんな説明に行きますと、広域自治組織の見直しも行いますよということも6年度以降に行います。そうしますと、先ほど説明がありました上乘せした交付金、これは6年度から始めます。そうして広域自治も見直しを行います。

そうしますと、交付金の分配もまた再度やり直さんといかんわけですね。それは簡単ですよとおっしゃるかもしれませんが、混乱を招くのではないかと考えていますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、館長会で示したスケジュールについては確かにおっしゃるとおり当初のスケジ

ュールからは大幅に遅れているというところになります。議論を始めた段階でのスケジュールというところで示させていただいたところでは。

ただし、委員会の中でこれは丁寧に進めていかないといけないという認識を深めたところで、スケジュールを広く取って、今現在、運用しているというところがございます。

ただし、その中で、交付金の制度については、今年度をもって第5期が終了し、来年度からは第6期をどうするのかということが地区から求められていたので、本来であれば地区公民館の在り方から先に話をしてソフト事業の交付金について決定するというのが筋だと思いますが、来年度のことを考えてそちらのほうから先に協議を進めさせていただいたという状況がございます。

これまで支援員はソフト事業の交付金による各事業を中心に業務を行ってきております。今後は、ソフト事業というものが廃止されることから、本来、地区の役割による取組をどうしていくべきか、地域住民や自治会をはじめとする各種団体としっかり丁寧な協議をしながら進めていただきたいというふうに考えておまして一定程度の時間は必要というふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

8月24日に行われましたまちづくり推進委員会を私も傍聴させていただきました。その資料で確かになぜ令和8年度から地区公民館の職員の見直しをするのかということの説明としまして第2次日置市総合計画・後期基本計画及び日置市共生・協働のまちづくり指針に「26地区に地区公民館を配置し、館長、支援員、主任を配置する」とこのように述べられている根拠で「令和8年度からの改正になります」という説明ですが、総合計画や指針等は計画年度中の見直しというのはできな

いんでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

ローリングという形ではできるといふふうに考えております。

また、指針についても、現在、行われているまちづくり推進委員会、ここで議論して内容を変えることは可能だといふふうに考えております。

○11番（山口政夫君）

そうですね。第1次もそうですし、先ほど言いました2次の令和3年度から7年度、ここにも実現性の高い総合計画ということでローリング方式とちゃんと時代に即した見直しをしていこうというようなことが明記されております。

そのようなのは臨機応変に必要なのは必要なきにしっかりと見直しをやっていただきたいと思っております。それが必ずしも8年度まで延ばすという理由にはならないと思っております。

それと、なぜここまで言いますかといひますと、例えば地区公民館に整備しているフリーWi-Fiは館内では使用できないところが多いです。私も支援員をしているときに確かに要望しましたが、そのときに言われたのが、設置するときはそのときの代表者の方々に聞いたら「館内に向くな。屋外に向けなさい。それならいいですよ」というようなことだったということではなかなか工事をしていただけないというのが現状です。

しかし、先ほど申しましたように総合計画でもそうです。特にWi-Fiというのはこのデジタル社会で今、市長も、デジタルトランスフォーメーション、デジタル化に取り組んでおります。

そういうことからデジタル化というWi-Fiの世界というのが必要不可欠な社会が現実的に来ているわけですので、こういうのもスピード感を持ってすべきではないでしょ

うか。先ほどの後期計画とか共生・協働のまちづくり指針とかそういうのも含めて早急な見直しを行うべきだと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

地区公民館のフリースポットにつきましては、整備当初は屋外での使用を想定しておりましたが、時代の流れや避難所としての観点から令和2年度に屋内でも使用できるよう整備しております。

現在は屋外・屋内ともに利用可能な環境となっておりますが、今年度、さらに地区公民館ごとにNTT光回線への切替工事を計画しているところでございます。これによりこれまでより通信環境は改善するものと考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

質問通告書には書いておりませんでした、地区公民館の問題で重要な問題だったもんですから、急遽、質問しました。

ただ、実は、何で私も地区館のことでここまで言うかといひますと、複数の館長から、来年度から交付金は40万円から50万円程度と、20%とした場合ですね。そこで支援員と主任は必要ですかと。

私が一番心配するのは、私と館長の会話ならいいんです。そこに主任や支援員がいらっしゃる前でそういう話になっているんですね。現実問題、支援員さんやら主任さんも「8年度から仕事がないんならどうしましょうかね」とか複雑な心境なんですね。

また、非常に厳しいご指摘も頂いております。8年度まで市長が先延ばしをする理由の一つに途中に選挙もあるわいねと。そういうことも考えてのことだろうかという厳しいご指摘も頂きます。それは考えていないと思っております。ただ、多くの皆さんはそのような

ご意見もあるというのはお伝えしておきます。

それと、もう一つの私が6年度から同時にやるべきだという理由は、交付金総額が1,279万円になります。館長ほか3名の報酬が1億582万5,000円。1年間ですね、報酬が。そうしますと、ソフト事業を廃止するのなら地区公民館は6年度から新体制にするべきではないかと思っているんです。

結局、6年度、7年度は合計しますと2億1,565万円が必要になるわけです。それであれば、私も指摘を受けるんですけど、地域振興ソフト事業費というのは年間7,500万円ですよ。そういうことを考えたら何で廃止せんないかとよというご指摘もあるわけです。

そして、新しい広域自治というのを構築しますと。そこも分かるんです。確かに必要なんですけども、この2年間でそういうコミュニティの部分の皆さんが今後仕事をしていくんですよというのを定着させるというお考えだと思うんですが、15年かけて無理だったんですよ。

当初は最初から市長がおっしゃるコミュニティの部分で何もかも活性化するのが本来の目的だったんです。それがいつの間にか条例公民館が中心になって事業推進をしているという組織になってしまったんです。だから、そこを一番心配するわけです。

ですから、厳しいようかもしれませんが、6年度から交付金を廃止して新たな制度としてやるのであれば職員体制も新たなスタートは6年度からするべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほども申し上げましたように、ソフト事業の交付金自体は、第5期、いわゆる令和5年度で終了いたしますけれども、今後の地域での活動をどうしていくべきかというところに主眼を置いた取組をする役割があるとい

うふうに考えております。

人件費の財源、これにつきましては、支援員は先ほど言った特別交付税の対象になる、それからまた主任の人件費相当分については活性化交付金に過疎債を活用しているというところになります。

過疎債については、発行限度額内で必要とされる市の各種事業に割り当てておりますけれども、集落の維持及び活性化、安心して暮らす地域社会の実現を図る、こういったことに財源として認められております。こういった取組を進める上で今後も支援員や主任として活動していただきたいというふうに考えているところでございます。

本来、地域の役割による取組をどうしていくべきか検討いただく必要が当然でございます。これまでの、ソフト事業を実施していた、要は活動をこなしていくというような取組から支援員や主任の役割が大きく変わるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

重ねて申し上げます。議員ご指摘の6年度からソフト事業をやめるのであれば体制も切り替えるべしというご提案ですけれども、必ずしも地区公民館の活動はソフト事業に完全にひもづいたものであってはならないと私は考えています。

これはやはり地域の自治の活動の中で地域で求められていることをやる、そのために館長さん、支援員さん、主任者さんがいらっしゃいます。現時点で支援員さんや主任さんが果たされていらっしゃる役割は大きいと思いますので、その役割をシフトさせていくためにはやはり相応の期間が必要であろうということを考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ちょうど市長に着任される前、市長とよく

私も支援員時代に話をしたことがいまだに記憶に残っているんですね。よく市長と話をしたのは、地域活性化に行政が金と口を出したらずいすよねと。よくそんな話をしたことはいまだに鮮明に覚えております。なぜかという、私もそう思っていたもんですから。

実際、私も、自治会長をし、支援員をし、その中で地域振興計画が非常に機能していた地域というのがどんだけあるだろうと。いろいろ課題を支援員時代も地域づくり課に提案しますけど、なかなか動かない。来て説明しなさいと言っても説明すらしらない。指導すらしらない。全て地区公民館に投げっ放し。

その地域で協議すれば「これは駄目ですね。これは駄目ですね」。先日の推進委員会でもご意見が出ましたよね。「あそこは認めとって何でうちは認めないんですか」とか。こういうふうに非常に矛盾が出ていたんです。

ですから、ある程度の期間が必要だと思えますけども、先ほど言いましたように、15年かけてやってきたけども、それが実際は整っていなかったんですね。現実問題、そこが一番現実だと思えます。

何でかという、まず、組織自体が、館長さんの位置づけが地域のコミュニティ代表を推薦して行政が辞令を交付していますから市の職員ですね。まず、そこから大きな間違いが発生していたんです。

ほとんど館長さんでも……。全てとは言いません。一生懸命、仕事をされている館長さんもいらっしゃいます。だけど、一部は腰かけと思ってほとんど館にもお見えにならずに決まった1週間に1回お見えになって「ああだ、こうだ」と言ってぱっと帰る。あとは全て支援員や主任に任せているとかいろんな話を聞きます。そういうことから先ほど一番最後のほうにありました所管の見直しもしたらどうですかと。

何でかという、条例公民館は地域のもん

ですよというような変な認識も出ているんですね。だから、自分たち、我々の使い勝手のいいような場所として使わせというようなふうに変なふうに誤解を招いて現在に至っていると思います。

ですから、在り方推進委員会で意見を聞くのはいいと思うんです。だけど、在り方委員会が最終決定で逆に令和8年からじゃなくてまだ継続したらどうですかという結論を出したら在り方推進委員会の決定に従われるんでしょうか。お伺いします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

推進委員会の議論の末の答申、これにつきましてはもちろんそれを踏まえた検討をしなければいけないというふうに考えております。ただし、最終的には市の方針を決める必要があるというふうに考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ご答弁のとおりだと思います。もちろん市長もそういう決心はお持ちだと思います。ただ、8年度までだらだらと本当にいいんでしょうか。私は、せめて、6年度は準備期間として準備不足だから7年度ぐらいと言うのなら、まだ、ある意味、そうかと。自分を抑えようというつもりはありますけども、8年度までというのが少し引っかかっているところです。

それと、もう時間がありませんが、5月、先日、南原市と陶磁文化発展のための友好協力交流協定を締結されましたですね。先ほどちょっと話しました市長と議長代理で南原市にお伺いしたときに「5年前の約束を守ってくださいよ」と。私もびっくりしました。市長もびっくりされました。

ただ、私が「なるほどな」と、この協定が実現したというのを聞いたときに「さすが永山市長だよ」と思ったのは、その後の対応もです。企画課の担当職員から「こうこう指

示を受けました」とかいろいろな話を聞いております。「さすが永山市長だね」と。的確な指示を下されて僅か3か月で協定までたどり着いたと思っております。課長に聞くといろいろ紆余曲折があって大変でしたというお話も聞いています。だけど……。

○議長（並松安文君）

山口議員、質問事項等に入っていないんですけど。

○11番（山口政夫君）

ですから、このように的確な……。違うかもしれませんが、関連がありますので言うんです。的確な判断と的確な指示でスピーディーに持っていきけるんですよ。最後に地域振興計画の問題に関しては少し判断を誤られているような気がするんですから、そこを指摘したいわけです。その一つの例として南原市の協定のことをお話しさせていただきました。

そういうことで、市長に最後に……。強い信念とリーダーシップというのも大事だと思います。そういう強い信念とリーダーシップを持って事業に取り組まれるようお願い申し上げます。市長の答弁を求め、質問を終わります。

○市長（永山由高君）

強い信念とリーダーシップというご質問ですけれども、今、地区自治公民館に関する議論を進めさせていただいておりますのは、私としての信念で申し上げますと、しっかり地域の方々の声を聞き、対話を重ねた先に次の形を描きたいというのが私の信念です。

これを、例えば、今、協働のまちづくり推進委員会にお諮りしておりますけれども、その議論を行う前に私としての方向性と素案を示してしまうとこれはやはり協働のまちづくり推進委員会にお越しいただいている方からするとよい気持ちはしないだろうなというふうに私としては感じます。

もちろん自分自身の頭の中にはこういう構想で進めたいという思いはありますが、当然、今回のプロセス全体を通して、それが自治に関わるテーマであるからこそしっかりと時間をかける必要があるというふうに認識しているところです。

その意味ではデジタル化や脱炭素といった政策テーマとは少し位置づけの違うテーマとして地区公民館についての在り方の検討については捉えているところです。

引き続き地域の皆様の声と協働のまちづくり推進委員会での議論をしっかりと踏まえて制度を設計してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、5番、下園和己君の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。かごしま国体がいよいよ間近に迫り、我が日置市でもレスリングと軟式野球が行われます。

また、台風も近づき、何かと慌ただしい中、日置市の9月議会で2番目に一般質問を行います5番議員の下園和己でございます。

「みんな笑顔で介護保険」と題する利用ガイドの中で日置市は目標を3つ掲げております。1つ目は生き生きと心豊かに暮らせるまちづくり、2つ目、いつまでも安心して暮らせるまちづくり、3つ目、支え合って暮らせるまちづくりの3本であります。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括支援システムの構築も掲げております。

今回は介護保険の数ある支援の中から住宅改修費支給につきまして2項目に分けて分かりやすく簡潔に質問いたしますので、皆様、

しばらくお聞きくださいますようお願い申し上げます。

1 項目めです。令和元年度から4年度までに支給した介護保険の住宅改修費支給実績について質問いたします。

令和元年度から4年度まで日置市が支給した住宅改修費について年度ごとに総支給件数と総支給額を示してください。

2 項目めです。介護保険の住宅改修費で現在行われている償還払いに関しまして質問します。

利用者が全額を事業者に最初に支払い、利用者負担割合分を除いた金額が後日返ってくる償還払いに関しまして、令和元年度以降、市民や事業者、民生委員等から要望は届いていませんか。また、届いている場合はその内容・件数について時期や要望者等を具体的に示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、介護保険の住宅改修費のその1、総支給件数と総支給額について回答します。

在宅の要介護者への介護保険給付の一つである住宅改修費については、令和元年度で203件の1,339万200円、令和2年度で222件の1,467万8,377円、令和3年度で186件の1,173万52円、令和4年度で159件の1,109万1,508円を支給しております。

質問事項2つ目、償還払いについてのその1、要望について回答します。

償還払いに関しての要望は、今年5月に民生委員、児童委員と行政相談委員から2件ありました。

償還払いでは、一時的に経済的な負担が生じ、住宅改修を断念する方もいるため、給付

金の受領権限を住宅改修業者に委任する受領委任払いができないかという要望がありました。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいま、市長から、介護保険給付の住宅改修費につきまして、令和元年度で203件、1,339万200円、令和2年度で222件、1,467万8,377円、令和3年度で186件、1,173万52円、令和4年度で159件で1,109万1,508円を支給していたとの答弁がありました。

過去4年間の支給実績を踏まえまして来年度作成する令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画の中でこの3年間の支給件数並びに総支給額をどの程度と予測されますか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えします。

3年を1期とする介護保険事業計画にて介護サービス量を見込んでおり、令和6年度が次期計画の初年度ですので、現状の給付費等を参考に本市介護保険事業計画策定・評価委員会の意見を伺いながら今後検討してまいります。

なお、近年の動向等を見ますと件数及び支給額ともにしばらくは横ばいの状況が続くと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

今、課長より3年間は横ばいであろうということが予測されるとの答弁がありました。

直近の令和4年度の実績で分析いたしますと1人当たりの平均支給額が6万9,758円となります。利用者の負担割合は1割、2割、3割と分かれておりますが、90%以上の利用者が1割負担ですので、仮に全員が1割負担として計算すると6万9,758円割ることの0.9イコール7万7,509円となりま

す。あくまで平均値での話ですが、住宅改修をすると利用者は事業者に最初に約7万8,000円を支払わなければならない金策がなかなか大変です。

また、支給限度額の18万円をもらう方もいるそうですが、その方々は20万円を工面する必要があり、金策がますます大変であろうと想像されます。さらには20万円を超えた住宅改修を自己負担で行う人もいますが、このような実情につきましてどう思われますか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えします。

介護保険の住宅改修は、個人資産の形成や持家と貸家との受益の均衡を考慮するため、小規模な改修のみであります。最大20万円の改修費で、償還払いとなると低所得者の高齢者等にとっては負担が大きいです。

以上です。

○5番（下園和己君）

2項目めにつきまして質問を深めてまいりたいと思います。

先ほどの市長の答弁でこの4年間では今年5月に吹上地域の民生委員さん等から2件の要望が届いているようです。

利用者が最初に住宅改修費を全額事業者へ支払い、一月くらいたってから利用者負担の割合分を除いた金額が支給されるいわゆる現在の償還払い方式では利用者が全額を最初に準備するのが非常に大変だということが十分理解できます。

そのために今までに住宅改修を諦めた市民が吹上地域の民生委員さんが把握しているだけでも数人いたそうですので、市内全体では相当数おられたのではないのでしょうか。

そこで、近隣の鹿児島市、南さつま市、いちき串木野市が既に採用しておる方式、つまり、最初から利用者が負担割合分のみを事業者へ支払い、残金は市役所が事業者へ後日支

払ういわゆる受領委任払い方式を導入すべきと考えます。

この方式を導入したからといって予算が何ら増えるわけでもなく、かえって送金者数が減り、事務処理のミスも起きにくくなるメリットもあります。私はお金のことで住宅改修を決して諦めるケースがないようにぜひとも受領委任払いを導入すべきと考えます。

また、現在の日置市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画、併せて介護保険利用ガイドもちょうど来年度に更新の時期が来ているようであります。

私は利用者が金策に苦労したり、ましてや住宅改修を諦めることがないように、最初に利用者が住宅改修の負担割合分のみを事業者へ支払いさえすれば残金は日置市が事業者へ後日支払うという受領委任払い方式をこの機会に導入すべきと考えます。

先ほど課長から現在の償還払い方式では市民の皆様方の財政的負担が大きいですと考えているとの答弁がありました。そこで市長に受領委任払い方式の導入についての見解を求めます。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように実際にご負担に苦しんでおられる市民もいらっしゃると思いますので、近隣の市町村に既に導入しているところもございましてしっかりと制度を調査して令和6年度の導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいま市長から私の要望した受領委任払いを令和6年度からの導入に向けて取り組むとの前向きな答弁を頂きました。この市長の英断に多くの市民が歓喜し、これから先、利用者が住宅改修費のお金をさほど心配することなくいつまでも安心して暮らせる日置市を実感できることと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を
11時15分とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

本市の特別支援教育について支援を必要とする児童生徒の視点で通告に従ってゆっくりと質問しますので、市民に分かりやすくしっかりと答弁を頂きたいと思えます。

本市の特別支援教育について。

1、現在の教育現場状況を踏まえて本市での特別支援教育の意義・重要性についてどう見解しているのか、伺う。

2、現在、本市の特別支援学級の児童または生徒数と教職員数は何人か。

3、特別支援教育において現行の支援の人員配置体制を検討すべきではと考えるが、どうか。

4、特別支援教育の在り方やその指導は各自治体・各学校の教育長や学校長によって異なるものなのか、伺う。

5、特別支援学級の児童または生徒が自立した生活が送れるように支援するための知識や理解を深める教職員等の研修などはどのように行われているのか。

6、2006年の国連総会での障害者の権利に関する条約に伴い、2011年8月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育が受けられるよう配慮」（16条）を行うことが示されております。

「可能な限り」の文言の解釈に教育現場で

は微妙に違いが生じているのだと感じております。分け隔てがあってはならない教育において特別支援教育には多くの教育関係者の思いと保護者の期待がある。特別支援教育について、また今後の支援の在り方についてどのようにお考えか、伺う。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1、特別支援教育については、その1からその6まで6点、教育長より回答いたします。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、本市の特別支援教育についてお答えいたします。

その1、特別支援教育の意義・重要性についてでございます。

本年度、特別支援学級在籍児童生徒は令和元年度に比べると約80人増えているほか、通常学級においても支援が必要な児童生徒が増えている状況です。

本市においては、個々の特性に応じた教育を目指して特別支援教育の充実を重点の一つに掲げ、取り組んでおります。特別支援教育は、障がいの有無やその個々の特性を理解し、様々な人々が生き生きと活動できる共生社会の基盤づくりとなる重要なものと考えております。

その2、児童生徒数と教職員数でございます。

本年度、特別支援学級在籍児童、これは小学校ですけれども、186人、中学校の生徒は70人の計256人です。教職員数は、小学校が39人、中学校が16人の計55人です。

その3、現行の人員配置体制についてでございます。

国の基準に基づき、特別支援学級1学級の

児童生徒の定員は8人で、各学級担任としては、学級に1人、配置しています。

今後とも国の基準に基づき適切な支援に努めてまいります。

その4でございます。各自治体・学校で違うのかというご質問でございます。

基本的には、学習指導要領に基づいて行いますので、自治体や学校によって変わることはありません。

その5でございます。研修についてでございます。

本市では特別支援教育の充実を図るため特別支援教育研修会を開催しています。研修会は、小・中・義務教育学校の特別支援学級担任を対象に年1回、幼稚園、保育園、こども園、療育施設などを対象に年1回、特別支援教育支援員を対象に年2回行っています。

また、年間を通して、指導主事が学校を訪問し、特別支援学級の授業参観を行い、指導・助言を行っております。

その6でございます。今後の支援の在り方についてでございます。

本人や保護者の思いや願いに十分寄り添いながら可能な限り期待に応えていく必要があると考えています。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

まずは1問目の特別支援教育の意義・重要性をお尋ねしましたが、同様に本市でのインクルーシブ教育の意義・重要性についてはどう見解されておられますか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

インクルーシブ教育においては同じ場で学ぶことを追求するとともに個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して自立と社会参加を見据えてその時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう様々な仕組みや多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

であると考えております。

○6番（佐多申至君）

自立と社会参加、特別支援教育は個別のニーズの把握と対応が必要であると私も考えています。また、インクルーシブ教育は社会において多くの人の相互理解も必要だと考えております。私のほうはそう理解していますが、教育委員会ではどうお考えでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

ご指摘のとおり多くの人々の相互理解が必要であると私どもも考えております。

○6番（佐多申至君）

特別支援学級の児童または生徒は勉強または学校生活において通常学級の児童生徒と一緒にどれくらいの時間を過ごしているのでしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

子どもたちの状況に応じて個別に設定しておりますので一律に決められている時間はありませんが、特別支援学級での指導は目安として週時数の半分以上は行うよう文部科学省が示しております。

○6番（佐多申至君）

特別支援教室の環境において、通常学級の子と特別支援学級が、大体、大方、半分を過ごしているということで回答いただきました。

1番の重要性の見解についてはおおむね先ほどの回答で理解したところですが、2番目の本市の生徒数と教職員の比率というか、先ほど回答いただきました。特別支援学級の在籍児童が186人、生徒が70人、合計256人、教職員は、小学校が39人、中学校が16人の55人。

この数字が適切であるかどうかということについてはなかなか調査でも厳しい状況でしたが、これが子どもたちにとってどうかということをお尋ねしたいと考えております。

数において、さきの答弁で通常学級におい

ても支援が必要な児童生徒も増えていると答弁がありました。支援の必要さは児童生徒全般に及んでいると私は考えております。現在、特別支援学級はどのように分けられているのですか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

日置市においては、知的障害特別支援学級、自閉・情緒障害特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、難聴特別支援学級、病弱・身体虚弱特別支援学級の5種類の学級がございます。

○6番（佐多申至君）

かなりの内容で子どもたちの状況で分けられていることが分かります。

特別支援学級の児童生徒への指導カリキュラムがあると思うんですが、各教室それぞれ違うのか、もしくは基本的なものがあるのか、お伺いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

特別支援学級在籍の児童生徒のカリキュラムについては、個別の指導計画や支援計画の作成が義務づけられており、その指導目標に基づき作成しています。どの特別支援学級にも共通していることは自立活動を必ず設定しなければならないということです。自立活動はその子の障がいの程度や状態に応じて必要な内容を設定しております。

○6番（佐多申至君）

特別支援教育において、一人一人の特性を把握して生活や学習上の困難さを軽減し、改善するための指導や支援が大事と考えています。

一人の児童または生徒に対して軽減から改善までどのような指導を行うのですか。また、一人の児童や生徒に何人の教職員で指導しているのですか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

先ほどお答えしたように特別支援学級は障がいの状況に応じて支援が必要です。特別支

援教育の視点から各学級では、個々の障がいの状況に応じて、子どもたちが学校で過ごしやすく、そして学びやすい状況が提供できるよう合理的配慮に基づいて指導や支援に取り組んでおります。

つまり、子どもたちの障がいの特性や状況に応じてその時々で必要とされる指導や支援を行い、学びを通して子どもたちに応じたペースで一步一步成長できるよう指導しているところでございます。

また、指導形態については、基本的には学級ごとに担任は1人ですが、状況に応じて複数で指導に当たっている場合もございます。

○6番（佐多申至君）

ただいま答弁の中で合理的配慮という言葉頂きましたが、特別支援学級のいろんな書物、いろんなものを読んでいくと合理的配慮という言葉が必ず出てくるようであります。

学者、学識経験者においても、合理的配慮がいかなるものなのか、回答はどの本を読んでも出てきませんが、児童または生徒の心身が変化してまいります。多様な子どもたちに学習指導や支援体制においてどのように合理的配慮がなされているのか、ご説明できますか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

まず、学習面においては、大きな音が苦手な子どもたちはイヤーマフを装着したり、書き写すことが苦手なお子さん方はタブレットで黒板を撮影しノートに貼ったり、升目の大きなノートを使用したり、教科書にルビをつけたりするなどの支援を行っています。

生活面においては、興奮し落ち着かない子どもたちは、クールダウンができるスペースが必要ですので、そういったスペースを準備したり、自立活動の時間においてほかの他者と円滑なコミュニケーションが図られるようソーシャルスキルトレーニングを行ったり

しているところでございます。

○6番（佐多申至君）

先ほど1人の先生に対して8人ということですが、今の現場の状況を国は分かっているのでしょうか。県教育委員会も分かっているのでしょうか。今後は、こういった状況を発信して、現場の意見、そして子どもたちの意見、保護者の意見も届けていくのが私たちの責務じゃないかと考えているところでございます。

先日の南日本新聞に教職員の増員についての記事が掲載されておりました。タイミングよく出てきたなと思って読んでみたんですが、冒頭でも述べましたように、今回、私は児童生徒の視点でお話ししているわけです。現体制で個別のニーズに合った支援ができていると思われませんか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

子どもたちのニーズの変化に対応できるよう学級担任や特別支援教育支援員等と連携して組織力を生かした指導・支援に取り組んでいるところでございます。

○6番（佐多申至君）

当然、組織力が物を言うことになる状況であります。

教職員配置において担任は替わります。子どもたちは、そのまま、6年間もしくは9年間、中学校まで生活するわけですが、その間、何人、先生が替わるのでしょうか。児童または生徒への継続的支援はできておりますか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校におきましては指導や支援の記録また新年度の個別の指導計画や支援計画などを基に校内支援委員会等で継続的な支援ができるよう共通理解を図っているところでございます。

○6番（佐多申至君）

それでは、現状が分かった上で、3番の特

別支援教育において現行の支援の人員配置体制について検討すべきではないかと私が質問した項目で回答を頂きましたが、先ほど8人ということではおっしゃったとおりそういった状況で今でも国の基準に基づき適切な支援に努めていかざるを得ない状況でございます。

8人は学年も違う複式または複々式の状況であると考えます。教職員の一人一人のニーズに合わせた個別指導やそれにかかる時間など教職員の広範囲にわたる負担があるように思いますが、どうお考えですか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のおっしゃるとおり、同じ障がい者の学級であっても、一人一人、状況や程度が異なるため個別に応じた工夫だけに限らず先ほど述べましたとおり支援員や他の教職員と連携して複数で指導していくことでその学びを支えているところでございます。

○6番（佐多申至君）

国が定めている定数が変わらないことには教職員は増やせない。なかなか現場においては厳しい状況です。

そこで、私のこの質問に対しての提案を述べますと、県及び国へ現場の声を届ける必要があるのは間違いありません。現在の制度内で教職員加配が難しい状況であれば本市独自で行っている特別支援教育支援員を教員資格がなくても子どもを育む気持ちのある方であれば支援員として配置できるよう条件の枠などの緩和等があってもいいのではないかと考えますが、教育長にお伺いします。

○教育長（奥 善一君）

特別支援教育支援員の配置につきましてはまさに議員がご指摘のとおりだと考えておりました。今年度から、特別支援教育支援員をお願いする方々には、教員免許の保有、これを要しないということを含めてお願いいたします。

以上です。

○6番（佐多申至君）

教育長の今の答弁に対して多様な子どもたちが増えてきているという答弁もありました。状況からすると増員すべきと考えます。その辺は教育長はどのように考えていますか。

○教育長（奥 善一君）

特別支援教育支援員というのは基本的には特別支援学級ではなくて通常学級にいて支援が必要な子どもさんたちのために採用しているところがございます。

現在、本市におきましては、31人、全体で配置しているところですが、現在の状況から増員については検討する必要があると私どもも考えております。

なお、先ほどから議員がおっしゃるように国の定数という基準がございます。これにつきましては私どもも同じように考えておまして、全国の都市教育長協議会あるいは全国市町村教育委員会連絡会、こちらにおいても、毎年、国に対して要望しておまして、次期定数改善のときにぜひご配慮いただきたいという要望は上げているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

この件に関しては、先日、県会議員の議会でも元同僚議員が県議会の方で特別支援の配置について提案されておりました。県のほうからの回答では、今、教育長がおっしゃるように、国の制度に従って、今のところ、現状維持、現状でしか対応できないという回答であって前に進まないなという思いがあって現場の声を伝えるべきだということで今回の質問をさせていただいているところでございます。

先ほどの話の教育長の中で、現状は、今、特別支援学級の子どもたちは、半分、通常学級の子供たちと生活しているという話がありました。私としては、当然、特別支援教育

の目的もありますが、半分と言わずにもっと多く子どもたちと接することができれば、まだまだ、通常学級で学ぶこと、それから通常学級の子供たちもまた学ぶことも多くなるのではないかと私は考えているところであります。

市長にお尋ねします。教育委員会だけで今回の問題は解決できる問題ではないと考えています。将来を担う子どもたちのために、先ほどの特別支援教育支援員、本市独自の支援員を増員するなどの教育環境の向上にもっと努めるべきと考えますが、どうお考えですか。お尋ねします。

○市長（永山由高君）

教育環境の向上は非常に大切なテーマですので、引き続き教育委員会としっかり連携して取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

4項目めの特別支援教育の在り方等は各自治体によって異なるものかという質問のところ、回答を頂いておりますが、異なっていないという回答でございました。当然、そうであるべきだと思います。

子どもたちも、どこに転校するか分かりませんので、あちこちいろんな学校や長によって教育の内容が変わればそれは支援に私はならないと考えておりますので、そうであるべきだと申し上げておきます。

特別支援学級の児童または生徒の心身の状況など情報共有等は特別支援学級の教職員と普通学級の教職員との間ではどのような連携が行われているのでしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

担任間の情報共有におきましては授業外の時間を活用して行っております。また、学年会や職員朝会、校内支援委員会などでも共通理解を図っているところでございます。

○6番（佐多申至君）

そのような連携が取れているということも理解できました。

自治体・学校の長の考え方は変わらないということでしたが、子どもたち、義務教育期間を通して児童または生徒やその保護者においては特別支援学級または普通学級で学んでいることへの不安などから気持ちの変化等の相談等はあるのでしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

各学校においては、学習や友達との関係、そして今ご質問があったように進路などについても児童生徒や保護者から相談を受けているところでございます。

また、子育てに関する相談等も発達に関する相談も含めて日置市子ども支援センターで随時受け付けております。

さらに、9月、10月にかけて、特に進級・進学に関することについては市の就学相談を行い、支援が必要なお子さんたちの学びについての相談に対応しているところでございます。

○6番（佐多申至君）

本市の子ども支援センターにおきましては歴史があります。私も、ちよくちよくではございませんが、たまに行っている色々なお話を聞いたりすると、なかなか、現場の状況、色々な相談内容までは個人情報ですので聞けません、大変であるということは耳にしております。また、お話も聞いております。

ただ、現場にいらっしゃるセンターの方々、その思いは、子どもたちにとってはかなり頼りになる方々がいっぱいおられますので、ぜひ教育委員会を含めてそういった子どもたちの相談は支援センターを生かしていただければなど私も切に思うところでございます。

5番目に特別支援児童また生徒が充実した生活が送れるようそのための研修について質問させていただきましたが、様々な研修があることも分かりました。そして、年に1回、

そういったいろいろ各支援、それから施設ごとに行われていることも分かりました。年間を通して指導主事が学校を訪問して授業参観も行って助言をしているということも分かりました。

今、様々な研修、様々というか、特別支援教育研修が開催されているということですが、特別支援学級支援員以外でも研修は受けられるのですか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

特別支援教育に関する研修会の対象者は、市においては、小・中・義務教育学校の教職員や特別支援教育支援員、そして幼稚園や保育園の関係者でございます。

○6番（佐多申至君）

それでは、私が先ほどから述べている支援員におきましては、こういった研修、例えばこども園、そういった保育士、教職員の免許がなくてもそういった子どもへの思いが強い方々が来れば受けられるということになりますので、ぜひそういった方々にもいろんな対象を広げてそういった教育環境向上に努めてもらえたと考えるところでございます。

義務教育を卒業する特別支援学級の児童生徒の支援はどのようにつないでいくのか、先ほど子ども支援センターの話もありましたが、具体的にはどのようにつないでいくのか、お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

中高連絡会の実施、特別支援学級も含めて移行支援シートなどの引継ぎ等の資料を基に進学先へ出向いてきめ細かな引継ぎに努めているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それでは、最後の6項目めの質問について、再度、質問させてもらいます。

先ほど私が長々とした文章をいろいろと書いて質問したわけですが、それに対して、十

分、思いに寄り添いながら可能な限り期待に応えていくという単刀直入な回答を頂きました。この言葉だけでは私も物足りないので、再度、質問させていただきます。

特別支援教育に期待し、特別支援学級に在籍し、学ぶことを選択した本人または保護者の思いに応えることは特別支援教育の責務であります。また、学校側の方針や考え方など本人または保護者に伝え、その本人や保護者が特別支援教育の認識及び理解を共有することも大切であると考えますが、その辺は教育長はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のご指摘のとおり、児童生徒、保護者、担任及び学校とで、指導に関する合意形成の下、日々の学びに取り組むことが私どもも大切であると考えております。

○6番（佐多申至君）

いよいよ私の質問も少なくなりましたが、市長と教育長にそれぞれお尋ねします。

本市の特別支援教育における考え方とその指導方針また学校現場の内容はおおむね理解したところであります。さらに大事なことは、そのことを子どもたちが踏み出す社会にどう伝え、どう理解を深めていくかです。

さきに述べたインクルーシブ教育は、障がい者が積極的に参加または貢献できる社会、共に生きる共生社会の実現を目指しています。そのためには社会を取り巻く様々な人のより多くがその知識と理解を深めていかなければ共生社会は実現できません。

特別支援教育の在り方などその意義や重要性など地域等への周知及び啓発活動や学びの場の提供等に努めてはとありますが、どうお考えでしょうか。市長、教育長、それぞれお答えください。

○教育長（奥善一君）

ただいま議員がおっしゃったことはとても大切なことでございます。子どもたちを取り

巻く社会、つまり学校だけではないのですね。各地域でありますとかいろいろな場で子どもたちに対するご理解を頂いて、そして対応していただく、子どもたちを見守っていただくということがとても重要だというふうに思っております。

今年は、その一環といたしまして、子ども支援センターの子育て講演会、この中で大学のほうから講師をお招きいたしまして特別支援教育に関する講演をしていただいているわけですが、このような活動を通して少しずつその啓発を図っていければなというふうに思うところでございます。

私のほうからは以上です。

○市長（永山由高君）

今、教育長が申し上げたことが回答になると思うんですけども、併せて、一番最初、1問目に教育長が答弁いたしました「特別支援教育は、障がいの有無やその個々の特性を理解し、様々な人々が生き生きと活動できる共生社会の基盤づくりとなる重要なものである」、これが基本的な考え方であろうなというふうに考えております。だからこそ啓発は非常に重要な点であるというふうに認識しております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

実は、手前みそではございますが、私は、毎朝、信号機の交差点のところ、妙円寺の小学校の下のほうに立っているわけですが、たまに教育長も一緒に立っていただいております。

そこにただ立って、緑のおじさん、交通指導をしているだけなんですけれども、毎朝、「おはようございます」「おかえりなさい」というふうな形で朝夕に見守っているわけですが、その状況だけで、そういった特別支援の子に限らず、子どもたちがそこに私が立っていることで安心する、学校に安心して行け

る、佐多ちゃんがあそこに立っているだけで学校に行く楽しみも増えるとか、いろいろ、子どもたちの声、そして保護者の声を聞くと、立っているだけで役に立っているんだなと地域の人間としてうれしく思った状況がありました。

それだからと言ってしているわけじゃないんですけれども、地域の人間、地域社会が子どもたちを見守るといことがどういうことかは難しいことですが、私としてはそこに立っているだけで役に立ったということの話でございましたので、右から左に聞き流しておいていただければよろしいかと思います。

最後に教育長にお尋ねします。提案ですが、学校運営協議会等を通して地域との連携をさらに図り、一つの例として特別支援学級の児童または生徒が学校を一步出てもっと地域の行事等に参加したり触れ合うことで地域と一緒に児童や生徒個々を養い育む取組などをされたらどうでしょうか。教育長にお尋ねして私の一般質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

今、議員からもございましたように、学校運営協議会、今、日置市内では全ての学校にこれを設置しております。

学校運営協議会というのは地域の様々な立場の方々がメンバーとして加わっていただいておりますので、その中で学校運営に関することについて全て共通理解をしていただいておりますけれども、その中で特別支援学級に在籍している子どもあるいはそれぞれ個性、特性のある子どもさんたちについても情報を共有して行ってそれぞれ校外における様々な場で周りの大人が子どもを理解し温かく見守っていく、つまり居心地のいい地域にしていくというのが共生社会においてもとても重要だというふうに思いますので、ただいま頂いたご提言を基に各学校でさらにこれを充実させていければというふうに思うところでござい

ます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

私は日本共産党を代表して一般質問を行います。

本日2023年9月1日は関東大震災から100年です。マグニチュード9.7の地震で10万5,000人の死者と行方不明者が出ました。その9割の方が火災によって亡くなりました。そのことがあったことを受け、9月1日は防災の日となりました。

100年前、このときはまだ原発がなかったんです。もしこのときに原発があったらどうなっていたんだろうねと。そんな声が市民の方から寄せられました。

それでは、私は、市民の皆さんから寄せられた声を市政に届け、その願い実現のため、今回は3点に絞って一般質問を行います。

1問目は新型コロナウイルス感染症の後遺症について伺います。

5類移行後に新型コロナウイルス感染症の患者数を把握されているのでしょうか。今現在の状況などを伺います。

また、市や保健所にコロナ関連の相談が寄せられていると思いますが、その相談の内容はどういったものがあるか、どのように対応しているのか、伺います。

また、後遺症に関する相談の状況はどうなっているのでしょうか。そのうち、18歳未満

の患者、つまり子どもたちに関する相談の状況はどうでしょうか。

そして、今、一切の保障がない中で後遺症で苦しんでいても病院に行くことをちゅうちょしたり相談できなかつたりすることがあるようです。そもそも後遺症の症状は多岐にわたりますので、後遺症があるとの周知を徹底し、適切な医療機関を受診できるようにする必要もあります。

市としての対応は現状のままでよいのでしょうか。後遺症の実態を把握し、県や国に対しても必要な対策を求めていくべきではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

特に子どもたちは後遺症の周知徹底ができていないために後遺症治療を受けられていないケースもあります。学校などでは特別の対策を行うべきではないのでしょうか。これについては教育長に伺います。

コロナの後遺症の症状にはいろいろありますが、まだまだ解明されておられません。この解明も必要だと思っております。

2 問目は脱原発についてです。

川内原発 1 号機・2 号機の 20 年運転延長を問う県民投票条例制定を求める署名が鹿児島県に 8 月 7 日に提出されました。全県で 5 万 2 9 0 筆、うち日置市が 2, 1 5 4 筆でした。それぞれ法定数を大きく上回る数でした。その署名提出を市長はどのように受け止められましたか。市長の見解を伺います。

また、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染水の海洋放出についてどう考えられますか。

関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと言いながら風評被害や実害を心配する漁業者の声を無視したり、モルタル固化や大型タンクによる長期保存などの代替案を放棄したり、ALPS 処理後のタンクにためた水の約 8 割にトリチウム以外の放射性物質が基準を超えて残存していることが発覚しても報

道で明るみに出るまで説明もしないなど、そんな中での海洋放出であります。このようなことに関して市長の見解を伺います。

3 問目は吹上浜沖洋上風力発電計画についてです。

6 月以降、事業者の動きはどうか。市のほうでつかんでおられることがあれば公表していただきたいと思えます。

また、このほど鹿児島県が設置しました、8 月 2 9 日に第 1 回目の会合が開かれておりますが、洋上風力発電に関する研究会に日置市としてはどういう立場で参加するのかを伺って 1 回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項 1 つ目、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてのその 1、5 類以降後の感染者患者数について回答します。

5 類以降後の感染者数は 1 医療機関当たりの定点把握報告数として鹿児島県から発表されています。全数を把握することはできませんが、保健所ごとに感染状況の傾向を示す数値を把握しています。

その 2、相談について回答します。

市に寄せられる相談内容としては感染した場合の検査機関の問合せや療養期間中の過ごし方などが主なものとなっています。対応として、詳細に症状などの聞き取りをした後、検査機関の案内や療養方法について情報提供を行っています。

また、保健所においては、市と同様の相談に加え、療養中に体調が悪化した場合の対応方法についての相談も寄せられ、その際、医療機関の紹介や場合によっては医療機関調整等を行っていると同っております。

その 3、18 歳未満の患者に関する相談の状況について回答します。

市に寄せられる後遺症に関する相談について、数件、お問合せを受けています。内容と

しては、味覚が戻らない、せきが続いている、倦怠感が取れないなどがあります。中には18歳未満の患者に関する相談もあります。

また、発熱等の症状がある方からの問合せや受診相談を目的として県が設置したコロナ相談かごしまへも後遺症に関する相談が寄せられていると伺っておりますが、こちらでは相談時に年齢確認を行っていないため18歳未満の状況は不明とのことです。

その4、後遺症に関する周知について回答します。

これまでの国内外の調査によると、多くの方は症状が改善し罹患前の健康状態に戻る一方で一部の症状が長引いたり新たに症状が出現する方が一定程度いることが報告されています。

長引く主な症状として倦怠感、息苦しさ、筋力低下、睡眠障害、思考力や集中力の低下、脱毛が報告されており、これらの症状が出現した患者の3割以上で6か月後にもこれらの症状が認められるという報告もあります。

市としては後遺症等に関する情報収集を行うとともに後遺症に係る相談を受ける医療機関をホームページで紹介するなど情報発信に取り組んでおります。国に対しては全国市長会を通じて感染症対策に係る国民への適切な周知・啓発を要望しており、その中で新型コロナウイルス感染症による後遺症についても十分な広報・啓発を求めてまいります。

その5につきましては教育長より回答いたします。

質問事項2、脱原発についてのその1、署名提出についての見解について回答します。

川内原発の20年運転延長に対する県民投票を求める声の表れであると考えます。

その2、処理水について回答します。

処理水の海洋放出については国及び事業者の責任においてモニタリングをするなどその安全性を確認しつつ万全な対策が図られるよ

う国や事業者に対して求めたいと考えます。

質問事項3、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、6月以降の事業者の動きについて回答します。

事業者からは事業化に向けたエリアを再度選定し直したいとの説明があり、エリアの再設定を進めているようです。

その2、県の設置する研究会について回答します。

研究会は関係市町及び漁業団体等の利害関係者における洋上風力発電に関する現状や課題等の共有を図る場であるという説明を県から受けました。本市としては本市の状況を共有しながらほかの参加者の情報を収集していくという立場で参加していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、新型コロナウイルス感染症の後遺症について学校の関係についてお答えいたします。

現在のところ小・中・義務教育学校の児童生徒で新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩んでいるなどの相談は受けておりません。

続きまして、子どもたちへの周知徹底等についてでございます。

学校においては保健指導の中で様々な感染症予防の指導に取り組んでいます。後遺症については関係機関との情報共有に引き続き努めるとともに家庭と連携して子どもたちの健康状態の把握と病院受診等の健康管理に努めていくことが大切であると考えます。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

お答えいただきましたので、また1つずつ伺っていきたくと思いますが、市としてはこれまでの患者数をつかんでおられるんでしょうか。5類移行後も同じようにつかまれている

るはずだと思うんですが、その点、何人かというところまでお答えいただきたいと思います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

5類移行後の5月8日以降の数に関しましては患者の全数把握ではなく定点医療機関ということで定められた機関のところでの受診された受診者の数となっております。それで、その数によって地域の感染状況等が把握できるようになっておりますので、その数を市としては把握して感染対策のほうに生かしているところでございます。

○16番（山口初美さん）

人数をつかんでおられたらその人数のコロナの5類移行後と前というのでお示しいただけませんでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

5類移行後の数というのが全数ではございませんので、数としましては1医療機関当たり13.8人程度が1週間のうちに受診したというこの数になります。これまで日置市のほうでも5月7日までは全数の数を把握しておりましたが、その数は全数の数でしたので、そことの比較というのができない状況になっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

それでは、後遺症の患者の総数というの市のほうではつかまれていないんでしょうか。その点について伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

後遺症の数というものにつきましては、後遺症というものがいまだはっきりとまだ分かっていない状況がありまして、今、国内外において長引く症状を抱える方について調査をしているところでございますので、後遺症を抱える方の数というのは市のほうでは把握し

ていない状況です。

○16番（山口初美さん）

後遺症はいろんな症状があって、なかなかいつまで後遺症というのが続くか分からない、治るかも分からない、そういうような不安があらわれるわけですよね、みんな、それぞれ。

結構、そういうことって、例えば一つ味覚障害などを取ってみてもすごくこういうのを一生抱えて生きていけないといけないのかなということは当人にとってみれば本当に大変なことですよね。自分の身に置き換えて考えたときに私はそう思っていますね。

それから、なかなか力が入らなかつたり、起き上がれなかつたり、それから倦怠感ですよ。いつも疲れて、ぐたっとしていて何もできない。そういう方は、本当に、働くこともできないというか、自分の身の回りのこともできなかつたり、いろんな大変なことを抱えていらっしゃると思うんです。

いろんな後遺症がある中で、先ほどもいろいろそちらのほうでもつかんでおられる症状を言っていたいただきましたけれども、自分事として、これは本当にいつまで付き合わないといけないんだろうか、そのことを考えたときに、大人は自分でいろいろそういうことを言う力もあると思うんですけど、子どもたちにとってみれば、今日から2学期が始まりましたけれども、本当にそういう子たちがスムーズに教育を受ける権利がきちんと保障されるような、そういう手だてを取っていく必要があると私は思うんですが、本当、今のところ、自己責任ですよ。本人が何とかしなさいというような感じの対応ですよ。

そういう中で、本当に、特に子どもたちのことを私は心配するんですが、先ほどの答弁でもそういう相談は来ていないということでした。でも、これから先、そういう子が出てくるかもしれないし、分からないわけですよね。後遺症というのはまだ本当に分かっている

ない。個人的な差が本当に大きいので、なかなか周りにも理解されにくかったり思うんです。

そういうときに、保護者や学校側がいろいろ子どもたちのことを思って周りで見守っていたにしても、子どもたち自身が「自分はおかしいんだ。何とかしてもらわないといけないんだ」というふうに思わないといけないと思うんですが、そこら辺の子どもたちへの周知というのは学校ですべきじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のおっしゃるご指摘のとおり、非常に、子どもたち、自分のことが分からない。学年の発達段階によって違うと思います。ですので、先ほど教育長の答弁にもありましたように学年の発達段階に応じてやはり自分の体の変化等にしっかり気づいたときに周りの方に相談できるようなことなど保健指導を通して繰り返し指導していきたいと考えております。

○16番（山口初美さん）

コロナに感染した人で後遺症で苦しんでいる人もいますよというようなことを子どもたちに分かるように学校のほうでも教えていただくというか、そういうことはできますかね。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

新型コロナウイルス感染症も含めていろいろな病気にはそういった後遺症もあるということなども含めて健康保険課等と情報交換をしながら連携して子どもたちにもしっかりとそういう認識ができるように研修会等を通して啓発して指導していただけるようお願いしたいと思います。

○16番（山口初美さん）

コロナの後遺症というのは本当に未解明な部分が多いですので、みんなでこれを明らかにしていけないといけないと思うんです。新

型コロナ感染症に感染した人たちの追跡調査みたいですね。

後遺症が全然ない人もいます。コロナにかかった人でも、全然、自分はどうもなくてそれが広めてしまった原因だったりもしているんですが、本当に分かっていない部分をみんなが体験したことでみんなで共有して明らかにしていく、そして県とか国にきちんと対策を取っていただく、そういうことを、下から、自治体からやっていく必要があると思うんです。

そこら辺はどんなものでしょうかね。難しいことなのかもしれませんが、それが必要なかなと思っているところなんです、いかがでしょうか。市長のほうがいいかな。

○市長（永山由高君）

先ほども答弁をいたしましたけれども、国に対しては全国市長会を通じて感染症対策に係る国民への適切な周知・啓発を要望しております。その中で新型コロナウイルス感染症による後遺症についても十分な広報・啓発を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

鹿児島県では、コロナ相談かごしまという、そういう窓口があるんですが、市のほうのそういう相談窓口、誰でもみんなが分かるような、本当に何か困ったときに相談してみよう、コロナのことはここにすればいいんだと分かるような、そういう周知の方法や手だては取っておられるのか、伺いたいと思います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

コロナの感染症やコロナワクチンに関することは健康保険課へということで広く周知してございます。

先ほどからあります後遺症に関しましてはホームページで周知しておりますが、なかなか周知徹底というのがされておられませんので、また今後は広報紙等でも周知のほうをしてま

いりたいと思っております。

○16番（山口初美さん）

そうですね。繰り返しそういう相談がスムーズにできるような体制を取っていただきたい。その手だてをぜひお願いしたいと思いますが、鹿児島県のほうにも要求していただきたいのは、相談のときに年齢確認を行っていないようなということで、先ほど、年齢、18歳未満の状況が不明というようなご答弁だったんですけれども、県のほうにもできるだけ年齢的なこともつかんでいただくようお願いできませんでしょうか。これは健康保険課のほうから県のほうに要求することはできないのか伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

コロナ相談かごしまにつきましては、ワクチン等やコロナにかかったことに関する限られた相談に対応する窓口となっております。後遺症に関することが専門ということではございませんので、なかなか細かい要求までできないというところでございますが、また市のほうから県のほうにご相談させていただきたいというふうに思っております。

また、後遺症の相談場所としましては一義的にはかかりつけのお医者様のほうにまずご相談くださいという体制になっております。そして、かかりつけがない方に関しましては、また後遺症に関する外来対応可能な医療機関ということで体制が整備されておりますので、コロナ相談かごしまもなんですけれども、そういったかかりつけのほうにまずは相談するような形もしくは健康保険課のほうにご相談いただくという体制のほうを取らせていただきたいと思っておりますし、また市のほうでは相談対応時に年齢等もまた確認させていただきたいというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

かかりつけ医がない方で日置市のコロナの

後遺症などを診てもらえる病院というのは幾つあるのか、伺いたいと思います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

日置市内には2医療機関ございます。この2医療機関においては、後遺症の治療をしていただくというよりはこういった症状があるんだけどもどういったことが原因かどうかということをご相談いただける機関になっておりますので、市内のほうでは、2か所、体制を取っていただいているところでございます。

○16番（山口初美さん）

コロナの後遺症、私の存じ上げている方も、ずっと、1年以上ですかね、後遺症で苦しんでおられる方がいらっしゃいます。適切に病院にかかっていらっしゃるかどうかはよく分からないところなんですけど、長引く症状というのはきちんと医療機関に相談ができていないと本当に自分で抱え込んでしまって生きる希望を失ってしまったとかそういうことにつながるかもしれませんので、本当に、適切に相談できるよう、医療を受けられるよう、そこら辺は市も責任を持ってやっていただきたいところだと思います。

こういうことをきちんと解明していく、コロナの後遺症も未解明な部分を私たちの経験したことでみんなで協力して解明していく、そういうことが本当に大事だろうと思うんですが、山梨県では、昨年11月に、そういうこと、自治体が積極的に感染者にコンタクトして後遺症の患者さんを見つける、そういう努力をされたそうなんです。自治体としてもそういうことをやっているところもあるということでご紹介しておきたいと思うんですが、日置市でもできることをぜひやっていただきたい。

コロナ感染症の後遺症があるということ、それで苦しんでいる、大変な思いをしている人がいらっしゃるということをみんなで共有

できるような、そういうこともぜひ努力してやっていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先ほど申し上げたところなんですけれども、後遺症というものをまずご存じない方が非常に多いのではないかなと。もしかしたら、いろいろな症状に悩まされているけれども、それが後遺症によるものだという認識がない方もいることも予測されますので、まずは、市としてできることとしましては、そういった症状等があるということ、また相談機関はこういうふうなところがあるということについて広く周知のほうを徹底していこうというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

本当に、生きる希望を失ったり、そういうことにならないように、市民みんな、コロナに感染した人の中には後遺症もある、それもあるような症状があるということで市民に対してもきちんと周知していくことが必要なのかなと。

自分ではあまり人に言わないほうがいいというふうに思っている方もいらっしゃるみたいで、そこら辺は、新型コロナに感染した人たちがこういう経験をしているということをもみんなでも共有して、そういうことで一人で苦しむ人がいないように日置市も温かいまちづくりの一つとしてこれをしっかりとやっていっていただきたいと思うところですが。

腹痛がある人もいらっしゃるみたいです。いろんな症状がある。私も全部の人の症状を聞いたわけではございませんけど、本当に多岐にわたる症状があるということ。本当にいつまで続くか分からないという。治るかも分からないと。そういう不安を抱えた人が適切に医療機関に結びついて適切な医療が受けられるようにぜひ努力してやっていただきたい

と思います。

次の質問に移っていききたいと思います。

川内原発の1号機・2号機の20年運転延長を問う県民投票条例制定を求める署名、これを、私どもも、2,154人分、一応、市の選挙管理委員会のほうに提出しまして、今、審査は終わったということなんですけど、その状況、無効やダブリがあったり、そういうことがあったみたいですので、その結果をお聞きしたいと思います。お願いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、お答えいたします。

審査が終わりまして、9月3日まで、署名簿の縦覧中でございますけれども、現在のところ、有効署名数は2,085人分となっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

やはりダブリが大分あったんですかね。

ダブリなのか、無効な署名があったのか、そこら辺を少し教えていただけませんかでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、お答えいたします。

無効となった署名につきましては、選挙人名簿に搭載されていないものと生年月日が記載されていないもの、あと重複、そういったこととなっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

2,085人の署名が集まったということ。

この後の流れはご存じだと思うんですが、県議会でこれが審議されるようになるかどうかというところはまた改めてあれが知事のほうからあると思いますが、何で私たちがこの署名に取り組んだかということ、本当に日置市

の身近なところに川内原発があるわけで、そのことで地震があるたびに原発は大丈夫かなと心配したりとか、20年、運転が延長されれば、あと20年、私たちは原発と付き合っていかななくてはならないと。

もうすぐ1号機も2号機も造られて40年を迎えるわけで、十分、老朽化しているはずなのでということで本当に不安に思った人たちが自分たちの手で投票で20年延長をするかしないかは自分たちの声で決めていきたいということでの署名でございました。

本当にたくさんの方にご協力いただいて、法定数を超える、法定数はたしか900ぐらいだったと思うんですけども、それをはるかに……。倍以上ですかね。倍ぐらいの署名が集まったわけです。

今後、9月の県議会でこれが審議されて、県議会の中でこれが採択されていけばまた県民投票をするということになっていくんだと思うんですが、まだ先が長い話でございます。無効数も少しあったみたいですが、2,085人の署名がこれから県議会のほうに提出されてこれから県議会で審査されるわけです。

市長もこれが……。失礼しました。県民投票を求める声の表れであると考えるところでござんを頂いておりました。私たちも頑張ったかいがあると思っていますところです。

それでは、脱原発の2問目ですね。

国と東京電力が福島原発事故で発生した汚染水の海洋放出を行っておりますけれども、この点についてまた伺っていきたくと思います。

日本の漁業者、特に福島の漁業者の方たちは放射能に汚染したALPS処理水が海洋放出されたことに対して日本政府が約束を守らなかったということで大変怒っておられるわけですが、風評被害、そして実害があるということをちゃんと首相のほうも「補償をするんだ。責任を持ってやる」というようなこと

でいろいろ対策を取っておられるようでございますが、日置市の漁業者などからこのことについて意見が寄せられているのかどうか、その点を伺っておきたいと思えます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

現在のところ、そのような声は寄せられていないところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

ここで改めて言うことではありませんけれども、世界中の海がつながっているわけですね。国は30年と言っていますが、このALPS処理水は、30年間、流し続ける。見方によっては50年という声もございます。無限大に永遠に続くんだというようなことを言う方もいらっしゃいます。

ALPS処理水の海洋放出によって、世界中から、今、日本も注目されて、特に中国などは、もう日本のものを買わないというような、そういうことを言われたりしておりますが、全国でいろんな抗議行動もあっているんですが、8月の27日には、福島県のいわき市内で、地元の4つの労働組合や3つの政党、共産党や立憲民主党や社民党などが共闘して国と東電による海洋放出反対の全国行動を行っています。また、連日、抗議の行動が地元福島、また国会の前、また日本全国あちこちで起きています。

こういうことで、私も放射能に汚染された水を薄めて海に流すなんてことは本当にあってはならないことだと思っておりますが、日置市の海もいろいろな影響があると思うんですが、そういうことを心配して市民の声が寄せられていることをここで申し上げておきたいわけです。

関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと言いながら風評被害や実害を心配する

漁業者たちのそういう声も無視してこういうことを国が行っている。そういう中で、本当に今のこのような事態を解決する責任は日本政府にあるわけですが、海洋放出を中止するように日置市のほうからも国のほうにしっかり言っていくような、そういうことをされないのでか。していただきたいと思うんですが、その辺について市長のお考えを伺っておきたいと思います。

○市長（永山由高君）

国や事業者に対しては、まずは結果をしっかりと公表していただくといった透明性の確保、そして科学的な根拠に基づいてしっかりと環境への影響を明らかにしていただくということ、また継続的にしっかりとモニタリングを国及び事業者の責任において実施していただくことをしっかりと求めてまいりたいと考えています。

以上です。

○16番（山口初美さん）

それでは、3問目の洋上風力発電のことでございますが、研究会が開かれたということは新聞の記事でも拝見いたしましたけれども、この記事の中にはどこどこの自治体が参加したというような記載は一切なかったんですけれども、聞くところによりますと南さつま市がこれには参加していないということなんです、その点について確認の意味で伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

自治体関係のまず参加自治体についてでございます。

南さつま市のほうは参加していないような状況でございます。

自治体4市1町ということで、長島町、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市が参加しているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

南さつま市が参加していない理由などは聞いておられますでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

研究会の参加団体については民間事業者の事業計画を踏まえて県で調整された結果を基に決定されているということで考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

これは、この年度内に4回、会合を開く予定だということが新聞の記事に書かれておりましたけれども、次の会合がいつ開かれるとか、それまでに日置市はどういうことを調べてきなさいとか、そういうことなどが会議の中で出されたのかどうか、その辺について伺っておきたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

今回開催分を含めて、年度内に4回、開催されるということでございますが、今後の開催スケジュールについては、県より、その都度、案内がある予定でございます。それまでにこういったことをしてきてくださいというふうなことは今のところ県のほうから連絡は入ってきていないところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

次の開催もいつ開かれるか分からないということなんですね。

それであれば、この会の中で洋上風力発電に関する現状や課題などの共有を図る場であるというような説明を県から受けましたということでご答弁を先ほど頂いているんですが、日置市でもいろんな考えがあって、推進してほしいという陳情も議会のほうに出ました。

しかし、それより、反対してほしいという、そういう陳情のほうがたくさん出て、いろんな心配があるからそういうことをおっしゃっ

ているわけなんです、洋上風力発電ができることよっての自然環境の破壊、また漁業への影響、また海の中の生き物たち、また鳥、それからいろんな健康被害の問題、そういう問題がいろいろ心配だという声の日置市のほうにも出ていますので、そういうことをきちんと研究するようなことを日置市のほうから研究会のほうに提案していただけませんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

洋上風力発電事業については、環境、その他、景観への影響も大きいものというふうなことで考えているところでございます。そういった中で、あらゆる情報、県外からの情報であったり、そういった情報を整理・収集しながら意見を発言していきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

この研究会に合わせた形で首長の皆さんの集まったの会合とかというのは計画があるのでしょうか。今のところ、ないでしょうか。その点を市長に伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

現段階でそういった今の研究会以外の開催予定というふうなことは話は出ていないところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

残り時間1分です。

○16番（山口初美さん）

最後にいたします。

本当に、市民は、安心して安全に暮らせる、この平和なまちで、そういうことを望んでいるわけですが、洋上風力発電の研究会に参加するというのが市民の安心や安全につながるようなそういう施策となるように市民にもきちんと情報を共有しながら今後取り組んでいただくことを、要求というか、その点につ

いての见解を最後に伺って終わりたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

広く市民の皆様の声に傾けてまいりながら研究会の中でも議論を進めていきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

いろいろな市民の不安に応える、そういうことをきちんと研究会でも研究していただく、課題としてしっかりそういうことを研究する場であってほしいと願いますが、そのことについて最後に市長に伺って終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

最初の答弁で申し上げましたけれども、本市としては研究会を通して本市の状況を共有するというのも大切な役割の一つであるというふうに認識しておりますので、市民の皆様から頂いているご不安の声も含めて共有いたしますし、またこの場で収集した情報の中で市民の皆様にも共有できるものについてはしっかりとお伝えしてまいりたいと思っております。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で本日の日程は終了しました。

なお、4日の月曜日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時52分散会

第 3 号 (9 月 4 日)

本会議（9月4日）（月曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長

吉 富 良 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

○7番（是枝みゆきさん）

おはようございます。それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

大きな1番、本市が進める日置市公民連携サウンディング型市場調査実施要領について。

（1）7月21日の議会全員協議会の中で示された公民連携サウンディング型市場調査の目的、基本的な考え方について市長の考えを伺います。

（2）今回、伊集院エリア2施設、伊集院総合体育館、伊集院文化会館、吹上エリア6施設、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上、吹上浜公園、運動施設、旧吹上浜キャンプ村、吹上人工芝サッカー場が対象施設に選定されたが、その理由を伺います。

（3）対象となった伊集院文化会館・伊集院総合体育館は解体後の土地活用が文化多目的ホール（収容人数約450人）、子育て支援機能、親子交流施設及び子ども送迎センター等（職員数約30人）と具体的に示された。その根拠は何か、伺います。

（4）伊集院文化会館は1,208席を有する県内でも数えるほどになった大ホールの一つであります。今回、想定する具体的な用途や方向性に対して利用者・関係者から戸惑いの声があります。教育長としての認識、見解を伺います。

大きな2番、文化施設の使用料の減免について。

（1）文化施設には条例に使用料の減免について規定がありません。体育施設と文化施設の使用料減免の取扱いが違うのは同じ公共施設でありながら差が生じております。体育施設には使用料減免があり、文化施設には使用料減免がない理由は何か、伺います。

（2）利用者にとって平等性に欠ける。教育委員会は公益上の理由やそのほか特別の理由があると認めるときは使用料の減免をすべきであるとするが、どうでしょうか。伺います。

大きな3番、物価高騰の影響を受けている日常生活用具や介護用品を給付されている障がい者や高齢者に支援を。

（1）新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金においてこれまでに障害を持たれた方や在宅でサービスを受けている高齢者、そのご家族に対してどのような支援策・支援事業に取り組みられたのか、伺います。

（2）障がい者等基幹相談支援センターや地域包括支援センターをはじめ各相談支援事業所等において物価高騰による日常的な負担の相談はなかったのか、伺います。

（3）特に紙おむつが値上がりしています。そのため給付限度額を超え、これまで以上に個人負担が大きくなり、女性はさらに負担が大きいです。居宅重度身体障がい者や居宅介護高齢者の経済的な支援をすべきではないか、伺います。

（4）日常生活用具給付等事業・家族介護用品支給事業も上限額の見直しの検討をすべきではないか。

以上で1回目の通告の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、質問に回答してまいります。

質問事項1つ目、公民連携サウンディング型市場調査実施要領についてのその1、目的、基本的な考え方について回答いたします。

サウンディング型市場調査とは、地方自治体が公共施設等の有効活用や転用の構想を描くに当たり、そのアイデアや意見を広く民間事業者に求めるため、直接、対話し、そのポテンシャルを最大限に生かしていくための条件を整備していくことです。

今回のサウンディング型市場調査は、伊集院地域では伊集院文化会館、伊集院総合体育館を核としたエリア、吹上地域では吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上、吹上浜公園、吹上人工芝サッカー場などを核としたエリアの機能強化を図るとともに両エリアのポテンシャルを生かしつつ関係人口の創出の拠点となる魅力ある空間としていくことを目的としています。

また、民間活力導入に当たり、伊集院エリアでは利便性の高い立地環境を生かした子育て支援の充実のため「にぎわいの中心、子どもが健やかに成長できるまち」をコンセプトとし、吹上エリアでは運動施設や豊富な自然環境を生かすため「心も体も健康に。ウェルネスのまち吹上」をコンセプトとしています。

その2、対象施設選定理由について回答します。

これらの施設は本市の関係人口創出の拠点と言える場所にありながら建設から40年以上が経過しているものが多く、維持管理費が増加している状況にあります。また、時代の変化により現在の社会ニーズに対応しているとは言い難い状況にあると考えています。

このような個々の施設が抱える課題を解決するためには、立地環境に鑑み、施設単体よりも、隣接する施設を束ね、エリアで構想することで相乗効果が得られると考えており、その効果はエリア内にとどまらず周辺一帯にも波及すると見込んでいます。

その3、土地活用の具体例について回答し

ます。

文化多機能ホールについては、市役所の隣接地という立地や伊集院文化会館のホワイエの利用状況を考慮し、その機能を有する施設は必要であると考えています。

また、収容人数約450人については日置市中央公民館の中ホールの収容人員の1.5倍程度を目途として算定しました。

次に子育て支援機能、親子交流施設及び子ども送迎センター等につきましては先ほど答弁いたしました「にぎわいの中心、子どもが健やかに成長できるまち」というエリアコンセプトにマッチする機能を有する施設を想定しているところであります。

また、職員数約30人につきましては、これらの施設に関係のある行政機能等を同じスペースに配置することで利用者の利便性向上に配慮しました。児童福祉部門の行政組織や相談窓口などが想定されますが、それらの組織の配置人数を参考にしています。

その4につきましては教育長より回答いたします。

質問事項2につきましても教育長より回答いたします。

質問事項3、物価高騰の影響についてのその1、これまでの支援策・支援事業について回答します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による障がい者の方々などに対しての直接的な取組はありませんが、同交付金におきましてエネルギー価格等の高騰に伴う光熱費高騰の影響を受けている市内の医療・介護・福祉事業所等に対して給付金の支給を行いました。

その2、日常的な負担の相談について回答します。

障がい者等基幹相談支援センターにおいて物価高騰による日常生活への経済的な負担の相談が1件ありました。

その3、経済的な支援について回答します。

円安の進行やロシア・ウクライナ情勢などの要因により物価高騰が続いている状況だと認識しております。経済的な支援については物価高騰の影響を大きく受ける低所得者世帯等に対して臨時給付金の支給を行いました。

その4、上限額の見直しについて回答します。

限度額については平成26年4月に改正しておりますが、今後につきましても社会経済状況を考慮しながら適切な基準額の設定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問1のその4についてお答えいたします。

伊集院文化会館は、これまで芸術文化に幅広く触れ親しんでいただける施設として市内外を問わず多くの方々に利用され、昭和53年の開館から45年が経過しようとしております。ご存じのとおり、建物本体、施設等の老朽化が著しく施設の維持管理及び修繕等に今後も相当な費用が見込まれております。

また、収容人数を満たすイベント等の開催頻度も少ない状況となっております。本市にはホールを持つ施設が複数あり、同種施設の建て替え及び維持管理は本市の人口規模と財政状況から考えますと大変厳しいものと考えています。

これからの公共施設の在り方の一つとして施設の複合化や民間活力の導入によりこの地域の潜在的な能力や可能性を最大限に引き出すことを目的に今回のサウンディング型市場調査結果を参考に施設の在り方を検討してまいります。

質問2の文化施設の使用料の減免についてお答えいたします。

ご質問の1番目と2番目は、関連がござい

ますので、併せて回答いたします。

文化施設は貸館事業が主な事業であり、運営に係る費用や維持管理費用を確保することや利用者への公平性を確保するため使用料の減免規定は設けておりません。したがって、市が主催する催し等であっても市は一利用者として利用料を支払っております。

以上でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

サウンディング型市場調査は、全国的に見てどのような例があり、その成果はどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

お答えします。

地方公共団体のサウンディング型市場調査は、全国的には多数実施されておりますが、今回、本市が行っている複数施設を同時にエリアでサウンディングするというものにつきましては事例が少ないものと考えております。

公民連携施設整備の事例といたしましては茨城県の守谷市ですとか大阪府の泉南市といったところを参考にしているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

現在、参加者はあるのか、現状を伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

これまで、両施設合わせて4つの事業者様と、ヒアリングというか、意見交換という段階なんですけど、行っておりますが、具体的に提案は現時点ではまだ頂いていないところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

もし具体的な参加者がなかった場合、現在、出されたこの概要の方向性はどのようになるのか、伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

そのような場合でございまして、公共施

設の総合管理計画、それから個別施設計画が軸となって、これを参考にしながら、あくまで、将来世代への維持管理経費の負担を抑えた施設の在り方、それから整備・運営方式等につきましては改めて検討する必要があるかと思えます。その際は今頂いている事業者様のアイデアというものも生かしつつということになるかと思えます。

○7番（是枝みゆきさん）

今回のサウンディング調査に当たり、両エリアとも現状課題に社会ニーズが対応できていない課題があるとのことですが、具体的に課題は何か、お伺いいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

まず、伊集院エリアからですが、伊集院総合体育館におきましては空調が未整備であることから夏場の熱中症対策、それから文化会館におきましては座席のスペースが最近整備された同種施設と比較して十分に取れていないというような課題がございます。

また、両施設とも大規模施設でありながら照明のLED化の対応もまだできていないところでございます。脱炭素の観点からも課題があると考えているところでございます。

併せまして、県都鹿児島市に隣接するという立地を生かした子育て世代が求めるまちづくりへのニーズというのも確認が必要であろうと考えているところでございます。

吹上エリアにおきましては2つの施設に毎年多額の繰出金を支出している状況があります。ふきあげビジョン69における対話におきましても観光施設が有効活用されていないというような意見も頂いているところでありまして、これらを課題と捉えているところでございます。

以上のようなことを考慮しまして、それぞれのエリアコンセプトを土台として民間事業者様のノウハウを生かした自由な発想による提案を頂き、それぞれの課題解決につなげて

いきたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、総合的に考え、管理手法イメージが出されたと考えますが、伊集院エリアの伊集院総合体育館と伊集院文化会館は、将来、解体・廃止になることを前提として考えているということでしょうか。お伺いします。

○財政管財課長（東 正和君）

日置市公共施設活用計画及び個別施設計画の策定の際に建物の劣化度調査を実施しているところがございます。両施設とも特に外部の評点が低いことから将来の解体が前提となります。

鉄筋コンクリート造りの建物の一般的な耐用年数は60年とされておりますが、伊集院文化会館が45年、伊集院総合体育館が41年経過しております。両施設とも外壁の爆裂など全体的な老朽化が進んでおります。

また、伊集院文化会館におきましては、喫緊の対応が必要なものとしてつり天井の大規模改修、それから非常用発電機、空調設備などの更新が必要な状況にあります。

これらに要する費用と建物の残存年数、利用者の安全性などを考慮し、解体が前提となるという判断をしたところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

解体が前提だというご答弁を頂きました。

不思議なんです、伊集院文化会館は日置市公共施設活用計画及び個別施設計画によると管理方針として修繕対応と示されております。取り壊さずに大規模改修等存続に向けて検討はされなかったのか、解体前提の根拠は何になるのか、再度、お伺いいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

日置市公共施設活用計画及び個別施設計画における管理方針で示されている修繕対応とは、これまでもご説明してきましたとおり、施設の維持管理に関し、事後対応の修繕にとどめますと。

大規模改修が必要となった時点で解体を検討するものという分類をしているところをごさいますして建物及び設備の劣化状況から大規模改修等による存続は検討されないものに分類されているということをごさいます。

○7番（是枝みゆきさん）

伊集院文化会館は県内でも3番目に多い客席数を誇る大変立派なホールをごさいます。長年、利用された方々は壊すべきではないという強い声があります。概要を出す前に文化芸術関係者や団体から意見を聞く機会は持たなかったのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

先ほど財政管財課長からの説明もごさいますましたが、鉄筋コンクリート造り建物の一般的な耐用年数を60年とした場合、文化会館は45年、体育館は41年が経過しているということさいます。

伊集院文化会館におきましては、喫緊の対応が必要なものとしてつり天井の大規模改修、非常用発電機、空調機器などの更新が必要になると。利用者の安全性を考慮しますと早い段階での施設の在り方を検討する時期に差しかかっている状況さいます。

市としまして将来の方向性を全く持ち合わせていない状況で市民の声を聞いても建て替える是非のみの議論となると思われさいます。一定の方向性を示した上で市民の声を聞く機会をつくっていきたくて考えておきいます。

以上さいます。

○7番（是枝みゆきさん）

一定の方向性が必要というご答弁を頂きさいますましたが、私ども議員は7月全員協議会で説明があつて急な提案で方向性をじっくり考える時間もないまま終わったわけさいますですが、10日後にはホームページで公開されています。8月18日には市長のLINEにも今の答弁と同じような内容が掲載されています。

事業者が市の方向性が示された中で「私たちは文化会館も総合体育館も建てさいます」と言われると思きいますか。解体する、しない、建設する、しない、私たち議員の意見も先に聞くべきだったとて思きいます。今回の提案は早急過ぎたのではないさいますか。市長、どう思きいますか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

今回の調査におきましては、公民が連携することで、将来世代の公費負担を抑え、より効果的な市有財産の活用及び新たな施設整備方式が検討できないかという視点で庁内協議を重ね、提案募集しておき、今後は、調査の結果を踏まえ、施設の在り方について皆様と協議の場を設けていきたくて考えておきいます。

○7番（是枝みゆきさん）

市長、文化会館は市長がお生まれになられるその以前から立っているものごさいます。その間に多くの市民が利用しておきいます。私も利用させていただきさいます。市民との対話を大切にされている市長さいます。どうか今後このことをじっくり聞いていきたくて思きいます。

それでは、まず改修についてさいますですが、例えば県文化センターは昭和41年竣工で57年経過してさいますですが、平成30年に3億7,000万円で客席天井耐震改修工事を行い、改修してさいます。以前の音響性能を損なうことなく天井の耐震性能も確保されています。その業績は令和元年度建築部門で受賞し、月刊誌「建設」にも掲載されています。

また、2006年には、ネーミングライツで、毎年、2,000万円、協定期間の5年間で1億円の収益を得、令和4年度には維持補修で1,463万円を歳出しておきいます。

伊集院文化会館より10年以上経過したホールもこのような努力で存続してさいます。本市は存続のための検討・研究はされたのか、シミュレーションを立てたのか、伺きいます。

○財政管財課長（東 正和君）

先ほども答弁いたしましたとおり、個別施設計画におきまして修繕対応という管理方針を示しておりましたので、長期予防保全を前提とした大規模改修を行った場合の費用のシミュレーションというのは行っていないところでございます。

ただ、それぞれの施設の建て替え費用、この場合、伊集院文化会館に限ったお話で申し上げますと、建て替えた場合、概算ではございますが、建て替え費用が約20億円、40年間で計算したんですけれども、維持管理費用が11億円ということで合わせて31億円の総額というのを試算しているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

今、試算された金額を答弁いただきました。

参考までですが、指宿市民会館は54年経過したことから移転・再整備をしまして、合併特例債、これを使いましておよそ外構・備品まで含め28億円かけて805席のホールを建設し、令和4年7月に文化創造拠点として開館しております。

それでは、管理手法として出された用途について質問いたします。

新設が必要とされている建物は一体化したもののお考えでした。文化多機能ホール450人は、ホワイエを活用した機能を残す考えから現在の中央公民館中ホールの1.5倍のスペースという考えが示されました。展示、そのほか、イベント、商用スペース等に活用できる場としてイメージしております。いわゆる音楽ホールのような階段状のものではなく、なおかつステージもない広いスペースということでしょうか。伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

伊集院文化会館のホールのような今おっしゃるような階段状に座席があるものではございません。フラットな多目的スペースのよう

なものを現時点でイメージとしては持っているところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

そこで、現状、想定する方向性として、東市来文化交流センター、こけけホールの機能移転をすると示されています。また、先ほど利用頻度の現状から機能移転を行う趣旨の回答もございました。

それでは、現状、想定する方向性として東市来文化交流センターへの機能移転することについての考えを伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

これまでの稼働状況を参考に東市来文化交流センターへ機能移転できるものと考えていますので、市が主体となって建て替えることは現時点では考えていません。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

機能移転することについての考えを伺ったわけですが、伊集院地域には幼児教育から高等教育まで多くの教育機関があります。令和5年4月現在、小中学生は2,324人。4地域の中の約61%を占めております。

芸術文化コースを持つ高等学校もあります。そして、ジュニアオーケストラもあります。地元幼稚園は、文化会館こけら落としの45年前から、ずっと毎年、音楽会に使われて、客席は常に満席でございます。各団体はそれぞれ定期演奏会も盛大に行っています。地元の音楽家は、若い方々を育てるために、長年、コンサートやコンクールを開いていらっしゃいます。それはこの伊集院文化会館の広さがあるからこそできることであるとおっしゃっております。

そういったコンサートやコンクールに出演された子どもたちや若者からのお手紙、今朝、どうしてもこれを読んでくれということで預かってまいりました。このように出演者からたくさんのお手紙が届いております。時間が

ありませんので、これを読むことはできませんが、紹介させていただきたいと思います。

例年、7月には市外からの高等学校がコンクールを控えた吹奏楽の練習のために何日も文化会館を利用しております。様々な学校等がコンクール会場と同等の機能を持つホールである伊集院文化会館でこの会場を利用しております。

今年は高等学校の全国総文祭も開かれました。日本楽器のコンクールの会場となったホールの客席で高校生の見事な演奏を堪能して、そして感動いたしました。音楽だけではありません。舞踊や演劇、弁論など、若者や子どもたち、市民の文化芸術の発表の場として、そしてまたその感動を客席とともに共有する場として十分な機能を果たしていると考えます。市民は十分に活用しています。

校区内の子どもたちにとっては歩いて行ける場所です。文武の両立を重んじる教育の推進を施策と掲げる日置市です。まずは、子どもたちの教育の一環である文化芸術を創出するこの伊集院文化会館をどうお考えなのか、伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

伊集院文化会館は舞台袖の広さや反響板などホール機能はすばらしいものを持っている文化施設だと思っております。また、音楽・演劇等の鑑賞で感じる事ができる生の音、空気感、感動というものはその場にいないと分からないものでもあります。

東市来文化交流センターについても、施設的には規模が小さくなりますが、伊集院文化会館と同等の施設だと認識しております。

文化会館は市民の皆様が文化芸術に触れ親しむ共有の施設です。特に子どもたちにとっては芸術に直接触れたり自ら表現したりすることを通して情操を培っていく大切な場所だと考えています。また、日置市にとっても文化芸術振興の拠点施設だと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

子どもたちの教育の一環であるこの施設をどのようにお考えですかというふうに伺いましたので、教育長、お答えいただけませんかでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

ただいま課長からございましたように、様々な文化芸術に触れる、そういう場であるというふうに認識しておりますし、また年間の中で実際にその施設を使って自らもそういう文化活動に参加する、そういう経験というのも子どもたちにとっては非常に大切な経験になるというふうに考えております。

したがって、先ほど来、申し上げますように、日置市内にあります他の施設とも絡めて、今後、その活用の仕方は考えていかないといけないんだというふうに思っておりますし、今、サウンディング調査をしようとしている施設の中にも可能な限りそういう子どもたちが活用できるスペースというものもできるだけ考慮していただきたいということも併せて考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

大変アクセスもよく若者にとっても公共交通機関を利用しやすい立地でございます。市内外からも訪れることのできる立地でございます。この文化会館がなくなるとこれまで利用されてきた方々は鹿児島市のホールを使うことになりかねません。実際にそうせざるを得なくなるだろうという声も聞いております。文化芸術振興の妨げになり、スケールの大きな本物の芸術に触れる機会を減らしていくこととなります。

文化芸術、そして市民の創造拠点である伊集院文化会館のホールの存在をどう考えておられますか、教育長。

○教育長（奥 善一君）

現在の文化会館の価値というものは先ほど申し上げたとおりでございます。しかしながら、耐用年数、その他の関係、あるいは財政的な状況もでございますけれども、このままの存続が厳しいという中で、先ほども申し上げましたように、その場を市内のほかの施設で代替したり、あるいは、一部、伊集院地域にも、そのように、同じ規模ではないにせよ、そのような機能を持った施設を可能な限り残していくという意味で、サウンディング調査をしていただいて、それを基に、先ほど来、説明していますように様々な方々の意見をまた伺っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、伺います。この2つの施設の違いをどのように認識していらっしゃるでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

伊集院文化会館も東市来文化交流センターも文化施設としての機能は同じでございます。収容人数が大きな違いだと認識しております。

○7番（是枝みゆきさん）

すみません。それだけですかね。

同じホールですので、全体的な機能はこの2つの施設に限らず大体どこも同じだと思っております。しかしながら、この2つの施設の違いは何ですかと今お聞きしたところでございました。

築18年の東市来のホールは客席もゆったりとした造りの603席を有しております。音響も定評があり、すばらしいホールだと認識しています。ピアノ教室の発表会とか個人のコンサート等には程よい広さであり、スタインウェイのピアノも使え、本格的なステージの体験ができるため、よくご利用なされています。

一方で、伊集院文化会館は1,208席のうちオーケストラピット120席を有してい

ます。ピットを有しているのは、県内では、199席の鹿児島市民文化ホール第1ホール、1,502席の県文化センター、そして伊集院文化会館の3施設のみです。

オーケストラピットがあることでオペラやバレエなどを上演することができます。昭和時代、鹿児島オペラ協会は伊集院で3回上演しております。また、控室、練習室などをたくさん備えていることからオーケストラなどたくさんの楽団員や大きな劇団や舞踏家の出演者を迎えることができます。舞台袖が広いために大道具などの出し入れが必要な舞台演目は伊集院文化会館でなければなりません。

世界のホールで活躍するスタインウェイのピアノは、地元音楽家がコンサートの収益の一部を寄附し、開館20周年記念の折に前市長が入れてくださったものです。九州で3本の指に入ると言われる名機でございます。

1,208席の広いホールとステージではオーケストラと共に演奏するピアノ協奏曲も演奏が可能になります。そして、またカワイピアノもございますのでピアノデュオもできます。このような広さと音響を誇るこの伊集院文化会館でのコンクールやコンサートは月刊誌「日本ピアノ教育連盟」にも紹介されております。

東市来のこけけホールに伊集院文化会館は機能移転できるものではなく、それぞれがそれぞれの機能を持ったホールです。時間がありませんので言い足りませんが、このような2施設の違いをもう一回お聞きいたしますが、どう思われますか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

議員のおっしゃるとおりでございますが、機能につきましては、先ほどお答えしました、両施設とも同じと考えているところです。繰り返しになりますが、収容人数等におきましては大きな違いがあると認識しているところです。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

大きな違いがあると認識しているということでした。

舞台芸術に携わる方々は自分たちの意見を聞いてもらう場が欲しいと。そのような場があるのなら参加したいと言われる方も中にはいらっしゃると思います。

第2次日置市総合計画4節「豊かな心と感性を育てるまちづくり」に「耐用年数が過ぎ、大規模改修が必要になった社会体育施設については、「市スポーツ推進審議会」において、今後の取扱いを協議し、計画的な整備・改修を行います」とあります。文化会館については一切触れられていません。

今回の件についてスポーツ推進審議会は開かれたのか、そして文化推進審議会はどうなっているのか、現状を伺います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

「地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる」とされておりますが、現在のところ、本市は設置されておられません。

また、スポーツ推進審議会の中でも今回の件についてはまだ議題の上には上げられておりません。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

今回の件は非常に繊細で、そしてなおかつ歴史的な大事業になると考えます。芸術文化に関わる方々のこれまでのご努力、ご苦勞、そしてご意見を聞くためにも芸術文化有識者や利用されている市民の皆さんも含めた会議を持つべきと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

先ほども申し上げましたとおり、今回の調

査を受けまして、ある程度、市としまして一定の方向性を示された上で市民の皆様の声を聞く機会をつくっていきたくと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

そうしていただきたいと思います。

文化庁は文化芸術活動に対する効果的な支援として「我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する」と言っております。

もし同等のホールを建て直すとすればこれからまた50年から60年の長きにわたってスケールの大きい本物の芸術に触れる大切な場所となると思います。文化芸術を創造し、それを支える人材の充実、文化芸術の振興による産業観光への活用や関係人口の創出などその効果は計り知れないものがございます。

まちづくりコンセプトは「にぎわいの中心、子どもが健やかに成長できるまち」とされております。市長、教育長、子どもたちが健やかに育つための場として、資源を生かす場として文化会館の役割をどうお考えになれるか、お伺いいたします。

○教育長（奥善一君）

先ほど来、お答えしておりますように現在の文化会館は子どもたちが情操を培い育っていく上で非常に重要な役割を果たしているというふうに認識しております。

そして、いろんな場で子どもたちが文化芸術に親しみ、そして、情操を育て、感性を磨いていくといたしますか、そういう場というのは学校教育全体を通じて培われなければならないというふうに思いまして、現段階では文化会館もその一つの大きな役割を果たしているというふうに認識しております。

以上です。

○市長（永山由高君）

文化芸術のまず役割というところから考えますと人々の創造性を育む大切な役割がある

というふうに認識しています。表現力を高めるとともに心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌をつくるという上でも大切な役割を持っているというふうに認識しています。ですから、これから体育館や文化会館の建て替えに関する議論の中で文化芸術に関する議論も同時に行う必要があると。その認識を持っているところでございます。

一方で、体育館と文化会館を合計すると現時点で既に50億円を超える投資が見込まれる規模の事業であるということに鑑みますと廃止もしくはそのまま存続以外の選択肢をある程度多様に見た上で市民の皆様のご意見をしっかりと聞き取りたいというふうに考えているところでございます。

人口減少局面においては全ての施設や建物をそのままの状態に維持できるということは難しい。その前提も含めて市民の皆様にとお伝えしながら対話をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

最後に「にぎわいの中心、子どもが健やかに成長できるまちづくり」コンセプトには文化会館の存在を消してはならないと強く求めまして大きな1番の質問は終わりたいと思います。

それでは、大きな2番に移ります。

この条例は昭和の開館当時に定められ、それ以降、見直しをされなかったものと考えますが、どうでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

減免の規定につきましてはですが、文化会館の用途につきましては、貸館業務、貸館という意味での扱いを持っているものですから減免の規定は現時点では設けておりません。

○7番（是枝みゆきさん）

これは開設の当時に定められた条例ですかとお聞きしております。

○社会教育課長（松岡政仁君）

開館当時からの条例は設けられていないところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

今回、県内の600席以上を有する文化ホールの施設条例を確認いたしました。全ての施設に減免項目があり、ないのは日置市のみでございました。多くは本市の体育施設条例にあるような内容になっておりました。

また、教育委員会規則には教育委員会主催の場合は例えば全額免除しますと。公演の場合は半額免除します。あるいは、学校、幼稚園、保育園は基本利用料の額に100分の50を乗じるなど自治体によって様々な違いはあるようです。

本市は教育機関が利用しているイベントも多くあり、公益性の高い催しもございます。利用者は、ホールやリハーサル室の使用料だけではなく、ほかにも備品や設備等の貸出しも加わり、長い期間、借りる、公益性が大きいと思われる団体も大きな負担となっております。

条例を改正して使用料減免を整備し、市長や教育長が認める団体や公益性の高い催しについて減免を講じられるように検討しないか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

文化施設においてはその利用について公益上必要と考えられるものは市が利用申請をすることで市が負担していくことから現時点では考えておりません。

○7番（是枝みゆきさん）

現時点では考えておりませんというご答弁を頂きましたが、日置市の体育施設等運動公園減免取扱事務規程にはさらに細やかな規定がございまして日置市がスポーツ振興に多大な力を注いでいる様子がよく分かります。これはすばらしいことだと思います。

ぜひ、文化振興にも同じように力を注いで

いただき、利用者が少ないじゃなくて利用しやすい文化施設になるように検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

議員ご指摘のとおり減免規定がないという当初の決まり事がそのまま来ているというのが現実でございます。一方、貸館という役割上、仮にここで減免規定を設けた場合、そこをまた指定管理料で補填していくというような課題もございますので、総合的にほかの市町村の例等も参考にしながら、今後、研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ほかの市町村の条例を参考になさりながらぜひ検討していただきたいと考えます。

それでは、大きな3番の2回目の質問をいたします。

令和2年度からの本市の事業を見てみますと経済対策に最も力を入れてこられた実績から商工観光課の事業が特出して多いようです。

物価高騰対策では学校給食費や「食」の自立支援事業への補助は保護者やご高齢の方々の支援となっております。女性のための「生理の貧困」支援は生理用品を購入できない女性にとって大変助かる事業でした。

これまで世帯向けの支援は丁寧に行われておりますが、障がい者あるいは高齢者ご本人には使わなければならない日常生活用具がございます。日常生活用具給付事業を受ける方々は受けなければならない身体的事情を持っている方々です。物価高騰により給付限度額を超えて購入しなければならない状況が起こっております。高齢者の紙おむつ支給対象者にとっても同じ状況です。

それでは、相談が1件あったということでしたが、相談内容はどのようなものでしたか。お伺いいたします。

○福祉課長（坂上 誠君）

使用している障がい者の方から「紙おむつが値上がりしており、障がい者等日常生活用具給付事業の限度額では枚数が足りなくなってきた」という相談を受けているところです。

○7番（是枝みゆきさん）

基幹センターのほうに1人のご相談があったということでした。

障害の重い方々、それから先天的な障害をお持ちのご本人は自分の意思を持ってなかなか声を上げられない方も多いと思います。介護されるご家族にとっても、値段が高くなったと感じていても、たとえ手出しの負担が増えても給付事業があることから遠慮もあって言い出しにくい部分があると。そのようなことを当事者からお聞きいたしました。

それでは、（3）について伺います。

先ほども申し上げましたが、日常生活用具等給付事業を受ける方々は受けなければならない身体的事情を持っている方々で低所得者世帯向きには給付金で支援しているということは別問題であって事情が違っていると思っております。

では、値上がりを認識されていると言われましたので、今回は紙おむつに特化して質問させていただきます。

値上がりの現状として、Aメーカーではコロナが出た令和2年から1袋314円値上がりしています。1ケース6袋で2,004円の値上がりになります。1日に6枚必要とした場合に1か月に186枚。1ケースが120枚ですので、1ケース購入したときに66枚不足となります。また、Bメーカーでは1年に1袋121円の値上がりをしております。Cメーカーでは値段は据え置きながら1袋30枚から28枚へ少なくなるなど値上がりが続いております。

直接、身に着けるものであることから、肌に合わないものもあり、より安い商品に変更

というのも簡単にできるものではないとお聞きいたしました。

それでは、紙おむつ給付の対象者の給付を受ける条件とその対象者の人数をお聞きいたします。

○福祉課長（坂上 誠君）

紙おむつの支給につきましては、医師の診断により膀胱または直腸機能障害を有する障がい者等で皮膚のただれ、または疾病等によりストマ装具の困難な方など要綱に示してある機能障害に基づきまして決定しております。

令和4年度の給付の人数は15人ということになっております。

○介護保険課長（入佐好彦君）

高齢者のおむつ支給につきまして、家族介護用品支給事業の対象者は、市町村民税非課税世帯で要介護4または5の認定を受けた方の介護を在宅で行っている同居の方、同居していない方であれば、市内に住所を有し、かつ市町村民税非課税世帯の3親等内の親族の方となります。

また、令和4年度は28人の方へ支給しております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

今、お聞きしながら、かなり条件は厳しいものだと感じました。

障がい者が15人、それから高齢者が28人ということで、条件の状況からも、日々の生活にはかなりのご苦勞があらわれて、そしてまた支えるご家族のご苦勞も思うところでございます。もちろん日常的なサービス支援も行われておりますが、紙おむつは生理用品と同じくどうしても日常不可欠で購入せざるを得ないものです。

市長、この状況をどう思われるでしょうか。コロナに対する緊急経済対策の一環として支援なさいませんか。

○市長（永山由高君）

社会経済状況の変化というのは、当然、状況として認識しております。限度額の見直しについては、先ほど答弁申し上げましたが、社会経済状況を考慮しながら適切な基準額の設定を今後も行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

なかなかコロナの給付のほうにはお答えを頂けない状況でございました。

現行の事業の限度額、介護用品は、9年前、コロナ以前に改正されたものでございます。今、お話ししましたように、特に物価高騰が見られる種目については、部分的にでもいいですから、日常生活用具給付等事業、それから家庭介護用品支給事業ともに上限額の改正を今後ではなくて早急に行うべきではないかと考えます。

ぜひ他市町村がどうのこうのではなく本市はどうするかを考えて思いやりのあるそういう給付を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

限度額の見直しにつきましては先ほどの市長の答弁でもありましたように社会情勢を見ながら適切な判断をしていきたいと考えておりますけれども、今後も障がい者の方や高齢者にも優しいまちづくりを目指していきたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま優しいまちづくりを目指したいというご答弁を頂きました。

優しさとぬくもりのある日置市を目指して、どうか他市と比べることなくぜひ市長の思いやりのある決断を望みまして、もう一回、最後に市長の見解を伺いまして一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

昨今の社会経済情勢において本当に多くの

方々が苦しんでおられるということについては理解いたしております。一方で、その中でどういった分野に限られた財源の中で支援し得るかという点については丁寧な制度設計の議論と検討が必要なものになっております。

そう鑑みますと今回ご指摘の限度額の見直しにつきましては社会経済状況を考慮しながら適切な基準額の設定を行ってまいりますということが現時点で申し上げられることではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、福元悟君の質問を許可します。

〔10番福元 悟君登壇〕

○10番（福元 悟君）

改めまして、おはようございます。2番目の質問となりましたが、進めてまいりたいと思います。

9月は毎年のことながら台風の接近が気にかかる場所です。先月27日には、さきに日置市総合防災訓練が実施され、関係機関との連携の下、確認作業が行われました。

南日本新聞でも鹿児島風水害30年の記憶をたどる形で掲載され、さらにテレビでは、9月1日、防災の日に関連した関東大震災の記録フィルムが連日放映されるなど地震災害に向き合っていかなければならないと痛感するところでもあります。

さて、現在の市政の重要課題であります地区館事業の見直しについて市長の方針を伺ってまいります。

市のほうでは、地域づくり課によりまして26地区館ごとに見直し方針を示しながらヒアリングを実施し、説明がなされていることと思います。一方で協働のまちづくり推進委員会の議論を踏まえて現在の地区館事業の規模を見直そうとされております。この機会に通告しておりました項目につきまして市長の答弁を求めるものであります。

まず、現在、地区館側からはどのような意見や要望が上がっているのか、お伺いいたします。

次に、積立金の枯渇から見直し方針を示されたこととありますが、望ましい地区館事業はこれからも支援を続けてはどうか、お伺いするところであります。

次に、見直しに当たって平成21年度を起点とした地区振興計画に盛り込まれた各地域の課題とその解決はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、各自治会に対して支援を講じていくと議会全協の機会でも説明がありましたが、具体的にはどのような規模、方法になるのか、お伺いいたします。

次に、この機会に伊集院地区館の見直しが必要ではないか、伺うものであります。

最後になりますが、地区館に勤務する職員の最大の関心は、今後の配置や身分がどのようになっていくのか、不安視する声も聞こえてまいります。人的配置をどのようにしていくのか、市長の答弁を求めるものであります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、地区館事業の見直しについてのその1、意見や要望について回答します。

令和6年度以降の取組について、地区でどのように検討し、進めていったらよいか、地区公民館の職員体制はどのようになるのか、

過疎地域の自治会において、高齢化が進み、担い手が不足しているといったご意見を頂いております。

その2、支援の継続について回答します。

地区公民館においては、これまで、市の任用による職員が中心となっただけの行政色の強い地域づくりを推進してきましたが、今後は地域コミュニティの自立に向けた支援を行っていきたいと考えています。

これまでのソフト事業交付金による各地区の取組は、イベント交流事業等、地域のつながりづくりに多く活用されています。今後も地区の活性化につながるこういった取組について地区自治公民館活性化交付金の加算によって支援していきたいと考えております。

また、健康づくりや見守りなどの事業については、これまでソフト事業交付金を活用していましたが、それぞれの担当課が関与する形で支援してまいります。

その3、各地域の課題とその解決について回答します。

地区振興計画は3年ごとに地区の課題に対して必要な事業を展開してまいりました。15年の実践を通して各地区のハード面の課題については一定の効果があったものと考えます。一方でソフト面については自治会との連携や活動の地域住民への周知など課題も残っていると認識しています。

その4、各自治会に対しての支援について回答します。

市としては自治会育成交付金による財政支援を行いながら自治会担当職員をはじめ関係各課も関わる形で人的支援も強化してまいります。地区自治公民館による各自治会への支援については協働のまちづくり推進委員会で協議してまいります。

その5、伊集院地区公民館、伊集院地区館の見直しについて回答します。

地区自治公民館の規模については協働のま

ちづくり推進委員会で検討していくこととされています。その答申を踏まえ、各地区内においても適切な規模について議論いただくこととなります。

その6、人的配置について回答します。

地区公民館の人的配置については協働のまちづくり推進委員会で協議していくこととされています。

以上です。

○10番（福元 悟君）

ただいま市長のほうからご答弁いただきました。順次、質問を続けてまいります。

先般、議会全員協議会でも委員会の中間報告の形で説明があり、多くの意見が出されましたが、地区館職員の処遇や地区の規模の在り方など質問が出されたところであります。この意見の整理についてどのように進めているのか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

議会全員協議会で説明させていただきました。これは、これまでのまちづくり推進委員会で経緯、それから出された中間答申に対する市の施策、こういったもの話をさせていただきまして多くの意見を頂いております。この全員協議会での多くの意見も踏まえた検討をする必要はあるというふうに考えております。

これまで、ある程度、行政関与の仕組みとして地域づくりを進めてまいりましたけれども、本来の住民自治による取組を推進するため協働のまちづくり推進委員会や地区の意向もしっかり意見を伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（福元 悟君）

ただいまありました中間報告を議会のほうにも説明されたというところにつきましては大変ありがたいタイミングだったなと思っております。

そういった中で、意見もあったわけですが

ど、私のほうも第2回のまちづくり推進委員会の傍聴をさせていただきました。確かに当日の議会からの意見につきましても資料等にも掲載されておりました。

そこですが、地区の規模についてや地区館職員はどうか、社会教育分野での取組はどうかなど多くの意見が出たところがありますが、そのような様々な角度について委員会が整理していかなければならないと、今、課長のほうの説明もあったわけですが、ここで申し上げたいのは、協働のまちづくり推進委員会の在り方からして、財源のことや事業規模の制約、地区館の体制などはこの推進委員会の中では非常に難しいテーマになっているんじゃないかと感じるところです。

行政内部で今度の見直しの方向性を示してそれを受けたまちづくり推進委員会の前向きな議論というのが必要ではないのか。まず、今の形が、本当に、財政規模、財源、そのようなことも含めておりますが、適切なのか。これについてお伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まちづくり委員会の要綱では、まちづくり指針による施策の見直し、それから総合的な取組の検証を行うということとされております。

指針では地区公民館の役割をはじめ職員体制や市の施策等が記載されておまして、まずは、本来あるべき住民自治とはどういったものであるかというのをベースに、行政としても、施策については、一定程度、方向性を示しながら議論していただくという流れになるかと考えているところでございます。

以上です。

○10番（福元 悟君）

担当課の流れは説明を受けたところでありますけれども、こういった見直しという非常に難しい作業、むしろ政策をつくり上げることよりも見直すということは地域にとっても

また既存の地区館においても見直しは非常にづらいものがある、ここ辺の方向性というか、こういうところについては、しっかりと市のほうが市長のまた考え方も入れて投げていく、議論していただくということが、逆に、議論が、日置市の将来方向に向けて、また社会の変化も著しいわけですが、それらの捉え方を、まちのまちづくり推進委員会のほう、むしろそっちのほうで議論していただいたほうがなじむのではないかと重ねて伺うところですが、市長の見解はいかがですか。

○市長（永山由高君）

今、協働のまちづくり推進委員会でご議論いただいているのは日置市の自治の形であるというふうに認識しています。これまでの地区公民館を取り巻くソフト事業を含めた15年間の取組を全否定することなくそれぞれの立場から今これまでの中で見えてきた成果とこれまでの取組の中で残してきた課題にまずはしっかり当事者たる地区公民館の皆様も当事者として制度設計に関わっていただくことこそがこれからの日置市の自治の在り方を議論していくに当たっては大切なプロセスであるというふうに認識しています。

これまでの活動を行政が一方的に評価してこれからの仕組みを一方的に提示するのではなく、そのプロセスをつくり上げる中も協働してまとめていきたい、それが私の思いであります。

以上です。

○10番（福元 悟君）

市長のほうの振り返った考え方は頂きましたけれども。

それでは、この間、私が傍聴させていただきました委員会は地区館長さん方も何名か入っていらっしゃったように思います。なかなか議論が深まっていくどころか担当課にも詰問されるような場面もあったように思いますが、地区館長さん方の、本来の主體的に今後

の自立に向けた考え方を議論してほしいという市長の考え方からしまして地区館長さん方の認識というのはどのようなものであるのか、答弁を頂きたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほど市長のほうで答弁しました考え方を基に、協働のまちづくり推進委員会、それから各地区公民館の館長さんの会、そういったもので、我々がこういうふうと考えており、こういうふうに進めていきたいというところは、まだまだ、こちらとしては説明しているつもりなんですけれども、なかなか我々が考えている思いというのは伝わり切れていない部分があるかというふうに考えております。

現在、各地区公民館をヒアリングで回った中でも、丁寧に説明させていただいたつもりではありますけれども、まだまだそこがある部分があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

今、担当課長からそれぞれヒアリングをさせていただいている旨の報告をいたしましたけれども、もちろん、現時点では、ソフト事業というこれまでもらえていたお金に関する議論ですから、当然、反発を頂く声が多数あることは前提とした上で、ソフト事業を実施する前の段階では、自分たちの自治の力によって活動を行ってきた、そのことに対する誇りやそのときの経験談を語っていただく館長さんも一定数いらっしゃいますから、少しずつですが、自らの力で自治の力を強化していくという方向性についてご理解を頂いている関係の方々も少しずつ増えてきているのではないかなという手応えも持っております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

市長のおっしゃる自立に向けて、また地区館長さん方もこれまでの館の役割から支援か

ら自立にということとその苦労話もおいおい出てきているということで非常にそこにつきましましては大いにその役割を館長さん方には発揮していただきたいなと考えるところでありますが、先ほど市長のほうも財源のところでお話が少しありましたけれども、その中で、また私ども議会のほうでもいろいろ話もあつたりもしますが、今回の地区館に対する支援の、大ざっぱに言うと交付金ということになります。ここを2割削減するのかと思えば8割削減して2割交付するという、ここに対して、非常に、捉え方としては、地区館側からすると、大変、ショッキングなどといいますか、受け止め方があるようです。ですので、2割にしたという根拠をまず伺っていききたいと思っております。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

ソフト事業の交付金の使い道というものを予算構成比で調査させていただきました。調査したところ、親睦・融和を目的としたイベント交流事業の比率が最も高く、約38%でありました。要は地区公民館の活性化に資するような取組が広域である地区自治公民館の役割として必要なであろうというふうと考えているところでございます。

20%とした理由につきましては、その38%を基に検討いたしまして地区公民館の活性化交付金というものに加算するという結論に至りましたけれども、活性化交付金の財源が主に過疎債ということ。過疎ソフトになっております。

その過疎ソフトにつきましても、多くの事業に充当しているところでございますが、借入れの限度額、これは、現在、約1億3,000万円なんですね。その1億3,000万円が年々1,000万円から2,000万円単位で落ちてきている状況。こういったものがございます。そういったことを基に検討いたしまして20%がぎりぎり

であろうと。それ以上の上乘せは難しいであろうという結論に至ったところでございます。以上です。

○10番（福元 悟君）

今、財源の過疎債のところも説明があったので、少しそこを進めて質問してみたいと思うんですが、もともと伊集院地域を除き過疎地域であって特段の過疎振興法からなる過疎債というのが施策に充当できるということで非常にありがたい国の制度として充ててきたわけであります。

言うならば過疎地域についてはこの財源を本当に有効活用した上で地域振興に役立てるというのがこれまで借り入れてきた経緯だろうと思うんですが、これも1億3,000万円が限度と。1億3,000万円が今は限度ということで説明もあったところですが、これもまた下がっていくということで。

しかしながら、過疎地域というくり方は非常に言いづらいんですけども、特段に政策を振興していかないといけない地域のこれからはこの財源というのを引き続き有効に活用していくことが求められているんじゃないかと思っております。

一方で、伊集院地域においては合併特例債だろうと思うんですが、この財源についても交付税措置されて有効利用されているわけですが、市は非常に累積する起債残高が高くなって。

だから、見直しするんだろうというような言い方もあるわけですが、この借入金には、交付税ということで、また返ってくる、算定されていく財源がありますので、できるだけ本来の当初設計しました過疎地域を特に振興していく意味で過疎債充当ということもありましたので、財源だけでくくっていくのはどうなのかなと思っております。これは私の考え方でございましたので。

先ほど、今回、2割を残した、本来、必要

なソフト事業は38%ぐらいであって、精査しますとそのような数字で、それを2割という答弁を頂きましたけども、活性化の、加算する、上乘せする根拠といたしますか、それじゃゼロでいいんじゃないかという見方もあって、財政が厳しいということをこういうことで議論するならば、最初の市長の答弁でもイベント交流事業等について促進したいからこの部分については2割の範囲だということで、この根拠となる制度はどこから来ているんでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

正式名称でいうと地区自治公民館活性化交付金という交付金になりますけれども、これには要綱が定められております。その要綱は、地区の活性化に資する事業、これは親睦・融和を目的とする事業などとなっておりますけれども、こういったもののために交付金が活用されるものという位置づけになっております。

ただし、これまでは、ソフト事業の交付金があったことで、その意味の部分で、ソフト事業の交付金、正式名称でいうと地域づくり推進事業交付金、こちらのほうに持って置いておりました。

そちらでソフト事業の交付金として出しておりましたけれども、今回、そちらが廃止になるということで本来の目的に返すという意味で活性化交付金を充てたいというふうに考えているところでございます。

○10番（福元 悟君）

それでは、根拠は、活性化推進交付金の要綱でしたかね、に規定されたこと、先ほど望ましいソフト事業の額が38%ということであったわけで、あとは財政の事情もあるだろうと思いますが、その要綱にのっとって、今回、上乘せ分と言えいいんですかね、算出するということがよろしいということですね。そういうことでしょうか。

それはそれとしまして、一番、ここで申し上げたいのは、そう言いながらも地区館側からしますと急激なこういう活性化交付金の減額は非常に受け入れ難いというふうに聞いたところでもございます。段階的に削減したらどうなのかというのをお尋ねしたいと思いません。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

地区自治公民館活性化交付金で20%加算ということにさせていただきましたけれども、そのほかに、健康保険課による健康づくり事業、それから介護保険課による既存の事業、または、他団体、役所に限らず様々な補助事業がございます。そういったものはこれまで我々地域づくり課としてもあまり地区のほうに説明することもなくソフト事業の展開をしてまいりました。

これを改めたいというふうに考えておりました、それぞれの各課が持っている事業というものでこういうものは財源として使えるのではないかというような関わりを持ちながら地区の財源活用に生かしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

それでは、2割じゃなくて各事業課のほうができる部分では課がいわゆるいろんなソフト事業等を通じて直接市民との事業として取り組むという。その部分を見込めば2割じゃないんだと、数字からいえば。です。ので、事業課が今後担う部分で考えると2割じゃないんだということは、非常に、ここも、説明にもありましたけど、大事な視点だろうと思っております。

それでは、市長に、今朝ほどですけど、地区館別の規模等について資料をお渡ししたところではありますが、私がいろいろ平成22年当時を遡って表にしたところでありまして、市長と担当課長にしか渡っておりませんけれ

ども、当初、自治会が206あった。これ、合併当初とはまた違って平成20年度の話です。ので少し認識的にはずれがあるのかもしれませんが、人口が5万1,607名ということでもあります。

そういった中で、今年度4月で自治会数が177、これは我々の認識のとおりで、人口も4万5,627名ということで、合併時の人口からしますと、5万3,427名でしたので、約7,800人の減少、地区館の振興計画からしますと5,980人の減少という表を今朝ほどお渡ししたところがございます。

そういう中で、ここで申し上げたいところは、そういう減少するこの社会情勢の中で、伊集院地区館が1,213人の人口増、妙円寺地区館が460人の人口増、それから、あと地域の例えば上市来で555人、湯田で733人、伊作田で515人、伊作地区で、吹上ですが、523人、もろもろのこうした増減の状況でございます。

まず、お伺いしたいところは、まちづくり推進委員会が進んで、第2回の推進委員会の会議もありましたけど、市長は当初の地域の課題ということで体験型交流、滞在型交流を推進し、交流人口を図っていく。

これ、市長が持っていらっしゃる今の方針と全く重なるところでありますけれども、それから自然、歴史、伝統文化を生かして誇りの持てる地域をつくっていかうとする当初の、これ、伊集院北地区館の目標でしたけれども、このようなものを、少し、一部ではありますが、紹介させていただいておりますが、このようなことで、市長は、新しい検討組織、まちづくり推進委員会にはこのような経過という中でこの取組を通過されて新しい課題を議論させていかうとしていらっしゃるのか、今の課題等について、各26地区館あったわけですけど、この課題をどのように共有していかれたいと思っているのか、少し答弁を求めたい

と思います。

○市長（永山由高君）

各地区ごとにそれぞれ抱えている課題は異なりますし、それに向けて解決の方向性や各地区の目標もそれぞれ異なるという地域の多様性についてご議論を頂いている部分が協働のまちづくり推進委員会においてはあるというふうに認識しています。

一方で、各地区ごとのそれぞれの当初の課題設定や現時点での目標設定について、実際のところがどうであったのか、そして今自分たちが取り組んでいる企画はそもそもどういった目的で始まっていてその目的達成に向けてどれぐらいの成果が出ているのかという各地区内における検証は各地区公民館において今年度もやっていただいているところでありますので、全体で議論することと各地区内で議論することをそれぞれに推進していきたい、議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

地区館の適正規模というのはなかなか分かりづらいところでもありますけれども、伊集院地区館のほうでの規模、妙円寺も同等ですけど、そのような規模に対して非常にコミュニティが一体的でないというのがこれまでだったのではないかと思います。

こういったことを指摘しますと、これまでそういう議論が十分に地区館のほうでもあったのかというようになるとなかなかこの議論はなくて一方的に取り上げて私が言っているところですが、今後の伊集院地区館の規模の在り方につきまして、市長、今後、この辺、この見直しで、行政側の一つのリーダーシップで、適正規模は分かりませんが、考え方を表すことはできませんか。いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

伊集院地区公民館を構成する各自治会をそれぞれ拝見しますと、地域ごとの特性でありましたり、各地区ごともしくは自治会ごとの距離や考え方にある程度のブロック分けが可能なのではないかという認識は持っております。

一方で、これらの枠組みを行政が提示し、行政主導で進めてしまうことは地域の自治の力を削いでしまうおそれもありますので、原則としては地区自治公民館の中でご議論を頂きたいと認識しています。そのために必要な材料は市としても提供させていただきたいというふうに認識しています。

以上です。

○10番（福元 悟君）

市長は、終始、自治の在り方に見識が深いようではありますが、自治といいましても、地域は、なかなか役員の引受手がない、高齢化の問題、若い人は忙しくてなかなか地域にもとどまらない、土日も出勤という状態の中で「さあ、自治を」と言っても、なかなか言葉は踊っても実態は難しいところでもございます。

なるだけ、自治会長さん方の思いとしては、一部に聞いた話ですが、非常に会議が多くて、なかなか、自治会もせないかん、地区館も行かないかん、私どもの地域ではまた大字の中で地区館もございまして、この会議も進めないかんということで、役員の成り手という、自治会長への成り手というのは非常に難しい状況も現代社会はあるのではないかと感じております。そういった意味で自治という捉え方は任せてもなかなか難しいだろうと感じております。

そういった中で、行政も、望ましい規模を、提案というか、決めるのは自治でございましていいんですが、地区館を中心に、そういう働きかけも、大き過ぎるところ、また、後ほど申し上げますが、過疎化で非常に少なく

なっている地域、在り方は行政もある程度旗を振っていただく必要があろうかと思っておりますが、これについては答弁は控えさせていただきますが……。答弁は求めておりませんが。

そこで、こういった中で、今、市長のブロックごとでも地区館の中で話し合っていたきたいということのお話がありましたが、こういったときに、よく言うブロックごとにしたときに市からの活性化交付金的な部分での財政支援って可能なんでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

地域の皆様の総意として、現状の地区自治公民館を幾つかの形に分割するという、これは可能性の話でございますけれども、そういった可能性があるのであれば地区自治公民館の支援制度の中で地区自治公民館に対する支援の枠組みに入ってくるものであらうと認識しています。

以上です。

○10番（福元 悟君）

個別のケースでしたので、また、まちづくり推進委員会の協議の場というんじゃなくて、行政のほうも、ある程度、個別に地区館側との協議も進めてみていただければありがたいなとも思っている次第でございます。

それから、最後のところになります。地区館職員のモチベーションをどうしていくかということ、非常に大事な仕事をしていただくわけでありますので、やる気も維持していかないかと思っておりますが、雇用への不安はないか、伺ってみたいと思います。

先に、先週ですが、同僚議員の山口議員からも質問が出されました。令和6年度に答申の提出を受けて条例改正などのスケジュールを踏まえて令和8年度から施行していく答弁がありました。財源の問題も深刻であればこのペースは速めるべきではないかということ

を質問いたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

財源の問題というのも非常に重要でございますけれども、6年度、7年度、この2年間で、自治会を基にしたコミュニティにおける活動、こういうものはどうあるべきか、それから地区自治公民館は広域自治組織として何をすべきかをしっかりと議論する必要があるというふうに考えております。館長さんをはじめ支援員さんにつきましてはこういった議論をする中心的な役割を担ってほしいというふうに考えております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

次に質問を進めます。

一方で1自治会1地区館の改革も必要ではないかと考えているところです。これについてはどうお考えでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほどまでの答弁と関連しますけれども、市が定めた小学校区単位が望ましいものか検討する中で地区や自治会の意向も確認しながら検討する必要があるというふうに考えております。

○10番（福元 悟君）

非常に難しいテーマだろうとも思っております。

次に質問を進めますが、各地区館では地区館の館の管理もあることから支援員は最小限必要であらうと思っております。

先ほど質問いたしました1自治会1地区館は支所から全体を見る形で国の支援を活用した本来の辞令も交付されているようにも聞きますが、集落支援員制度、これを分けて、より専門的に、集落支援員制度、これは、国からの交付税の財政措置もあって、今、日置市もこれを財政に組み込んでいるわけですが、これを全地区館に辞令交付するわけじゃなくて1自治会1地区館にはそういった支

援制度を分けて本庁から出向いて集落の形とか話合いとか新しい施策の提案とかをやっていけば話もバランスが取れて進むんじゃないかというふうにも考えているところです。

今後、この辺につきましても、ぜひ、市のほうで、市はまちづくり推進委員会でおっしゃるわけでしょうけれども、取り組んでいたただけたらなというふうに思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（永山由高君）

現状でも地区公民館の支援員は集落支援員という仕組みの中で運用しておりますけれども、その各館ごとの役割や適切な広域自治における在り方については様々な選択肢を視野に入れて検討していく必要があるであろうというふうに認識しておりますし、その中の一つの選択肢としては、今、議員がおっしゃったように、支所もしくは複数の地区、場合によっては自治会を所管する形での運用も選択肢に入ってくるというふうに認識しております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

今、市長のほうから選択肢の一つでもあるということでこれを質問してよかったなというふうに感じておりますが、最後のところですが、地区振興計画は5期15年を経過するところで市長も新しい時代に即した見直しに腐心されていることは十分理解するところがあります。

共生・協働のまちづくり指針では、人口規模や地理的条件、成り立ちなどにより地域の特性や抱える課題が異なるため、地域コミュニティとして一律的なものを目指すのではなく地区の自主性を踏まえて実情に沿って発展させる組織体制を整えていくことが今後必要となってくると記述されております。

地域づくりは人づくりと言われるように高齢化・過疎化に悩む自治会や地区館は地域づ

くり事業交付金の財源で活性化を図ろうと長く活動されてきました。地域を担ってくれる次の時代の人材をどう図っていくか、この大きなテーマに協働のまちづくり推進委員会には大きな役割があります。

持続可能な地区館、自治会の自立、自主性に向けてどう支援していくのか、市長の見解を求めて質問を終わります。

○市長（永山由高君）

先ほどの議員のお話の中にも、自治会単位で見ると担い手が不足していてなかなか将来的な展望が描けないといったような声、これは私もよく耳にするところでもあります。今後、地域の暮らしを守る最先端の基礎組織は自治会であるというふうに私も認識しております。

その役割や機能を全てそのまま維持するのは難しくなっているというのは今の人口減少の状況の中で言わざるを得ないところでもあります。何を残し、何を守り、場合によっては何を縮小させるのかといった大切な地域の価値観に触れる判断を行政が一方的に押しつけることなく各地域の中の議論・対話を通して自ら選んでいただけるような支援、そうになると、当然、人的な支援も含めて進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、重留健朗君の質問を許可します。

〔9番重留健朗君登壇〕

○9番（重留健朗君）

それでは、通告書に従いまして1回目の質問をいたします。

1 番目です。コロナ感染状況について。

その1です。新型コロナウイルスが第5類に引き下げられたが、その後の感染状況を伺う。

その2です。今後の予防対策を伺う。

その3です。今年度までのワクチンが無料であるが、その後の対応はどうなるのか、伺う。

次の質問です。マイナンバーカードの取得状況について。

現在のマイナンバーカードの取得数と取得率を伺う。

その2です。高齢者や1人世帯また体に障害のある方の取得の状況を伺う。

その3です。今後のマイナンバーカードの総点検作業に時間と職員数はどれぐらい要するのか、伺う。

大きな3番でございます。ふるさと納税について現在の状況について。

その1でございます。現在の返礼品の数を伺う。

その2、日置市のオーリーブオイルや宿泊券について現在の状況を伺う。

その3です。今後の返礼品の考え方を伺う。

その4、日置市独自の観光返礼はできないか、伺う。

大きな4番です。鹿児島市に寄港したクルーズ客船について。

その1でございます。海外の方がよく利用される市内観光地を伺う。

その2です。海外からの豪華客船が寄港できるようになったが、日帰りでの観光誘致はできないか、伺う。

1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、コロナ感染状況についてのその1、感染状況について回答します。

新型コロナウイルスの感染状況については、5類移行後、増加傾向にありましたが、鹿児島県、伊集院保健所管内ともに7月24日の週をピークに減少傾向となっています。

その2、今後の予防対策について回答します。

本市における今後のコロナ感染対策は、市民の皆様へ感染状況についての情報提供や状況に応じた感染対策の啓発、接種対象者への新型コロナウイルスワクチン接種の推進などを実施してまいります。

その3、来年度以降の対応について回答します。

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種については、現在、国の部会において具体的な検討を進め、年内に方針を取りまとめることとしています。国の動向を注視しながら、方針が決まり次第、体制整備に努めてまいります。

質問事項2、マイナンバーカードの取得状況についてのその1、現在の取得数と取得率について回答します。

日置市の7月末現在のマイナンバーカードの保有枚数は3万7,665枚、枚数保有率は80.2%であります。

その2、高齢者や1人世帯また体に障害のある方の取得の状況について回答します。

高齢者や1人世帯、体に障害のある方の取得状況について現時点では把握していないところです。

その3、総点検作業の時間と職員数について回答します。

ひもづけ作業の実態把握の調査を踏まえ、総点検の中間報告では13事務の点検が求められており、その中で市町村が対応するものは7業務あります。

本市ではマイナンバーを扱う各業務システムについて住民基本台帳システム等との自動連携によりマイナンバーを取得する機能を有

しているため検査対象件数が少なく、現時点においては点検作業は日常業務の範囲内で対応できると考えています。

質問事項3、ふるさと納税についてのその1、返礼品の数について回答します。

9月1日現在で食品や工芸品など505品となっております。

その2、オリーブオイルや宿泊券について回答します。

オリーブに関係する返礼品については16品となっており、今年度の寄附申込件数は90件となっております。

また、宿泊券の返礼品についてはコロナ禍の影響のため停止している返礼品を除くと2品となっており、今年度の寄附申込みは今のところございません。

その3、今後の返礼品の考え方について回答します。

これまでも市内事業者等のご理解とご協力により多くの寄附を頂いているところですが、今後も、事業者等と密に連携し、地場産品の掘り起こしなど返礼品等の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、地場産品などのモノ消費の返礼品だけではなく実際に日置市に来て体験していただくコト消費の返礼品についても引き続き提供してまいりたいと考えております。

その4、日置市独自の観光返礼品について回答します。

観光返礼品については、実際に日置市に来ていただき体験していただく返礼品になるため、地域の魅力を伝え、ファンづくりをする上でも重要なものと認識しております。

昨年はフラワーゴラッド鹿児島のバレーボールレシーブを返礼品として体験していただきました。現在はよしとし軍議場の甲冑着つけ体験を返礼品として用意しており、引き続きここでしか体験できない観光返礼品を提供してまいりたいと考えております。

質問事項4、クルーズ船客についてのその1、海外の方がよく利用される市内の観光地について回答します。

海外の方が利用される日置市内の観光地について、クルーズ船のバスツアーの訪問先としては美山の沈壽官窯や日吉の嘉之助蒸留所が設定されているようです。

なお、レンタカーや公共交通機関などを利用して個人で周遊される方について情報として把握はできておりません。

その2、日帰りでの観光誘致について回答します。

鹿児島市のマリンポートかごしまに寄港したクルーズ船のツアー先として日置市内の観光施設を選んでいただけるよう観光協会と連携しながら旅行ニーズの把握に努めたいと考えます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

感染状況は減少したとのことでしたが、第1波から第8波と約3年余り続いたコロナ禍も、第5類に移行した5月8日以降、11週連続で増加しておりました。伊集院保健所でも、1週間で84件の報告、16.8人の感染が報告されております。鹿児島県におきましても8月9日時点で751人が入院しており、確保病床の使用率は53.3%となっております。高齢者や妊婦の方々の医療施設の利用者も5名ほどありました。

このような状況の中でお盆が過ぎた後の状況報告はどのようになっているか、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

8月21日から8月27日の定点当たりの報告数につきましては伊集院保健所管内で13.8という数字でございまして、69名の方、前週より1人増えた状況、鹿児島県においては13.48の1,227人で前週より

236人となっております、保健所管内ではほぼ変わらないという状況ですが、県全体としては増加傾向にあります。

また、8月30日時点の入院患者数は502名、前週と変わらずになりますが、確保病床の使用率は37.9%となっております、ほぼ横ばいというような状況になっております。

○9番（重留健朗君）

ただいまの報告を受けまして新型コロナウイルスにつきまして感染のピークは過ぎたと考えてよろしいでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先ほど市長の答弁でもありましたように、7月中旬をピークに、現在、全体的にいいますと減少傾向にあると申し上げましたが、昨年までの感染傾向として冬に向けて再拡大することが予測されておりますし、現在、全国的にも増加しているような状況でございます。

○9番（重留健朗君）

鹿児島県は18日に7日から13日の1週間の新型コロナウイルスの感染者について91の定点医療機関から1,194人の報告を公表いたしました。1医療機関当たりの感染者の平均は13.12人ですが、増えた保健所等もあります。まだまだコロナ後遺症に悩む人もいるわけですが、担当課としての今後の対策をお伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

今後の感染状況の動向等を注視しながら市民の皆様へ引き続き基本的な感染対策を実施いただくように啓発に努め、また高齢者など重症化リスクのある方へのワクチン接種を速やかに行えるよう準備してまいります。加えてコロナ後遺症に悩む方が医療機関を受診できるよう後遺症などについても広報・啓発のほうに努めてまいりたいと考えております。

○9番（重留健朗君）

次の質問に移ります。

今後の予防対策として状況に応じた接種とありましたが、9月20日からコロナワクチンの秋接種が予定されておりますが、厚生労働省のワクチン分科会は、対象とされている6か月以上の全ての人に無料の接種機会を設ける、地方自治体の奨励といった積極的な接種の呼びかけは65歳以上の高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い人に限定するとありますが、日置市としての考え方をお伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市においては、高齢者など重症化リスクが高い方を優先としつつ、その他ワクチン接種を希望する全ての方に接種機会を提供できるよう体制のほうを確保していきたいと考えております。

○9番（重留健朗君）

接種の努力義務や接種を促すことについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

努力義務の対象者としましては高齢者や基礎疾患がある方となっております。現在、主流となっておりますオミクロン株の感染力は高いものの、重症度が低いと言われておりますが、感染による死亡等の多くは高齢者となっているため努力義務対象者へ接種を促すことについては重症化予防の観点から非常に有効であるなというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

学会のほうではまれに重症例があるとして6か月から17歳までの全ての子どもに接種を奨励するとありますが、日置市の考え方をお伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

国は、WHOの声明や日本における流行状況等を踏まえ、重症化リスクの高い方を優先しつつ、その他の全ての方についても接種機会を提供すると方針を決定しております。本市としましても国の方針と同様の考え方でございます。

○9番（重留健朗君）

今年度3月にワクチン接種事業が終わるわけですが、対応としては国の部会次第ということでありましたが、内容次第ということでもよろしいのでしょうか。再度、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

まだ詳細に国のほうから示されておられませんので、今後、検討していく予定としております。

○9番（重留健朗君）

10月以降、新型コロナウイルス感染症の医療支援体制について全額公費支援している費用に一部個人負担を求める。医療機関が病床を確保した際の補助金はこれまでの一律ではなく感染状況に応じて支給する方針であります。

見直し案では、薬の公費支援は継続するが、所得に応じて一定の自己負担が生じる。入院に際しては、高額医療費制度を適用した上でさらに2万円を負担しているが、10月以降、補助金額を廃止か減額する。そのほか診療報酬についても来年度4月の改定に受けて一部減らす方向で検討しています。このようなことを踏まえて今後の対応をお伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴い、限られた医療機関での診療・検査ではなく幅広く医療を受けられる体制になる一方、入院・外来費用など公費負担から自己負担が生じるなど医療体制も大きく変わってきました。

特に、今、議員のおっしゃったとおり高額治療薬や入院費用などについては段階的に変更していくこととなっております。10月1日から一部変更が予定されております。

現在、10月1日以降の医療体制について国が検討を進めており、今後、方針が示される予定となっておりますが、その決定に従いまして市としても対応を検討することとなります。国の動向等を注視しまして、決まり次第、市民の方々へ分かりやすく広報・周知など努めてまいりたいと考えております。

○9番（重留健朗君）

そのことを踏まえまして今後は個人負担があると考えてよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

具体的には、5類相当になった際に、先ほどおっしゃいましたように、高額治療薬は現在のところは無料ですけれども、10月1日以降については、まだ自己負担額の額等は示されておませんが、一部負担するという形で検討がなされております。

あと、医療費につきましても高額の対象自己負担から除いた2万円を上限に助成しているところですが、そちらにつきましても減額されることが言われておりますので、また自己負担というのは必ず出てくるような形で進んでいるような状況でございます。

○9番（重留健朗君）

今後のコロナ対応検証として感染症行動計画の見直しもあります。国民の命や健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生時に医療提供体制、検査体制、ワクチン接種体制、感染症対策物資の備蓄、初動体制の在り方、国内外の情報収集など。

今年はインフルエンザも流行し、日置市においても学級閉鎖等もありました。このような感染症対応として各自治体で様々な考え方はあると思いますが、日置市としての考え方は

並びに対応をお伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

今回の経験を踏まえますと感染発生時の初動体制が非常に重要と考えておりまして、感染拡大を可能な限り抑制するような対策や健康被害を最小限にとどめる体制整備など、自治体と関係機関が一体となり、迅速に対応していかなければならないと考えております。

新しいウイルスや新興感染症の流行など有事の際は、新型インフルエンザ等対策行動計画に従い、庁内体制を整備後、県や医師会と相互に連携を図りながら医療提供体制やワクチン接種体制を確保し、福祉施設や学校、企業、家庭など発生時にそれぞれが的確に行動できるよう市民や関係団体に正しい情報を迅速に提供してまいりたいと考えております。

また、インフルエンザ等5類相当の感染症流行時については、国や県から情報収集を行い、地域の感染状況を踏まえた上で各関係機関と連携を図り、感染対策の方針をいち早く決定する必要があると考えます。

さらに市民の皆様に分かりやすい情報を迅速に提供できるようホームページや防災無線等を活用してまいりたいと考えております。

○9番（重留健朗君）

初動体制等々、よろしく願い申し上げます。

次の質問です。マイナンバーについてお伺いいたします。

取得数は3万7,665枚ということでしたが、目標取得としては妥当なんでしょうか。お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

マイナンバーの交付につきましては、任意取得であるということから取得目標を具体的に定めておりませんでした。昨年につきましてはデジタル田園都市交付金の申請が可能となる申請率7割以上を目指してまいりました。

市民の皆様のご理解とご協力によりそれを上回ることができたというふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

全国ではマイナンバーカードにおいてたくさんの方のトラブルが発生しておりますが、日置市における事故案件等はないのか、お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

本市におけるひもづけの誤りは現時点でございません。

○9番（重留健朗君）

あくまでも国の政策で、各自治体としては、指示に従い、作業を進めないといけないわけですが、あまりにもひもづけが多くて各自治体が困惑している状況にありますが、作業の進め方で日置市としては問題ないのか、お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

本市におけるひもづけ作業はマイナンバーを扱う各業務システムについて住民基本台帳システム等との自動連携によりマイナンバーを取得する機能を有しております。そのことから住民登録をされていない人などの限定的なひもづけとなります。その作業につきましても決められた所管課で作業していることから作業の進め方については問題ないというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

次の質問です。

高齢者や1人世帯及び障害のある方等の取得状況は把握していないということでありました。

再度、お伺いいたします。このような生活環境の困難な方々にどのように対応するのか、また拾い上げはしないのか、内容等を具体的にお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

高齢者や1人世帯、障がい者に対しましては交付事務の改正で可能となった出張申請や一定の条件下で可能となった代理人の受け取りなどをご案内しているところでございます。

取得については任意でございますが、DXの推進には必要な取組というふうに認識しておりますので、ご不安に寄り添いまして丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

ただいまお伺いしましたが、取得の困難な方々またデジタル難民の方々の健康保険証代わりにマイナ保険証の代わりとなる資格確認書をマイナ保険証の未取得者全員に交付する政府の方針に日置市としての対処作業は大丈夫なんでしょうか。お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

先月ですが、8月、国においてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会が行われ、最終取りまとめのほうを示されております。その中で資格確認書の取扱いについて概要が示されておりますが、今後、正式な通知等で詳細が示される予定となっているため、情報収集に努め、被保険者に時期を失せず発行できるよう準備してまいります。

○9番（重留健朗君）

ただいまの件なんです、具体的にもう少しお願いいたします。資格確認書の件でもう少し具体的に。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

先日、8月に国のほうではマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会というものを開かれておまして、その中で、例えば資格確認書の対象者の具体例、あくまでも具体例になります。例えば、マイナンバーカードを紛失した方、マイナンバーカードを取得していない方などが想定されるということというものと、また、様々な資格確認

書の本人の申請ができない方にはどのように交付するかとか、そういうふうな、具体策というか、概要というものが今のところは示されているような状況でございます。

ただ、正式な通知ではございませんので、まだ今から国のほうでも検討されて、法改正等も含めて、今後、正式にまた事務的な処理等も含めて市のほうに示されると思っております。

以上、申し上げられることにつきましてはこの程度のことでしかお伝えすることはできません。

以上です。

○9番（重留健朗君）

マイナンバーカードの総点検作業を国の要請で行うこととなりました。日置市では日常の業務で対応できると回答がありましたが、全国の自治体では、今年秋までには到底間に合わない、自治体によってはOBやOGを動員して作業しなければならない状況にあると聞いておりますが、今後の対応としては十分であるのか、再度、お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

これまで、対象業務ごとにひもづけに関する照会があり、各担当課が報告を行ってまいりました。

8月25日にデジタル大臣から地方公共団体におけるマイナンバーのひもづけ誤りに関する総点検マニュアルの策定についてという文書が発出されまして、点検対象機関と判断された場合は別途お知らせする旨、記載があったところです。現時点では本市に通知がないことから点検作業は日常業務の範囲内で対応できるというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

これまでたくさんのトラブルが発生しております。マイナンバーと公金のひもづけで別人口座の登録が14自治体の20件、マイナンバーポイントを他人に付与したのが97自

治体121件、保険証に他人の情報をひもづけ7,300件、住民票の写しがコンビニでは別人の証明発行4自治体14件など、一歩間違うとほかのひもづけした部分に大きく影響すると考えられます。

一部の紹介ですが、今後、問題はないのか、お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

議員ご指摘のとおりマイナンバーのひもづけはとても重要な作業でございます。本市でのひもづけ作業が必要な自動連携されていない住登者、住民登録者あるいは住民登録会社につきましては、本市でひもづけが必要なそういう方々につきましては、引き続き、4情報、氏名、生年月日、性別、住所、これをしっかり確認して慎重にひもづけしてまいりたいというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

今後のマイナンバー総点検では住民基本台帳と自動連携で機能とありましたが、ひもづけ内容を確認する作業としては、健康保険証、医療薬剤、予防接種、特定健診情報、税や所得、公金受取口座、年金、児童手当、ひとり親家庭、教育・就学支援、世帯情報、障害保健福祉、生活保護、介護や高齢者福祉等、29目あるわけですが、一人一人に全てが当てはまるわけではありませんが、今後の処理は本当に大丈夫なんでしょうか。お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

先ほどから答弁をさせていただいておりますとおり住基システム等との自動連携によりマイナンバーを本市では取得しております。現時点では点検作業については限定的で支障はないものというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

このような不安な状況を踏まえてなんです、自主返納される市民の方はいらっしゃらないのか、お伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

今年の報道後、ご不安を訴えて自主返納された方が6人いらっしゃいました。

○9番（重留健朗君）

最終的にデジタル閣僚が3か月分の給与返納と自らを処分いたしました。全国のひもづけミスが940件、家族など本人以外口座登録も約14万件。マイナンバー総点検では非常に繊細で慎重に作業を進めなければいけないわけですが、日置市において、今後、職員の労働時間等を危惧しますが、大丈夫でしょうか。

また、長期的に残業労働が続くようなことがあれば職員の健康的な部分も心配されます。時間的な配分や職員数の計画的な作業も業務の範囲内で解決できるのか、具体的にお伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

現時点で点検対象機関と判断されていないことから本市における総点検作業は日常業務の範囲内で対応できるというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

次の質問です。

現在の返礼品は505品目とありました。令和5年6月7日にふるさと納税に係る指定制度の運用について総務省自治税務局から告示がありましたが、そのことについて担当課としてはどのような見解か、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

今回の改正に伴いまして10月1日以降のふるさと納税の基準見直しに基づきましてワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などふるさと納税に係る付随費用も含め寄附金額の5割以下となるよう適切に運用してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

令和4年度では、全国で9,654億円、件数も5,184万件の利用があります。各自治体としては大変貴重な財源であります。

ポータルサイトに情報を掲載し、ふるさと納税を呼びかけるわけですが、受付事務の経費と募集に要する費用を含めないとありますが、今後、募集に要する費用を寄附金受領の5割以下とするルールを厳格化し、募集に要する費用として算入するとありますが、現在の事務経費はどれくらいか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

令和4年度の寄附金額は約16億円で寄附金額に占める事務経費は約7億6,000万円となり、費用割合は47.6%となっております。

10月1日以降につきましても寄附金額の5割以下となるよう引き続き適正に運用してまいりたいというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

事務経費について5割以下とするルールなんですけど、この部分を非常に厳格化するというふうな方針でございます。このことについて具体的にお伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

具体的には10月1日以前の経費につきましては返礼品、送料、サイト手数料の経費が50%以下となっている状況でございます。

それから、10月1日以降の経費につきましては、返礼金、送料、サイト手数料に加えて、先ほど説明いたしました寄附金に係る受領証の発行事務、それからワンストップ特例事務に要する経費、それからポータルサイトの運営事業者に支払う費用、それから人件費の経費、これらの全ての経費が50%以下となっているようでございます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

自治体によっては、海外からの輸入肉を一定期間保存し、熟成肉として返礼品としたものもあります。10月から熟成肉と精米は同じ都道府県内で生産されたものを原材料として地場産品として返礼品とするとありますが、日置市としては肉や精米等は十分な返礼品があるのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

本市の返礼品の状況につきましては、市内で生産された肉や米などが近隣の他市町村において生産されたものと混在し出荷される生肉や米などの返礼品はございます。返礼品の数といたしましては、精米の返礼品は18品、生肉につきましては加工品を含めて114品となります。

なお、海外からの輸入肉を一定期間保存した熟成肉や県外産の米を市内で精米した返礼品についてはございません。

以上です。

○9番（重留健朗君）

ふるさと返礼品に吹上浜荘のペア宿泊券や中島温泉等の宿泊券もありましたが、利用状況をお伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

令和4年度につきましては5件の寄附の申込みがありました。

なお、今年度の寄附については今のところございません。

以上です。

○9番（重留健朗君）

この宿泊券についてはコロナ禍で商品を停止とありましたが、今年度から幅広くもう少し広報的PRはできないのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

今後もメールマガジンやポータルサイト内での広報をはじめ各種イベントなど様々な機会を活用しながら引き続き広報してまいります。

いというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

日置市は非常に自然豊かなところであります。日置市独自の国内の方々に向けた散策券や宿泊返礼品はできないのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

観光や宿泊に関する返礼品につきましては、実際に日置市に来ていただき体験していただく返礼品になることから、地域の魅力を伝え、ファンづくりをする上でも重要なものと認識しているところでございます。

現在はよしとし軍議場の甲冑着つけ体験を返礼品として用意しております、引き続きここでしか体験できない観光返礼品や宿泊返礼品を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

日置市はオリーブについても平成30年から搾油に取り組んでおりますが、商品がエクストラバージンオイルオリーブセットだけのようですが、答弁では16品90件とお伺いしましたが、ほかに開発できないのか。また、季節限定になるかもしれませんが、東市来町で取れる月日貝とか日置市のお茶等は返礼品として商品化できないのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

オリーブに関する返礼品につきましては、オリーブオイルを使用した石けんや化粧品、オリーブオイルの搾りかすを飼料としているオリーブ卵などが16品ございます。

なお、月日貝につきましては、期間限定の受付となりますが、真空冷凍した刺身用の月日貝の貝柱を用意しております。

なお、商品開発につきましては、日置市商品開発支援事業費補助金もございますので、事業者と協力しながら行ってまいりたいと考

えております。

○9番（重留健朗君）

1回目の答弁でコト消費とありましたが、具体的な説明をお伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

肉や焼酎など商品を重視するものがモノ消費と言われるのに対しまして実際に体験したり経験したりすることを重視するものがコト消費と言われております。具体的には、先ほど説明いたしました、昨年度実施いたしましたフラワーゴラッド鹿児島のバレーボールのレシーブ体験やよしとし軍議場の甲冑着つけ体験などがコト消費に該当するようでございます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

コト消費については継続的で利益をもたらすのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

コト消費につきましては、実際に日置市に来ていただき体験していただく返礼品となりますので、日置のファンになっていただくことによる継続性や市内の特産品の購入や宿泊など波及的な利益を期待することができるものというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

新型コロナウイルスで自宅での生活が続く、ふるさと納税も多く、需要も大きかったわけですが、第5類以降で行動制限から解放され、その中で外出の機会が多くなると思います。

そんな中、今年の10月から非常に厳しくなるふるさと返礼品ですが、現在、焼酎や肉が主流になっているわけですが、担当課としての今後の目標、考え方を伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

財源確保の観点から、今後、ふるさと納税の取組はますます重要になるというふうに認識しております。

そのような中で本課では今年度の目標寄附

金額を17億5,000万円ということで設定しております。新たな返礼品の開発や定期便の充実、それから事業者支援のためのレビューキャンペーンの実施など目標達成に向けた取組に努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

本当に例えばなんですが、大リーグで活躍する大谷選手がホームランを打つと、かぶとをかぶり、祝福されますが、日置市にも災害等で簡易的な段ボールを使ったベッドを作成する会社等もあるわけですが、段ボール等を使ったかぶと等を作れば返礼品として利用があるのでないでしょうか。

また、近隣の阿久根市でも大リーグや日本のプロ野球など世界の野球選手を支えるグラブ工場があります。もちろんふるさと納税の返礼品として注目されておりますが、この点について担当課としてはいかがでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

本市には鹿児島三大行事であります妙円寺詣りという伝統行事があります。戦国島津ゆかりの地、日置市をPRする意味からも段ボールを用いたかぶとやよろいの返礼品につきましても他自治体の事例を参考にしながら今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

クルーズ船の観光客の観光名所の散策は美山方面に集中していると伺いました。そして、また個人のタクシー等の利用は把握していないということでありましたが、日置市、そのほかに観光している場所とかそういうところは把握できていないのでしょうか。お伺いたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

クルーズ船の観光客が立ち寄った観光地に

つきましては日置市内については先ほど申し上げたとおり美山の沈壽官窯や日吉の嘉之助蒸留所がバスツアーの訪問先として設定されているようでございます。

なお、鹿児島県内におきましては仙巖園、知覧の武家屋敷、それから指宿方面、桜島といったいわゆる観光地がツアーの訪問先となっているようでございます。

以上です。

○9番（重留健朗君）

先般、マリポートかごしまに確認に行ってきましたところ、スペクトラム・オブ・ザ・シーズというクルーズ船が寄港しておりました。4,300人の乗客です。ほかにもMSCベリッシマというクルーズ船は5,568名が乗船できます。このほかにもたくさんの船があるわけですが、大体、月に10隻程度、寄港いたします。

乗客数も様々ありますが、このようなことから、鹿児島海外観光受入協議会というのがあります。そちらと協議いたしまして日置市への誘致はできないか、お伺いたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

鹿児島海外観光客受入協議会につきましては、鹿児島県観光連盟、それから鹿児島市、鹿児島商工会議所、鹿児島観光コンベンション協会で組織されておまして海外観光客船などの歓迎行事や観光案内を行っている団体でございます。また、クルーズ船の乗客が活用できる鹿児島市商店街WEBマップも作成しているようでございます。

なお、クルーズ船の乗客に、今後、日置を訪れていただけるよう、本市としてもこの協議会と連携を図ることが重要かというふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

ふるさと返礼品とも重複するかもしれませんが、何千人もの海外からのお客様を対象に

東市来の美山陶芸や戦国島津が体験できるよしとし軍議場、吹上浜観光ルート、併せて蓬萊館等を含めた外国人の方を対象とした観光客が散策するための誘致はできないか、再度、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

本市でも外国人観光客向けのバスツアーに限らず日置の観光地を周遊できるコースのルート設定ができないかどうか、これまで観光協議会が実施してきました周遊観光事業の実績も踏まえまして本市に求められているニーズを捉えていきたいというふうに考えております。

なお、本市には甲冑着つけや陶芸など外国人の方々を引きつけるような体験コンテンツがあることからこのコンテンツを活用した周遊コースの設定など効果的な周知方法について観光協会と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

今回の私の質問は、コロナ感染状況、これにつきましては今朝の報道におきましてまた増加する傾向にあるというふうな報道でありました。そういうことを踏まえまして、これまでの3年間で経験したことを踏まえて初動体制については十分な対応をしていただきたいと思っております。

マイナンバーカードにつきましては本当に厳しい状況であります。しかし、うまくいけばいいのですが、数々のひもづけにおきまして様々な事故が発生しているようでございます。これにつきましては市民課の中でも業務の対応の中で処理できるということでありましたが、くれぐれも間違いのないようお願い申し上げます。

ふるさと納税につきましてはですが、今回、またふるさと返礼品につきましては非常に厳格化されるようでございます。これにつきま

しては505品目の返礼品の中のものが均等に返礼できるような状況をつくっていただければいいのかなと思うところであります。

最後のクルーズ船に関しましては本当に貴重な財源だと私自身は思っているところであります。各自治体の競争になるかもしれませんが、その競争に勝てば非常に明るい未来があるのではないかと思います。

このようなことをいろいろお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時55分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、池満渉君の質問を許可します。

〔19番池満 渉君登壇〕

○19番（池満 渉君）

温暖化による長引く高温と乾燥は世界各地で大規模な火災を引き起こしております。果たして私たちが今最優先すべきは何なのでしょう。日置市は、今、脱炭素社会の実現のために最優先でこの取組を始めました。このことは全地球的な課題であり、日置市が担う次世代への責任でもあります。

そんな中で、将来も日置市が存続し、自治体間の競争を勝ち抜いていかねばなりません。将来に備えての財政状況の改善また関係人口を含めそれらを減らさないことが最も大事で喫緊の課題であります。

それらを中心に置いて様々な課題に取り組んでおられる市長に敬意を表しながら、任期の折り返しとなった今、就任してから現在も展開中の市長対話での主立った市民からの声をお聞かせいただきたいと思っております。

先日、私は「限界国家」という小説を読み

ました。我が国は急激な人口減少が進み、デジタル社会でグローバル化は加速する。IT化で劇的に社会が変わるだろう。我が国の20年、30年先の姿を予測する内容であります。

デジタル化の必要性については、私も頭では理解しておりますし、その動きはコロナ禍を契機に急激に進んでいます。本市においても5月29日に第1回目のDX推進本部会議が開かれました。

そこで質問いたします。今の段階で行政内部においてデジタル化における懸念はありますか。また、今後のさらなるデジタル化の中で市政の運営はスムーズに進むのでしょうか。同時に心配される市民の間での情報格差をどう解消されますか。

高齢化、交通弱者問題、買物難民という言葉など、便利にはなったけれど、一方で暮らしにくい社会にもなりました。先頃、東市来駅前の飲食店が閉店しました。また、この地域の買物の拠点であったスーパーも閉店しました。これらによる地域の疲弊を心配する声が多く寄せられています。このことに対する市としての対応を伺います。

そして、「暮らしにくい」のもう一つ、JR湯之元駅のバリアフリー化の問題です。バリアフリー化に向けた現在の取組とこれからについて質問いたします。

3問について、市長、関係部課長の誠意ある答弁を期待します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、市長対話についてのその1、市民からの声・要望について回答します。

令和4年9月から市長と草の根対話ミーティングを吹上地域から始め、令和5年7月までに82自治会、延べ1,454名の市民が参加しました。

令和4年度に開催した吹上・日吉地域の主なご質問は、市道、河川の管理、公共交通、有害鳥獣対策についてといったものであります。地域特有の質問として、吹上地域では伊作トンネルについて、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上の今後について、日吉地域では空き家対策について、洋上風力発電についてといったものであります。

質問事項2、デジタル化の推進についてのその1、デジタル化推進の懸念について回答します。

行政内部におけるデジタル化推進については、確実に迅速な情報伝達が可能なシステム、いわゆるチャットツールの導入をはじめ電子決裁による文書及び財務会計伝票のペーパーレス化等を図っております。いわゆる稟議書の電子決裁率は8月1日現在で88.3%、財務会計伝票については100%となっております。

デジタル化を進める上で懸念される事項としましては、導入当初は新たな手法等を習得する必要があり、一時的に負担が増加するケースがあることやセキュリティに対する意識についてさらなる向上を図る必要があるものと認識しています。

その2、情報格差について回答します。

デジタル化による情報格差の解消を図るため昨年度と同様に国の補助事業を活用したスマートフォン教室を本年度も11月から4地域の中央公民館で実施を予定しています。

また、初めてスマートフォンに触れる方々等を対象としたスマホセミナーや地域の自治公民館等で行う出張スマホ講座などを計画しており、個々人の状況に応じて支援することとしています。

その上で、現状では、各種行政の手続について、デジタル化に対応できる市民の方はその機能をお使いいただき、不安のある方についてはこれまでどおりの手続を維持するなど

併用していく必要があるものと考えております。

質問事項3、買物難民・交通弱者の問題についてのその1、商店・食堂の閉鎖について回答します。

原材料の高騰や人手不足などの影響を受けて商店や食堂等が閉鎖すると地域社会に大きな影響を与えると認識しております。

交通・移動手段がない市民にとっては日常の買物などに困難が生じることから閉鎖物件の空き家バンクへの登録を進めるなど商店・食堂等として再利用を促進してまいりたいと考えています。

その2、JR湯之元駅のバリアフリー化について回答します。

JR湯之元駅のバリアフリー化については、現在、具体的な工法や活用できる補助制度の提案を含めJR九州との協議を重ねております。

今後も令和7年度の事業実施を目指してJR九州や運輸局等の関係機関と協議を重ねてまいります。

以上です。

○19番（池満 渉君）

永山市長が誕生して2年間が過ぎたところであります。

まず、初めに市長に就任されてからのこの2年間についての率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。つまり、実際に見えてきた地域の実情なども含めて困難と感じられておること、非常に予想より厳しいなというような、手ごわいなということなども含めて、いわゆる就任前と就任後のギャップなど、いわゆる市長に就任してからの感想というのを聞かせてください。

○市長（永山由高君）

率直な感想で申し上げますと、新型コロナウイルス下で就任したものですから、日々、社会の変化の状況に対応するという2年間で

した。あっという間の2年間でもありました。

就任前と就任後でのギャップは、仕事の役割についてのギャップはあまり感じませんが、就任後は就任前には把握もしくは触れることのできなかった情報に多数触れておりますので、様々な課題の大きさが改めて輪郭が見えてきたという状況にあるかと思えます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

公約とか何とかというのは私がここで論じることが当然いたしませんけれども、感想だけを簡単にとということでお伺いしました。

冒頭で私は「限界国家」の本の話を行いました。この限界国家、国ではなくて、いわゆる限界集落。人口減少などは、私たちの日置市にとっても、大変な一番の問題、切実な問題であります。

そこで、答弁にありました市長対話、ずっと重ねておられるわけで、まだ半分といったところですが、最初は市長になってからの感想を伺いましたが、今度は、市長対話を回って、今の段階で、市民全体、対話の中で感じる日置市民の方々に対する感想をお聞かせいただきたい。

つまり、非常に変な質問かもしれませんが、感触として、随分、元気がないなとか、あるいは、もしかしたら、みんな、もっとよくしたい、それぞれの地域が頑張る、やる気があるなと感じたとか、そんなようなところで結構です。

そして、その際、市長対話の際に要望や意見があった事案がありますね。市民の声はいろんなことがあったとありましたけれども、そういったことへの取組についてはどのような形で対応されているのでしょうか。

中には市民の方からすばらしい提案もあるだろうと思います。その提案などはどのような形で今後市政に生かしていけるのか。そのことをお聞かせください。そして、提案し

てくださった市民には、都度、相互の意見交換もされているのか。そこら辺もお聞かせいただきたいと思います。

○市長（永山由高君）

まだ草の根対話ミーティングは議員がおっしゃるように半分が今まさに過ぎつつあるところでございます。前半は、吹上、日吉と南側から回ってきておりますので、その意味ではまだ市全体を通しての印象を申し上げるのは難しいかなと感じます。

最初の答弁で申し上げたとおり地域ごとにそれぞれ抱えていらっしゃる課題も違いますし、また地域の雰囲気も各地区や自治会ごとにそれぞれの強みや課題を持っておられるなというのが率直な印象であります。

そして、草の根対話ミーティングを含めて各現場で市民の皆様から頂いたご提案については、取り組めるものについては、その都度、取り組んでいるという状況でございます。

草の根対話ミーティングの進め方というところで申し上げますと、全ての自治会に入るに当たって自治会担当職員と2人で入らせていただいております。その場で回答できるものについてはその場で回答させていただきませんが、これまでの経緯を把握した上でお答えしたい点や実際に現場を確認した上で今後の対応を検討させていただきたいという点については、持ち帰り、調査の後に自治会担当職員から自治会長にお返しするといったような運用で進めさせていただいております。

草の根対話ミーティングを含めて市民の皆様からの声で実際にそれが実現したという形で事例を申し上げますと、例えば日置市内の子育て支援センターの情報、これがそれぞれの建物で掲示されていたものをホームページやSNS等で配信をしていくといったような取組については市民の皆様からの声を頂いて取り組んでいるものです。

また、観光関係者の連絡協議会をつくって

定期的に日置市内で行われる観光関連情報を集約して発信するといったようなことも市民の皆様からのご提案を受けて実際に着手しているテーマであります。

それ以外にもネーミングライツに取り組んでいただきたいといったようなご提案はその実現に当たって後押しを頂いたなというふうに思っている次第です。

以上です。

○19番（池満 渉君）

いろんな声が市民の方々からあるでしょう。そして、非常に極端な言い方ですが、一々というところもあるかもしれませんが、お声として聞いておくこと、それから政策に生かすこと、いろいろあるんだろうと思います。

私は市長に対して多くの市民が若くて優秀で様々なチャンネルを持つ素晴らしい市長だと大きな期待をしていると思います。そのような声も実際に聞きます。市長は「できない」ではなく「どうすればできるか」を一緒に考えましょうと常々口にされます。それでもとにかく市民は早い結果を望むものでもあります。財政も厳しい。いろんな声がある中で大変でしょうけれども、一つでも市民の声が形になることを願っております。

次にデジタル化の問題であります。

初めに市長は誰も取り残さないバリアフリーの社会をつくるんだというふうに標榜されております。これも非常に抽象的な言い方かもしれませんが、この2つの言葉が意味するところ、市長が意図するところについて説明していただけますか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル格差を解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくことが必要であるものと考えております。高齢者や障がい

者を含めました誰もが情報通信技術を活用し、その恩恵を享受できるよう情報施策を推進・展開していくことが重要であるものと認識しております。

○19番（池満 渉君）

誰でもみんなが本当に暮らしやすい日置市という目標であります、究極の。バリア、障壁を取り除いていくということでもありますけれども、ところが、デジタル化一つにしてもそのバリアはまだ取り除けていないという気がいたします。

銀行に行かなくてもスマホ一つで決済ができる。鹿児島銀行の代理店がかなり閉鎖されましたけれども、この代理店の閉鎖などがまさに今の社会の流れを象徴しているようでもあります。

しかし、実際にはそれができない人もいるわけでありまして。ちょうど、今は時代が流れてきて、できる人とできない人などが入り混じるといえるのか、交代といえるのか、過渡期にあるんだらうと思います。

8月12日付の南日本新聞にマイナンバーカードに関する記事があり、それを含めたデジタル化への取組へのスピード感が「速過ぎる」「やや速い」と県内の約半数の自治体が答えていると新聞に載っておりましたよね。

庁舎内・庁舎外の会議は、ほぼリモート、ウェブ会議だろうと思います。職員の方々は慣れてきたのでしょうか。その会議での意思の疎通は十分なんでしょうか。手段やツールは進化しても主役は人でありまして。顔を見て表情を感じながら、そういったような会議あるいは打合せというのは、そんな機会はあるのでしょうか。

今、DX推進に対する職員の胸のうちは果たしてどうなんでしょうか。当然やらなければならないけれども、いろいろな思いがあっても言えないような雰囲気はありませんか。いかがですか。お聞かせいただきたい。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

三役部課長等会議やDX推進本部会議においてウェブ会議を実施するなど利用回数も増えており、職員もおおむね慣れてきているものと認識しております。その中で、全ての会議がウェブ会議となっているものではなく、内容等によっては対面で実施する会議もございます。

また、職員の要望等につきましては、DX推進本部において意見を聴取しており、利用しやすい環境の構築に努めているところでございます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

当然、新しいことに事が変わっていくときにはいろんな課題や問題があると思います。研修や訓練、また使いながら慣れていかなければならないわけでありましてけれども、合併前の東市来町で電算機が導入された際に、随分、前の話ですけれども、職員の中から早期退職や配置替えの願いなどが出されたことがありました。今はもちろん当時と違ってスマホの普及やら社会全体が随分変わりましたけれども、職員の中では年齢や経験あるいはDXへの知識などの差も当然あります。

こういったような職員間の習熟度の差というんでしょうかね、うまくできる人とできない人との差は、職員の配置あるいは配属など、このことについて影響はありませんか。職員間にばらつきがあることでこの事業を推進するのに影響はないんでしょうか。

極論ですけれども、私はDXは不得手だけど日置市をよくしたいという職員としての熱意は誰にも負けないという両極端の職員があった場合にどちらを優先するんですか。聞くのがおかしいのかもしれませんが、どのような気持ちの持ち方や仕事の仕方を職員の配置については優先されるんでしょうか。

以上です。

○市長（永山由高君）

これは仮定の話でございますが、日置市をよくしたいという強い熱量をDXの習得にも振り向けていただくべくコミュニケーションを取ることが大切であろうというふう

○19番（池満 渉君）

そう全員に願うところであります。

先ほども言いましたけれども、デジタル化、それを使うのは人であります。顔を見ずに、いろんな情報、多くの人たちとつながるとい

う便利さ、これは本当に便利であります。しかし、便利さゆえに罪悪感よりも興味に負けてしまうというようなことがもちろん私にもあります。そこにはこれまでのような職員の

倫理観や道徳観の醸成が重要であります。今、SNSを使った犯罪も増えております。デジタル化になって、本当に人としての道徳観、道徳心、倫理観というものをさらに植え付けていくため、その職員意識の向上のためにはどのように取り組んでいかれるん

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

他の自治体の先進事例を参考にしながらこれまでの研修内容の充実を図ることやその取組を繰り返し行うことなどにより職員の意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

職員の方々は日常の業務で当然慣れていくんでしょうけれども、その気持ちの持ち方もしっかり併せて、それ以上というか、しっかりと向上できるように望むところであります。

職員と連動して市民の側の情報の格差について私は心配しています。まず、お伺いいた

します。日置市民のデジタル化の環境についてであります。

インターネットの普及率はどれぐらいでしょうか。どうなのか分かりませんが、今はスマホが代役をしますけれども、スマホの普及率でいいんでしょうか、ここら辺の普及率についてお示してください。

○企画課長（上村裕文君）

令和4年度に実施した市民アンケート調査の結果ではインターネットの利用をしたことがある世帯の割合は78%でございます。また、スマホの世帯所持率については79%となっております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

実際に、スマホは持っているけれども、電話とメールしかしない、画面が小さい、字が見にくいという声もいっぱいございます。しかし、国も来年からさらにデジタル化を推進するとしております。

今年の7月1日の日置市の年齢別の人口統計では70から74歳が最も多くて4,145人。7月ですね。60歳以上は実に2万197人で全人口に占める割合は43%です。高齢者だからついていけないわけでもありませんし、個人差も当然あります。私たちの議会におけるタブレットの扱いも全く同じことでもあります。

本市は答弁でありましたように各種のサービスの申請取扱いはそれぞれに応じて対応しています。しかし、現実はずっとずっとデジタル化が進んでいきますけれども、市民は非常に心配しているんです。ついていけるんだろうかと。面倒でも今のような配慮ある対応はこれからもずっと続けていけますか。いかがですか。

○市長（永山由高君）

お答えします。

ご質問のとおり行政手続等について市民の

皆様の不安を取り除くような配慮ある対応を続けていく必要があるものと思っております。その上で誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう支援を含めました環境を整備・推進していくことが必要であるものと考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

先般、東市来地域の女性連の方々とは地元の議員の語る会がありました。幾つか質問が出ました。その中で「デジタル化についていけない。どうすればいいんだろう」という質問があり、大変、盛り上がりました。

先ほどの答弁でスマホの教室などの開催をしながら慣れていただく取組もしていきとありましたけれども、しかし現実には多くの人たちがその前段である横文字の意味が理解できないということなんです、私も含めて。操作の仕方を習う前にその前の横文字の意味が分からないんです。私自身も、県政説明会の折、市長と並んで聞きましたけれども、理解できない横文字がいっぱい出てきて隣の市長に翻訳してもらいました。

今年の6月の日置市報の4ページの市長のコラム欄にコワーキングスペースという表現がありました。日吉地域の記事でありましたけれども、私は市民の方から「この意味が分からない。コワーキングスペースはどういうことか説明してほしい」という電話をもらいました。しかし、何か仕事をしたりちょっと休んだりとかそんな感じかなという気はしましたけれども、正確には説明できませんでした。

市議会議員なのに何かおかしいかなという気がいたしました。今日、こんな質問をするのもおかしいのかなという気がいたしましたけれども、しかし実際に私と同じような思いをしている市民の方は本当に多いんです。そして、そのことも口に出して聞けないという

のが本当に市民の方々の声であります。

市長はどれぐらいの市民の人がどの程度の横文字が理解できないか分かりますか。誰が分かりますか。これは、当然、推測できませんよね。「誰が横文字が分かるんだろう。この人は分かる」とか。

まして、私がこのことで申し上げたいのはただ一つ。デジタル化は当然ですが、デジタル化に絡む、社会の流れは当然そうかもしれませんが、横文字の意味が理解できないと伝えるという行為は一方通行になってしまう。そのまま放っておいて無関心になれば市民と一体となったまちづくりができないということなんです。

そこで、質問、提案いたしますが、これまでもいろんなことでありましたけれども、市報とか、あるいはそれに付随するもの、そういったものには可能な限り注釈をつけるとか日本語を使うとかといったような対応を今後も続けてほしいと希望いたします。そういう人たちがいるということ。誰も取り残さないという意味ではですね。

まさに情報格差がいろんな場に出ているんだろうと思います。先々は恐らくデジタル版に変わって行ってまた進化していくんだろうと思いますが、できる限りは注釈などをやってほしいと思いますが、いかがですか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

今回のデジタル化の推進に関するだけでなく市民の皆様に広く分かりやすく必要な情報をお伝えすることは大変重要なことであると認識しております。そのため、表現等については十分留意するとともにその内容や状況等に応じた広報媒体の選択・活用について今後とも考慮していく必要があるものと考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

特に年を取ると目が薄くなります。耳も遠くなります。ましてや記憶も定かではなくなります。横文字が理解できない。機械が使えない。使っても忘れる。結果、諦める。今のままでいいと。デジタル化には乗らないということ。その繰り返しになっていくような気がいたします。

20年ほど前、外国のある政党の代表が「若い頃に立派だった人も年を取れば脳細胞が変化するので60代以上は国の責任あるポストについてはいけない」と発言して大騒ぎになったことがあると先月の全国紙のコラム欄に書いてありました。

これは例えが極端過ぎるかもしれませんが、日置市DX5原則に「利用者目線で進めます。市民や地域などと協働して進めます」とあります。今後も、デジタル化の推進、あるいはそれに限らないかもしれませんが、格差を認識して、しっかりと、また面倒でも配慮していくということを約束していただけますか。

○市長（永山由高君）

デジタル化に関する配慮ということでございますが、先ほど議員のおっしゃったデジタル化への不安という感情、これは私も持つ場面は実は多々ございまして、例えば10代や20代で活躍しているIT系企業の社長とディスカッションをしていると、意見交換をしていると、まだまだ自分は全然状況に追いつけていないなと感じることはございます。

ですから、同じように市民の皆様が不安を感じておられるということについて具体的にその感触を感じることはできると思っております。ですから、そのときの状況や内容によって十分な配慮を引き続き徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

若い市長でもそういったことがあるんです

ね。それぐらい時代の流れが速いという気がいたします。

さて、商店の閉鎖、食堂の閉鎖であります。

これは、冒頭で申しましたけれども、東市来地域の長里地区の事案であります。ご存じだろうと思いますが、まず、当該店舗に関する閉鎖などの情報はいつ把握されたのか、お伺いいたします。また、その時点でどう動いたのか。今も関係者の方々と協議を続けておられるのでしょうか。つまり、行政としてどのように動いたのかということをお聞かせください。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

まず、当該店舗が閉店する情報につきましては閉店する間に把握している状況でございます。その時点で事業者へ閉店に至った原因等を確認いたしております。

なお、現段階につきましては今後の空き店舗の活用等について情報収集を行っているところでございます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

ご承知のように地域の存続・発展は一定の条件がそろっているということが最低条件であります。もちろん市内にはこれ以上のところもいっぱい存在しますし、長里地域だけがというわけではありません。残念なのは、合併前の東市来、旧東市来町の役場があったいわゆる中心地だということなんです。住民の皆さんも驚きを隠せないでいます。

人口を減らさない、人を減らさない地域存続の条件の一つという前提であれば一民間企業のことだと放置できないというふうに思います。当然、どこの地域も同じですけれども、地域の存続という意味では行政も一緒になって早めに情報をつかんで努力はしてほしいと思います。担当課をはじめ行政のほうの決意のほどをお聞かせください。

○商工観光課長（田代誠治君）

市民生活に与える影響も大きいことから地域を取り巻く環境の情報を常に把握しておく必要があると思います。また、それらの情報を地域住民と共有しながら課題解決に取り組みたいと考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

本当にいろんな意味で社会が急激に変わってきました。実感しております。

最後に湯之元駅のバリアフリー化についてであります。

平成29年に東市来駅のバリアフリー化が実現いたしました。当時、東市来の駅と一緒にバリアフリー化に向けた概略の設計は湯之元駅についてもできていたはずであります。その時点での経緯を説明していただきたいと思います。そして、なぜ継続してやれなかったのか、その理由も併せて答弁をお願いします。

以上です。

○東市来支所長（横枕広幸君）

お答えします。

湯之元駅のバリアフリー化については、当初、駅周辺の都市計画事業と同時進行を想定しておりましたが、民有地の整備が遅れていることからバリアフリー化単独の整備へ計画変更しております。

また、厳しい財政状況の中、財源確保も課題と考えております。東市来駅の改修時にはインバウンド事業がありましたが、現在、九州運輸局やJR九州等、活用できる補助事業を検討している状況でございます。

以上です。

○19番（池満 渉君）

湯之元駅が一向に進まない中で令和3年の春頃に湯之元駅のバリアフリー化についての陳情書が出ているはずであります。その陳情を受けてのその後の協議はどうなったんでし

ょうか。また、陳情が出された時期の日置市の総合計画における湯之元駅のバリアフリー化の位置づけはどうだったんでしょうか。説明してください。

○東市来支所長（横枕広幸君）

お答えします。

令和3年度に湯之元駅バリアフリー化についての陳情を受け、同年度に湯之元駅前のにぎわいづくりとバリアフリー化を議題に関係部署によるワークショップを行い、令和4年度からこれまでJR九州と数回にわたり施工方法や負担割合を協議しております。

また、総合計画では、個別の明記はございませんが、総合計画の方針の一つとしてバリアフリー化を図ることとしております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

最初の答弁で令和7年度の事業化に向けてという答弁でありました。市長が替わっても、行政には、当然、一定の継続性が求められています。しかも、新しい市長になって、もしかしたら早くできるかもと期待していた市民も多かったはずで

また、この問題は2年前の市長選で争点の一つにもなりました。市長就任をして2年がたちました。今の永山市長の任期中の令和6年、来年、令和6年度に1年早めて計画をやりませんか。いかがですか。

○市長（永山由高君）

バリアフリー化につきましては、私のマニフェストの項目でもありますので、これは確実に進めてまいりたいというふうに考えておりますが、ここまでの2年間、これは新型コロナウイルス対応で非常に多くの財源を活用したという経緯もございます。そのような中でこれを早めるという判断は非常に難しいなというふうに感じている次第です。JR九州を含めて関係機関としっかり協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

努力はしてほしいというふうに思います。

湯之元駅の1日の乗降客、この数はおおよそ250人です。随分、昔からすると減りました。中には、人口も減りましたけれども、利用しにくいということで別のものを利用する人もいるかもしれません。

単純に1日250人、行きと帰りとする500人ですが、250人を365日掛けたときに1年ではおおよそ9万人が利用するということになります。一つの地域の一部の市民の困り事ではないような気がいたします。

雨が降れば荷物と傘と一緒に持てない足の不自由な高齢者は駅の係員の方が背負って対岸のホームまで行くというふうに私は聞いております。その不自由さは比にならないのです。

そこで参考までにお伺いいたします。今、日置市の公共施設で年間に約9万人が利用する施設にはどのようなところがありますか。種類は違います。例えば、物産館とか何とかということは別にして、体育館とかグラウンドとかいったようないわゆる個々の体育施設など公共施設について、その数、9万人が利用する施設があれば挙げていただきたいと思っております。

○東市来支所長（横枕広幸君）

市内には様々な公共施設がございます。令和4年度実績からの推計で市民利用者が約10万人の施設は健康づくり複合施設ゆすいんでございます。先ほど議員がおっしゃった chests 館もその対象施設でございます。

なお、体育施設で一番多いのはB&G海洋センタープールの約3万3,000人となっております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

JR東市来の駅のときもそうでしたけれど

も、駅というのはJRの駅であるのにJRは金を出しません。このことはよく言われております。年間約9万人の市民がこれまでずっと我慢しながら利用し、改善を願ってきました。これ以上、本当に我慢しろというのはあまりにも酷な気がいたします。

市長は、列車利用での脱炭素への貢献、駅を拠点にした日置市内の動線などJRへの提案をしながら陳情活動をしっかりと何回も続けておられます。私もよく知っております。

あと2つぐらい必要性を言いますと、先ほどの「買物が不便」「食堂がない」の問題は長里地区から湯之元へあるいは伊集院へとしっかりと移動できれば定時で運行されるJRを利用することで幾らか解消もできるんじゃないかと。そのことは平面的なコンパクトシティの理念にもかなうと私は思います。

また、湯之元は都市計画事業で新しいまちに生まれ変わります。数年前、始良市から湯之元の都市計画地内に移住してきた人が「温泉もあり、県と鹿児島市にも近く快適なところだ。ただ、車を持たない私たちには駅のバリアフリー化が必須だ。それが済めば最高の地です」と言われたことを私は今もはっきりと覚えています。外からの移住を進めるためにも、陸路と併せ、JR駅の利便性向上は必須であります。都市計画事業でもっともっといろいろな人たちを外からも呼びたい。そういう気がしております。

市長、これはあなたしか決められないんです。繰り返しますが、駅舎やトイレなどの今のそういった部分の改修は次の段階として、せめて、まず、乗降の際の跨線橋を上らない、いわゆるバリアフリー化を優先して令和6年度からでも一部始めることはできませんか。

9万人の市民が不自由を強いられながら利用する駅の改修に1回だけ投資することは何ら不都合はないと思います。家造りでいうと、奥の応接間を改修してくれとは言いません。

玄関の階段をスロープにしてくださいという
ようなものであります。

市長は制度は人のためにあると言われました。政治も人のためにあります。いつときも
早い主体的な整備を期待して、最後に、再度、
市長のお考えをお伺いして質問を終わりたい
と思います。

○市長（永山由高君）

バリアフリー化、それ自体は確実に進めて
いく必要があると認識しております。一方で、
先ほど議員もおっしゃったように、J Rの駅
であるということ、その改修に当たっての負
担をどのような割合で実現するのかというこ
とについて十分な議論とJ R九州への要求、
陳情、要望を経ずに市が全額を負担する形
での改修は今後の財政状況に鑑みると私は市の
財政を預かる者として適切ではないと認識し
ております。

しっかりとまずはお負担を求めていく。そ
の上で、1問目に回答申し上げましたように、
令和7年度を目標とする整備、これを確実に
進めてまいるというふうに今は考えていると
ころです。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開き
ます。

本日は、これで散会します。

午後2時58分散会

第 4 号 (9 月 5 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（17番、14番、18番、1番）

本会議（9月5日）（火曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	11番	山口政夫君
12番	中村尉司君	13番	留盛浩一郎君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満涉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

10番 福元 悟 君

事務局職員出席者

事務局 長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余 徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
農業委員会事務局長 吉 富 良 一 君

社会教育課長 松 岡 政 仁 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。

私は市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場から、社民党の自治体議員として72回目の一般質問をさせていただきます。

最初に、市の洋上風力発電の取り巻く状況と原発政策について、5項目質問いたします。

1つ目です。現在、吹上浜沖をはじめ、薩摩半島沖において3事業者の洋上風力発電計画がございます。現状についての本市の考えを伺います。

2つ目です。串木野港沖の洋上風力については、いちき串木野市、民間事業者、漁港を含め、協議会を設置され、前向きに検討されております。海域が隣接する江口漁港や吹上漁港は、環境や漁獲への影響も危惧されますが、日置市としての考えを伺います。

3つ目です。現段階での吹上浜洋上風力発電についての、事業者からの具体的な説明の状況を伺います。

4つ目です。川内原発1号、2号機の20年延長の申請が、九州電力から県に申請されましたが、現時点での市長の考えを伺います。

5つ目です。川内原発20年延長を問う県民投票を求める署名の、日置市選挙管理委員会の提出署名数と有効署名数の状況を伺います。

2つ目です。鹿児島交通から提案された、県立高校のスクールバスの廃止、路線バスの縮小についての、本市の影響について伺います。

1つ目です。吹上高校をはじめ、伊集院高校への影響はどうか伺います。

2つ目です。県立高校吹上、伊集院から、生徒の学校までの交通アクセスについての、支援、要望はないのか伺います。

3つ目です。吹上地域から鹿児島市や伊集院地域に、高校生がバス通学する場合、定期代が月々1万6,000円を超え、家計への負担が大きいです。高校生への通学バスの市としての補助制度の創設と、吹上地域からの伊作峠を經由する、鹿児島市内の県立高校等の早朝のアクセスの改善を、事業者に予防できないか伺います。

3つ目です。市長が取り組む市民との対話について、3項目質問いたします。

1つ目です。自治会との対話集会の状況と市民の方からのご意見、要望の状況を伺います。

2つ目です。小、中学校、高校の児童、生徒との、日置市の未来についての対話の状況を伺います。

3つ目です。保育士さんとの意見交換会が実施され、マスコミ等でも報道されましたが、どのような意見、要望が出されたのか伺います。

4つ目です。本市にビジネスホテルの誘致ができないか、3項目について質問いたします。

1つ目です。ビジネス観光需要、スポーツ合宿等を含めて、本市の宿泊環境の現状と課題は何か伺います。

2つ目です。鹿児島国体、10月21、22日には、市内において民間事業者を中心に、大規模音楽イベントが開催されますが、宿泊施設についての問合せ、受入れの状況は

どうか伺います。

3つ目です。湯之元地区、伊集院駅近辺、ゆすいん等を候補地に、ビジネスホテルの誘致が検討できないか、伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えをしてみたいです。

質問事項の1つ目。洋上風力発電の取り巻く状況と、原発政策についてのその1、洋上風力発電計画についての本市の考え方について、回答いたします。

風力発電は、再生可能エネルギー導入の選択肢の1つであると考えておりますが、洋上風力発電には、様々な意見があると認識しています。県の洋上風力発電に関する研究会等において、引き続き情報収集を図ってまいります。

その2、環境や漁獲への影響についての市としての考えにつき、回答します。

環境への影響は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの中で、漁獲への影響は、再エネ海域利用法における促進区域の指定基準の中で、それぞれ確認され、同時に、両漁協に対しても説明が行われていくと考えております。

その3、事業者側からの具体的な説明の状況について回答します。

事業者からの具体的な説明としては、事業化に向けたエリアを再度選定し直したいという意向から、計画段階環境配慮書の見直し等の手続を行っていききたいとの説明を受けているところでございます。

その4、川内原発1号、2号機の20年延長の申請についての現時点での考えについて回答します。

原発については、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を

重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

その5につきましては、選挙管理委員会事務局より回答いたします。

質問事項2つ目、スクールバスについてのその1。高校等への影響について回答します。伊集院高校はスクールバスの運用はありません。吹上高校生を対象に運用されているスクールバスの廃止については、時期が未定であると伺っております。鹿児島交通による令和5年10月1日の改正の減便、廃止の提案では、伊作伊集院間の路線が含まれていたため、両高校に聞き取りを実施いたしました。

伊集院高校については影響はなく、吹上高校については、登校に関する影響が一部懸念されましたが、鹿児島交通及び関係自治体との協議を行い、生徒への影響を回避できるよう進めているところです。

その2、学校までの交通アクセスについての支援、要望につき回答します。これまでに両高校から交通アクセスに関する支援や要望を受けたことはありません。

その3、事業者への要望につき回答します。公共交通施策として、高校生の通学バスに対する補助制度の創設は考えておりません。また、伊作峠を経由する鹿児島市内へのアクセスについては、時刻の調整等を交通事業者へ要望することは可能と考えています。

質問事項3、対話についてのその1、対話集会の状況について回答します。

令和4年9月から、市長と草の根対話ミーティングを吹上地域から始め、令和5年7月までに82自治会、延べ1,454名の市民が参加しました。令和4年度に開催した吹上、日吉地域の主なご質問は、市道、河川の管理、公共交通、有害鳥獣対策についてといったものがありました。

地域特有の質問として、吹上地域では伊作

トンネルについて、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上の今後について、日吉地域では空き家対策について、洋上風力発電についてといったものがありました。

その2、小、中学校、高校の児童、生徒との未来についての対話の状況について回答します。小、中、高校生を含めて対話をする機会は、小、中学生を対象に、郷土愛や主権者意識の高まりを目的として開催する子ども議会や、10代、20代の若者と一緒に日置市と参加者自身の未来を模索し、その実現への一歩を踏み出すことを目的とした若者未来会議などがあります。

今年度は子ども議会は台風接近に伴い延期しており、若者未来会議は8月に3日間開催し、中学生から若手社会人までの18人の参加者と対話を行ったところでございます。

その3、保育士との意見交換会について回答します。今回の意見交換会では、障がい児保育の加配保育士を増やしてほしい、病児保育をできる事業所を増やしてほしい、市内に子どもの遊び場がもっとほしいといった要望が出されました。そのほか、子どもが病気になった場合の各保育所の統一的な対応方法や、働くお母さん方のサポートについてなど様々な意見が出されました。

質問事項4、ビジネスホテルの誘致についてのその1、本市の宿泊環境の現状と課題について回答します。民間宿泊施設を含めた令和4年度の宿泊者数は約4万8,500人で、コロナ禍前の約8割まで回復している状況にあります。なお、本市は宿泊施設が多く立地する鹿児島市に隣接するなどの要因により、宿泊施設は限られている状況であり、大規模な音楽イベントやスポーツ大会での宿泊には対応できないと認識しております。

その2、宿泊施設についての問合せ、受入れの状況について回答します。鹿児島国体や大規模音楽イベントに関する宿泊施設につい

ての問合せはない状況です。なお、吹上体育館で開催されるレスリング競技期間中における競技役員、関係者は、吹上砂丘荘に宿泊する予定となっております。

その3、ビジネスホテルの誘致について回答します。交流人口、関係人口の増加を図る上では、ホテルは必要な要素の一つであると考えております。コロナ禍以降、ホテル業界を取り巻く状況は、人手不足や物価高騰などにより厳しい状況にあるものの誘致の可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、質問事項1、洋上風力発電を取り巻く状況と原発政策についてのその後の署名数の状況についてお答えいたします。

本市選挙管理委員会に提出された署名数は2,160人分で、うち有効署名数は2,085人分となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市長、選挙管理委員長に1回目のご答弁をいただいたところでございます。再度質問いたします。

私は、今回、洋上風力発電の質問をするに当たりまして、5月にいちき串木野市、そしてまた、5月に秋田県の能代市に行きまして、実際、洋上風力が稼働している状況を視察してきました。

その内容につきましては、市長、総務企画課に能代市の洋上風力の取組状況、能代市からお聞きしました質疑の内容について情報提供をしたところでございます。

能代市は、沿岸部に風力発電が数多く設置され、また、能代港には洋上風力発電が20基設置されておりました。能代港から沿岸部から1kmから1.5km、着床式の大型風車で直径が8m、高さが100m、羽を含め

て150mの高さで稼働され、着工から完成まで1年10か月、建設時には2か月近く、海に直径8mの穴をあける作業があり、かなりの騒音があったとのことでした。

漁業の影響を危惧されましたが、現時点では大きな影響はなく、推移を見ながら定期的に漁業者との協議の場を設定し、漁業者との共存共栄にシフトされております。

風力発電のもと、魚礁になり魚が寄ってくるが、その魚をどうするかが課題とのことでした。羽の音は聞こえず、低周波への影響は危惧されましたが、市街地までは2km近くあり、市に対して、現時点では心配の声や苦情は寄せられていないとのことでした。

そこで、再度、質問をいたします。市長に洋上風力発電について、国が進める計画について、基本的な考えを伺います。国は、脱炭素実現に向けて3,000万kWから4,500万kW、原発45基分の導入を掲げています。その中で、薩摩半島沖には重複する海域があり、調整されると考えますが、現時点では327基の設置計画が示されました。

市民の方からも乱開発を危惧する声もあります。輸入に頼らないエネルギー、脱酸素が求められる社会の中で、国が進めます洋上風力発電の一連の流れと国の具体的な目標、その中で薩摩半島西方沖の開発、市長としてどのような思い、考えを持たれているのか伺います。

○市長（永山由高君）

風力発電は、再生可能エネルギー導入の選択肢の一つであると考えておりますが、地域住民や漁協関係者の理解なしに進められるものではないと考えております。事業者において、適切な情報提供と丁寧な説明をしていくこと、これが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

これまで同僚議員から洋上風力発電の反対の立場で騒音や低周波、漁業や環境問題についてもご指摘されました。市として、現時点では情報収集に努めるとのご回答でした。洋上風力の騒音、低周波、環境問題等の課題について、本市としてどのような情報収集、調査、研究をされたのか、現時点での取組状況を伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

洋上風力発電について、事業者から引き続き情報提供を受けていることに併せて、県主催の制度説明会や担当者勉強会などに参加しております。

また、令和4年度は、県及び県内関係自治体職員と合同で先進地である秋田県、千葉県、福岡県、佐賀県を視察し、情報交換を行ったところです。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

現在、日本では、秋田県の能代港沖、秋田港沖のみが稼働されております。また、北九州の響灘沖では建設がされておりました、2025年度に完成が予定でございます。

全国で唯一稼働されております秋田県に、まず担当課を含めて、市長自身も現場を見に行ってください、課題や問題点についてしっかり調べていくべきではないでしょうか。

また、推進する立場だけではなく、洋上風力発電に反対します秋田県風力発電反対県民の会のフェイスブックを見ていただき、反対の立場の声や低周波の問題等もしっかり情報収集していくべきではないのか、市長に考えを伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

洋上風力発電については、地域からも様々な意見が出ていることは認識しておりますので、先進自治体の状況等について情報収集に

努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

再度、質問をいたします。串木野港沖に建設計画がある洋上風力について再度質問いたします。

いちき串木野市としては、市長の議会答弁、市長マニフェスト、串木野振興、送電線メンテナンスの拠点、また受益者であります漁業者の理解もあり、洋上風力について建設に前向きと理解しております。

私は、洋上風力そのものは必要性を認識していますが、計画段階ではありますが、本市においても東市来地域が隣接し、江口漁協の海域でもあり、海水浴場また、月日貝の養殖もされており、環境面についても危惧しております。

そこで再度質問いたします。受益者であります江口漁協、また周辺地域の東市来、伊作田地域の方々の串木野港沖の建設計画について、計画そのものを理解されているのか、影響について心配の声はないのか伺いたします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

利害関係者となる江口漁協については、業者からの計画説明がなされていますので、一定程度理解はされているものと思っております。一方、地域住民の皆様につきましては、その理解度については個人によって差があるものと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、江口漁協については説明がなされているということなんですけれども、伊作田地域、東市来地域の方々にお話を聞いても、串木野港の計画について、そのものごとを理解されていない方もかなりいらっしゃると思います。そういう意味でも、現在、

串木野港沖では南国殖産系、三井不動産系の2つの共同体の参入が移行されております。隣接をしながら、具体的な計画を知らない2つの個々の共同体の、伊作田地域及び東市来地域での事業者としての説明会を求めていくべきではないかと思っておりますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

議員のご指摘のとおり、本市に影響のある事業であれば地域への丁寧な説明を事業者に求めていきます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

早急な取組をぜひお願いしたいと思っております。

そこで再度質問いたします。令和5年4月18日に、いちき串木野市長が永山市長を訪問され、県への情報提供の趣旨と本市の取組に対する理解と協力を依頼されております。どのような協力の内容であったのか、また具体的に、いちき串木野市長から建設に向けての協力を求められたのか伺いたいと思っております。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

いちき串木野市からの説明としては、同市が取り組んでいる洋上風力発電に関する調査、研究や市民の理解促進事業、要望書の提出などの取組について、理解をしていただきたいとの説明を受けたところでございます。

なお、建設に向けての具体的な協力については、求められておりません。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

日置市民の方は、吹上浜沖の洋上風力については関心もありますし、いろんな形の説明会も受けました。また情報もいただいております。しかし、いちき串木野市沖の洋上風力の計画については、日置市全体を見ますと市民は知らない方が多いと思っております。いちき串

木野市企画政策部エネルギー企業立地係は、市のホームページに協議会の目的から研究会の会議の内容、環境調査、会議での質疑、また秋田県能代市、設置事業者、漁協との意見交換の質疑まで、詳しく掲載されております。私もこれを読んで参考にしておりますけれども、日置市民に対してもしっかりとした状況提供が必要であると考えます。日置市のホームページからも、この協議会の状況が分かるようリンクし、アクセスできるようにいちき串木野市に対して協力を求めるべきではないかと思っておりますけれども、その点について本市のお考えを伺います。

○企画課長（上村裕文君）

どのような情報発信が市民にとって有益なものになるか、先進地などの事例も参考にしながら検討していきたいと考えております。その中でいちき串木野市の設置している協議会の紹介についても、いちき串木野市と意見交換をしてみたいと思います。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

これにつきましては、当然、賛成、反対の意見もありますが、いちき串木野市も環境調査からメリット、デメリット、しっかりとした状況提供をなされております。日置市もしっかりとした情報提供をすべきではないか、再度市長に、市長自身のお考えを伺います。

○市長（永山由高君）

情報発信、これは非常に大切なことであります。どのような情報を市民の皆様にごどのタイミングで提供することができるかという点については、これはしっかりと検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

いちき串木野市の洋上風力研究調査会の報告につきましては、かなり、メリット、デメリットから環境面についても詳しく調べられ

ております。そういう意味でも、しっかりとした形の情報提供をまずはさせていただきたいと思っております。

そこで、第1回のいちき串木野市洋上風力発電研究協議会が7月14日に開催されております。今回から日置市がオブザーバーとして参加されております。参加の目的、また参加に当たっての本市の考えを伺いたいと思っております。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

いちき串木野市で取り組んでいる研究協議会の情報を共有することを目的に、今年の6月にいちき串木野市からオブザーバーでの参加について案内があったところです。隣接自治体の状況について把握していくため、これまで7月4日開催の第1回研究協議会に企画課職員が参加しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

いちき串木野市では、具体的に串木野港沖の環境調査もされておりますけれども、この研究会として実施されております環境調査、特に東市来、江口港をはじめとする近海も調査対象となっているのか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

いちき串木野市へ確認したところ、東市来、江口港をはじめとする近海は調査対象としておりませんが、市外漁業関係者も含めたヒアリング調査を実施すると伺っております。

ヒアリングの内容としては、洋上風力発電事業において懸念される影響やその海域エリア、利用実態に基づく操業エリアの精査などと伺っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

串木野港沖は、東市来の江口浜港と隣接しておりますし、非常に近いので、やっば

り、環境への影響も非常に危惧されますので、いちき串木野市としては積極的に環境調査をされておりますので、ぜひ日置市の、特に江口漁港を中心とした海域まで環境調査の対象を広げるよう求めていくべきではないかと思っておりますけれども、その点について市長に伺いたしたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

先ほど、ございましたように、現在のところ調査対象としておりませんというふうな回答をいただいているところです。そういった、今後行われるヒアリング調査、そういったものも含めて、機会を捉えて、いちき串木野市と話をしていきたいと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この項目について、最後に日置市長としてしっかりとした意見を言っていたきたい。最後に市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○市長（永山由高君）

まずは、事業者に対しては、本市に影響のある地域の方々に対する情報発信、情報提供をしっかりと求めてまいりたいと考えております。いちき串木野市における事業については、県が情報共有と意見交換の場を研究会という形で設定をしていただいているところもございますので、そういった場面を通じて市としてのまずは情報を収集し、その上で必要な発言についてはしっかりと発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

川内原発の20年延長について再度伺いたしたいと思います。

2024年7月、1号機が、2025年11月、2号機が稼働から40年が経過します。老朽化が進む原子炉、地震大国、まして北朝鮮からミサイルが飛来し、危機感をあおりますが、原発を狙う報道は決してされませ

ん。私は、川内原発の40年を超えるその後の20年延長について、これまでの反対をしてきました。

そこで、再度質問いたします。これまで質問してきましたが、20年延長の稼働の是非については、現在、立地県及び立地自治体の判断により稼働の是非が判断されます。茨城県東海第二原発の周辺自治体では、独自に30km圏内の自治体の同意、併せて各自治体で安全協定が結ばれております。川内原発30km圏内の自治体においても稼働の同意、及び各自治体ごとの安全協定を結ぶべきではないかと思っておりますが、市長のお考えを伺います。

○市長（永山由高君）

最優先すべきは市民の安全の確保であります。そこに向けて、市としてできることをしっかりとやっていくことが、重要であるというふうに考えます。

安全協定については、県や30km圏内の関係市町との協議も必要となってきますので、多様な意見を伺いながら対応していきたいと考えています。

○17番（坂口洋之君）

市長は、九州電力に対して、川内原発の安全対策や鹿児島県に対しての実効性のある原発災害地の避難計画について、どのような意見、要望を出されたのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

川内原発の運転延長に関しましては、市民に不安があることは承知しておりますので、九州電力に対しまして安全を最優先していただきたいという要望をお伝えしております。

また県における避難計画等の意見、要望等につきましては、現在行っておりませんが、原子力防災訓練や原子力防災アプリの導入など避難に備えた対応を行っていただい

ていると考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、川内原発20年延長を問う県民投票を求める署名の日置市の選挙管理委員会の提出署名数と有効署名数について、再度伺います。

選挙管理委員会に提出された県民投票を求める署名数が2,160筆、有効署名数が、先ほどの答弁で2,085筆とご答弁がございました。県内の状況では、自治体ごとでは有権者数の割合を見れば、お隣のいちき串木野市が1位で有権者の8%、1,790人の市民の方が提出されております。日置市が2位で6%の有権者の方が提出されました。この署名につきましては、原発の稼働を賛成、反対するかではなく、あくまでもその是非については、県民の意思で判断していただきたいという、そういうことで取り組んだ署名でございます。

そういった中で、今回、日置市では2,160名の方が20年延長について県民投票で決めていただきたい、その思いを重く受け止めていただきたいと思っております。市長の認識を伺います。

○市長（永山由高君）

署名の数についての認識としては、県民投票を求める声の表れであるというふうに認識をしております。

○17番（坂口洋之君）

路線バスの廃止、路線バスの縮小について再度伺います。

コロナも5類に見直されまして市民生活も日常生活が戻りつつあります。まず本市の公共交通の直近の利用者の状況はどうか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、路線バスについてでございますが、直近で把握している実績が、令和3年10月

から令和4年9月までの1年間となります。

伊作を經由して枕崎方面、それから伊集院方面へ運行する路線で、11万455人の利用がございます。1日当たり302.6人、1便当たりでは17.2人の実績となります。

乗合タクシーについては、令和5年4月から7月末までの実績で、東市来地域が805人、これは前年は305人となります。それから伊集院地域で1,613人、これが前年の同時期では1,286人、それから日吉地域で131人、前年同時期で128人、最後に吹上地域で1,433人、前年は914人というふうになっておりまして、前年の令和5年4月から7月まで、これが2,633人だったものが現在3,982人、前年同時期と比較しまして151.2%となっているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回、私は鹿児島交通が本年度にも県立高校10校で運行するスクールバスの廃止や路線バスの通学ダイヤの減便を検討していることが、7月8日付の南日本新聞に掲載されました。要因は運転士の不足が要因と報道されております。

本市においても、通学ダイヤでは吹上高校が伊集院駅から約50人が利用すると。朝の1便が1学期までと報道されておりました。併せて路線バスの縮小も検討されており、伊集院高校を含めて、利用者が不便はないのか、そんな思いで質問いたしました。

私も9月1日、実際朝7時20分の吹上高校から向かうバスに乗り込みました。9月1日からスクールバスが廃止されております。朝は7時20分、7時50分に乗る高校生が多いとのことでした。私は7時20分に乗車しまして、伊集院駅以外では飯牟礼峠、日吉の八幡バス停、吹上の小野バス停、吹上高校生が約20名乗りました。一般の方が約10名

乗られました。併せて約30名の方が乗られたと確認しております。

そういった中で、今回、スクールバスの路線バスの縮小の要因として運転手不足が要因とされております。2024年問題も今指摘されている中で、10月以降のダイヤの見直しも含め、運営事業者である鹿児島交通との具体的な協議の状況はどうか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

鹿児島交通側からも随時、市の方にご相談をいただいている状況でございます。今回の10月の見直しがまさに運転手不足が要因となり、ご提案を受けたというところでございます。見直しの内容については、通勤通学への影響を考慮しながら協議を行ってまいりました。鹿児島交通側からは今後も運転手の数が年々減少するということが見込まれると伺っておりまして、今後さらに縮小していくことが予測されております。

運転手確保につながる有効な方法について何とかならないものかというような協議もしながら、現在打ち合わせをしているところです。市としましては、今回、広報の8月号で地元の乗合タクシーの運転手、このことについても掲載をしております。今後、公共交通会議などでも引き続き検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

バス事業者の運転手不足につきましては、本市だけではなくて全国的な大きな課題になっております。そういった中で、具体的に10月以降の鹿児島交通の各路線の各便の減便の具体的な状況はどうか、また伊集院から日吉、吹上方面の交通アクセスの縮小は、車を運転しない日吉、吹上地域の高齢者の移動手段の選択肢が縮小されます。吹上方面から今回のダイヤ改正で昼間の時間帯の見直しが行なわれた場合、日中には伊集院と吹上、日

吉方面の路線バスは何時間、移動手段の空白ができるのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

今回の10月改正で、日置市に影響のある路線は、まず3号線を経由して鹿児島方面、川内方面へ走る路線、それと伊作を経由して枕崎方面、伊集院方面へ往復する路線、この2つとなります。

3号線を経由する路線が往復で33便から27便へ、伊作を経由する路線が往復で24便から19便へ改正される提案内容となっております。これによりまして、伊作を経由して枕崎方面、伊集院方面へ往復する路線で最大4時間の空白ができるという見込みでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁で、減便の状況について報告がありまして、伊集院方面から吹上方面に最大4時間の空白ができるということで、同じ日置市民でありまして移動手段の選択が限られる地域がはっきりしたかなということ、ちょっと私は危惧しております。

そういった中で、減便はやむを得ない事情もございすけれども、同じ市民でありながら利便性と選択肢が限られる、まずは住民の声を聞きしっかりとこの4時間という移動手段のない状況を検証していくべきではないかと思っておりますけれども、本市の考えを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

この4時間の空白というところにつきましては、利用者が少ないところを基本に提案がありました。それについて、我々も一部乗降をしたりして調査もさせていただきましたが、全くゼロという影響ではございませんので、やはり住民の皆さんとそういった情報も共有しながら、今後その路線についても検討していく必要があるというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

昨日は、同僚議員で東市来から地域のお店がなくなる、食堂がなくなるといった、そういった質問がありました。そして今回私が質問した中で、伊集院と日吉、吹上では路線バスの利用者が少ないとはいえ、4時間も空白ができるという、そういった状況にあります。

この問題は、単に補助金を出して維持存続をすればということだけで解決できる問題ではありませんけれども、少なくともこういった実態があるということ、市長自身、十分認識していただきたいと思っておりますけれども、市長の考えを伺います。

○市長（永山由高君）

私も旧4町を順番に引っ越して暮らしておりますので、特に南部地域、日吉、吹上地域の公共交通上の課題は認識をしております。先ほど議員は補助金だけの問題ではないというふうにおっしゃっていただきましたけれども、1つはやはり市民の皆様が公共交通を使っただけで、これによつての事業性の採算をできるだけ取れる形に市民の皆様にもご協力をいただきながら、市としても各事業者に引き続きの協力を求めてまいりたいというふうにご考慮しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの私の質問は、吹上高校のことについてお聞きしますが、やはり日置市の公共交通会議として、また日置市として、市内の、特にバスを利用している高校生等の公共交通を考える意見交換会等はできないでしょうか。再度伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

伊集院高校でバスを利用している生徒が約30名、それから、吹上高校で利用している生徒が約50名ということで、学校のほうにも確認を頂いております。

今後、公共交通を考える上で、やはり学校

とも連携しながら考えていく必要があるというふうにご考慮しております。今度は、一方で事業所の事情ということもご考慮いたします。運転手不足というところは本当に重い懸案事項でございますので、そういったものにもつながるような取組ができないものか。これは高校、公共交通会議を含めて、実現に向けて検討していきたいというふうにご考慮しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの吹上高校の通学バスの補助について、再度伺います。

吹上高校の高校生が通学の路線バスを利用した場合、伊作から伊集院駅まで1か月で1万6,320円、3か月4万6,510円、年間で18万6,040円、伊作から鹿児島南高校まで1か月で1万6,010円、3か月で4万5,830円、年間で18万3,320円の通学定期代がかかります。

日吉は調べておりませんが、バスの定期代の負担は大きく、JRの割引と比較しても親の負担は大きいです。

私の近くに住む吹上出身の方も、子育てした場合、どこに住むことがよいかと考えた場合、教育・子育て環境もあり、JRのある地域に住む傾向もあります。

そんな中で、吹上地域も含めて路線バスの定期代の負担軽減について私は質問しました。これまで吹上・日吉地域から市に対して、高校生の移動手段に対して、財政的な支援を求める意見、提言等はなかったのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

これまで、意見、要望は特に頂いておりません。

○17番（坂口洋之君）

次の市長との対話について、再度伺いたいと思っております。

昨日、同僚議員からも質問がありまして、私もこれは関心がありまして、私の住んでお

ります朝日ヶ丘自治会は9月9日土曜日になります。そういった中で82自治会、1,454名の市民の方が参加されたというご答弁でございました。吹上・日吉地域では全ての自治会で対話集会が実施されました。特に吹上・日吉では、高齢化が進む自治会では、自治会の存続、道路・河川清掃、伝統行事の存続等、数多くのご意見があったと思います。

市長としてこういったご意見、どのような思いを感じられたのか。また、具体的に市長自身どのような考えを述べられたのか伺います。

○市長（永山由高君）

お話をお聞きしての印象としては、各自治会において、皆さんそれぞれの暮らしを守るための自治会活動に熱意を持って取り組んでいただいているという印象を持ちました。

個別のそれぞれの課題につきましては、まず自治会の存続についてで申し上げますと、自治会の再編や統合は今後あるのかというご質問は、これは多く頂きましたけれども、私からの回答としては、自治会の皆様の側からの声が上がらない限り、統合や再編を市が主導して進めることは考えていませんというお話をさせていただいております。

また、なり手不足といった問題については、例えば連絡手段にインターネットのLINEのようなツールを使っていただくなど、若い方々も参加をしやすいやり方に挑戦してみたいかがでしようかといったようなご提案をさせていただいております。

道路や河川清掃については、住民の皆さんの高齢化に伴って道路愛護作業を続けられないといったようなお声を頂きます。そういった場合においては、現状では自治会のご協力を頂きながらというのが今の状況ですから、作業が難しいという場合には、市役所にご連絡をくださいというふうにお話をさせていただいております。

一方で、愛護作業などが、地域のつながりを再確認したり、皆さんで協力して取り組んでいくという意味で、一定の効果や地域の役割があることも併せてご説明をし、可能な限りの協力をお願いをしているところであります。

また、伝統行事の存続についても、ご質問とご依頼を要望という形で頂くこともあります。伝統行事の存続に向けての支援が主なご意見ですので、ふるさと納税や今後資金調達においては、クラウドファンディングでプロジェクト型の支援を市外の方々に求めていくといったようなことも一つの可能性としてご提示をしているというところであります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市長が先ほどクラウドファンディングですかね、そういった形で今取り組む地域もごございますので、来年度以降、こういった形で具体的に考えていらっしゃるというご答弁でございました。

そういった中で、やっぱり対話集会は平日にありますので、どうしても参加者が高齢者の方が多かったと思います。そういった意味でも、若い世代、子育て世代の参加者の状況はどうなのか。また、若い世代、子育て世代からこういった支援が求められたのか。対話集会の中での状況を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

開催時間については、可能な限り若い方々にも入っていただきたいという思いから、土日・祝日もしくは平日の夜間という時間設定にいたしております。

吹上・日吉地域で参加していただいた40代までの参加人数は、約40名でした。主なご意見・ご提案・ご質問としては、小中学生への給食費への補助及び高校までの医療費の無償化、学校統廃合などのご意見を頂きました。

回答として、高校生までの医療費の無償化

よりも、まずは先に、給食費の減額を検討したいといったようなことを申し上げたり、学校の統廃合について、こちらについては前提として地域の皆様の意見やお考えを最大限尊重するという方針について、ご説明を申し上げた次第です。

○17番（坂口洋之君）

数多くのご意見を頂いたと思います。そういった中で、現在、伊集院地区で対話集会がなされまして、今後はまた東市来まで来られると思います。

今回は自治会を中心とした形の語る会でした。先ほどのご答弁の中で、保育士さんとの意見交換会もされたというご答弁でございましたけれども、例えば環境、福祉、子育て、日置市で働く特に若い世代が関心を持つような市民の関心項目をテーマにしたような対話集会はできないのか、市長の考えを伺います。

○市長（永山由高君）

テーマごとの対話集会は、これは市長対話という形ではない形で幾つか実施をしているものもございます。一方で、この市長対話という形で考えますと、今はまずは自治会を回らせていただいているという状況でありますので、まずは自治会を一巡した上で、来年度以降、取組として検討したいなと思っております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、小中高校生の日置市の未来についての対話についてのご答弁がございました。まず、若い世代がまちづくりに関わる必要性について、市長自身の思い、考えを伺います。

○市長（永山由高君）

若い世代の皆様が、大人になっても住みたいと、住み続けたいと思えるようなまちづくりを行うことは、これは大変重要なものであると思っております。その中で若い世代の方々から頂く視点や発想をしっかりと捉えて市政に生かしていくということも重要である

うと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この中で、先ほどご答弁がありました未来会議の中で、中学生から高校生、若手社会人まで18人の参加者とサポートの協力を頂いた市内企業の方と対話集会を実施されたとのことご答弁でございました。具体的に、参加者からどんな意見が出たのか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

8月に実施した若者未来会議では、理想の未来に踏み出すための一歩について、グループで話し合い、発表を行いました。発表では、みんなが過ごしやすい社会を理想とし、相互理解のため自ら多様な仲間を集め、プラスポーツの活動をしていく旨の宣言や日置市に市民が主役となる100のプロジェクトを立ち上げ、支援を行う旨の宣言、多忙な保育士の手助けをするためのボランティアの機会を増やしたい、将来子どもを預かるサービスを行う旨の宣言などが出されました。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの中で、若い世代の方から100のプロジェクトが出されたということなんですけれども、今全国の自治体で若者の意見を聴きながら、予算を確保し事業化する取組が行われます。ちょっと紹介させていただきたいと思っております。

新潟県の長岡市では、若者提案プロジェクト補助金、愛知県新城市では、新城市若者条例が設置されまして若者議会がございまして。年間1,000万円で高校生、大学生を中心とした、全国で唯一の若者議会があります。また、東京町田市も上限50万円で年間10件程度、若い世代が提案し、職員と話し合いながら、若い世代の意見を参考にした施策やまちづくりイベントを実施されておま

す。

そういう意味でも、全国の事例を参考にしながら、具体的に予算を場合によっては確保し、若い世代の思い、考えが反映できるような事業、施策はできないのか。市長の考えをお聞きいたします。

○市長（永山由高君）

全国において、若者からの提案を受け、それに予算をつけるという自治体が増えてきているという印象は持っております。

一方で、これは私自身の若いときからの取組として、できるだけ行政の支援や補助を受けずに、小さな一歩から活動を広げていくということをお願いして活動をしてきたという経緯もございます。

まずは、先ほど宣言をしてくれた若者たちの声を紹介しましたが、彼らは行政の補助は要りませんと、自分たちでこれをやるんですと力強く宣言をしてくれましたから、心強いなと思った次第です。まずは、自分たちの力で一歩踏み出す。その後押しを引き続き進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今回私は、次にビジネスホテルの誘致について再度質問いたします。

平成29年の一般質問において、当時の同僚議員からもビジネスホテルの誘致について質問がありました。年間を通したビジネス需要、稼働率が確保できるか、民間資本、地元企業の参入が可能なのか、多くの課題がありますが、私は素通り観光の脱却。2つの温泉がありながら、十分な宿泊需要を本市は取り組んでいないのではないかと、せっかく来た市外からの観光客、スポーツ合宿の方に泊まっていたら工夫と仕掛けが必要ではないかと思ひ、今回質問しました。

今、いろんな自治体が宿泊施設を誘致、支援しております。垂水市も道の駅がありまし

て外資系のホテルが進出しました。薩摩川内も川内駅に大型の会議室を設置しました、SSせんだいということですね。城山観光ホテルの子会社がしておりますホテルも誘致しております。

そういった中で自治体がホテルの誘致、支援することについて、市長の考えを伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

ホテルに限らず、民間企業が進出するに当たっては、まず市場調査等を事前に行った上で、利益が上がり見込まれる場合に初めて話が進むものであるというふうに思っております。

自治体がホテル誘致、支援することについては、日置市内への進出について興味を示された事業者が現れた場合において、事業者と情報交換をする中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

特に私は、この湯之元地区が最近非常に温泉街が元気がないのではないかなとちょっと危惧しております。そういった中で、昔は昭和30年代は国鉄スワローズのキャンプ地があり、温泉宿泊施設も数多くあったとお聞きしております。市長もいろんな地域でまちづくりイベントに関わられたと思いますけれども、湯之元地区のまちづくりにも現在関わられておりますけれども、伊作温泉に比べて、温泉宿泊施設の減少が進む湯之元地区の現状について、市長の思い、考えを伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

湯之元温泉だけでなく、吹上温泉についても同じことが言えると思いますが、施設の老朽化や宿泊事業者の高齢化等が進んだ結果、温泉宿泊施設が減少してきている状況であるというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

例えば、日置市はスポーツキャンプを非常に力を入れておりますけれども、キャンプをします社会人、大学生の宿泊先の状況はどうか。例えば、吹上運動公園の宿泊の受皿は、吹上地区の宿泊施設を利用されておりますけれども、伊集院、東市来の運動公園でスポーツ合宿をされる県外の社会人、大学生のチームの宿泊先の状況はどうか。日置市内に宿泊されているのか、鹿児島市内なのか、その状況を伺います。

○商工観光課長（田代誠治君）

社会人、大学生の宿泊先につきましては、伊集院の体育施設を利用する場合には、ゆすいんやHOTELAZ、東市来の体育施設を利用する場合は、えぐち家に宿泊することが多い状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

最後となります、時間がありませんので。今回、私はビジネスホテルの候補地として3つ具体的に提案しました。特に東市来の湯之元地区は、県外からのキャンプや九州大会も行われているようです。かつてにぎわった湯之元温泉街もなかなか元気がございません。JRの駅があり高速道路まで5分、アクセスもよく温泉もあります。宿泊があれば夕食を地元に取りいただく。温泉を引くコストもかかるかもしれませんが、たとえなくても周辺部に民間の公衆浴場がございます。地元の一企業をお願いすることは難しいかもしれませんが、日置市には民間の貸切バス会社や建設から観光のノウハウのある企業まであります。すぐに予算をつけてとは申しませんが、行政としてビジネスホテルの誘致に向けた何らかの仕掛けができないのか。最後に、市長にお考えをお聞きし、質問を終わります。

○市長（永山由高君）

まず、湯之元温泉の状況についてですが、やはりJRと高速道路の隣接をする、接している立地でもございますので、可能性がとても高いエリアであるというふうに認識をしております。

一方でホテルの誘致となる場合には、やはり一つは、既存の事業者への影響は、当然これは考慮せねばならないというところがまず一つ。

また、新型コロナウイルス下において宿泊需要が大きく減少してきた中で、日置市においては、関係人口プロジェクト「ひおきとプロジェクト」の中で短期滞在施設、カメハウスという拠点を今市内に5か所稼働しております、稼働率は少しずつ上がってきている状況であります。

また、湯之元地域には、これは民間の事業者による多拠点滞在サービス「ADDRESS（アドレス）」という宿泊機能が一部始まったところでもあります。このように宿泊できる選択肢は、市内においても増えてきているというのが現状ではないかと認識をしている次第です。

その先のお話として、今後、宿泊動向の回復に併せて、日置市への立地に興味を示していただける事業者が出てきていただいた場合には、しっかりと情報提供、情報共有してまいりたいですし、市内に立地する民間の事業者様がそういったご意向を持っていただければ、そこも当然検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。鹿児島国体を前にしてコロナで実施されなかった地域行事も今年は一挙に盛んに開催されるようでございます。今年の秋はにぎやかな秋になりそうです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、L I V E 1 1 9 映像通報システムの活用についてお尋ねします。

1点目、119番通報時、救急車到着までに市民の救命のために心臓マッサージ等を司令室から口頭でお願いすることはありますか。また、口頭での指示は市民にうまく伝わっていますか。

次に、L I V E 1 1 9 映像通報機能の仕組みとその効果についての考えをお尋ねします。

3点目、全国的な導入状況はどうでしょうか。

4点目、市民の大切な命を守るために、L I V E 1 1 9 の導入を提案しますが、いかがでしょうか。

2番目に、令和4年3月にも提案しました市民に分かりやすい重層的支援体制整備事業の取組についてお尋ねします。

社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。暮らしの困りごとに対応するため、町全体で分野を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業であると国は考えています。これまでの福祉政策が整備してきた子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、今や人々が持つ様々なニーズの対応が困難になってい

ます。

そこで1点目、多岐に渡り課をまたいでの相談内容に対して、令和4年3月議会で令和3年度から日置市相談支援センター支援者ネットワーク会議を設置と市長答弁がありました。そこでこの会議の開催スケジュール、相談をつなぐ現状と効果についてお尋ねします。

次に、市役所には市民に対して相談の機能や窓口があることを知っていただくことが重要、またそのための仕組みの検証が必要との答弁もありました。昨年度の新規での各相談件数と検証の結果をお尋ねします。

次に、第4期日置市地域福祉推進計画においての地域福祉の定義とは何のことでしょうか。

3点目、市民はどこに行けば相談できるのか、市民に分かりやすいように全ての相談がまずはここで受けられるとはっきり分かる窓口を兼務でも設置できないものかお尋ねします。

4点目、身寄りがない人への支援の現状はどうでしょうか。

5点目、成年後見人の主張申立ての過去3年間の件数をお尋ねします。

6点目、国も進める身寄りがない方への支援の在り方ガイドラインの作成を考えないかと提案しますが、いかがでしょうか。

3番目に、献血の重要性の啓発についてお尋ねします。

初めに、本市における献血推進の状況はどうですか。

次に、献血の量の減少における10代、20代の献血者の減少が問題となっていますが、ここへの啓発はどのように行われていますか。

3点目、16歳から献血ができますが高校生には啓発のチラシが配られているようです。将来、献血ができる年齢に達する16歳未満の小中学校における献血の重要性についての

学びの現状はどうでしょうか。

最後に、輸血によって救われる命は多く、なくてはならない献血について、市民や児童生徒へもっと啓発すべきではと提案し、1回目の質問といたします。

すみません。通告に入っていないもの言ってしまうていました。成年後見人を5番目に過去3年間の件数をお尋ねしているのは、通告書ではありませんでしたので、ここを削除でお願いいたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1、L I V E 1 1 9についてのその1、救急車到着までの口頭での指示について回答します。

119番通報入電時に傷病者の呼吸が止まっていると通報があった場合は、適宜、通信指令員が口頭指導を行っております。医療従事者や救急講習会などで訓練された人は、速やかに心臓マッサージを行いますが、高齢者や経験のない人にはうまく伝わらないのが実情です。

その2、本市の考えについて回答します。

L I V E 1 1 9は、119番通報者のスマートフォンを利用し、通報者と通信指令室との間で映像の送受信を可能とするシステムです。現場の状況を映像によりリアルタイムに確認できることは、消防活動をする上で有効です。また、心肺蘇生法など応急手当が必要な救急事案では、通信指令員が通報者に対して、映像を確認しながら応急手当のアドバイスを行うことが可能となり、より効果的な救命処置につなげることが可能です。

その3、全国的な導入状況について回答します。

公的な公表がないため把握しておりませんが、2020年から首都圏を中心に普及していると伺っております。

その4、L I V E 1 1 9に取り組みないかのご意見につき回答します。

今後、N E T 1 1 9と同様に、全国的に展開していく可能性があると考えられますので、まずは先行導入している消防本部から情報収集を行っていきたくと考えています。

質問事項の2、重層的支援体制整備事業についてのその1のア、現状と効果について回答します。

日置市相談支援センター支援者ネットワーク会議は、令和3年度2回の開催により、各相談支援センターの機能を情報共有するとともに、相談員同士のつながりをつくるなど、横断的な枠組みを構築したところであります。これを受け、相談支援センターの相談員等による事例検討会を令和3年度に3回、令和4年度に2回開催しました。今後とも、相談事例の情報共有や多職種による幅広い支援策を協議し、お互いのセンター機能について理解を促進する機会となるよう運営してまいりたいと考えております。

その1のイ、昨年度の新規での各種相談件数と検証について回答します。

令和4年度の新規の相談件数については、地域包括支援センターで392件、生活保護で123件、生活困窮者自立支援で92件、ひきこもりで10件、障害者等基幹相談支援センターで9件です。

相談支援センター支援者ネットワーク会議を設置したことにより、各相談窓口の機能の把握や相談員同士のつながりができたため、複数の部署にまたがる案件についても、連携を取りながら相談を受けております。

その2、第4期日置市地域福祉計画における地域福祉の定義につき回答します。

地域福祉とは、地域に暮らす全ての人が幸せに暮らせるよう、地域住民や事業者、行政など、地域のあらゆる人、団体が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組んでいくこと

だと認識しています。

その3、全ての相談が受けられる窓口を1か所設置できないかのご意見につき回答します。

相談をする人によって相談内容が異なることが想定されるため、1つの窓口で対応することは難しいと考えております。このため相談支援センター支援者ネットワーク会議を設置したところであり、どこの相談窓口で相談を受けても、関連する窓口につなぐことができ、複合的な課題にはそれぞれの専門の相談員が協議して対応しております。

その4、見寄りがない人への支援の現状について回答します。

見寄りのない方が住宅へ入居する際に、保証人や身元保証などが必要な場合は、対応できる事業者の紹介を行っております。また、生活困窮者である場合には、生活保護の適用につなげています。

その5、ガイドラインの作成について回答します。

厚生労働省の見寄りがない人の入院及び医療に係る医師決定が困難な人への支援に関するガイドライン等を参考にしながら、調査研究してまいります。

質問事項3、献血の重要性の啓発についてのその1、本市における献血推進の状況につき回答します。

本市の献血推進状況は、鹿児島県献血推進計画に基づき、県保健所、血液センターと連携し、月別献血計画の策定や献血の普及啓発、血液センターの献血バス受入れの協力などを実施しています。

実績としては、令和2年度1,286人、令和3年度1,031人、令和4年度961人であり、年々減少傾向となっています。

その2、10代、20代への啓発につき回答します。

鹿児島県の実績において、10代、20代

の献血者は年々減少しており、若年層の献血者確保が課題となっています。市としては、若年層も参加する市主催の行事に献血バスを招聘するなど、啓発に努めております。

その3については、教育長より回答いたします。

その4、市民や児童生徒への啓発につき回答します。

安定的献血の確保のために、若年層の献血者及び複数回献血者の確保などが重要であるため、市としても県や血液センターの協力の下、企業や学校などとも連携し、引き続き市主催の行事などでも献血の重要性などを啓発してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、献血についての小中学校における学びの現状について回答いたします。

小学校での取組はございませんが、中学校においては厚生労働省が中学生を対象に作成した献血への理解を促すポスターを配布し、掲示するなど啓発に努めております。

また取組の一例として、赤十字社の血液教室を実施している学校もございます。

続いて、その4の児童生徒への啓発についてでございます。

病気やけがの治療に使われる血液を確保するため、献血は重要であり、健康保険課と連携をして、児童生徒への啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

今ほどお二人に答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、L I V E 1 1 9でございます。まずこのものすごい猛暑で、国も本当に危険な猛暑だと言っているこの中で、救急搬送など本当に消防の皆様には昼夜を分かたず任務に当

たっただいてに、まずは敬意を表したいと思っております。本当にお元気で頑張ってくださいとありがたいと思っておりますので、まずは一言申し上げておきます。

では、質問に入りたいと思います。まず、救急搬送されたときに、口頭でいろいろお願いをされる場合があるというご答弁ですが、どのようなことをお伝えされるのでしょうか。口頭でお尋ねします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

口頭での指導は、通信指令室が行う119番での口頭指導で、人工呼吸と心臓マッサージ、物を喉に詰まらせたときの除去、出血時の止血法、火傷の応急処置、指を切断したときの対応などを指導しております。

○14番（黒田澄子さん）

指の切断などというのは、なかなか遭遇はしないので慌てると思いますので、それが例えば指示していただいたとおりに動いていただいて、救命ができたような事例がどれくらいあるのかお尋ねをいたします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

指を切断したときには、その切れた指を持っていく方法も、例えばきれいなガーゼで包んで冷やして持って行って、指のほうは止血をして持っていけば、数時間後にはつく可能性があるということをお聞きしたことがあります。

また指示通りに動いて救命ができた事案ということで、記憶に新しいものでは昨年7月に伊集院地域内で倒れた男性がいらっしゃって、呼吸も停止していたということですが、通りかかった中学生が心臓マッサージをして救命した事案というのがございます。

それと8月には、日吉地域の飲食店で急に倒れた高齢者に対して、居合わせた女性2人が心臓マッサージをして救命できたという事

案などがございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

そのようにして指示をいただくことで、私達も心臓マッサージの練習などは何回かしておりますけれども、その場で私も人が倒れたのを見たことがないものですから、やっぱり慌てるかなと思うときに、そのような指示がいただけるということで、その方の命が救われることは大変に重要なことであり、指示も大事だと思っております。

このL I V E 1 1 9の有用性や効果を消防の現場ではどのように考えておられるか、お尋ねします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

現場の消防隊から、災害現場の様々な情報を得るツールとして有用性を感じます。また災害現場に居合わせた人たちからの情報も数多く得ることができることから、有効なシステムと考えます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

今や長いコロナ禍でスマホを持っている人も増え、昨日の一般質問で同僚議員の答弁に約80%くらいの方がスマホを所持であろうというふうな答弁もございました。先日、東京消防庁のL I V E 1 1 9配備の活用の様子がテレビでも放映されておりました。

ここで、議長の許可を得てパネルを使わせていただきます。

通報者が撮影を開始すると、司令側の画面上に映像が表示されます。通報者から位置情報を送信されている場合は、グーグルマップ、地図ですね。ストリートビュー、これは実際に歩いているように周りの景色を見せる、そういった便利なものです。これで現在地とその周辺状況が確認ができて、きちんと司令のほうからも指示ができる。

早急な口頭指導が必要な救急事案の場合は、映像通話を行わず、動画ファイルの送信を開始することができます。正確な応急処置を案内でき、救命率の向上を支援しますというのがこのL I V E 1 1 9の一部ではございます。先ほど、2人の方が心臓マッサージで救命されたとありますけど、押す場所がちょっとよく分からなかったり、押す速さが1、2、3なのか、1、2、3なのか、そういったものも動画でそちらに配信していただくので、それを見ながらできるという非常に通報された方もすごくやりやすい指導ができるような、そういったものだけではございませんけれども、まずは一部そういうものがL I V E 1 1 9であるということでございます。

本市は、以前、私、聴覚障がい者のためのNET 1 1 9を提案し、導入されております。安心安全が一步進んでいます。今回は障害の有無には関係なく、社会環境がある意味コロナで進む結果となったこの時期に、要はスマホが結構普及しているというこの時期に、L I V E 1 1 9は有効ではないかと考えて提案をしたところです。

通報した市民が私なら、映像も送って指示をもらえて、その様子を見てもらえることは、とても安心で助かると実感します。まず顔を横にして異物を出しなさいとか、慌てているときにはもうどうしたらいいんだろうと、そこで救命ができない場合もあるわけですので、非常に安心だと思います。

今年も災害が多く発生しています。火災や土砂災害、河川での災害などは、消防のドローンなどでほかの市民や駆けつけた職員からの複数の映像も確認しながら適切な指示が出せるなど、まずは職員の命を守りつつ市民の命を守るためにも、活用ができるようでございます。

市長のご見解をお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

先ほど、消防本部消防長からも有効なツールであるという答弁をさせていただきましたけれども、やはり現場の状況を映像でリアルタイムに確認できるということは、消防活動する上でも有効であると私も感じます。

先行導入された消防本部から情報をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

NET 1 1 9と同じ会社がこのL I V E 1 1 9などもつくっておられるようで、本市は既にそういう導入がされている部分での備品のようなパソコンなどはあるので、初期投資も改めてここを入れるというところに比べると安価なようであるということはちょっと情報としてお伝えをしておきます。

続きまして、重層的支援体制整備事業についてお尋ねをします。

今朝の南日本新聞に、私がよく知っている方ではございましたけれども、高齢者の方たちの就職会の記事が出ておりました。こういった支援も地域の支援として、ゼロベースでもございますし、心ある市民がやはり関わっていて、相談を受けたりお話をしたりということではなかろうかと、微笑ましく記事を読ませていただきました。

前回、市長も複雑、多様化する支援ニーズに対応する属性を問わない包括的な支援体制を構築するものと認識している、この事業に対してそのように答弁されましたし、相談支援センター支援者ネットワーク会議は、市役所の7課と社会福祉協議会がメンバーであるとの答弁もございました。

そこで、この運営の中心はどこになるのか、そしてその中には部課長が入られて現状を聞き情報共有されているのか、お尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

相談支援センター支援者ネットワーク会議

の運営は、専門員さんの協力を得ながら市民福祉部で協議しながら進めてまいりました。その会議の出席者につきましては、課長補佐以下の担当者でございましたが、今後につきましては部課長を交えましての協議も必要であると考えているところです。

事案の共有につきましては、関係各課におきまして会議内容を回覧するなどにより、共有を図っているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

1回目の答弁の中で、令和3年度2回開催とありました。これは何月頃に開催をされているのかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

ネットワーク会議につきましては、令和3年5月27日に第1回目、それから令和3年11月2日に2回目を行っております。

○14番（黒田澄子さん）

それでは令和4年、5年はこの会議を何回開催されているのかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

ネットワーク会議につきましては、令和4年と5年度については開催はされてはいないところですが、このネットワーク会議によりまして、各センターの機能の共有を図り、職員同士のつながりができたことから、令和3年度に、先ほど申し上げましたけれども検討会のほうを令和4年度2回実施をしているところです。

この検討会につきましては、現在、抱えている複合的な課題につきまして話し合っております。多様な職種におきまして検討をしているところです。

またこの検討をすることによりまして、各相談員のスキルアップにもつながっていると考えております。

○14番（黒田澄子さん）

それでは1点お伺いします。

このネットワーク会議というのは、毎年は

行わない会議なのでしょうか。それともコロナの関係でなかなか一緒にできなかった、それでオンラインでもやらなかったが、今後は毎年やっていくものなのか、その点お尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

コロナの関係もあったと思いますけれども、今後につきましてはまたネットワーク会議のほうを定期的開催していかねばならないと考えているところです。

○14番（黒田澄子さん）

なぜそこをお尋ねするかといいますと、この答弁の中でネットワーク会議ができたことで、どこの相談窓口で相談を受けても関連の窓口につながると答弁がありました。それはどこかの相談につながる事が条件です。どこかに相談しているからつなぐという話ですね。まずはこういった仕組みを市民が知っているのか、それとそのことを市民に啓発しておられるのかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

相談窓口が各種あるということは、市民の皆様には広報をしているところでございます。ネットワーク会議につきましては、目的としましてどこかの相談窓口が受けた相談を各課に渡す場合には、その相談員が共有をしましてそのことを検討していくということで、ネットワークをもって事案の検討、支援策を考えているところです。

○14番（黒田澄子さん）

地域福祉計画を見てもみますと、5年前と比較して近所付き合いの希薄化、地域活動参加の頻度の低下、また約8割が日常生活に何らかの悩みや不安がある、どこに相談したらいいかわからないとか、相談できる人がいない、これが5.6%、不安や心配に思う人が近隣にいる43.5%とアンケート結果が出ております。いろいろ課題もあるように見える結果でございます。

一方、3期目の評価ではおおむね順調に施策は推進できているとされており、5項目の前期計画評価でAとBを合わせると全て100%、これはやれているというのとおおむねやれているというのがA、Bでございますが、完璧に達成しているように見えます。アンケートは市民、評価は担当課職員ということで、この市民の現状とはえらく食い違っているのではないのでしょうか。この点いかがお考えでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

第3期日置市地域福祉計画の担当職員により、施策の方向性、目標につきましては、おおむね順調に推進できていると評価しているところではございますが、アンケートにおきまして市が推進すべきこととしまして、サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実が必要ということが上がってくる背景には、高齢化の進行などの社会環境や個々の考え方の変化などによりまして、住民同士の関係性が弱まる傾向にあると言われていることがあると考えられるところです。

○14番（黒田澄子さん）

この差を冷静に考えると、取り組んでいる側は当たり前のように知っていることが、市民には認知されていないのではないかなと思います。だって困りごとを持っている人が8割いるということは、やっぱり相談できるんですよというのが伝わっていれば、もっといいのかなと思うわけですね。そして、全然分からない、どこに行けば分からないという人も約6%ぐらいいるという、これは市が取ったアンケートでございますね。だから、その中でも民生委員の活動までの認知は36.1%しかされていない、在宅福祉アドバイザーにおいては15.8%、どんな仕事をする人かということです。そして生活困窮者への支援は27.4%は知っているが、そこら辺りの人は分からない。困りごとの解決は民生委員

等に相談できるのか、また支援してもらえるのか、そこら辺りがよく分からないのが市民の現状ではないでしょうかと私はこのデータを見て思うわけですがけれども、この点いかがお考えでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

民生委員、児童委員の皆様方には、自らも地域住民の一員としまして、それぞれが担当する地域において様々な相談に応じ、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認など、重要な役割を果たしていただいていると考えております。

また支援が必要な状況を民生委員、児童委員の方に相談することにより、支援につながることもできると考えておりますので、今後も機会を捉えまして活動内容の浸透を図ってまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

新規で、今回たくさんの方が上がっております。これは令和4年度の新規の相談は、例年同様の数なのか、それとも減っている傾向なのか、増えている傾向なのか、お尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

先ほどの相談件数を令和3年度と比較しますと、ほぼ横ばいという形になっております。

○14番（黒田澄子さん）

私は8月に函館市が福祉拠点というものを実施されまして、令和4年からですね。これはJ I A Mで勉強したときの先生のお勧めで教えていただいたので、今回勉強に行きました。結局、介護法からなる地域補括支援センターに、高齢者に限らない生活困窮者自立支援法の分野をプラスしたものでございます。函館市人口24万、既に10か所の包括支援センターを民間委託、そこに新たな人材として財源があるのでしょうか、3人ほどですね。主任の相談支援員と通常の相談支援員、就労支援を要は3人を10か所ですので、30人

の配置をされていまして。そこまでしようという思いは私にはございません。令和4年度から始まって、1年間の実績で新規相談件数が766件、内容は住宅確保給付金が114件、経済的支援が77件、ひきこもり支援が66件、就労支援63件、ほかもいろいろありますけれども、多いほうからそういう感じです。ひきこもりの相談は今までどうでしたかという、5件ほどだったというふうにお答えされました。一挙に66件に上がったということは、相談につながった市民が増えたことに、すごいなというふうに着目をいたしました。函館の事例について、どのようにお考えかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

本市との人口規模のほうは違うところではございますが、函館市さんの取組は参考になるものと考えております。

また本市におきましては、本市の実情に即した方策、体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

函館市の学びをしてきた感想というか、要は重層的支援の子どもと障がい者が完璧にその中に入っているというわけではございませんでしたけれども、ワンストップ的にここが相談のところですよ、ここに来てください、ここで相談できますよというところがはっきりと分かっている。その相談の内容が、あれあれはここです。これこれはあそこですではなくて、ここにまず連絡などを入れてくださればしっかりつながりますよということが、函館市は大きいのです、10か所でここですよ、例えばうちでいうと伊集院だったらここですよ、イメージとしてはそういう感じです。そこに行けば児童虐待の件であっても、生活困窮の件であっても、まずはそこに何か相談を話に行けば、何か支援してもらえるか、聞いて

てもらえるかということが、明確に今回分かったということが、新規の相談につながったというふうに私には見えました。相談窓口の見える化が上手に図られたと考えたわけです。相談を受けるという文章を私も書いてしまいましたが、私が思っていた受けるという意味は、そこが全ての相談窓口の入り口で対応してくれる。イメージとしては市の代表電話に電話しますと、こういうことを聞きたいんですけどどこでしょうかと言うと、すぐどこかの課につないでくださる。電話交換とはわけが違いますけれども、必ずどこかにつないでくれる場所、そこをどこか1か所明確にされませんかというものが、私の今回の提案の大きな意義でございます。

これが分かれば、8割の人が困っています、心配なことがありますと言っている人たちも、あそこにあるよ、広報紙にもそういうふうを書いてあったからと、図表が示されていましてね、函館市の場合は。だから健康のことで相談したいな、困っているな、病院に行くのも怖いとか思っている人も、まずここに聞けばどなたか聞いてくれる、そういう場所を私はイメージしております。66件の新規のひきこもり相談、これも困っている市民、どうしていいか分からない市民につながったというふうに、すごく効果が出ているんだなと感じました。

前回、答弁で全ての市民が各相談に対して、市役所が対応していると認識しているかということについては、「確認が難しいところである」「今後さらに広報等で周知をすることが必要だ」と答弁で言われました。アンケートを取るということまでには申し上げませんが、以前、子ども子育て計画策定の際に、市民アンケートをされました。ある小学校の保護者が一つ一つのアンケートの言葉の中に、いじめなどの相談をするところがないというのが出ていました。私はそれを見た

ときに、子ども支援センターがあるじゃないですかと心で思いました。ああご存じないんだなと思いましたので、教育委員会には、先生たちは市の仕組みをよくご存じないけれどもしっかりありますので、定期的にお便りなどに書き込んでいただきたいということも申し上げたことがございます。子ども支援センターは、我が市の一番最初にできたメインの有名なセンターでございますけれども、知っている人は知っている。でも知らない人は全く分からない、それが実態。これがアンケートで見えてきた一例でございます。

そこで、本市での新規の相談は、どのようにして何を見聞きしてつながってきたとお考えでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

相談支援センターへの新規の相談につきましては、防災無線による広報やそれから広報紙及び民生委員さんや自治会長さん方の周知によるものと考えているところです。

今後も、相談支援センターに関する周知啓発のほうは行ってまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

市役所に多くの専門員もいらっちゃって、1人の人の多様な相談に一生懸命つながっていただいて、私も市民からいただいた相談の窓口が最初分からないときは、よく相談しながらそうやってたくさんつないできた経緯がこれまでございます。

その中で、職員に一番福祉拠点で相談できるということの理解が進んだことで、新規の相談も進んだと私は函館市を見ております。

今後、市は役所自体がDX、AIなどが今後導入されていくことだろうと想像できます。職員がその分煩わしくやっていた業務というのが、少しずつもっと市民に向き合うほうに変換していくであろうということも想像できます。それこそが相談業務なんだと思いま

す。

現在の状況で、重層的相談支援体制整備事業の取組や属性を問わない相談ができるというふうに市民は理解できている、市の啓発は十分である、そのように考えておられるのかその点をお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

市民の皆様方にどれだけ知っているかというのは、また今後調査をしないといけないかもしれませんが、今後も啓発につきましては、粘り強くやっていきたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

今回の地域福祉計画に日置市成年後見人制度利用促進基本計画が盛り込まれています。ここに中核機関が設置されたとあります。これはどこに設置されたかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

中核機関につきましては、福祉課及び介護保険課に設置しておりまして、原則65歳未満の障がい者の方については福祉課で、原則65歳以上の高齢者の方につきましては、介護保険課で対応しているところです。

○14番（黒田澄子さん）

この機関には、広報、相談、成年後見人制度利用促進、後見人支援の機能を中心に機能充実に努めるとありますが、広報機関でのこの制度の啓発状況をお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

中核機関設置以降、市のホームページや民生委員児童委員協議会の研修会等で周知、広報を図っているところでございます。

今後は、市民や高齢者分野の施設などに対しまして、出前講座や研修会等を行いまして、成年後見制度の理解促進を図っていきたいと考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時59分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

鹿児島市は、三士会と福祉団体、市の職員で成年後見人制度推進協議会というものを持ち、支援の検討などに努めておられます。本市にはこのような協議会がございますでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

現在、本市では、成年後見人制度推進協議会というのは設置しておりませんが、個別の相談があった際に必要な場合には、医療機関、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、家庭裁判所などの関係機関と連携を取りながら対応してまいっております。

○14番（黒田澄子さん）

日置市の中核機関設置において、この機能はそれと同じように使われていっているのでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

そのように考えております。

○14番（黒田澄子さん）

国の身寄りがいない人に対するガイドラインに即して、本市にもガイドラインが必要と考え、今回調査をしました。医療現場、高齢者施設への調査を行った結果、身寄りのない人は種々の課題を抱えておられます。市のガイドラインができると、それにのっとり、事業者が利用する入所の説明時に、日置市にはこういうガイドラインがあってこれによってこうですよということが説明できて助かると思われました。

また、成年後見人制度の説明や推進も、そのガイドラインを見せながら、こういうのを使えませんかということで推進が図れる。そういったことで、金銭管理、亡くなったときの決め事、それが本人の意思がはっきりして

おられるときには中核機関に相談することも勧められるなど、多くのメリットを感じるとお話しされました。また、現場でのトラブル防止にもなるとも言われました。後から私は知り合いですと言って出てくる人がいたり、財産の関係などで、葬儀はそっちでしてください、あとはこっちが頂きますというような、非常にいろんな難しい問題があって、トラブルになる場合もあるので、ぜひそういうものがあると助かると思われました。

また、若者は身寄りがあることが前提となっているようではすけれども、親による虐待、育児放棄、過干渉、そういったことで、就職の際、また高等教育や奨学金申請の保証人も、親に受けることができない若者もいます。父母のいない児童が受ける福祉資金にも、連帯保証人が見つからないという若者の問題もございます。

霧島市さんのガイドラインが、この1枚目にこのようなものが貼り付けてあります。

「誰に相談したらいいか、身寄りがいないから困っています」という大きなチラシが入っていきまして、こんなこんなご相談は何ページを御覧くださいというような形で、身寄りがいない人のガイドラインの1枚目にこのようなチラシがしっかりとついております。

先にガイドラインをつくっているこの霧島市には丁寧なアンケートの結果も掲載されています。身寄りのない方の支援で困難が多いものに、入院、入所、住居の連帯保証人、金銭管理、葬儀とあります。これは本市でアンケートをとっても同じかなと思います。この方々への支援では、身元保証人制度や相談窓口の明確化、支援のためのガイドラインを希望するとの回答が多くありました。

また、ガイドラインの対象者は、身寄りがいない人、身寄りに頼れない人、身寄りに頼りたくない人、家族による支援が受けられない人となっており、基本的な考え方にも、身寄

りがあってもなくても「安心して暮らせる共生のまちを目指しています」、これが霧島市のスタンスです。この点、永山市長のお考えも同様かと考えます。

始良市や霧島市も近年このようなものを作成して、相談を受ける民間及び市の担当課職員にとってもガイドラインがあるメリットは大きい上、余計な苦情に出会うことも少なくなるのかなと考えます。

まず、市長、このガイドラインの作成、しっかりやっていくべきだと思います。高齢化社会も本当に厳しく、人数がどんどん増える状況の中で、こういった方が増える可能性も増えてくると思いますので、市長の見解をお尋ねします。

○市長（永山由高君）

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、国及び関係する市町村の事例もしっかりと拝見をしながら、調査研究してまいりたいと思っております。

一方で、これらガイドラインもつくったとして、それがいかに市民の皆様の目に届くか、触れられるかということも大変重要なことであろうと思っております。

地域の実情、情報を把握しておられる民生委員、児童委員、そして自治会長のネットワークによる情報を基に、支援を必要とする方に必要な支援を行う仕組みをしっかり持ってまいりたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

1か所に相談の窓口はつくらないという答弁でございましたけれども、そうであるならば、このような相談もしっかり受けられるということの啓発に重点的に力を入れていただきたい。そして、市民が、日置市はいつでも相談できるのねと分かるまちづくりを目指していきませんかでしょうか。一言申し添えておき、次の献血の話に移りたいと思います。

先日、なぜ献血が必要なのかという勉強会

に参加をしました。

パネルをご紹介します。

これは、厚労省が作成している「けんけつ HOP STEP JUMP」の表紙です。この中に、本当は冊子がいっぱいあって、高校生には配布をされています。

もう一つ、今回私も勉強して、本当にそうなんだなと思いました。人の血液製剤は、人の血液からしか作れない。過去に血液製剤が薬害を起こしてきた歴史がある。薬害エイズや薬害C型肝炎の訴訟もっております。国内血液で賄いきれなくなったときに薬害は起きた。血液製剤の適正使用と国内の自給が重要。特に若い世代の献血が減少。このままでは国内献血で賄いきれなくなるほど、今、献血の量が減っているようでございます。

平成6年から20年までの献血者推移の表です。献血者総数も減り続け、10代、20代の減少が顕著に表れております。これが今の国内の献血の状況でございます。この20年間で10代から20代の献血者の総数は約143万人、61%減少している。平成12年度234.2万人から令和2年度には90.8万人に減っています。

これからも血液を確保し、患者さんの命を助けるために、若い世代の皆さんのご協力が必要です。3日半ぐらいしかもたないので、土日に採血しても木曜日にはもう使えない。それが現状だというふうに学びました。

市長、何歳頃に初めて献血をされたのか、もしよければ、記憶にあればお話しいただきたいと思います。

○市長（永山由高君）

献血カードの一番最初の日付を見ますと2012年の11月となっていましたので、計算すると29歳のときが初めての献血であったというふうな記録は残っておりますが、何分かなり昔の話になりますので、記憶にはございません。

○14番（黒田澄子さん）

その後やっぱり献血はされていますか。
1回で終わっておりますか。

○市長（永山由高君）

かなり間は空きましたが、その後も献血をしたということはあります。

○14番（黒田澄子さん）

1回献血をした人は必ず2回、3回としていく、そのことが大事だというふうに言われています。高校などでの集団の献血、日置市に4つの高校がございますが、そういったところでの啓発などは、市はどのようにされているかお尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

日置市内の4つの高校での状況につきましては、鹿児島県赤十字血液センターの令和4年度の事業年報によりますと、年度別、学校別の献血状況を確認し、令和2年度から4年度までの利用はありませんが、城西高校が令和元年度まで活用されているようです。

市としても、またそういったところと連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

献血の種類と基準についてお尋ねします。

また、成分献血を勧められています。成分献血とはどのようなものかお尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

献血の種類についてですが、血液中の全ての成分を採血する全血献血と、血液中の血小板や血漿だけを採血する成分献血があります。

また、全血献血には200mlと400mlの2種類、成分献血は血漿成分献血と血小板成分献血の2種類があります。

その基準についてですけれども、年齢や性別、体重などの基準が設けられております。

例えば、400ml献血では、男性は17歳から69歳、女性は18歳から69歳、体重は男女ともに50kg以上、成分献血においては、成分によりますけれども、18歳から69歳、体重は男性45kg以上、女性40kg以上となっており、献血の種類によって基準も分けられております。

また、成分献血とはどのようなものかということでしたけれども、成分献血は、血液中の特定成分、血漿や血小板を採血し、体内で回復に時間のかかる赤血球を体の中に戻す方法となっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

よく分かりました。

高校での集団献血が、その後の献血の動機づけになるというアンケートが国でもしっかり取られて、結果が出ております。平成25年度からは、高校での授業で献血のことをしっかり触れられている環境が整いました。

小中学校でも、今後の話として、最大の、また最高の命を救うボランティアという部分から、また、生まれてきている子どもたちの中には、お母さんが輸血をした人もいのではないかと、そういったことも交えて、もっと機会に触れることはできないでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のご指摘のとおり、献血はとても重要であり、小中義務教育学校においては、今後も健康保険課と関係機関と連携して、発達段階に応じた普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

献血センターのある鹿児島市に日置市はとても近いです。子どもたちもよく出かけたり、親も買物に行きます。献血センターで献血をして帰るような、そういった啓発ももっともっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長のお考え等をお伺いして、

私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のように、非常に大切な活動であり、最大で最高の命を救うボランティアというご発言もございましたけれども、その重要性についてしっかりと発信を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、18番、漆島政人君の質問を許可します。

〔18番漆島政人君登壇〕

○18番（漆島政人君）

さきに通告していましたソフト事業廃止後の地区公民館の在り方について質問いたします。

今の地区公民館制度は合併してまもなくスタートしました。その後、館の整備とともに光回線も整備され、議会中継のネット配信サービスをはじめ、地区館では証明書等の発行サービスも開始されました。

また、平成21年度からは、地区振興計画に基づき、前半では住民生活に関する課題解決を図るためのハード事業が実施され、後半では特色を生かした地域づくりを目指してのソフト事業も実施されてきました。

しかし、現在ではそうした取組も時代の変化とともに大きな見直しが求められています。

そうした中、先般、執行部より今年度をもってソフト事業廃止する旨の報告がなされました。

そこで質問ですが、廃止に至った主な要因についてお尋ねいたします。

また、この事業には15年間にわたり多額の財源が投入されてきた経緯がありますが、事業成果についてはどう認識されているのか。そのほか、地区公民館での証明書発行業務や地区振興計画事業等の実施に伴い配置された支援等は、今後どう対応されるのか、お尋ね

いたします。

また、地区公民館も、現在では人口100人に満たない地区から1万2,000人を超す地区もあり、地区が抱える課題も様々です。そうした中で、ソフト事業廃止後の地区公民館への行政関与の在り方についてはどうお考えになっているのかお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、地区公民館の在り方についてのその1、ソフト事業廃止に至った主な要因について回答します。

これまで、市から原則100%補助のソフト交付金を交付し、交付額に合わせた計画策定による自治活動を行ってまいりましたが、5期15年が経過し、この仕組みを再検討する必要があると考えています。

また、合併特例債の発行期限が令和7年度であることから、地域づくり推進基金の積立てができなくなり、ソフト事業交付金の原資であった基金枯渇の恐れがあることも要因となっています。

その2、事業成果に対する認識について回答します。

第5期までハード、ソフト合わせて約20億円の財源を活用し、ハード事業においては、集落道や交通安全設備など、公共事業では対応できない身近な基盤整備ができたと考えています。

また、自治会ごとに優先課題を決めるなど、地区の調整機能を発揮できたと認識しております。

ソフト事業においては、イベント等の交流事業を行うことにより、コミュニティーにおけるつながりが生まれたと考えています。

一方で、地区振興計画による取組が、年数を重ねながら、自治会との連携や活動の地域

住民への周知など、課題も残っていると認識しています。

その3、支援員等の今後の対応について回答します。

地区公民館の人的配置については、協働のまちづくり推進委員会で協議していくこととしております。

その4、地区公民館への行政関与の在り方について回答します。

これまで、地区振興計画の策定やソフト事業等の交付金制度など、ある程度行政が関与した仕組みで地域づくりを実施してまいりました。

今後は、本来の住民自治による取組となるように、市としては側面支援を行ってまいりたいと考えています。

また、活動資金については、地区自治公民館活性化交付金への加算や各担当課における既存制度の活用を提案するなどの支援を行ってまいります。

地域づくり協力員をはじめとする協働サポーターや関係各課の職員の関わる場を増やすなど、人的支援に努めてまいります。

以上です。

○18番（漆島政人君）

初めに、ソフト事業の廃止要因から再質問いたします。

廃止要因の一つとして、5期15年が経過し、この仕組みを再検討する必要があると。そこで再検討した結果、15年目にして廃止の必要性を決定された一番の理由は何だったのか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

これまでの15年の成果と課題を踏まえ、あらかじめ市が配分する現在の交付金制度を再検討する必要があると考えている市の方向と、まちづくり推進委員会での議論を重ねて提出された答申により判断をさせていただきました。

また、判断するに当たりまして、関係各課の補助制度の再構築、それから既存制度の活用など、人的支援の強化、こういったことなど、行政内部での議論も進みまして、地区の財源確保につながる一定の方針が定まったことからの判断ということになります。

以上です。

○18番（漆島政人君）

廃止要因の2つ目として、事業の原資となる地域づくり基金が枯渇する恐れがあったと、そう答弁されました。基金が枯渇する時期は早い時期から分かっていたことです。したがって、事業廃止をスムーズに効率よく進めていくためには、まだ早い時期での廃止の決断はできなかったのか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

判断をするに至った経緯は先ほど説明をさせていただきました。一定程度の方向を検討する必要があったというところでございますが、議員のご指摘のとおり、早い段階から、合併特例債というものがなかなか使えなくなるという状況は分かっておりました。第5期が始まる時点では、各地区の皆さんにも、今後はなかなか難しくなるということはヒアリング等を通してこちらからも周知はしてまいったところでございます。

以上です。

○18番（漆島政人君）

次に、事業成果に対する認識についてお尋ねいたします。

事業成果につきましては、評価する内容の回答が多かったようです。

そこで、私が感じたことについて2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、前半で実施されましたハード事業は、住民生活におきまして役立つ部分も多くあったと評価しています。しかしその一方で、制度的に、予算を自治会の間で平等にという意味で分け合ったり、また、予算を使い

切る、そうした考え方も多くあったように感じました。

また、後半で実施されましたソフト事業につきましては、地区のPRや地区を盛り上げる一時的な要因につながった部分もあったと評価しています。しかし、こういった事業は、将来のためにつながればいいですけど、それよりも、今、事業廃止に伴って、今まで実施してきたそのソフト事業を今後どういった形で後処理していけばいいのか、このことに苦慮されている地区も多く見受けられます。

こういった実情についてはどう認識されているのかお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、ハード事業ですけれども、議員がご指摘のとおり部分があるかというふうに考えております。

この地区振興計画の事業に基づいて、ハード、ソフトと今分かれていますけれども、ハードの部分というのが第4期まででございました。金額的には1億5,000万円を半分に分けてハードとソフトに使えるというような形を取ってまいりました。ある程度柔軟な対応もできる体制も取ってまいりました。

そういった中で、それぞれの地区の中で、どうしても公共事業ではできないような身近な小規模な事業を展開していただきたいということで周知をしてまいりましたけれども、実情といたしましては、やはりその財源があるところを踏まえて地区の中で議論をしていただいたということで、懸案といたしましては、例えば、ロードミラーの設置、そういったものが本当にそこまで必要なのかという声もございました。

そういったことから、ある程度その設置基準というものも、途中ではございましたけれども議論をいたしまして定めたところでございます。

そういった課題もありながら、検討した結

果、第4期でハード事業については終了ということをしていただきました。

ただ一方で、ある程度、本当にできなかったような身近な事業というところは、できたものというふうに考えております。

ソフト事業につきましては、先ほど市長答弁にもありましたように、まだまだこれは課題が多いと思っております、当初の狙いとしては、校区単位でコミュニティーを形成するに当たって、どうしてもその校区単位でのつながりというのがやっぱり少なかった。花火事業を通して、まずは何かこうみんなで盛り上がるようなことをやって、それでつながりをつくろうということで始まってきました。それが地域の課題解決に結びつけばいいだろうというふうになっておりました。

この15年を通して、それぞれの地区である程度課題解決に向けた体制づくりというところできてきたものと思っております。それは運営委員会であったり、専門部会であったり、本当に地区の課題に必要なことをどうやって解決していこうかということをお話し合う体制というのは、地区振興計画を策定する中でもできたものというふうに考えております。

これはまだまだ課題は多いですけれども、ソフト事業の交付金が廃止になったからといってこういった取組が終わりになるとは考えておりません。今後も、こういったつながりができたことで、地域の皆さんで解決できるものを話し合いながら進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今答弁をお聞きしまして、やはり予算が頂けるからありがたい、この事業をやろうよと、そういうことより、予算があるからどういった計画をしようかと、そういった視点での取りつきが多かったんじゃないかなと、そうい

った印象を受けています。

そこで2点目は、ご承知のとおり、この地区振興計画事業には、15年間で約20億を越す多額の財源が投入されてきた経緯があります。

しかし、現状は、将来展望も見えない、閉塞感に包まれた地区が多く見受けられます。また、こうした現状に不満を抱く住民が多く潜在していることも事実です。このことについてはどういった認識をお持ちか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

地域にはそれぞれの課題というのがございます。特に、少子高齢化を含め、コミュニティーを形成している自治会、これがかなり人間も少なくなりますし、高齢化にもなる、身近なところでの自治活動ができなくなるという課題がございます。それをこの地区によるコミュニティーでどう解決していくのかという視点が今後大事になってくるというふうには考えております。

ここを見据えた今後の方向性というのを示しながら、議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○18番（漆島政人君）

ハード、ソフト事業の運用面については、ご承知のとおり、常に厳しい行政チェックがなされていたと私たちも理解しています。

しかし、肝心の制度的な部分、また、事業効果等に関するPDCAサイクルによるチェック、これがどこまで効果的に機能していたのか、疑問を感じる部分は多いです。

市長は、この事業については2年間の携わりしかなかったわけですが、ぜひ今までの事業については検証していただき、今後の政策に生かしていただきたいと思います。

次に、ソフト事業廃止後の支援員等の対応についてお尋ねいたします。

今後の対応につきましては、先ほどの答弁

でもありましたけど、協働のまちづくり推進委員会で協議していくとの回答でした。

そこで、委員会に協議を委ねるやり方は、政治的には財政の問題、政策方針の問題、こういったものとどういった形で調整を図っていくのか、一つの課題があります。

また、現場課題としては、地区間の規模もかなり違います。また、地域の環境もかなり違います。そういった課題を考慮しながら、委員会の皆さんに議論を深め、適正な回答を求めること自体に、私は無理があるような感じがします。

また裏を返せば、そういったことが基で事務的な協議の流れで終わっていく可能性も高く、この委員会に協議を委ねるやり方は合理性に欠ける印象を受けますが、このことについてはいかがお考えかお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、委員会に諮問し答申を頂くというこの仕組みですけれども、市の政策として実施する部分については、一定の方向性を示しながらご議論いただく必要はあるというふうに考えております。

先日の市長答弁にございましたように、住民自治に関するテーマ、これについても一方でご議論いただいているところでございます。

これにつきましては、最初から構想を掲げ進めるのではなくて、一定の時間をかけ、住民の声も伺いながら、丁寧な議論が必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

私からも少し補足をさせていただきます。

今回の地区公民館に関する在り方については、財源だけがその議論の理由になっているというものではありません。議員おっしゃったように、例えば、予算の枠内で何ができるかというような考え方から始まる議論というのは、本当にこれが自治の延長線上の議論と

して適切なのであろうかといった問題意識も持って捉えている次第です。

そう考えますと、この仕組みは、そもそもこの日置市における自治の在り方をどのように、自治活動の在り方をどのように定義するかという、大切な価値観に関する議論でありますので、政策としては市がしっかりと財政との関連性も鑑みながら設計をしていく必要がありますが、今はその手前の、自治の在り方をまずは描いていく。そのための委員会からの答申であるというふうな認識でいるところであります。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今の市長のご答弁によりますと、やっぱり段階的なプロセスを経て事を進めていく。それが住民自治の推進に最終的にはつながっていくんじゃないかと、そういった受け取りをするわけですけど、そこで、この件につきましては、まず委員会に諮問する段階で、市の方針を示した上で委員会に諮問されたのか。

また、答申内容につきましては、尊重していくということが一般的な考え方です。仮に市の方針と乖離した場合に、最終的にその幅についてはどういった形で調整されるのか。

また、一番気になるところでですけど、最終的な結論は地区民の理解が得られるのか。どうしても住民はちょっとこっちに置いた形で——地区館の方も、公民館長も8人が入っておられるとかお聞きしますけど、どうしても地区民は外に置かれる部分がありますので、この理解が得られるのか、この部分がすごく気になります。これは、理解は得られるとお考えになっているのかお尋ねいたします。

この3点についてお尋ねします。

○地域づくり課長（瀧崎慎一郎君）

まず、ソフト事業の廃止等を含めた、委員会に諮問した上で協議いただいた答申というところでございますけれども、まちづくり委員

会のほうでは、5期15年にわたりまして地区振興計画の状況、それからソフト事業による主な活動を説明した上で、交付金の廃止と新たな支援策、こういったものを市が方向性を提案しながら議論をしてまいりました。その過程や交付金による在り方のアンケート、こういったものも取った上で答申を頂いたところでございます。それによりまして判断をしたということになります。

答申の結果としましては、その結果を踏まえた協議を市でもしっかりと行いまして最終の方針を判断しなければならないというふうに考えておりますけれども、それには、議員がご指摘のとおり、それぞれの地区の皆さんのやはり考え方とある程度沿っていかないといけない部分があるかというふうに考えております。

地域住民の理解を図る上で、地区公民館長会、それから地区へのヒアリング、こういったもの等も通しまして、しっかりとそこら辺も確認した上でまちづくり委員会に諮っていく、こういった流れが必要ではないだろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

議員からは、乖離があった場合はどうかというご質問もございましたけれども、この協働のまちづくり推進委員会には、市の複数の部署が、職員が参加をいたしております。その議論の中で、市としての、また、各政策、重要課題ごとの意見もしっかりと発言をしながら、全体として目指す答申をお出しただけのものではないかというふうに考えている次第です。

以上です。

○18番（漆島政人君）

今後の地域づくりに関する目指す方針については、今市長がお答えになったそういった形で議論していただければいいのかなと思う

んですけど、今私が気になっているのは、やはり地区公民館に配置した職員の今後の在り方。これは当然、方向性に基づいて決まってくと思うわけなんですけど、この辺が一番、地区の皆さん方としては気になっている、危惧されている部分であります。そこで、地区館の方々からは、この件についてはできるだけ早い方向性を示していただきたいという意見も多くあります。

しかし、まちづくり推進委員会に協議を委ねるやり方は、先日の同僚議員からもありましたとおり、かなりの時間を要します。

また、言い方は悪いですけど、こういうことは市長としては絶対ないでしょうけど、結論に対して住民の方からの反発があった場合は、いや、委員会に委ねたもんだから、その答申結果がこうだったんだと、そういうことを言い訳にできる部分もあるのではないかなと、そういった変なあれもいたします。

したがって、こういう案件は、ポイントとなる細かな部分につきましては、やはり当事者である館長さん方と十分協議してコンセンサスを得た上で決定することが、私は合理的な手法ではないかなと認識いたしますけど、このことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほど、議員からの言葉の中にもありましたけれども、まず、このまちづくり委員会の中には、それぞれの地域コミュニティーの中から8名が委員として入っていただいております。これは、4地域から自治会の代表、それから地区公民館の代表、そういった方々が16名の委員の中で8名入っていただいておりますので、ある程度関係する皆さんも入った中で議論を進めていっているという実情がございます。

ただ一方で、これは一部の代表である館長さん、それから自治会長さんでございますの

で、当然それぞれの住民の皆さん、地区の皆さん、そういった方々のご意見というところも必要になってくるといふふうに考えております。

そこら辺につきましては、先ほどご答弁をさせていただきましても、しっかり周知をしながら進めていきたいと思っておりますし、特に人的配置、これについてはデリケートな話でもございますので、しっかりと考えを踏まえた上で、地区にも周知をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

委員に委嘱された方それぞれ、ここにはかなり、やはりこうあるべきだというしっかりしたお考えを持っておられると思います。

しかし、全体的な雰囲気として、それがどこまでその中で、こうあるべきじゃないですかとか、そういう主張をして意見を出されるのか。その辺は一般的にはなかなか——あの人はいい考えを持っておられるのになど、でもなかなか意見が出されないよねと、そういうのはあるんじゃないかなと。

だから、私が今ちょっと申し上げているのは、職員の配置の在り方について、今後の在り方については、どういった協議の在り方が一番ベストであるのか、このことを申し上げているところです。

そこで、次の質問ですけど、ご承知のとおり、来年度からはソフト事業は廃止されます。それに伴って、予算も業務も大幅に縮小されます。

しかし、今の計画では、あと2年間は今の支援員体制は継続される予定です。

その理由として、先日の同僚議員の回答では、来年度からの地区館の地区の在り方について検討していく必要があると。また、支援員の役割は、ソフト事業だけではなくて、自治の推進など、支援員の役割はとても大きい

ものがあると。したがって、支援員は残す必要があると、そういった趣旨の回答をされました。

そこで私が感じるのは、地区の今後の在り方を決めていくのは、支援員さんではなくて地区住民の方です。そこに持ち持つ役割はあるかもしれないけど、やっぱり主体的に協議していくのは地区の方々です。

また、先ほどの答弁でも、日置市は今後自治の推進や地域コミュニティーの自立を目指した地域づくりを進めていくと。私は、そういった考え方と、この将来の在り方について支援員さんを中心に考えていくんだというのは、整合をしない感じがいたします。

また、自治の推進を言いながら、一方では行政関与が残る職員をあと2年も置くことに對しても矛盾を感じます。

今、地区館では、今後の財政運営を心配し、公民館費の値上げを検討されている地区もございます。そうした中で、あと2年間も無駄な経費を使い、行政関与が残る地区公民館運営を続けていけば、誰のための地区公民館であるのか、その必要性に疑問を抱く住民の方は、今でもちょっといらっしゃいますけど、これがさらに増えていくような気がいたしますけど、このことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

今の議員のご質問の中では、このソフト事業が縮小されることによって業務も縮小するのではないかというご意見がございましたけれども、私はそうは考えていないというのが、昨日も議員のご質問の中でお答えをしたところであります。

地区公民館、館長、支援員、主任さんが担っておられる役割は、ソフト事業の執行機関という位置づけのみではなく、各地域の中で何が求められていて、地域の皆さんが地域の未来についてどのようなことを思い描いて

おられるか、そこについてしっかりと対話を重ね、具体的な活動を後押ししていただくことこそが、大きな役割の一つなのではないかなというふうに思う次第です。

これまでソフト事業によって賄われてきた様々な行事を、ソフト事業によらない形で実行するとすればどんなやり方があるのかですとか、本来であればどういった事業を残すべきであるかといった議論をまとめていただく、進めていただくに当たっては、場合によってはソフト事業が行われていたときよりも業務量が多くなる可能性もあるのではないかなというふうに認識をいたしております。

おっしゃるように、地区の未来を決めるのは地区の住民の皆様ですが、その住民の皆さんが地区の未来を描くためには、当然、その地域のことをある程度ご理解いただいている支援する方の存在が必要です。

地区公民館における館長さん、支援員さん、主任さんがこれまで地域において果たしてこられた貢献は、何もソフト事業だけではなく、そういった合意形成の後押しを頂いていた役割もしっかり2年間果たしていただきたいと思っています。

以上です。

○18番（漆島政人君）

市長が理想とされる支援員さん、主任さん、そうした方々だけであればですけど、中身の実態というのは実際どうなのか、いろんな課題もあります。後でいろいろ申し上げますけど、そこで支援員の今後の在り方について、一つ整理する意味で私の考えを申し上げたいと思います。今の地区館は、人の役割、業務の範囲がはっきりしない部分が多く感じられます。したがって、この機会に整理する必要があるのではないかと考えます。

そこで、ソフト事業廃止後の支援員の在り方についてお尋ねしますが、私は、ソフト事業の廃止理由に財源の問題がございました。

支援員と主任の人件費を合わせれば、年間9,000万円です。また、支援員さん等は、証明書の発行や地区振興計画事業の実施に伴い、行政側が配置した背景があります。

しかし、そういった事業も来年度からは廃止されます。したがって、事務処理を簡素化した上で、支援員の方々は、ひとまず辞職していただき、新たな政策の下で再雇用すべきだと考えます。

また、人件費分につきましては、活性化交付金への上乗せや新たな活性化事業に充てることが効果的な予算の使い方ではないかと考えます。そのほか、地域によっては、職員はどうしても1人は残してほしいとか、いろいろな希望があると思います。そうした地区については、活性化交付金等を活用して、地区の裁量で自由に雇用契約できる、そういった選択肢制度を設ければ、私は地区館組織の強化や、また主体的な地区館運営にもつながるのではないかと考えますが、このことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在の地区自治公民館活性化交付金、これにつきましては、ご存じのように、主任の人件費相当分が入っております。その主任さんにつきましては、地区自治公民館長との雇用契約に基づく、地区が雇用している職員であるという位置づけになっております。現在はそういう体制を取っております。議員ご提案の活性化交付金を活用したりして人件費、活動費、そういったものにある程度裁量によってできないだろうかというようなご提案もありましたけれども、これは現時点での要綱上では難しいところはございますが、今後の取組として全否定することはできないというふうに考えております。

要は、今は人件費相当分という位置づけでございませけれども、それが場合によっては、地区の裁量によって活動費に変えることもで

きるのではないかという意見も幾つかの地区公民館からは頂いているところでございます。そういったことを踏まえて、6年度につきましては、新たな活性化交付金への加算ということでやっていただきますけれども、いろいろ意見もお伺いしながら、今後の活性化交付金の使い道、そういったものも議論していきたいというふうに考えているところでございます。

○18番（漆島政人君）

やはり地区公民館の活動に関する計画を立てて実行していくのは地区民ですので、ぜひ地区の方々の意見はできるだけ取り入れていただきたいと思っております。

また、先ほど市長のほうからも、どうしても支援員さん等の人材についての必要性というのをお話をお聞きしました。

でも、今、行政のアドバイス等が必要な場合は、地区公民館協力員の方も配置されております。私たちの地区でも、長年、人の入り替わりはありますけど、どの方も適切な助言やご協力、ご指導、これを頂いて、すごく地区との信頼関係も、私は強いと認識しております。私はこういった体制で、人材の配置については十分ではないかなと、そういうふうに思います。この支援者さん等の配置については、在り方については、これで終わりたいと思います。

次に、ソフト事業廃止後の地区公民館に対する行政関与の在り方について質問いたします。

初めに、地区公民館に対する今までの行政関与の在り方はどうだったのか、まずこのことから質問いたします。

一例を挙げて申し上げますと、地区振興計画事業は、行政と住民との協働の地域づくりが基本にあったと認識しております。

しかし、実際は、ソフト事業につきましては行政にやらされていた印象が強い、また今

の地区公民館は行政の出先みたいな感じがすると、こういった声も身近なところで聞こえてきます。そのほかに、15年たった今でも地区振興計画事業自体をご存じない方も多くいらっしゃいます。このことは住民との共通認識も含めて、公助の在り方など行政関与の在り方に問題があったのではないかと、そう感じますが、このことについてはどうお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

これまで行政が交付金を交付し、地区振興計画をつくっていただき、こういった関与をもって地区にある程度お任せしながら、住民による主体的な地域活動というのを推進してまいりました。

ただ、交付金を交付することで、地区にお任せし過ぎている部分もあったというふうに考えております。自助や共助、こういった力を引き出すような、側面的な支援につながるようなものを引き出せばよかったというふうに考えておまして、こういった部分が薄れてきていたのではないかとというふうには考えているところでございます。

○18番（漆島政人君）

今の地区公民館の実情、そして今のやり取りでも分かるように、行政関与の在り方については、私はまだ多くの課題を感じます。その背景には、制度的な課題もあったと思います。もう一つ大きな課題は、地区公民館の役割や位置づけが明確になっていないこともあったのではないかと感じます。

そこで、地区公民館の位置づけや役割についてお尋ねいたします。

そもそも地区公民館の役割は、自治会だけでは対応できない部分を担う広域的な自治組織だと認識しています。例えば、自治公民館としての役割を申し上げますと、一つは、大規模災害発生等に備えた災害弱者への対応がございませう。また、災害発生後の後片づけや

生活支援など、自治会で対応できない部分は、当然、地区全体で担っていく役割があります。

2つ目が、住民生活に影響が出ないよう道路や河川、そのほか自治会で対応できない環境問題や環境整備等につきましては、地区での管理が必要になってきます。

3つ目が、地区内に居住する子どもさんや高齢者の皆さん、この方々に対しては、大所高所での見守り活動が必要ではないかと思っております。

4つ目が、地区や地域で取り組む伝統芸能やスポーツ活動、また文化活動等の取りまとめです。

そして、最後は、地区民のニーズに沿って出前講座等を活用した生涯学習がございませう。

今、私が申し上げました自治公民館としての役割は、合併前から地区館制度や館の有無にかかわらず、どこの地域でも独自での取組がなされていたと認識しています。つまり、自治会で対応できないことは、地区民の共助の精神によって助け合ってきた歴史があると考えています。

したがって、今後は地区公民館の原点でもある住民主体の地区公民館機能に返すことを改めて明確にしていく必要があるのではないかとと思っておりますが、このことについていかがお考えか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

議員の認識のとおりだというふうに考えております。

ただし、これまでは自治会だけでは対応できない部分を担うという、この視点が薄かったのではないかとというふうに考えております。こういったことも含め、地区公民館の位置づけ、それから役割について、まちづくり委員会でも議論を現在しているところでございませう。一方で、地区におきましても、そういった視点による取組は何が望ましいものか、こういったことも協議をしていただく必要があ

るというふうに考えているところでございます。

○18番（漆島政人君）

今、地区公民館の中でリーダー役として一生懸命取り組んでおられる方は、我々の世代です。我々若い世代ですけど、その方々は合併前の地区公民館の経営の在り方、活動の在り方、そういうのは体験されているわけですよ。そういったことを分かっているがために、相当な今の地区公民館の在り方にギャップを感じておられているのも実態で、やはり私は過去の歴史に学ぶところは十分あると思います。

そこで、地区公民館への行政関与の在り方は今後どうあるべきか、このことについてお尋ねいたします。

今の地区公民館は人口100人に満たない地区もあれば、1万2,000人を超す地区もあります。また、地区を取り巻く環境も大きく異なる部分も多く、抱える課題も様々です。したがって、今後は地区のニーズに沿った支援体制が必要ではないかと認識いたします。

そこで、その方策として、地区によっては若い世代を増やしたい、活気を取り戻したい、また地区に存在する文化財や史跡、公園等をもっと整備して、次の世代につなげたいなど、自分たちの地域の発展に意欲を持った地区も多くございます。

そこで、そういった地区の要望につきましては、今後は手挙げ方式を採用し、その対応は各支所に財源と権限、また人材を移した上で、地域振興課が幅広く支援していく制度づくりが広域的で、また地域の特性を生かした地域づくりにつながると考えています。

また、それと同時に、役員確保も難しい小規模地区につきましては、別な視点での課題も多いと思います。そうした地区は丁寧に相談に乗ってあげる、そうした支援体制も同時

に整備していく必要があると思いますが、ご見解をお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

議員ご提案の新たな手挙げ制度の補助金、これにつきましては、現時点では考えておりません。まずは、各地区にお示しした活性化交付金や再構築による補助制度、それから既存制度などによりまして、地区の一般会計を基本に活動していただきたいというふうに考えております。その上での課題に対しまして、手挙げ方式の補助制度など、必要が見込まれる場合には検討することも重要であろうというふうに思っております。

小規模の地区や自治会への支援、これにつきましては、今後、これは自治会活動自体の見直しも含めて、コミュニティ同士のつながりや行政によるサポーター、また担当課による相談体制、こういったものも充実させる必要があるというふうに考えております。

以上です。

○18番（漆島政人君）

私は、先ほど小規模地区公民館と申し上げましたけど、小規模地区公民館だけじゃなくして、逆に1万2,000を超す、1万3,000近くいらっしゃる地区公民館は、本当にまた別な形での課題もあると思います。それを向こうからの提案を待つのではなくして、一緒に寄り添って、今の協力員の方はそういったスタイルでされているわけですけど、どうですかと、実際本当に何をお考えになっているのか、何を望んでおられるのか、そういったことを聞き出していくような、そういった寄り添い体制が必要ではないかと思えます。それとまた、事業の成否を決めるのは全て結果です。このことは常に念頭に入れて、今後取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、最後の質問ですけど、今までの質問してきましたけど、住民の中には、先ほども申し上げましたけど、今の地区公民館は

行政の出先機関みたいな印象を受けると、出会も多く、業務内容も複雑で、人間関係も難しく、このままだと地区館だけでなく、自治会の役員も引受手はなくなる、そうした声も多く聞かれます。私たちの近くでも、身近なところでも聞かれます。こうした意見が出る背景には、先ほどから申し上げているとおり、地区公民館への行政関与の在り方が問われているのではないかと感じます。

一方、行政関与の少ない自治会運営を見ますと、協議の在り方をはじめ、活動内容、組織運営、とても効率的です。それと同時に、お金の使い方も無駄がないです。自分たちが出し合ったお金ですので、無駄な使い方はしません。また、活動に対しても、自分たちで決めた計画ですので、奉仕的な取組もすぐ見られます。比較する対象にはならないかもしれませんが、今の地区公民館運営は、地域づくりに最も大事な住民自治や地域自治、この精神が失われつつある印象を受けます。ソフト事業についても、やらされ感があったのではという意見もありました。やはり地区のことは地区に任せる。その中で、地区で解決できない課題については行政が側面から、後方から丁寧に支援していく。このことが行政の役割であり、こうした手法が持続可能な地域づくりにもつながっていくのではないかと認識いたしますが、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

これまでの地区公民館を中心としたまちづくりにおいては、多様な地区公民館の在り方、地区公民館ごとにそれぞれの特性や強みや課題を持っておられるので、一律に課題をまとめるというのは難しい、それだけ日置市には多様な地域があるということをまず申し上げておきたいと思えます。

その中では、中には議員おっしゃるように、住民自治や地域の自らの活動を育てる、育む

という意識がこのソフト事業の経緯によって少しずつ失われつつある地区もあるように感じますが、一方で、今回ここまでこの15年間を通してしっかりと自治会と連動して地域の未来を描き、確実に自立した活動を積み上げている地区もございます。

まずは、多様な今の、これまでの15年間の地区公民館を通じた活動について、しっかりと評価と検証を行い、その上で、この我が日置市の地域づくりをどういった価値観の下で取り組むかということについての今は丁寧な議論が必要なのではないかなというふうに思う次第です。

一つ、価値観の切り替わりという意味では、これまでは、例えば集客数を競ったり、どれだけの予算をかけたかという点においてやりがいを感じるといった部分があった場合には、どれだけ多くの自治会の方々に参加を頂けたか、もしくは参加いただいた方々の参画度合いがどれぐらい高まったかといったようなご自身の活動を評価していただく、基準を見直していただくといったようなことも大切な目線になるのではないかなというふうに思っております。行政の支援としても、引き続き伴走型の支援を自治会及び地区公民館において活動できるようにしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時15分とします。

午後2時06分休憩

午後2時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

一般質問最終日、最年少議員が2回連続のトリを務めさせていただきます。私の基本理念であります「若い力を日置市へ」を基に、先輩議員とともに若い世代の声を市政に届けられるよう、少し聞き疲れしている時間帯かもしれませんが、元気よく、聞き取りやすく一般質問したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問いたします。

大きく2つの項目に分けて質問いたします。

まず、1つ目のスポーツコンベンションについて、3点質問いたします。

このスポーツコンベンションですが、大会や合宿の誘致など、本市におけるスポーツ振興の活性化についてです。

まず1つ目、令和4年度の日置市スポーツ・文化合宿誘致推進事業の実績と利用者増加への課題は何か、お伺いいたします。

2つ目に、本市のスポーツコンベンションの取組状況はどうか、お伺いします。

3つ目に、2月の野球イベント「おいどんカップ」の本市への波及効果と、観光振興と連携したスポーツツーリズムを検討できないか、お伺いします。

次に、保育士の確保の方法についてです。

本市では、8月に「日置市子どもまんなか宣言」を行い、応援サポーターとなりました。

そういった中で、今回は保育士の確保の方法について、2点質問いたします。

1つ目に、保育士の確保の本市の取組と課題を伺います。

最後に、潜在保育士の再就職支援として、潜在保育士と保育所等とのマッチングするような体制づくりを考えないか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、スポーツコンベンシ

ョンについてのその1、令和4年度の日置市スポーツ・文化合宿誘致推進事業の実績と利用者増加への課題について回答します。

日置市内の宿泊施設を利用して合宿を行った団体に対し交付した合宿補助金については、令和4年度の実績は142件、895万3,000円であり、令和3年度と比較して、件数、金額ともに増えております。

なお、この合宿補助金は、国体が開催される令和5年度までの事業となっておりますので、今後は施設利用促進協議会等の関係団体と連携し、市外の団体などに対する営業活動などを充実させていく必要があると考えております。

その2、取組状況について回答します。

本市では、日置市施設利用促進協会を中心に、合宿や各種スポーツ大会等の誘致に取り組んでいます。

昨年度は、大会や合宿等で本市に宿泊及び体育施設を利用した県外団体は62団体、延べ7,092人となっています。

令和2年度以降、コロナ禍により大きく利用者減となりましたが、現在では徐々にですが、利用者等も増加してきていると感じております。

その3、おいどんカップの効果とスポーツツーリズムの検討につき回答します。

薩摩おいどんカップ開催による本市への波及効果としては、参加チーム、試合観戦者及び大会関係者による宿泊施設の利用、飲食費、公共交通機関利用など、本市での様々な消費へつながっております。

また、これをきっかけに、新規に合宿地として利用していただくことなどが期待できると考えております。

また、本市の観光地へ誘導することにより、さらなる経済効果が期待できますので、関係機関と十分な連携を図ることが大変重要であると考えております。

質問事項2、保育士の確保の方法についてのその1、本市の取組と課題について回答します。

現在、日置市の特定教育・保育施設においては、利用定員に対する設置主体ごとの保育士は充足しているところです。

しかしながら、国で検討されているこども誰でも通園制度など、新たな保育ニーズに応えるために、保育士の確保方策を検討することは必要不可欠と考えており、本年度、保育関係業務に特化した無料職業紹介を行う日置市保育のおしごと支援センターを立ち上げたところであります。

また、保育士の確保に当たっては、何より現場の意見を聞くことが大切と考えているため、保育士養成校との意見交換やアンケート調査を実施しております。

今後、特定教育・保育施設との対話の場として、保育充実会議の開催を予定しております。

引き続き、保育士養成校、特定教育・保育施設と連携しながら課題を整理し、効果的な取組を検討してまいります。

その2、マッチングについて回答します。

今月より県が実施する鹿児島県保育士人材バンクウェブシステムに参加し、保育施設への就職を希望する潜在保育士等と保育士等の求人をしている施設とのマッチング支援を始めたところであります。

また、先に申し上げた無料職業紹介所日置市保育のおしごと支援センターにより、オンラインだけでなく対面での支援も実施しており、求職者の希望を丁寧に伺いながら、希望に合った就職先をあっせんできるよう努めております。

なお、本センターをより多くの方々に知ってもらえるよう、様々な広報媒体を活用し、求職者に向けて広く周知してまいります。

以上です。

○1番（中村清栄君）

市長より答弁をいただきました。

今回、このスポーツコンベンションについては、国体を契機に、2月、3月に合宿や合宿誘致をより活性化させるため、交流してもらうため、そして本市の関係人口を増やすためにと考え、再度質問いたします。

コロナ前で、体育施設を活用した合宿で、合宿補助金を活用したのが一番多かった年度と件数をお伺いします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

コロナが蔓延する以前において、最も補助実績が多かったのは平成30年度の170件であり、そのうち体育施設を含む本市の施設を利用したものは109件となっております。以上です。

○1番（中村清栄君）

この事業は、令和5年度までの事業で、営業活動などを充実させていく必要があるとのことでしたが、今後は誘致の内容の中で、本市のチームや部活動などに交流の場を計画し、本市のスポーツの活性化に取り組まないか、お伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

施設利用促進協会の取組の主なものは合宿誘致でございますが、今後は誘致だけではなく、ご提案のあった合宿団体との交流といった本市のスポーツ振興に資するような活動についての取組もできないか、今後協会に提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

様々なスポーツで計画をしていただきたいし、誘致団体の選定についても、本市の団体等も合宿などで県外などに行くこともありますので、逆に各協会に誘致してほしいチームなどの意見を聞くなど、そういった取組があってもいいのかなと思います。

前向きな答弁をいただきましたので、今後検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

本市のスポーツコンベンションの取組状況について、令和4年度は62団体、7,092人の人、団体が本市の施設などを活用したとの答弁でしたが、スポーツの種類とその数の内訳をお聞きます。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

競技種類ごとの団体数と延べ宿泊者数につきましては、野球が11団体、3,184人、サッカー24団体、1,554人、陸上8団体、1,237人、バドミントン9団体、528人、ソフトボール1団体、345人、テニス、ソフトテニス合わせまして8団体、204人、バスケットボール1団体、40人となっております。

○1番（中村清栄君）

7から8のスポーツの団体が来られていて、とてもありがたいことだと思います。

様々なスポーツ合宿等を行っておりますが、本市にも様々なクラブチームや部活動などがあります。合宿チームとの関わり方をスポーツ庁でも推進しております。

観光振興に連携したスポーツツーリズムとして、ご当地グルメや周辺観光を楽しみ、観光客が滞在プランの一つとしてスポーツ観戦も加えた各スポーツの普及振興、そして地域活性化を目指す「観る」スポーツ、合宿・大会参加者が応援の家族とともに周辺観光を楽しみ、旅行内容の充実のほか健康の増進、スポーツ施設の有効活用などで地域活性化を目指す「する」スポーツ、そして、スポーツチームの地域経営や市民ボランティアとしての大会支援、地域を挙げての大会、キャンプ合宿などの誘致により、交流人口の拡大で地域活性化、地域の観光魅力の効果発信につなげる「支える」スポーツ、その「観る」、

「する」、「支える」の3つの観点から地域活性化につなげる取組の構想が現時点であるのか、お伺いします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

まずは、スポーツツーリズムについてでございますが、スポーツツーリズムとは、スポーツ資源とツーリズム・観光を融合する取組のことをいいます。

また、スポーツの力で地域資源が観光資源となる可能性も秘めているものでございます。

先ほどご説明のあったスポーツを大会参加や合宿などの「する」、観戦することの「観る」、ボランティアやマネジメントなどの「支える」という3つの視点をもって取り組むことにより、周辺観光へ飲食宿泊などの経済効果、交流人口の拡大などを通じて、地域振興につながるものと考えております。

今後、施設利用促進協会において、スポーツツーリズムの推進組織として取組を拡大していただけないか、協会と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

今後の取組に期待したいと思います。

そんな中、合宿チームのスポーツで交流会やスポーツ教室などや合宿されるチーム同士の交流試合の観戦なども今後検討してもらいたいと思いますが、志布志市では、現在学校がメインでされていますが、高校サッカーのフェスティバルを10日間ほど開き、全国から各学校が都合のつく日に参加し、交流試合を行うイベントが毎年あります。市も協力をしており、約2億円の経済効果があると言われております。

今後、そういったイベントなどの取組がでないか、お伺いいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

お答えします。

本市におきましては、日置市施設利用促進協会が中心となって大会や合宿誘致に取り組み、吹上浜運動公園や伊集院総合運動公園を利用した合宿が行われるなど、一定の経済効果につながっていると考えております。

今後においても、引き続き各種団体と連携をいたしまして、さらなる誘致につながるよう、市も協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

今後、市の協力により、ますますの経済効果につながる取組を検討していただければと思います。

おいどんカップの波及効果と観光振興の件ですが、今後試合のスケジュールなどいろいろなところで確認できるような仕組みもあれば、観戦者の増加を見込めると思いますし、次の大会も本市への経済効果として私も期待しているところです。

また、国体終了後を契機によりスポーツコミッションを広げ、全国から社会人、大学生、小中高生の試合を通して、さらなる交流としてスポーツの技術向上につなげられればと思いますが、市長の考えをお聞きし、次の質問に移ります。

○市長（永山由高君）

スポーツツーリズムの可能性というところですが、議員おっしゃるように、薩摩おいどんカップでは、非常にレベルの高い試合を、地元の子どもたちに見ていただけたという点での手応えを感じた次第です。

また、WBCの海外の代表チームが、日置市でキャンプをしていただくといったようなご縁もいただけたことから、このように県外のトップレベルの選手のプレーを、間近で見ることができるというのも一つの魅力ですし、議員ご指摘のように、今後、地元の様々なチームとの交流についても、模索をしてまい

りたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

次に、保育士確保の方法についてですが、先ほど答弁いただきました。

冒頭話しました「日置市こどもまんなか宣言」ですが、子どもたちのために何が最もよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという趣旨であり、子育て世代にはとても明るいニュースだと思います。

そういった中で、保育士の件で、現在保育所等では保育士以外にも様々な資格を持った方もおりますが、今回は保育士の確保について、再度質問いたします。

現在、保育所等にアンケートを行っているという状況ではありますが、どういった内容なのか。

また、子どもの人口が集中する伊集院から他地域の東市来、吹上、日吉、そして日置市外の保育所等に通う子どもの数は何人か、お伺いします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

アンケートは、保育人材確保事業を充実させるため、そして、保育所等の現状等を把握するために行っているもので、具体的には、令和5年度以降の保育士等の採用計画、9月に立ち上げました日置市保育のおしごと支援センターの活用意向等を調査しております。

次に、伊集院地域から他地域の保育所等に通う子どもたちの数のご質問ですが、8月入所分までで、東市来地域に105人、日吉地域に56人、吹上地域に11人、日置市以外に28人となっております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

日置市以外にも28人ということで、仕事などが理由だとは思いますが、前年度、転出

より転入が上回り、明るい兆しが見え始めました。

ですが、出生数は、令和元年度、2年度は300人を超えていましたが、令和3年度は288人、4年度は294人で、3年度より4年度の方が少し多かったです。出生数の推移は下がると予想されるものの若い世帯が増え、多様な働き方から急な用でも対応できる、また、リフレッシュするために園に預けやすい仕組みを作る方法として、本市の最も力を入れるべきことはどのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員からご意見がありましたが、保育ニーズに対しては、現在、一時預かり事業で対応しております。

なお、本事業においては、年度途中の保育所入所児童数の増大に伴い、受入枠が減少してしまうことが課題であると考えております。

このことから、一時預かり事業を必要とする保護者の保育ニーズに安定的に応えるためにも、まずは保育所入所の児童の受皿確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

受皿確保の取組とのことですが、現場での意見として、子どもに対する保育士の数はクリアしているが、イベントの準備や事務的な作業、障がいを持たれたお子さん、特性のあるお子さんもいらっしゃる多忙な中、保育のさらなるサービスといったところが難しかったり、できない、余裕がないという声を聞きました。

保育内容をさらに充実させると同時に保育士の時間的余裕や心の余裕を持たせる、そういった部分の補助として、定数以上の保育士の確保が必要なのではないか、そのところのお考えをお伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育現場の負担軽減は、保育人材確保のためにも有益であると考えていることから、こども未来課では取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

こういった取組が保育現場の負担軽減につながるか、保育所等の皆さんと議論し、その結果も踏まえて、まずは国庫補助事業を効果的に活用した負担軽減策の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

効果的な負担軽減策に期待しております。

現在、鹿児島市では、保育士確保の取組の一つとして、国の保育対策総合支援事業補助金を活用し、宿舍借上事業を行っております。上限5万円ほどで、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1の割合です。

現在、企業努力で家賃補助をしているところもありますが、この制度を本市でも検討できないか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育士の家賃補助について、事業所からは事業実施の検討を求める声がある一方で、補助対象者が限定的であることから、職場内での不均衡が生じることを懸念する声もございます。

保育士確保策として、どのような支援が有効か、保育士養成校の意見等も伺いながら判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

保育士不足の解消には、離職を減らし、仕事を続けてもらうことが保育所等にとっては一番ありがたいことだと思います。そのために保育士の支援もですが、保育所等に対しての支援があれば、働き方として充実していく

のではないかと思います。

市長は6月に、市内3園の保育士さん等と語る会を開かれて、その様子がテレビや地方紙に掲載されていました。その中で、「今、働いている保育士の方に対しての支援、待遇をよくすることを大事にしていきたい」と。

もちろんこれから目指す人、再就職する人に対してもですが、現在、働いている方の離職率を減らすためにも考えていかなければなりません。

今後、保育士への支援にどのように取り組んでいくのか、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（永山由高君）

近年、保育所等に求められることは増えていると認識をしています。それに伴って保育現場で働く皆さんの負担感も、これも年々大きくなっているというふうに認識をしています。

このことから、私としては、まず保育現場で働く職員の皆さんの負担感を軽減することのできる事業に取り組むことで、就業の継続及び離職の防止を図ってまいりたいと考えています。

○1番（中村清栄君）

離職防止、負担軽減などの働きやすい環境づくりの施策を、今後期待しております。

最後の質問に移ります。

冒頭の答弁の中にありましたが、日置市保育のおしごと支援センターですが、9月1日に開設されましたが、どんなことを支援していくのか、また、どう周知していくのか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

こども未来課では、「日置市こどもまんなか宣言」に基づく「こどもまんなかアクション」の一つとして、日置市保育のおしごと支援センターを立ち上げ、同センターを運営す

るため、コーディネーターとして会計年度任用職員を1名配置しております。

このセンターでは、日置市の幼稚園、保育園、認定こども園、企業主導型保育園、そして放課後児童クラブで働くことに興味や関心がある方に対して、原則対面で希望要件等を伺い、就労希望に合う求人施設の紹介や面接日程の調整など、全面的な就労支援を行っていきます。

また、現在就労している方の悩み事や転職についての相談などにも受け付けることとしております。

本取組を知ってもらえるよう、先ほど市長からも答弁させていただいたとおり、広報ひおきや市の公式SNSなど様々な広報媒体を活用して、同センターを広く周知してまいります。

以上です。

○1番（中村清栄君）

新聞にも取り上げられましたこの日置市保育のおしごと支援センターですが、この支援センターは、現在就労している方の悩み事や転職についての相談なども、日置市内外に居住している関係なく受付できるとお聞きしました。

この支援センターは、こども未来課窓口とありましたが、対応の仕方としてはどのようにされるのか、お伺いします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

窓口は、本庁のこども未来課内に設置してございます。

なお、事前に電話やオンラインフォームにてご連絡いただければ、ご希望に応じた個室での対応も可能であります。とりわけ現在就労している方の悩み事や転職の相談については、安心してご利用いただけるよう、プライバシー保護の観点から個室で話を伺うこととしております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

9月1日に開設され、5日たちましたが、問合せ、または申込みはあったのか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

9月1日開設当初、別な要件で市役所を訪れた方が、カウンターの看板を見られてお尋ねがありました。そこで申込みのオンラインフォームをお知らせいたしましたところ、早速お申し込みいただきました。

本日現在、申込みは1件であります。今年度就職相談を数件いただいておりますので、そういった方々に申請のオンラインフォームをメール等で紹介いたしまして、申請をしていただこうと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

提案の一つとして、今後、事業所側からも何らかのアクションを行える仕組みがあれば、迷い、考えている方も、喜んで、進んで入りやすいのではないかと思います。

本市独自の取組があれば、それが日置市の魅力につながると思いますので、検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育士養成校と意見交換をする中で、新卒者約200名程度に対しまして、年間で500件もの求人があると話がありました。保育所等が新卒保育士を確保することは、非常に厳しい競争環境にあると痛感いたしました。

このため、まずは市内施設の魅力や特色を知ってもらうべく、認知度の向上に努めることが必要であると考えております。

市としましては、事業所の魅力を発信できるような事業、例えば中高生に対する保育体

験企画、就職相談会や施設見学等の実施をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

就職支援について、幾つか答弁をいただきましたが、長く職員が続く保育所などや離職率の高い保育所などがあり、最後は働きやすさだと思います。

保育士不足だけを優遇できないとは思いません。例えば介護・障がい者施設、建設業、食品工場も深刻な人手不足であります。

そんな中、鹿児島市は、保育士不足により保育所等の待機者が多い状況であり、より厚い支援策をしなければならぬ現状があります。

日置市は、伊集院以外は少子化が進み、保育所等の将来的な廃業・廃園も想定されていきます。

そういう中身を踏まえた中でのやめない環境、そして入りたい環境をどうつくるか、最後に市長にお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

ご質問いただきました保育士確保策につきましては、やはり現場の声を最大限に反映するということが一番重要であると感じております。保育事業者の皆様や実際保育士の育成に関わっておられる養成学校の皆様との対話を重ねて、保育現場の声を十分に踏まえて施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時51分散会

第 5 号 (9 月 29 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 4 6 号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第 2	議案第 4 7 号 日置市営住宅条例等の一部改正について
日程第 3	議案第 4 8 号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第 4	議案第 5 0 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 5	議案第 5 1 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 5 2 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 5 3 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 5 4 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 5 5 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 5 6 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 5 7 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 8 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	認定第 1 号 令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	認定第 2 号 令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	認定第 3 号 令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 4 号 令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	認定第 5 号 令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 8	認定第 6 号 令和 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9	認定第 7 号 令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0	認定第 8 号 令和 4 年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第 2 1	認定第 9 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定について
日程第 2 2	請願第 1 号 骨髄等移植ドナー支援に関する請願
日程第 2 3	請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。）の部分
日程第 2 4	請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。）の部分
日程第 2 5	議案第 5 9 号 伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結について

- 日程第 26 議案第 60 号 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 27 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 28 所管事務調査結果報告について
- 日程第 29 議員派遣の件について

本会議（9月29日）（金曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	11番	山口政夫君
12番	中村尉司君	13番	留盛浩一郎君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満涉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

10番 福元 悟 君

事務局職員出席者

事務局 長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余 徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
農業委員会事務局長 吉 富 良 一 君

社会教育課長 松 岡 政 仁 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長から第4本会議での一般質問の答弁について、訂正の申出がありました。これを許可します。

○市長（永山由高君）

おはようございます。令和5年第3回日置市議会定例会第4本会議において、坂口洋之議員のスクールバスに関する一般質問に対し、「吹上高校生を対象に運用されているスクールバスの廃止については、時期が未定であると伺っている。」と、答弁いたしました。令和5年9月1日で廃止されていたことが判明しました。

については、答弁を「吹上高校生を対象に運用されているスクールバスの廃止については、令和5年9月1日に廃止されております。」に訂正させていただき、併せてお詫びいたします。

△日程第1 議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

これより日程に入ります。

日程第1、議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長重留健朗君登壇〕

○総務企画常任委員長（重留健朗君）

ただいま議題となっております、議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は、8月25日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月6日、7日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。本案は、県内旅行にかかる旅行諸雑費を廃止するため、所要の改正を行うもので、県内旅行にかかる1日200円の旅行諸雑費の廃止と、これまで市職員の赴任等にかかる旅費については、鹿児島県の条例を包括して準用する規定としていたが、市職員の赴任等にかかる移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額、並びに扶養親族にかかる帰住旅費に関する規定以外の全ての規定を、市条例に規定し直すものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、諸雑費の200円の見直しの説明とあったが、昨年度の実績はとの問いに、昨年度の件数については、多くの課にまたがっているので不明であるが、決算ベースで約50万円である。との答弁。ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって議案第46号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長下園和己君登壇〕

○産業建設常任委員長（下園和己君）

ただいま議題となっております、議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正についての、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る8月25日の本会議におきまして、当委員会に付託され、9月6日に委員全員出席の下、産業建設部長、建設課長等の説明を求め、改正に対する質疑を行いました。今回の条例改正は、日置市営住宅、日置市一般住宅及び日置市特定公共賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族要件を緩和するため、所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため、条例の一部を改正するものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、日置市営住宅条例等の一部を改正する条例の第1条について、第41条第3項中、年5%を、法定利率に改めるとあるが、その理由は何か。また、現在の法定利率は何%か。との問いに、公営住宅法の条文が法定利率に

改正されたため、それに合わせて変更するものである。なお、現在の法定利率は3%であるとの答弁。また、関連して委員より、今後、法定利率の改正があるたびに条例改正をするということかとの問いに、これからは法定利率という文言に改めるので、その必要はないと考えているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○19番（池満 渉君）

通告はしておりませんでしたけれども、委員長の報告の中で、第3条の第1号、親族を親族等と改正するわけでありますが、大体主旨は私はよく分かります。そこで親族等の、いわゆる産建、住宅係、担当のほうの見極め等については、その方法についての議論等はなかったのでしょうか。いかがだったでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○産業建設常任委員長（下園和己君）

その件につきましては、委員会においては特にありませんでした。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって議案第47号日置市営住宅条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第3、議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本議案は、8月25日の本会議において、本委員会に付託され、9月6日に委員全員出席の下、委員会を開催し、教育委員会事務局長など当局の出席と説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

当議案は、少子化の進行や保育料無料化の影響により、市立幼稚園の入園希望者が著しく減少している中、幼稚園に求められるニーズが多様化していることを受け、教育委員会では令和4年9月20日に日置市立幼稚園の在り方に関する基本方針を定めました。この基本方針に基づき、飯牟礼幼稚園、土橋幼稚園を今年度限りで廃園とし、東市来幼稚園に統合するということを目的に、条例改正しようとするものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、飯牟礼幼稚園と土橋幼稚園を廃園とし、東市来幼稚園に統合することにより、本市の公立幼稚園は1園となることから、幼稚園運営検討委員会等において、名称変更の協議はなされたのかとの問いに、現在のところ東市来幼稚園の規模は継続したまま統廃合する形になるので、名称変更については協議していないとの答弁。また、委員より、統廃合後は東市来幼稚園1園となり、通園範囲が広範囲となるが、通園手段はどうなるのかとの問いに、教育委員会としては、廃園後の飯牟礼幼稚園、土橋幼稚園を搭乘拠点とした通園バスでの送迎を検討しているとの答弁。

また、委員より、市民の方から、2園の存続を望む声もあることから、廃園ではなく休園とし、再開の可能性を残すことはできないのかとの問いに、幼稚園運営検討委員会などで慎重に議論を重ねた結果であることと、この2園の園舎は老朽化により維持管理費も増加しており、財政健全化を図る上でもやむを得ない決定であるとの答弁がありました。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、討論に付したところ、委員より、土橋幼稚園、飯牟礼幼稚園では、これまで多くの卒園生が自然豊かな環境の下で幼児教育を受けられていたが、廃園になると、その環境が失われることになるとの理由による反対討論がありました。また、委員より、廃園後、東市来幼稚園1か所に統合されるが、バス送迎による通園体制や3歳児の受入体制など、保護者の方へ配慮した形で幼稚園運営に努めていきたいとの執行部の考えに賛成するという趣旨の賛成討論がありました。

その後、採決を行い、採決の結果、議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第48号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回は飯牟礼と土橋の公立幼稚園を廃止し、日置市の公立幼稚園を東市来の幼稚園を1つ残すということになります。私は、この前の日置小学校附属幼稚園の条例廃止のときにも反対させていただきました。今回、3歳児受入れを検討された点は、大変評価をしております。合併前の旧町からそれぞれ引き継がれてきた、貴重な市民共有の財産であり、幼児教育の場でありました。特色ある幼児教育ができておりました。

子どもたちは小学校の同じ敷地にある幼稚園で、その小学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんたちとも朝から触れ合ったりしながら、生活を送り、小学校への進学もスムーズにできる環境で育っていきました。小学生にとっても、自分たちよりも小さな子どもたちと触れ合える特別な環境の学校で、思いやりや優しさを育み、運動会や学習発表会なども一緒に取り組むなど、ほかでは体験できない、本当にこの特徴ある教育ができておりました。

子どもの数が少なくなり、段階的に1つの幼稚園ということで進めてこられました。お母さんたちも、働くお母さんたちが増えるそういう状況の下で、仕方がないと言えるのか

もしれませんが、貴重な幼児教育の場がこの伊集院の飯牟礼や土橋からなくなることは、本当に残念でたまりません。そのことを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福田晋拓君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は、議案第48号日置市学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

思い入れのある園を統合するのは苦渋の選択となると思いますが、学校教育法及び幼稚園教育要領では、幼児が幼稚園生活を通じて共同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり等が重要であるとしており、一定の集団教育の環境が必要とされています。文部科学省の幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究でも、幼児期に集団での関わりが十分確保されるためには、一定の集団の大きさが必要で、発達の段階を考慮すれば、3歳児は基本的な生活習慣を個々に身につけることがまず優先される。

また4、5歳児は友達関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく。こうした発達の過程を考慮すれば、3歳児は20人以下でもよいが、4、5歳児は20人以上、中でも5歳児は25人以上が望ましいということであります。統合することは、幼児集団の形成過程と共同性の育ちにつながり、多様化する幼児教育ニーズや保護者ニーズにも応えることができると考えます。また統合に当たっては、園児、教職員の心情や保護者、地域住民の思い等を十分に考慮し、保護者や教職員の負担軽減に努めることとともに、地域と連携して情報を共有するなど、丁寧な対応をされることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。本案は出席議員の3分の2以上の同意が必要である、特別多数議決が適用されます。本日の出席議員数は18人です。出席議員の3分の2以上には、12人の同意が必要であります。

この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本案について可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成17人、反対1人。特別多数決議賛成17人です。したがって、議案第48号日置市立学校設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）

△日程第5 議案第51号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第52号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第53号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第8 議案第54号令和5年度日

置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第55号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第10 議案第56号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第57号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第58号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第4、議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）から日程第12、議案第58号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

ただいま議題となっております議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）から議案第58号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る8月25日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、9月6日、7日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、9月20日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億8,284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ318億3,141万3,000円とするものであります。今回の補正予算の概要は、地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、保育所整備に伴う経費、農道や市道、公園の維持補修費、災害復旧費などの予算措置のほか、（仮称）日置市リサイクルプラザ整備運営業務などの債務負担行為の設定など、所要の予算を編成しております。

3分科会における質疑の主なものを申し上げます。総務課所管分では、脱炭素社会に向けた専門研修であるが、何名の職員が行くのかとの問いに、1名の職員が研修を受けるとの答弁。財政管財課所管分では、電気自動車等充電設備設置工事であるが、本庁のみの設置になるのかとの問いに、今回は本庁のみの設置であるが、今後は支所のほうにもEV車を含めて、広げていく計画であるとの答弁。消防本部所管分では、消防本部の車庫の新築工事について、当初での計上はできなかったのかとの問いに、地質調査と設計が終了して、今回金額が確定したため、補正での計上となったとの答弁。

市民生活課所管分では、債務負担行為について、（仮称）日置市リサイクルプラザ整備運営業務の設定があるが、この概要について何うとの問いに、日置市内で新たに施設整備を行うものであり、民間事業者が事業の実施に必要な用地及び資金の確保を行い、自らの提案を基に本施設を整備し、事業期間が終了するまで施設を保有し、維持管理等運営を行う民設民営方式によるものである。契約形態は本施設の施設建設及び運営業務を民間に一括で委託し、維持管理を含めたりサイクルプラザの運営を行うものであり、事業期間は令和7年度までに施設整備を行い、施設竣工から20年間を運営期間とするものであるとの

答弁。

福祉課所管分では、老人福祉費の食の自立支援業務委託料について、日吉、吹上地域のみ仕入れ単価を増額計上しているが、ほかの2地域はいままでと同額であるのかとの問いに、日吉、吹上地域はさつま日置農協へ委託しており、物価高騰により仕入価格が上がり、事業運営に影響を及ぼす恐れがあるため、委託料の増額要望があったことによるものである。ほかの2地域の委託先にも物価高騰の影響を確認したが、同様の要望はなかった。また、さつま日置農協では、ご飯とみそ汁以外の副食は別の食品会社から購入しており、調理形態が異なっているとの答弁。

こども未来課所管分では、児童福祉総務費の就学前教育・保育設備整備事業費について、学校法人の施設整備費が計上されているが、この内容はとの問いに、同法人が利用定員40名分の保育施設を別な場所に新たに建設し、運営するための施設整備費である。財源については、国から新子育て安心プラン実施計画の採択があったことから、国が3分の2、市が12分の1、事業所が4分の1の負担割合になるとの答弁。

健康保険課所管分では、債務負担行為について、子育て支援アプリ保守点検管理業務が設定されているが、この内容はとの問いに、子育ての情報など、アプリで検索し、視聴できるものであり、システム更新に関連するものであるとの答弁。介護保険課所管分では、老人福祉費について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した、グループホームへの非常用自家発電機設備費が計上されているが、選考、審査方法、また、これまでの実績はどうかとの問いに、毎年事業者へ交付金事業の利用について案内しており、希望する事業者からの申請に基づき国へ申請を行い、内示後に予算計上を行っている。また、これまで市内13施設中3施設が自家用

発電機設備を設置しているとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管分では、事務局費の費用弁償について、ふれあい教室指導員東市来分室設置とあるが、分室はどこに設置するのか。また、ふれあい教室の登録状況及び分室の設置目的は何かとの問いに、東市来の図書館に設置する予定である。登録状況は、昨年度が26人で、今年度は14人であるが、実際参加する児童は少ない状況であることから、試行的に分室を設置し、参加しやすい環境を整えることを目的とするとの答弁。

社会教育課所管分では、公民館費の中央公民館総務管理費の蓄電池システム設備復旧費の計上がなされているが、このシステムはどのようなときに使用するのかとの問いに、通常の電力は、ひおき地域エネルギーから購入する契約電力で賄っているが、太陽光発電により発電した電力を蓄電池システムに蓄え、その電力も使えるようになっている。この蓄電池システムに異常が発生したため予算を計上した。中央公民館は、災害時の避難場所でもあり、停電時の非常用電力として有効に活用していることもあり、早急に対応したとの答弁。

農林水産課所管分では、林業振興費の地域林政アドバイザーについて、仕事内容と人数、また、どこに配属されているのかとの問いに、農林水産課の林務水産係に地域林政アドバイザー2名を雇用している。1人が月15日、もう1人が月12日勤務している。仕事内容は、主に森林経営管理制度の仕事をしており、2人とも林務関係の仕事をしていた県職員のOBであるとの答弁。

農地整備課所管分では、農地災害復旧費分担金について、農地災害においては、補助災害の対象になれば個人の負担は軽減されると理解しているのかとの問いに、農地災害については、通常の土地改良事業分担金と異なり、事業費から補助金を控除した額の90%以内

を市が負担する。それ以外の約10%について、個人が負担することになるとの答弁。

建設課所管分では、住宅管理費の補償、補填及び賠償金に、住宅移転に伴う補正12戸とあるが、この住宅の場所はどこかとの問いに、移転料、協力費については、長寿命化計画で将来的に用途廃止をすると位置づけられた住宅の中で、今年度については、東市来地域の美山植木山住宅1世帯、日吉地域の住吉住宅6世帯、吹上地域の永吉住宅7世帯が入居中であり、当初予算では2戸分を計上していたが、今回12戸分を追加するものである。なお、入居者へは事前の説明会などを行って、内諾を得ている状況であるとの答弁。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第50号令和5年度日置市一般会計補正予算（第5号）につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ1億7,067万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億9,499万8,000円とするものであります。歳入の主なものは、出産育児一時繰入金に伴う補正と、前年度繰越金の確定に伴う繰越金のいずれも増額で、歳出の主なものは、出産育児一時金の見込件数増に伴う補正と、基金積立金や県支出金清算返納額のいずれも増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。国保ヘルスアップ事業費のフレイル予防事業費の減額理由はなにかとの問いに、これまで年齢により国保と後期高齢に分けて実施していたが、今回、後期高齢者医療特別会計へ事業費を組み替え、一体的に事業を実施するものであるとの答弁。ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第51号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

歳入歳出それぞれ75万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,539万8,000円とするものであります。歳入の主なものは、雇用保険料の減額に伴う労働保険料納付金の減額や、一般会計繰入金の増額で、歳出の主なものは、人材派遣業務にかかる委託料や、施設維持修繕料の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。人材派遣業務への組替えが計上されているが、現時点での国民宿舎の職員の不足状況はとの問いに、当初7名不足しており、今回2名退職されたので、9名不足である。その部分を人材派遣会社に委託しているとの答弁。ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より国民宿舎は実際職員が何名必要で何名不足しているのかとの問いに、当初40名雇用の予定であったが、当初時点で7名不足し、9月補正までで2名退職したため、現在9名の職員が不足しているとの説明であったとの答弁。ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第52号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号令和5年度日置市健康

交流館事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億175万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額で、歳出の主なものは、消防設備にかかる施設維持修繕料の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。消防用設備の施設維持修繕料が計上されているが、どのような整備不良なのかとの問いに、消防用設備の点検委託業者の指摘に伴う修繕であるとの答弁。ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第54号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ586万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、基金積立金の増額になります。質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ3億870万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出

それぞれ60億1,843万3,000円とするものであります。歳入の主なもの、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、基金積立金や前年度精算に伴う国県支出金精算返納金の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。償還金について、事業全体を5月末までで精算しているにもかかわらず、6月補正時点で事業費を確定できないのはなぜかとの問いに、支払基金、国、県と返還時期が違う関係があるためであるとの答弁。ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第55号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億3,956万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、滞納繰越額確定に伴う補正と、事務費繰入金の補正、いずれも増額で、歳出の主なものは、保険料滞納繰越分及び繰越金確定に伴う補正、国民健康保険特別会計からの組替えに伴う補正でいずれも増額であります。

質疑の主なものを申し上げます。フレイル対策のプログラムの内容はとの問いに、フレイルや骨折予防を目的とし、対象者にタブレットを貸し出し、オンラインで健康体操などを行う。今回からフレイルのリスクがある方、後期高齢者の方、骨折のリスクのある方を対象とし、一体的な事業を実施するものであるとの答弁。ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討

論はなく、採決の結果、議案第56号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は総額から41万4,000円を減額し、総額を10億2,378万8,000円、支出は総額に92万8,000円を追加し、総額を9億8,678万8,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を2億5,335万円に、支出は総額から352万1,000円を減額し、総額を8億2,518万7,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額になります。

質疑の主なものを申し上げます。収益的支出の水道事業費費用において、漏水対応のための人件費の増額という説明であったが、仮に漏水箇所が敷地内であっても、人件費の増額補正が行われるものであるのかとの問いに、漏水対応のための費用については、メーターを基準にして、個人の敷地内であるのか、それとも敷地外であるのかを判断し、費用を市が負担するのか、個人が負担するのかで分かれるが、今回の人件費の増額というのは、その漏水に対応するために、職員が出勤する分の人件費であるとの答弁。

ほかにも質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第57号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第58号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご

報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億1,880万3,000円に、支出は総額に192万8,000円を追加し、総額を5億7,756万5,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額。

資本的収入及び支出については、収入は総額に11万円を追加し、総額を1億9,921万円に。支出は総額に27万7,000円を追加し、総額を4億1,074万1,000円とするもので、人事異動等による人件費や国費の内示に伴う委託料の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。収益的支出の浄化槽設置に伴う補償金について、このような事例はほかにもあるのかとの問いに、今回、浄化槽を設置する場所は、公共下水道区域内ではあるが、高低差の関係で公共下水道への接続が困難な土地である。また、公共下水道区域内であるため、市の合併浄化槽の補助金の対象外となることから、合併浄化槽補助金の相当額を補償するものであるが、現時点では、ほかにこのような補償を予定しているところはないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第58号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、9件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第50号から議案第58号までの9件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号から議案第58号までの9件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第50号から議案第58号までの9件を採決します。

お諮りします。9件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第50号から議案第58号までの9件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第13 認定第1号令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △日程第 1 6 認定第 4 号令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 7 認定第 5 号令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 8 認定第 6 号令和 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 9 認定第 7 号令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 2 0 認定第 8 号令和 4 年度日置市水道事業会計決算認定について
- △日程第 2 1 認定第 9 号令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第 1 3、認定第 1 号令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 2 1、認定第 9 号令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

9 件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長佐多申至君登壇〕

○決算審査特別委員長（佐多申至君）

しばらく、長く報告いたしますが、よろしくをお願いいたします。

ただいま議題となっております、認定第 1 号令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 9 号令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定についてまで、決算審査特別委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本件は、去る 8 月 2 5 日の本会議において、決算審査特別委員会に付託され、9 月 8 日、1 1 日、1 2 日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、9 月 2 0 日の決算審査特別委員会において分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、認定第 1 号令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

国は、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々への支援等を速やかに行うべく、必要な対策を講じるとともに、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした新しい資本主義の実現を目指すとしております。

このような中、本市においては、令和 4 年度が第 2 次日置市総合計画の後期計画の 2 年目に当たることから、人口減少の克服と地方創生の取組である、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対する実効性の高い施策として、引き続き、第 2 次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまちひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を、行うことを基本としております。

以上のことを前提として、決算審査特別委員会分科会の審査におきましては、まず、議決した予算は、当初の趣旨と目的に沿って、適正にかつ効率的に執行されたのか、また、行財政運営にどのような創意工夫がなされるべきかということも含めて、審査を行いました。

歳入総額においては、対前年度比 1 6 億 5, 6 7 0 万 1, 0 0 0 円減の 3 0 7 億 9, 3 6 4 万 7, 0 0 0 円、歳出総額においては、対前年度比 1 5 億 6, 8 4 0 万 6, 0 0 0 円減の 2 9 5 億 2, 7 6 3 万 3, 0 0 0 円となってお

ります。自主財源と依存財源の比率においては、地方税や分担金・負担金などの自主財源が全体の30.4%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が69.6%となっており、依然として自主財源率の低い財政構造となっております。

財政調整基金残高については、令和5年3月31日現在では41億3,246万3,000円であり、市債残高は、対前年度比7億9,251万9,000円減の307億6,141万6,000円であります。

これから、分科会での質疑についての報告をいたします。

総務企画分科会の総務課所管では、見守りカメラについて、昨年度、事件・事故等で警察への情報提供の件数と、設置後数年が経過しており、まちの変化や人の流れの変化に伴う設置場所の検討は行っているのかとの問いに、警察への情報提供は、昨年度28件あった。また、見守りカメラの設置については、警察とも協議を行いながら設置を検討することとなるが、今のところ新たな設置はないと答弁。

財政管財課所管では、公用車購入のための予算流用があり、中古車を2台購入しているが、その経緯はとの問いに、公用車2台が修理不能となり、2台とも早急に新たな車両が必要になったが、今後、EV車の導入計画もあるため、新車ではなく、中古車を購入したところであると答弁。

企画課所管では、オンライン申請の件で、庁外の申請フォーム37業務、庁内の申請フォーム322業務との説明であったが、具体的にどのような業務をオンライン申請したのかとの問いに、庁外については、保育園の入所関係事務の申請や健診の申込みで、庁内については、各課これまで紙ベースで申請を行っていた業務について、オンラインでの申請に切り替えたとの答弁。

地域づくり課所管では、県産木材を利用したDIY講座事業をお試し住宅で実施したとの説明であったが、県産木材を活用したことによる国・県の補助金等はなかったのかとの問いに、市町村振興助成金と県産木材を利用することにより、森林環境譲与税を財源とすることができ、それを活用したとの答弁。

商工観光課所管では、しごと発見！高校生のための合同企業説明会を開催し、就職を控えた吹上高校及び鹿児島城西高校の2年生を対象に、地元企業の仕事内容などの説明を行い、地元への就職機会に向けた企業の魅力を紹介したとのことであるが、昨年度、地元企業に就職した高校生の人数は把握しているのかとの問いに、吹上高校が6名、鹿児島城西高校が8名、計14名であったとの答弁。

消防本部所管では、多言語コールセンターの対応言語は何か国語対応しているのか。また、昨年度の実績と対応件数により委託料が変わるのかとの問いに、対応言語は21か国語で、令和4年度は1件も使用していない。また、この委託契約は定額の契約で、対応件数によって委託料が増えることはないとの答弁。

総務企画分科会での自由討議の中では、脱炭素ビジョンの策定に伴い、国庫も入る43億円もの事業費で事業が進められていくわけだが、脱炭素については、効果が目に見えにくいものだからこそ、市民の脱炭素への機運の醸成などの事業展開も期待し、注視していきたいとの意見がありました。

次に、文教厚生分科会の市民生活課所管では、マイナンバーカード交付に伴うデジタル化の推進により、どのような業務の効率化につながり、効果があったのかとの問いに、土曜・日曜日を問わず、コンビニでの各種証明書の発行が可能となるほか、医療機関での受付など、市民サービスの向上に大きく貢献したと考えると答弁。

福祉課所管では、生活保護費について、受

給者の世帯割合と未就労者の状況はどうだったのかとの問いに、令和5年3月現在で、343世帯、474人であり、高齢者世帯が一番多く、次に、障がい者世帯、傷病者世帯となっている。また、未就労の世帯については、就労支援員と連携して、早期の就職につながるようハローワークへ同行したり、就労への意欲高揚を図りながら自立を促していると答弁。

こども未来課所管では、本市の子どもへの虐待による相談件数はどのくらいだったのか。また、夫婦間のDVによる避難の状況はどうだったのかとの問いに、子育て世代包括支援センターには、年間約900件程度に及ぶ様々な内容の相談が寄せられ、うち令和4年度に虐待として認定された件数は25件であり、増加傾向にある。また、夫婦間のDVに関しても増加傾向であり、相談件数も多くなっている。社会福祉士、保健師、警察、児童相談所などと連携を取りながら、子どもの安全確保に努めていると答弁。

健康保険課所管では、自殺対策事業で、SOSの出し方教室、ゲートキーパー研修など積極的に実施してきているが、その成果をどのように捉えるのかとの問いに、目標設定した自殺対策計画に沿って、この5年間で、精神科医師による相談会や、教職員、保護者、市職員、民生委員・児童委員など、多くの方のご理解・ご協力の下、事業を推進することができ、自殺対策の重要性を幅広く伝えるとともに、意識の向上を図ることができたと考えたと答弁。

介護保険課所管では、補助金交付状況調書の、医療・介護・福祉事業所等光熱費高騰対策支援給付金について、市内介護保険事業所88か所へ交付とあるが、金額の内訳と根拠は、との問いに、地方創生臨時交付金により、介護老人福祉施設等に20万円、グループホーム等に10万円、通所介護事業所等に

5万円、居宅介護支援事業所等に2万円をそれぞれ交付し、光熱費の上昇の一月相当分の金額となっていると答弁。

教育総務課、学校教育課所管では、子ども支援センター事業について、昨年度の相談状況や相談内容は、との問いに、相談件数は延べ5,322件で、相談人数は326人であった。相談内容としては、不登校や日常生活などの育成に関する相談が最も多く、次に、虐待など養護に関する相談、障害に関する相談となっていると答弁。

社会教育課所管では、懸案事項で、保護者の都合で子ども会の加入者が減ってきており、活動が困難になってきているとあるが、保護者の都合とはどのようなものなのかとの問いに、共働きにより、帰宅が遅かったり、休日出勤であったりして、子ども会の役員を受けたくないなどの声を聞くことが多いと答弁。

次に、産業建設分科会の農林水産課所管では、松くい虫駆除事業で、航空防除と地上散布の2つの方法で実施されているが、効果はどうか。また、毎年薬剤を散布することで、薬剤に対する抗体ができてしまい、効き目が弱くなるということはないのかとの問いに、防除については、空中散布のほうが効果は高いと考えている。人家や墓地が近い場合は、地上散布を実施している。また、例年、散布を実施する前に、県と薬剤について打合せを実施し、既存の野生生物等に可能な限り影響を与えず、かつ、効果が高い薬剤を選定している。1年に何度も同じ薬剤を散布すれば、抵抗力がつく可能性もあるが、1年に1回の散布であり、今のところ薬剤散布については、効果が出ているとの答弁。

農業委員会所管では、備品購入のタブレットの台数の内訳は、との問いに、農業委員に19台、農地利用最適化推進委員に15台、職員に1台の合計35台を購入したとの答弁。

農地整備課所管では、多面的機能支払交付

金事業について、長寿命化事業に関する国内持率が55.07%と年々低下している印象を受けるが、この背景にはどのような理由があるのかとの問いに、県内の状況として、長寿命化に係る農地面積が、平成23年度当初は7,101haであったのに対し、現在は3万1,619haと約4.5倍になっており、国の予算が変わらない中、長寿命化に取り組む面積が広がったことにより、配分される割合が小さくなったことが理由として考えられると答弁。

建設課所管では、橋梁修繕事業について、近接目視による橋梁の点検とは、どのような形で評価するのか。また、そのときに危険と判断された橋は、どのように対応するのかとの問いに、橋梁点検車に乗り、橋桁の下まで実際に行き、打音検査を実施し、ひび割れの状況や継ぎ手の状況などを目視で確認し、レベル1から4までの判定をして、レベル3の判定であれば、早期改修を、レベル4の判定であれば、緊急で修繕を実施するという対策を行っているとの答弁。

特別委員会で報告を行ったところ、委員より、市職員の雇用の在り方と自衛隊の募集に関する情報提供で、令和4年度は何人の情報提供を行ったかという質疑がなかったかとの問いに、どちらの質疑も行っていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、討論に付しましたところ、委員より、日置市の正職員と非正規職員の件、自衛官募集事務の件、人権啓発事業費の研修のための補助金の件、マイナンバー関連の事業の件、就業援助制度の件について納得できないので、認定すべきではないと反対討論がありました。

また、他の委員より、予算執行による事業の実績や成果は適正かつ効率的で、評価できるものであるとの賛成討論もありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認

定第1号令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告します。

歳入総額63億9,574万8,000円に対して、歳出総額62億2,771万1,000円でありました。なお、基金積立金では、国保給付準備積立金として5,174万4,000円を支出し、令和5年5月末現在の基金残高は4億799円であります。

なお、国民健康保険税の収納率は、現年分が95%、滞納繰越分が24.79%、前年度比率にして現年分が0.88ポイント増、滞納繰越分が5.28ポイント減となっております。

質疑の主なものは、医療費適正化特別対策費の重複・頻回受診者の指導について、昨年度は6人を対象としているが、その根拠と成果は、との問いに、同じ医療機関や複数の医療機関を3か月以上受診している方など、重複受診の可能性がある条件を基に、ヘルスアップ事業の中から対象者を選定しており、保健師の訪問指導により重複受診は解消されたとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会においては討論に付しましたが、委員より、高過ぎる国保税と、全ての国保被保険者は医療を受ける権利があり、保障されるべきであり、資格者証、短期保険証の交付は認められないとの反対討論がありました。

また、ほかの委員より、日本では、全ての国民が医療保険制度の加入をする必要があり、本市の国保事業についても問題なく行われているので、賛成であるとの賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認

定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告します。

歳入総額は1億4,189万6,000円で、うち事業収入が1億434万6,000円、繰入金が3,775万円、歳出総額は1億4,189万6,000円でありました。

利用客数は、前年度に比べて1万5,353人の増となり、内訳は、宿泊者が7,581人、休憩利用者が1万8,919人でありました。また、コロナ関連を含むキャンセルが、一般宿泊者が203人、合宿関係宿泊者が712人、宴会利用者が370人で、合計1,285人となりました。

ひおき時間を楽しもうキャンペーンや、カレービュッフェ、おせち販売の促進などで、最終的な営業収入は、前年度比4,767万2,000円の増となりましたが、コロナ拡大前の令和元年度に比べて83%程度にとどまっているとのことでありました。

質疑については、令和5年度から、ゆーぷる吹上との業務の一部統合も始まり、宿泊業務については、予約センターの統一、宿泊料金の見直し等の課題が記載されているが、昨年度はどのような協議が行われ、今年度の統合につながったのかとの問いに、ゆーぷる吹上との業務統合で、宿泊については、基本的に砂丘荘で受け入れ、どうしても砂丘荘で受け入れられない場合は、ゆーぷる吹上に回すという形を取っている。また、令和5年度は国体もあるので、受入体制について国体の事務局とも協議し、ゆーぷるとの食事の提供体制についても協議済みであると答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しま

したが討論はなく、採決の結果、認定第3号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告します。

歳入総額は1億1,781万3,000円で、うち事業収入が6,486万円、繰入金が5,295万3,000円、歳出総額は1億1,781万3,000円であります。

施設全体の利用者が前年度比2,565人の増となりました。大学生、実業団の長期合宿が再開できたことが、利用者が増えた要因であるとのことでした。また、宿泊に関しては、過去10年間で1番の売上であったとのことでした。

質疑につきましては、委員より、害虫駆除業務委託があるが、宿泊棟に害虫などの侵入があった場合、利用者に混乱を生じさせると思うが、害虫駆除の具体的な説明を求めるとの問いに、厨房施設を有しているので、厨房内の害虫駆除になるとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

自由討議を行ったところ、砂丘荘、ゆーぷるに共通して言えることであるが、令和4年度は、ひおき時間を楽しもうキャンペーンや、今こそ鹿児島の旅などで利用者が増えてきたところであるが、今後、宿泊等に対する助成もなくなり、これから2つの施設にとって、本当の意味での真価が問われるものと思われる。様々な企画も好評であるとの説明であったが、今後も経営努力をしていただき、一般会計の繰入金の減少に努めていただきたいとの意見がありました。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第4号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計歳

入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告します。

歳入総額604万1,000円に対して、歳出総額521万5,000円であり、なお、令和5年3月末現在の基金残高は295万7,681円となっております。

令和4年度末で、市は9か所に配湯しており、その給湯量は、有償分が毎分127.2ℓ、無償分が97.3ℓの合計224.5ℓであります。有償分の使用料金として、285万4,000円を徴収しております。

質疑については、懸案事項に、配湯管布設替えなどの多額の費用が想定されるため、スケール詰まりによる送湯管の取替え、維持修繕にとどめているとのことであるが、その頻度はどれぐらいかとの問いに、送湯管の継ぎ手、障害物があるところなど、スケールが集まりやすいため、事象が判明した時点でその都度対応しているとの答弁。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告します。

歳入総額57億8,763万8,000円に対して、歳出総額54億4,917万4,000円であります。なお、基金積立金では1億2,407万6,000円を支出して、当年度末、出納整理期間における基金積立金の残高は5億1,585万9,892円となっております。

質疑の主なものは、介護認定審査会について、昨年度は96回開催し、うち書面会議が

72回とあり、コロナ禍による影響と思われるが、審査会をリモートで行う考えはないのかとの問いに、県内でもその動きがあり、本市でも今後検討していくとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付したところ、委員より、介護保険制度が発足した当初に比べ、保険料が倍以上になっている。また、3年ごとに制度が見直され、現在では所得に応じた負担割合になっている。高齢者の方々が安心して介護を受けられるような制度になっていないため反対、との反対討論がありました。

また、ほかの委員より、問題ないと認められるため賛成、との賛成討論もありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認定第6号令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告します。

歳入総額8億1,797万円に対して、歳出総額8億1,539万9,000円でありました。

質疑の主なものは、長寿健診の受診者の状況は、との問いに、特定健診の場合は、生活習慣病の改善など、保険指導を行うために積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上に努めているが、75歳以上の長寿健診の場合は、医療機関での個別健診により、治療を優先して受けていただいたり、健康状態の不明な方には訪問調査を行い、長寿健診を勧めているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付したところ、委員より、75歳という年齢で区切

って別枠の保険制度に移行することにより、同じ世帯でも別々の保険制度となることと、高齢者へ短期者証を交付することは認めることができないとの反対討論がありました。

また、ほかの委員より、本市は特定健診、人間ドックの補助など、様々な健康保持のための事業を行っている。何よりも、令和4年度の予算について、我々議会は賛成多数で認めたところでもあるし、最善の決算結果と思うので賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認定第7号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、下水道・水道関係に入ります。

認定第8号令和4年度日置市水道事業会計決算認定について、ご報告します。

収益的収入及び支出の部では、収入においては、水道事業収益で9億6,489万1,000円の予算額に対して、一般会計繰入金1億9,417万4,919円を含む9億7,920万2,660円の決算額となっております。

一方、支出においては、水道事業費用に係る予算額9億5,898万9,000円に対し、8億4,212万805円の決算額となっております。

令和4年度末の給水人口は4万4,748人で、前年度比較で371人減となっております。普及率においては96.1%で、前年度と比較して増減なしとなっております。しかしながら、有収率で見ると、前年度比0.1ポイント減で、漏水をはじめ施設の老朽化等による有収率が低くなっております。

次に、資本的収入及び支出の部では、収入において、予算額4億4,702万6,000円に対して、一般会計繰入金1億2,959万4,830円を含む決算額3億2,024万371円となっております。

支出においては、資本的支出に係る予算額11億4,012万6,000円に対し、決算額5億7,280万518円、翌年度繰越額5億4,196万7,000円となっております。

収入に対する支出決算額の不足額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填されております。

質疑の主なものは、令和4年度中に給水停止を実施した地域別の件数は、との問いに、延べ件数では伊集院地域が143件、東市来地域が20件、日吉地域が16件、吹上地域が7件の合計186件であると答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、認定第8号令和4年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に、認定第9号令和4年度日置市下水道事業会計決算認定について、ご報告します。

収益的収入及び支出の部では、収入においては、下水道事業収益で7億7,879万8,000円の予算額に対して、一般会計繰入金3億429万8,000円を含む8億843万49円の決算額となっております。

一方、支出におきましては、下水道事業費用に係る予算額5億2,474万8,000円に対して、4億9,285万2,312円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入において、予算額1億8,108万3,000円に対して、1億6,884万3,320円の決算額となっております。

支出においては、下水道事業資本的支出に係る予算額3億8,246万7,000円に対して、決算額3億6,090万6,126円、

翌年度繰越額 1,281 万円となっております。

収入に対する支出決算額の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び引継金で補填された決算となっております。

質疑の主なものは、技術者の人材確保と技術者育成が課題であると記載されているが、人材の確保のための具体的な対応は、との問いに、維持管理については、経験や資格等が必要であるため、令和 5 年度に、埼玉県の下水道事業用の研修所に行くための予算を計上しているとの答弁。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、認定第 9 号令和 4 年度日置市下水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終了します。長いことありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これから、9 件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 件について、一括して討論を行います。発言通告がありますので、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 6 号及び認定第 7 号に対する山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16 番（山口初美さん）

私は、認定第 1 号令和 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

令和 4 年度の決算審査につきまして、私なりに考えて、問題だと思う点などを幾つか申し上げて、討論とさせていただきます。

まず初めに、市役所で働く人たちの雇用の問題について、申し上げます。

日置市で正規雇用で働く職員、令和 4 年は、男性 361 人、女性が 123 人、計 484 人。会計年度任用職員は、男性が 167 人、女性は 355 人、合計 522 人となっております。

非正規の会計年度任用職員のほうが 38 人も多いんです。正規と同じように専門性や資格が問われ、基幹的・恒常的に働いていても、賃金は正規の半分か 3 分の 1 程度。退職金もなく、老後の生活は心配。病気をしても、無理して働いたりしています。仕事には誇りややりがいを持ちながらも、労働者としては不安や不満を抱いて働いています。こういう状況では、正規職員の方も働きにくい。そういう職場になっていると私は考えます。

一番大きな不安は、来年も働き続けることができるかという不安です。雇用不安です。正規と同じ常勤職員になりたいと強く願っている人がたくさんいます。与えられた仕事のその責務を果たすため、一生懸命働いているのは正規も非正規も同じです。住民サービスを守り、向上させていくためには、雇用の改善が必要だと考えます。

働く人が安心して働いてこそ、日置市もよくなっていくはずですが、働く人を大切にしないまちが発展するはずがありません。現状の雇用の在り方は問題だと考えますので、認めることはできません。

また、2 点目に、自衛官の募集事務について、令和 4 年度も 18 歳と 22 歳の若者の個人情報住所、氏名、生年月日、男女の別の情報を抽出して、自衛隊に提供されました。本人や家族・保護者などの同意なく提供されました。これは自治体がすべき仕事ではありません。個人情報を守るのが自治体の仕事のはずです。情報提供されていることさえも本人たちには知らされずに、勝手に提供されているのです。こんなことを私は認めるわけにいきません。

令和5年からは除外申請ができるようになりましたが、2人の方が除外申請されました。市民に知らせる努力がまだまだ足りないということを、ここで重ねて申し上げておきたいと思います。

3点目に、次に、市民生活課の人権啓発事業研修補助金35万2,000円。特定の団体への補助金であり、税金の使い道としてはふさわしくないと、私は考えます。逆差別とも言えるもので、国においても同和対策事業は終了しています。私は、このことも認めることはできません。

4点目に、次に、個人番号カード事業を国の言いなりに推進していますが、このことも私は認めるわけにいきません。

カードの取得は任意のはずですが、この間の取得率は、本市でも上がりました。上がった理由は、マイナポイントがもらえるからということです。政府は、さらに銀行口座をひもづけるとか、健康保険証との一体化など進める計画ですが、1つの番号で全ての情報が1つにつながるリスク、情報漏えいのリスクがあることなどに対する市民の不安の声を無視して、国を進めるがままに推進していることは、私は問題だと考えています。

○議長（並松安文君）

山口議員、ちょっと待ってね。傍聴者にお願います。私語は慎んでいただきたいと思えます。

○16番（山口初美さん）

マイナ保険証でのトラブルも多発しています。この個人番号カード事業について、私は認めることはできません。

次、5点目は、教育費の就学援助制度についてです。

義務教育は無償とすると定めた憲法26条に基づき、申請すれば義務教育に係る給食費や教材費、就学旅行費などの援助が受けられる制度です。入学準備金は、入学に間に合う

よう、準備する段階で支給されるようになった点は評価しております。

しかし、申請しても所得の基準などで一律に判断され、受けられないことも多いのが現状です。せっかく申請されても受けられない。このようなことを私は認めることはできません。令和4年度は、小学生で340人申請して、受けられたのは246人です。中学校は218人、受けられたのは177人でした。

本市では、この制度の周知については、小中学校の子どもたち全員に対して配付し、制度の周知にしっかりと取り組んでおられる点などは評価しております。その結果、たくさんの方が申請をされているわけですが、さらに所得の基準の見直しなどが必要です。

そして、それぞれの申請者のいろいろな事情を丁寧に聞き取るようなことも、本市としてできたらと願っております。

今度は最後、農業の問題をここで申し上げます。

本市の基幹産業である農業の問題を申し上げなければなりません。近年の夏の猛暑、異常気象に加え、本市でも高齢化による生産力の後退は深刻です。作付面積も生産量も年々減っています。これを早く何とかしなければなりません。

令和4年度の本市の状況を見ても危機的です。外食産業や加工業などが輸入依存になっている中、近年のような異常気象のときには、生産量の減少がすぐに価格に反映します。外国に頼ってばかりもいられません。世界中で雨の降り方も不規則になってきていて、同じ作物を作ることにも、技術的にも難しくなっています。品質の低下、生育の停滞、病害の発生が起こった結果、入荷量が減少し、相場が上がっています。

このように、農作物は天候の影響を大きく受けます。燃料代などいろんな経費も上がっている中で、安心して農作物を生産できるよ

うにならないと、農業を辞める人は一層増えるでしょう。

今や我が国の食料自給率は38%です。こんなことでいいはずはありません。今は食料自給率を上げることを一番に考えることが必要だと思います。日本の食料は日本の大地から、日置市の食料は日置市の大地から。そういうことで、本当に、この農家に対する所得補償を政府に求めることが必要だと申し上げておきたいと思います。

本市の農業政策を、農業をやりたい人が安心して農業を続けられるようにするためには、国の農業政策を変える必要があります。地方から大いに声を上げていかななくてはならないと思います。

まとめといたしまして、今、日置市でも多くの女性たちがパートや派遣などの非正規労働を強いられ、正規雇用でも男性の約7割と男女の賃金が大きく、今の生活や将来の低年金への不安も深刻です。社会保障改悪が相次ぎ、賃金が上がらない中、物価高騰で貧困と格差はますます広がり、暮らしが脅かされています。今、国は大企業優先、アメリカ言いなりの政治を続けています。この国の悪政から市民の命や暮らしをしっかりと守る、防波堤となる役割が市に求められています。

この令和4年度の決算がその役割を十分果たせたとはいえないと思います。それどころか、国の悪政を市民に押しつけたと言わなければならない点もあります。私は、この決算を認めることはできません。

次に、認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

高過ぎる国保税は引下げが必要です。依然として新型コロナウイルス感染症の感染は持続しており、賃金や年金が増えない中で、物価高騰とともに市民生活への影響は続いています。そんな状況の下では、なおさら引下げ

が必要です。

国保税を払えば病院に行くお金がなくなるほどの重い負担を、早く軽くしないとけません。そのためには、国の財政支援が必要です。国が財政支援をしなければ、国保財政は成り立ちません。国がこれまで減らし続けてきた市町村国保への負担を元に戻し、国保税を引き下げるべきです。また、県の国保基金の活用で、国保の負担軽減に取り組むべきです。この点は、令和4年度は基金の活用がされた点は評価しておきたいと思います。

また、子どもが増えれば増税になる今の国保税の仕組みは、早く改善すべきです。所得のない子どもからも国保の均等割を徴収する今の現状を、早く改善するべきです。そして、子ども医療費の窓口負担を鹿児島だけが続けている現状を、一刻も早く改善するべきです。子育て世帯の負担を抜本的に軽減すべきです。

また、国保税が高いために、払いたくても払えない滞納者へは、資格証明書や短期保険証が発行されていますが、コロナの収束のためにも、当たり前の保険証をみんなに発行しましょう。まずは、医療を受ける権利を保障すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

次に、認定第6号令和4年度日置市介護保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

本市で取り組んでおられる介護予防の取組などは、努力されている点は大変評価をしております。住民とともに取り組んでおられる点、本当にこれは高く評価をしております。

さて、3年ごとに介護保険制度は見直されてきました。今は8期目です。来年度からは9期ということです。その見直しのたびに、保険料や利用料の負担は増やされてきました。そして、サービスはますます受けにくくなりました。食事代や部屋代の全額自己負担、これは早く抜本的に見直すべきです。介護保険

料を引き下げ、希望する人が必要な介護を安心して受けられるようにすることは急務です。

施設への入所を希望してもすぐに入れず、待っておられる方々がおられます。空くまで待たないといけないなんて、本当におかしいです。特別養護老人ホームの増設と低廉な費用で居住できる軽費老人ホームの増設も求められています。

障害者控除対象者認定書を対象者全員に交付し、税と介護保険料の負担も軽減すべきです。認知症予防につながる加齢性難聴者へ、市独自の補聴器購入助成制度創設も申し上げておきたいと思います。

介護施設などで働く職員は、コロナ禍の下で、命がけで働きました。人手不足の解消のための処遇改善や休業補償や労災認定など、働く人を守ることも必要です。

このことを最後に申し上げて、反対討論いたします。

次に、議案第7号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計……。

○議長（並松安文君）

山口議員、議案じゃなくて認定ですからね。

○16番（山口初美さん）

はい、失礼いたしました。訂正いたします。

次に、認定第7号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

75歳という年齢で区切って、家族からも切り離し、別枠の医療制度をつくったことそのものが差別だと私は思います。後期高齢者医療保険料の負担も重いです。そして、払いたくても払えない滞納者へは、短期保険証も発行されています。こんな冷たい国はほかにありません。高齢者に短期保険証はやめたほうがいいのではないのでしょうか。期限切れの保険証で病院にも行けず、手遅れということになりかねません。

高齢者を大切に、お年寄りを大切にと口で

言っても、とても大切にしているとは思えません。僅かな年金で暮らしていて、子どもの扶養家族に認定してもらっていても、75歳になった途端、切り離されます。その保険料の請求を見て、何かの間違いではないかと市役所の窓口に来られる方もいらっしゃいます。皆さん納得されたのでしょうか。歳を取って働けなくなって、医療や介護が必要となったときに、安心して医療や介護を受けられる、そういうまちに日置市をしたいと心から願います。この決算を、私は残念ですが認めることはできません。

以上、反対討論いたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第1号及び認定第2号に対する福田晋拓君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は、認定第1号令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定と認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

まずは、認定第1号令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

日置市では、会計年度任用職員の皆様が様々な部署で活躍されています。このことは、人件費の大幅削減などのメリットがあると考えます。子育てに対する経済的支援を充実させる就学援助制度や一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すための人権啓発事業補助金についても問題はないと考えます。

マイナンバーカードについても、市民の皆さんのご理解も深まり、コンビニ交付事業で

は窓口よりも安い金額で土日でも住民票や印鑑証明などの取得ができるなど、マイナンバーカードの利便性は住民サービスの向上につながっていると考えます。

このように、予算執行による事業の実績や成果は適正かつ効率的で評価できるものであります。

また、自衛官募集についても、自衛隊法や自衛隊法施行令と日置市個人情報保護条例に基づく適正な情報提供であると認識いたします。ちなみに、私の高校3年の息子も自衛官募集の案内を下に、先週、陸上自衛隊の入隊試験を受験し、ただいま結果待ちでございます。

これらのことから、認定第1号令和4年度日置市一般会計歳入歳出決算認定は認定すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

次に、認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本では、全ての国民が医療保険制度に加入する必要があり、加入することで病気やけがなどの場合に適切な医療給付が受けられます。その中でも、国民健康保険制度は被用者保険、後期高齢者医療制度などの医療保険制度にも加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度です。この国民健康保険制度に加入している人は、自営業者や無職の高齢者が中心であり、これまでの新型コロナウイルス感染症による影響が特に大きかったと思われまます。

また、ついに日本国民の10人に1人は80歳以上という時代に突入しました。高齢化が進み、保険料収入に対して保険金支払いが多い厳しい状況であります。そのような中、日置市民の健康と命を守るための保険料収入や予算執行による事業の実績や成果は評価できるものがあり、認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついても賛成といたします。

○議長（並松安文君）

次に、認定第6号に対する下御領昭博君の賛成討論の発言を許可します。

○15番（下御領昭博君）

ただいま議題となっております認定第6号令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、急速に高齢社会が進み、少子化や核家族化も進んで家族で介護者を支えることができない状態で、これらに対応するために創設されてから、今回で23年目となります。

第1号被保険者数は、令和4年9月末現在で1万6,596人で、前年と比較すると後期高齢者75歳以上が多少伸びています。

要支援・要介護認定については、令和4年9月末現在で2,786人で、前年度より減少しています。

介護サービス受給者数は2,578人で利用率は92.5%であります。

第1号被保険者の保険料は所得水準に応じて細かく9段階に分類されており、最小で1,830円、最大で1万370円で、基準月額額は6,100円であります。鹿児島県平均は6,286円で、本市は県内43市町村では高いほうから28番目になります。

介護サービスに係る給付費等総額は、令和4年度で約49億8,913万円で、令和3年度に比較して約1億6,804万円の減額となっております。また、第1号被保険者1人当たり約30万600円の給付額であります。

一般介護予防事業でも、全ての高齢者を対象に介護予防に向けた体操を住民主体で実施する筋ちゃん広場を118自治会で開催しています。まさに、介護者をできるだけ出さない、また、介護の度合いが進まないよう努め

ていることは評価できることとあります。

介護に頼らない生活が維持できるよう、各自が健康管理に十分配慮すべきとあります。しかし、介護が必要になったとき、介護の必要度合いに応じて介護サービスが受けられません。まさに助け合いの介護保険制度で、大変大事な制度とあります。今後も、市民と行政が一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

介護保険課の努力の成果が見られ、今後も引き続き努力されることを要望して、令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、認定第7号に対する池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

認定第7号を認定することに、賛成の討論をいたします。

歳入総額8億1,797万円のうち、約8,800人の保険加入者が支払う保険料は5億4,019万円。それに、一般会計からの繰入金2億5,552万円と雑入が1,958万円です。また、歳出は県の広域連合への納付金7億7,696万円が主で、加入者の健康保持・増進事業等に2,780万円が支出され、私ども議会が認めた予算に沿って、決して最高とは言えないまでも、最善の取組がなされてきたと考えます。

決算書にその数字は出てきていませんけれども、本市の加入者およそ8,800人に係る令和4年度の医療費総額は約89億円とあります。県内全市町村で構成する広域連合での運営でなければ、単独では医療費を賄えない状態とあります。これは議員各位もご承知のとおりです。

これからのさらなる少子高齢化は、介護保険事業と併せてますます厳しい運営になることが目に見えております。今の段階で、本会

計に反対を唱える理由はなく、将来を見据えて関係職員の努力はもちろん、加入者をはじめ、市民一人一人に自らの健康を守る心構えを訴えて賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第9号までの9件を採決します。

まず、採決順位第2の認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第8号及び認定第9号までの5件を採決します。

お諮りします。5件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第2の認定第3号から認定第9号までの5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、採決順位第3の認定第1号、認定第2号、認定第6号及び認定第7号までの4件を採決します。

まず、初めに、認定第1号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第1号令和4年度日置市一般会計

歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第2号令和4年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第6号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第6号令和4年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第7号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第7号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第22 請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願

○議長（並松安文君）

日程第22、請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、日置市吹上町湯之浦在住、かごしま骨髄バンク推進連絡会議日置市担当の中川ひとみ氏より提出され、紹介議員は、下園和己議員、漆島政人議員、福田晋拓議員の3名であります。

8月25日の本会議において本委員会に付託され、9月13日に委員全員出席の下、委員会を開催し、紹介議員を代表して下園議員と所管課である健康保険課に出席を求め趣旨の説明、本市の現状や見解を伺い、質疑、討論、採決を行いました。

請願の趣旨として、骨髄バンクは1992年からこれまで、骨髄移植を必要とする多くの患者の治療法として命をつなぐ重要な役割を担い、多くの実績を上げてきている。

一方で、骨髄・末梢血管細胞の提供者は善意の下に協力しているが、提供するに当たり、

仕事や学校を休むことになり、その影響で、生活、経済面において負担が生じることなど、ドナー登録をためらうケースも多く見受けられる。

また、現在のドナー登録者の年齢構成上の問題から、今後、登録者の減少も懸念されています。そのような中で、全国35の都道府県で骨髄等移植ドナー助成事業が実施され、自治体へ補助金が交付されており、全国987自治体で骨髄及び末梢血管細胞を提供されたドナーへの助成制度が導入されているが、本市では制度化されていない。

よって、今回の請願では、本市において1人でも多くの命を救うために、骨髄または末梢血管細胞の移植の推進、骨髄等提供者の負担軽減を図るため、日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供される市民の方への助成制度を検討してほしいという内容であります。

紹介議員である下園議員からの説明としては、骨髄等移植の現状、ドナー登録の概要、移植に伴うドナーの入院・通院に関すること、入院・通院に伴う休暇制度や補償等が一般企業などにはないことが大きな課題となっている。

また、全国の取組状況の中で、沖縄・九州地区では鹿児島県だけが未実施であり、県内市町村では鹿児島市のみが市単独で実施しているなどの説明があり、支援制度があることで、広く骨髄等ドナー登録への啓発、推進につながり、一人でも多くの命を救えるよう本請願の趣旨・目的をご理解頂き、本市での助成事業の実現をお願いしたいとの説明がありました。

次に紹介議員への主な質疑をご報告いたします。

委員より、全国的にも35都道府県が事業主体となり、多くの市町が支援事業を実施している中、鹿児島県は未実施であるが、請願者であるかごしま骨髄バンク推進連絡会議か

ら、県に対して請願・陳情等を要望したことはないのかとの問いに、これまでそのような要望を出したことはないが、今後、骨髄バンク登録推進を図るためにも要望していきたいとの答弁。

また、委員より、骨髄移植に伴う患者への医療行為は保険診療扱いになるのか、また、ドナーの医療費はどのような取扱いになるのかとの問いに、患者への医療行為は自身の保険適用となり、ドナーに係る医療行為も患者の保険適用となることから、診療報酬扱いとなるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、紹介議員の説明で了承し質疑を終了。

次に、所管課の健康保険課から、本市の現状や請願事項についての見解を伺い、その内容について質疑を行いました。

主なものをご報告いたします。

委員より、鹿児島市では入院・通院に要した日数1日につき、2万円を上限に7日間の助成を行っているが、他県の状況はどうかとの問いに、鹿児島市同様の取扱いもあるが、ドナーは休暇を取り入院・通院しなければならないことから、勤務する企業、事業所へ助成金を支給する市町もあるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号骨髓等移植ドナー支援に関する請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第23 請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。）の部分

△日程第24 請願第3号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について（2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。）の部分

○議長（並松安文君）

日程第23、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むことの部分から、日程第24、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障することの部分までの2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、日置市日吉町日置在住、山下博司氏より提出され、紹介議員は坂口洋之議員であります。

8月25日の本会議において本委員会に付託され、9月13日に委員全員出席の下、委員会を開催し、紹介議員と所管課の教育委員会事務局に出席を求め、趣旨の説明、本市の現状や見解を伺い、質疑、討論、採決を行いました。

請願の内容は、学校現場において、いじめ、不登校、貧困、教職員の長時間労働、退職者の後任教員の未配置など、解決すべき課題が山積みしていることから、豊かな学び、学校の働き方改革を実現するために、教職員定数改善が不可欠である。

また、小学校では、学級編制基準が段階的に35人に引き下げられている中で、中学校においても35人学級の早期実施、さらなる学級編制基準の引下げなど、少人数学級の実現が必要である。

自治体間において教育格差が生じないように、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが一定水準の教育が受けられるよう、条件整備が不可欠である。

以上のような趣旨から、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に対して、以下の2項目を付して意見書の提出を請願するものであります。

1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。

2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。

以上、2点が請願項目となります。

まず、紹介議員である坂口議員から、全国市長会の重点提言としての要望事項や県議会6月議会での教育環境の整備、充実を求める意見書の内容、義務教育国庫負担金の予算要求、教職員の勤務時間の実態調査、また、学級編制基準についてなど、資料に基づき説明があり、本請願の趣旨、目的をご理解頂き、本市議会での採択をお願いしたいとの説明でありました。

次に、紹介議員への主な質疑をご報告いたします。

委員より、35人学級について、小学校では年次的に進められているが、中学校についての考えはどうかとの問いに、中学校についても同様に早期の実現を要望するものであるとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。

次に、所管課の教育委員会事務局長及び学校教育課長に、本市の現状等について質疑を行いましたので、主なものをご報告いたします。

委員より、学級編制基準により1学級の定数が決まるが、年度途中で転入があった場合、その取扱いはどうなるのかとの問いに、4月6日時点の児童生徒数で学級編制が決まるので、年度途中で生徒が増加しても学級編制を見直すことはないとの答弁。

また、委員より、本請願中に学級編制基準の引下げ、少人数学級の実現が必要との記載があるが、さらなる少人数学級の必要性をどう考えるかとの問いに、どこまで少人数学級にするのが効果的なのかにもよるが、生徒一人一人にきめ細やかな指導を行える面においては、少人数体制のほうがよいと考えるが、その効果、成果というものは見えにくいこともあると捉えている。その一方で、集団としては、ある程度の人数のほうが多様な考え方や交流の場を通して豊かな人間形成が育まれることも考えられるとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

その後、項目別に討論、採決を行い、1項目めについては、委員より、35人学級は既に年次的に実施されている中で、中学校についても国が財政措置や教育行政の現状を考慮した上で、計画的な施策を考えている。また、本市の現状として、少人数学級も多く、早急に教職員定数の改善に取り組まなければならない状況ではなく、むしろ教員の成り手不足についての改善策を図ることが重要ではないかとの理由により、反対討論がありました。

また、委員より、中学校の定数改善について、現在40人学級編制であるが、途中で転入があると、41人、42人と増える可能性があり、教育環境に大きく影響することになる。

また、期限つきの教職員雇用が増えているが、安心して学校生活を送りながら教育を受けられるような環境を整えるためにも、今回の請願事項に賛成するとその賛成討論がありました。

そのほかに討論はなく、採決の結果、請願第2号の1項目め、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むことにつきましては、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、2項目めについて討論、採決を行い、委員より、調査研究をした上での願意となっているかと思うが、国は財政状況等を考慮した上で政策を進めている中で、一方的な見解により意見要望をすることは好ましくないと考えるとの理由により、反対討論がありました。

また、委員より、貧困と格差が拡大する中で、子どもの健康も深刻になっている。日本の子ども関連の予算は国際的にも低い水準であり、全ての子どもたちが健やかに学び、育つためにも、教育予算の拡充を図り、教育水準の維持向上のためにも、国がその財源を確保し保障する必要があるとの理由により、賛成討論がありました。

また、委員より、少子化が進む中、国は教育予算の充実を図りながら教育行政に取り組んでおり、今後も推進していくものと期待されるとの理由により、反対討論がありました。

そのほかに討論はなく、採決を行った結果、請願第2号の2項目め、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障することにつきましては、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第2号の1項について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての①少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むことについて、賛成討論を行います。

この請願は、県議会でも、また県内の議会でも採択をされております。先生方の労働条件の改善や少人数学級の実現は本当にいろんな人が望んでいることです。子どもたちや先生方もそうです。地域の方々や保護者はもちろん、そういうことがあると思いますが、本当に先生方の労働条件の改善とか少人数学級の実現というのは、子どもの教育条件の問題です。

今、私は、ある小学校の担任をされている先生からお聞きしたお話をここでお伝えしたいと思いますが、空き時間がほぼなく、やることに追われる日々です。午前6時半に家を出て帰宅が午後8時半を超える日が続いています。小中学生の我が子たちとは顔を合わすことだけで精いっぱいです。

この先生は、児童の一人から、先生よく寝てねと言われたそうです。今、先生の成り手不足が問題になっています。家に持ち帰って仕事をすることもあるようです。今、抜本的に改善をしないと、全国の学校が崩壊をする、

そういう危機感を持って、いろんな方たちが声を上げておられますが、本当に、今、先生方の長時間労働の問題も深刻です。

先生方が、心に余裕を持って子どもたちと接することができるようにすることは急務です。定数の改善を国に求める意見書を採択すべきと私は考えます。少人数学級の早期実現もそうです。日置市議会も、県議会やほかの自治体議会と同じように採択すべきだと、私は心からそう思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、黒田澄子さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

私は、ただいま議題になっております請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むことに、反対の立場で討論をいたしますが、私は予算の増加や教職員の増員が不要と考えているものではなく、政府は今年度も増額予算を出している現実があり、少子化の中でもしっかりと教育環境の整備に取り組んでいますし、本市の状況は過疎化であり、既に少人数や複式学級が多い状況にあることなど、あえて本議会が意見書を出すまでの状況ではないため反対であるとまずは申し上げます。

まず、政府は、教育予算の拡充を毎年度続けています。皆さんご存じのとおり、ここ数年でパソコンやタブレットの全児童生徒への導入、全ての普通教室へのエアコン設置など、大きな教育予算が執行されてきました。

令和5年度政府予算も前年度比123億円増の5兆2,941億円であります。この増

額の中身には、1、小学校35人学級や高学年の教科担任制の推進、2、働き方改革の推進のための支援スタッフの充実、3、新たな教師の学びを支える研修体制の構築などの予算も含まれています。

小学校の少人数学級推進は、本市においても伊集院小学校だけが教室の増築が必要となり、昨年度から増築に備え、駐車場の移動と新たな設置がなされ、学校の増築の建設費も本日の最終本会議に入札の結果が議案として計上されています。

少人数学級が始まる時の2021年5月、当時の文科大臣は、公立小学校での35人学級が実現することを受けて、中学校の35人学級化にも積極的に取り組み、小中学校の30人学級の実現につなげたいという考えを示し、既に政府においても少人数学級の推進は今後図られる道筋ができています。

何事も計画的に進めていくのが大切ですし、そのための準備はもっと大事です。早期にと政府を駆り立てる必要もなく、少人数学級実現にはもちろん、それに伴い教職員の増員は当然であり、昨年度、鹿児島県の教員数は1.8倍増でありました。意見書を出すまでもありません。

また、今後、中学校へと進んでいきますが、本市において、今年度40人の学級は東市来中学校1年生2学級のみであります。ちなみに、土橋中は全生徒22人、日吉学園後期課程では、既に7学年、8学年、9学年が30人または30人以下の各1学級という現状であり、早急にとという状況自体が当てはまらないのが本市の状況でございます。

以上の理由で、本市では計画的に進められていることと、早急にとといった意見書を出すまでの現状はなく、それよりも、昨年度は県内で教職員が64人欠員で本市も1人の欠員であったこと、また、今年度も、県は23人欠員でスタートであったことなど、本県、本

市においては、予算だけでは解決できないこの課題のほうが喫緊の課題ではないかとも考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について、1項目めでございます、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むことについて、賛成の立場で討論いたします。

この請願内容、趣旨については、鹿児島県議会の6月議会で、県議会議員全員の賛成で賛成採択された内容と同様であります。また、全国の市長会、教育長会、鹿児島県内の多くの議会で意見書が採択された内容であります。

今、学校では、いじめ、不登校、発達障害のある子どもたちの割合も増加し、令和元年度から、本市においても、さきの議会で答弁がありました支援学級に通う児童生徒が80人増加しているとのことがありました。また、教職員の希望者の減少や早期退職者、メンタルヘルスの休職者の増加等、多くの課題が指摘されています。

項目の願意である少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数改善に取り組むことが求められており、国に対して日置市議会としても意見書を提出することが必要であると考え、この請願に賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

○7番（是枝みゆきさん）

通告を出しておりませんでしたけれども、お二方の今の賛成討論を受けまして、私も少しお話をさせていただきたいと思います。

○議長（並松安文君）

賛成討論ですね。

○7番（是枝みゆきさん）

賛成討論です。よろしゅうございますか。

請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての1について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国は、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全、安心な教育関係を整備するために、公立の小学校、義務教育学校前期課程の学級編制の標準を段階的に引き下げております。本市でも基準の通り、小学4年生までが現在35人学級となり、令和7年までに6年生まで35人学級に移行されます。これは、昭和55年以来、約40年ぶりのことで、教育現場からは長きにわたって強い要望があった一つでございます。

私も40年ほど前、しばらくの間、教職に携わっておりましたが、その間、非常に学校が荒れた時代でございました。子どもたちが夜徘徊をしてみわって、先生方もそれを見回りに行かれる、夜回り先生という言葉も出てきました。自分の子育ての時代になりましたら、ゲーム機の出現によりまして、表面化しない隠れた生活問題、こういったものが出てまいりました。そして、近年においてはコロナの発生、GIGAスクール構想によるICT等を活用した学び、多様化の一層の進展など、急激な変化が起こって、本市においても増える不登校児童生徒、それから特別な支援が必要な児童生徒の増加、生徒指導による時

間外勤務など、先生方の多忙化は収まることを知りません。社会の変化に対応する制度の改善は、これは、やはり急務だと考えております。

先般の同僚議員の一般質問の中で、先ほど坂口議員からもありましたが、特別支援学級在籍数、令和元年度から約80人増ということが教育長からのご答弁ございました。調べますと、小学校が186人、これ全体で2,549人いますので、頑張って計算をしましたら、7.3%の特別支援学級に在籍している子どもたちがいる。中学校が70人です。これ全体で1,351人おりますので、5.2%が特別支援学級に在籍しております。

教育長が、先般、通常学級においても支援が必要な児童生徒が増えているとおっしゃいまして、大変その言葉が心に残っております。小学校では、特別支援学級に在籍しておりましたが、中学校に上がって通常学級に措置替えをされる場合が多いというふうに中学校の先生からお聞きいたしました。通常学級に支援を必要とする生徒が多いことになって、当然、1学級の生徒数の引上げがなければ、きめ細かい指導にも限界があります。

調べてみると、本市の中学校に以前、3人の支援員が配置されていたところですが、現在、2人の配置となっております。3学年を受け持ちますのに、1学年はどうしても手薄になるというそういう状況になっております。

また、少人数指導、従来の学級単位とは異なる少人数を組織して編制された学級ですが、これを取り入れている学校も、比較的大きな学校を中心に6校が取り組んでいるようです。きめ細かい指導が必要とされる分、限られた先生方の人数で指導をしなければならないため、受け持ち授業が増えるなど負担増になる現象が見られ、非正規教員の割合を増やす一因にもなっております。

豊かな学びのために、先生が行う教材研究

や授業準備も十分に確保することが難しい現状でもあります。教材研究のために、勤務中のみならず、自宅に帰られてからも仕事をされます。

繰り返しになりますが、教職員の健康と福祉、これを守ることが子どもたちの学びに影響します。教職員定数改善と学級編制標準の中学校での早期実現、少人数学級の実現のために教職員定数の改善が不可欠と考え、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、請願第2号の1項を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。請願第2号の1項を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての1、少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むことの部分は、不採択することに決定しました。

次に、請願第2号の2項について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願の2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障することについて、賛成の立場で討論をいたします。

この請願は、県議会や県内のほかの議会でも採択されております。本市の教育委員会も、必要性については認識しておられます。市当局も願っておられることだと私は考えます。日本の教育予算は国際的にも低い水準にあり、これを改善することは急務であるため賛成です。

今、物価の高騰などで貧困と格差が拡大する中で、子どもの貧困も深刻化していますが、全ての子どもたちが健やかに学び育つために、子どもたちのための教育予算を増やし、基準や施策を抜本的に改善し、安心して学べるようにするべきです。

給食費、教材費を含め、義務教育費を完全無償化すること、就学援助を抜本的に拡充し、公費補助を増やすこと、正規の教職員を増やし、長時間過密労働を解消すること、残業代を支給することは当然必要と考えます。今のままでは、先生の成り手不足も改善されないのではないのでしょうか。教育予算を増やすということは、子どもたちの豊かな学びを実現することにつながります。

今、だんだん多くの人に知られるようになりましたが、公立学校の教員は何時間残業しても1円の残業代も出ません。そういう法律があるのです。先生の成り手不足の原因は、教員の過酷な労働条件が原因だと思います。先生方の長時間労働をなくしていくためにも、この請願を採択すべきと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

請願第2号の2項目めについて反対の討論をいたします。

1項目めの反対討論の中のご意見と幾らか重なるところもあるかもしれませんが、請願全体に対する討論の内容も含まれるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

この請願趣旨にある学校現場での様々な問題や教職員の長時間労働など、このことは私どももかねてから耳にしているところであります。先日、中央教育審議会の特別部会は、公立学校の教員確保のための対策として緊急提言をまとめました。その内容は、教員給与特別措置法、給特法です。先ほど、残業手当が出ないとおっしゃいましたけれども、教員の給与にはその分上乘せがされているわけですが、この法律の改廃、もっとよくしようというようなことでしょうか。あるいは校内行事の簡素化も含めた精選、そして教員の一定時間の休息を確保する勤務間のインターバルの必要性などであります。

また、いわゆるモンスターペアレントといわれる保護者からの対応には、教育委員会の支援体制も構築すべきだというふうに提言をしております。

私が最近聞いた保護者からのクレームの一例です。ごく近いところで、私の知っている先生であります。保護者から、学校にゴキブリが出るので子どもが登校をしたがらない、学校の衛生管理はどうなっているんだというような電話があったというふうに聞きました。このようなクレームは、学校教育以前の社会教育の分野であります。まさに子どもの教育には親が第一義的に責任を持つ、まさに親として、大人としての常識を学ぶ親学の必要性をむしろ強く感じるところであります。

ご承知のように、請願と同じ内容は先ほどもありましたけれども、毎年、全国都市教育長協議会からも、また全国市長会の社会文教部会の重点事項にもあります。これらを受けて、国は、来年から教員業務支援員を全国で2万8,000人、加えて、学習指導員を2,000人以上増やし、不登校解消に向けた校内教育支援センターの拡充にも取り組みます。

また、本市でも職務軽減策の一つ、部活動対応には、既にこの6月に第3回目の部活動在り方検討委員会が開かれております。このことは、5月24日に開かれました令和5年度日置市教育委員会定例会において、北海道帯広市で開催された全国都市教育長協議会の定期総会に出席をした奥教育長の教育長報告の中の文部科学省の取組概要とほぼ同じであります。出席教育委員全員の承認でこのことは証明をされております。国も地方自治体も様々な事象に対応しながら、一つ一つ改善をしていかなければなりません。

最近、教職はブラックだとの印象がありますが、果たして全てがそうでしょうか。新聞投稿なども賛否両論であります。毎年、教え子たちの同窓会に招かれ、その成長を身近に感じられるのは教員ならではのことで、出校日に子どもたちの顔を見て、この子らが夏休みに元気に頑張ったこと、生き生きと創作活動に取り組んだ姿が目に見え、児童の笑顔に元気をもらい、成長する姿に感動をもらう、今の環境に感謝をして教師として自分は成長していきたいともあります。そして、教職の魅力発信は、我々教員が担う重要な責務であるとも、新聞の投稿にもありました。つまり、苦勞を感じている教員もあれば、生きがいを感じて一生懸命その場で頑張ろうとしている先生方もあるということを示したい。

教育先進国のフィンランドには夏休みの宿

題がありません。それでも世界トップクラスにあるのは、子どもたちが主体的に学ぶ姿にあります。まずは置かれた立場で、主体的な学びをとというふうなうたう学習指導要領の実現に最善を尽くす、その姿は児童生徒にも通じるはずであります。教師自身が利他の心を持ち、周りにその心を広げてほしいと念じて討論いたします。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について、賛成の立場で討論いたします。

2項目めでございます。義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障することの部分について、賛成の立場で討論いたします。

この請願内容、趣旨については1項目と同様であり、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務で保障することが必要であり、国に対して、日置市議会としても意見書を提出することが必要であると考え、この請願に賛成いたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、請願第2号の2項を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。請願第2号の2項を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障することの部分は、不採択することに決定しました。

△日程第25 議案第59号伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結について

○議長（並松安文君）

日程第25、議案第59号伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第59号は、伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結についてであります。

伊集院小学校校舎増築建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

それでは、議案第59号伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結について、補足

説明を申し上げます。

議案第59号は、伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約を次のとおり締結するものでございます。

1、目的は、伊集院小学校校舎増築建築工事。2、方法は公募型指名競争入札の方法で実施。3、金額は2億1,120万円で、4、相手方は、日置市東市来町湯田2283番地、株式会社松建、代表取締役松崎清香でございます。

この工事に至った経緯でございますけれども、小学校の1クラス当たりの定員は40人が上限とされていましたが、2021年の法改正によりまして、この上限が35人に引き下げられました。それまでは小学校1年生のみが35人となっていたものを、段階的に全ての学年が35人学級に移行されることと、伊集院小学校は、今後も児童が増加すると見込まれており教室が不足することから、校舎増築が必要となり計画したものでございます。

次のページに、建設工事請負契約書を添付してございます。

工事名が、伊集院小学校校舎増築建築工事、工事場所は日置市伊集院町下谷口地内、工期は議決の翌日から令和6年7月31日までを予定しております。

請負代金額は2億1,120万円で、うち消費税及び地方消費税の額は1,920万円、契約保証金は2,112万円でございます。

この工事について、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約のあかしとして、本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

なお、この契約は仮契約とし、契約担当者が議会の議決を得たとき、本契約として効力

を生じるものとするとなっております。

仮契約締結の日は、令和5年8月30日です。

入札の結果につきましては、契約書の次のページをご覧ください。

入札執行日は、令和5年8月24日で、予定価格は消費税を抜いた金額が1億9,360万円です。最も低い金額で応札した者が株式会社松建で1億9,200万円ございまして、落札金額は2億1,120万円という結果でございました。

入札の参加者につきましては、日置市内の5者と日置市内の業者と共同企業体を組んで参加された1者の6者から応募がございました。

株式会社松建の予定価格に対する落札率は99.17%になります。

次に、落札者の主な工事経歴を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

ここで、株式会社松建の会社概要についてご説明を申し上げます。

県知事許可で建築工事業、土木工事業などの特定建設業であります。資本金は2,000万円。過去2年の平均完成工事高は約2億6,399万円でございます。営業年数は42年でございます。

次に、図面につきまして説明を申し上げます。

まず1枚目が配置図でございまして、工事箇所は斜線部分で申請建物と表示してあり、管理教室棟の西側になります。2枚目が平面図、3枚目がそれぞれの方向から見た立面図となっております。

建物は鉄筋コンクリート3階建てで、延べ床面積が596m²。1階に普通教室と多目的教室、2階と3階に普通教室をそれぞれ配置してあります。なお、電気設備工事や機械設備工事等については別途発注いたしております。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号伊集院小学校校舎増築建築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第60号鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（並松安文君）

日程第26、議案第60号鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第60号は、鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第60号鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

別紙をお願いしたいと思います。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約でございます。同規約の一部を次のように改正することとしまして、別表第1と別表第2の団体の名称変更になります。

別表第1で、組合を組織する組合市町村78団体ございますが、それを列記したものと及び別表第2で組合が共同処理する事務と当該事務に係る組合市町村を列記したものでございまして、表中、伊佐北始良環境管理組合を伊佐湧水環境管理組合に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の鹿児島県市町村総合事務組合規約の規定は令和5年4月1日から適用することとしております。

以上、ご審議をお願いしたいと思います。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第27 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第27、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第28 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第28、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付します。

△日程第29 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第29、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は8月25日の招集から本日の最終本会議まで36日間にわたり、令

和5年度一般会計補正予算をはじめ特別会計補正予算、南薩地区衛生管理組合規約の変更、日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正、日置市営住宅条例等の一部改正、日置市立学校設置条例の一部改正、日置市火災予防条例の一部改正、令和4年度日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定、伊集院小学校校舎増築建設工事請負契約の締結、鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和5年第3回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

午後2時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 福田晋拓

日置市議会議員 長倉浩二